

出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）結果
（各府省が行ったもの）

平成22年9月

【内閣府】			
沖縄総合事務局	・	・	1
【総務省】			
総合通信局	・	5	
【法務省】			
法務局・地方法務局	・	2	5
【厚生労働省】			
地方厚生局	・	2	7
都道府県労働局	・	5	7
【農林水産省】			
地方農政局	・	9	9
森林管理局	・	1	5 3
漁業調整事務所	・	1	6 5
【経済産業省】			
経済産業局	・	1	7 1
【国土交通省】			
地方整備局	・	2	1 1
北海道開発局	・	2	3 7
地方運輸局	・	2	6 7
【環境省】			
地方環境事務所	・	2	7 5

【内閣府】 沖縄総合事務局

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
沖	1 内部管理事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	2 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	3 駐留米軍用地の返還に係る跡地利用に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	4 駐留米軍用地等以外の土地に係る位置境界の明確化に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
沖	5	北部振興事業の実施に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	6	公正取引委員会の地方事務所が所掌する事務		公正取引委員会の地方事務所は、そもそも今回の仕分けの対象外。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	7	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(財務部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	8	財務省の財務局が所掌する事務		財務省の財務局は、そもそも今回の仕分けの対象外。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	9	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(農林水産部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	10	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部		地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖繩の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖繩振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)		(説明)			
沖	11	林野庁及び水産庁が所掌する事務の一部	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	12	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(経済産業部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	13	経済産業省の経済産業局が所掌する業務		経済産業局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖繩の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖繩振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	14	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(開発建設部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	15	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	16	国土交通省の地方整備局が所掌する業務		地方整備局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖繩の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖繩振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)		(説明)			
沖	17	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（運輸部）	C-c	沖縄は様々な特殊事情を抱えていることから、沖縄の振興を図ることは国の責務である。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖縄における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖縄振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖縄県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖縄総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）	—	—
沖	18	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務		地方運輸局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）	—	—

【総務省】 総合通信局

(総括表)

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
総	1 内部管理事務	(1-1) C-c (1-2) A-a	総合通信局内部の組織・職員に係る事務で、組織を管理していく上で必要不可欠な業務であり、地方移譲し分散させることは非効率である。 また、組織内部の情報管理の観点からも、分散することは著しい支障を生じるものである。 なお、地方移譲が生じる場合に、それに相応する内部管理事務は移譲するものとする。	・全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」 ・内部管理事務(地方移譲に係るもの)「地方移譲」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	2 無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	A-b	総合通信局では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応(総務部門の職員が他の業務と併行して実施)を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波監理に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波監理の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。 一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、選択的に移譲することは可能。	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	3 電波利用料の徴収等	C-c	電波の適正な利用確保のため、総務大臣が行う電波の監視等に必要経費として徴収する電波利用料は、無線局免許等の日を基準として毎年度発生するものであり、「無線局の免許等」に付随した一体不可分の事務である。また、本事務は、事務量的にも限られた人数で実施しており、地方移譲によりかえって行政効率低下すると考えられる。 よって、引き続き総合通信局において実施することが適当である。	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	4 電気通信事業の登録・届出等	※	<p>電気通信事業の登録・届出等の事務は、次の理由から、国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査した上で対応したい。</p> <p>(1) 携帯電話・ブロードバンドなどに代表される電気通信サービスは、警察・消防等への緊急通報といった国民の生命・身体の安全性確保、電子商取引をはじめとした企業の経済活動の基盤となる重要な社会インフラとして、高い公共性を有するものであり、その業務に対する規律の適正な運用を確保することが必要である。</p> <p>当該規律の適正な運用に際しては、2015年頃を目途に全世帯でブロードバンド利用を実現する「光の道」構想（新成長戦略（2010年6月閣議決定）等）など、国が推進する電気通信行政全体との整合性確保が不可欠となる。</p> <p>(2) また、携帯電話の利用者は1億を超え、ブロードバンドの利用者は3000万を超える中で、事故・障害や違法・有害情報による被害等が発生した際は、国民生活や企業の経済活動に多大な支障を与えることになる。</p> <p>(3) このため、電気通信事業者には、サービスの安定的な提供や利用者保護等を図ることが求められているが、電気通信サービスは、各事業者のネットワークが相互につながり、全国的・国際的規模で提供されるものであり、県域等の概念にとらわれるものではないため、県域等をまたがる事業者が太宗（現に約8割の事業者は、全国をサービス区域）を占める中で、地域ごとに規律の運用が異なると、事業者に混乱が生じ、ひいては国民利用者の利益が損なわれるおそれがある。</p> <p>(4) また、事業者同士のネットワークが、全国的規模で物理的につながってサービスが提供される特性上、ある自治体で生じた事故・障害等であっても、その影響はその自治体にとどまらず、大規模化・広域化するおそれが高く、事故・障害等の被害者・被害場所と起因者・起因場所が別々の自治体となることが通例である。</p> <p>(5) このような電気通信事業の性格上、ある自治体のみで、緊急時の対応等を迅速かつ的確に行うことは困難であり、また県域等をまたがる事業者が太宗を占める実態に即した規律の運用を行うことが、国民生活や企業の経済活動の基盤としての電気通信サービスの安定的な提供につながると考えられることから、電気通信事業の登録・届出等の事務は、国として広域的・統一的な対応を一元的に行うことが必要である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
総	5	情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）	A-b	<p>地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。</p> <p>地方総合通信局では、これまでも地域における地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。</p> <p>しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、移譲することが可能と考えられる。</p> <p>なお、情報通信技術の産学官連携に関し、民間に対する助成事務は現在実施していない。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>
総	6	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（民間に対する助成）	—	<p>地方総合通信局では、情報通信分野の技術開発を民間においても実施する上での、各種相談や様々な支援制度の周知・助言など、研究開発に関する支援は必要に応じ行っているが、現在、地域の企業・大学等の研究開発に対する助成は行っておらず、助成に関する事務は地方総合通信局では実施していない。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)	(説明)			
総	7	同上（国の委託研究）	A-b	<p>本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地域産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、地方総合通信局においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的事務のみを実施している。</p> <p>なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>こうした専門的知識を有する職員を配置されることを前提に、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	8	情報通信技術（ICT）に関するベンチャー支援（独立行政法人への推薦）	—	行政刷新会議の事業仕分けにおいて、情報通信分野のベンチャー企業支援については、平成21年7月に設立された(株)産業革新機構に助成事業を統合すべき等との理由から、「廃止」と評決されたことから、平成21年度末をもって廃止済。	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	9	同上（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新計画の承認等）	—	<p>経営革新計画の承認は、基本的に都道府県知事が実施しており、異なる都道府県に所在する複数の中小企業が共同で申請する場合に、国の出先機関が承認事務を行うことと法定されている。</p> <p>仮に国で行っている承認事務を現在想定される広域実施体制で行うとしても、その広域の実施体制の位置づけなどが現時点では不明確であり、現行制度の安定的実施の観点からも、都道府県による永続的な広域実施体制が構築されるまでは引き続き、出先機関（総合通信局等）で実施することが適当と考えられる。</p> <p>なお、本事務については、当該法律の主務官庁である経済産業省の結論に準じ対応するものとする。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	10 情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）	※	<p>①情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査及び②複数の市町村域・県域にまたがるICT利活用を推進するための、ICT導入の標準仕様策定に向けた支援の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成21年度予算に係る事業をもって廃止される。</p> <p>他方、知事会PTからは「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を仕分けると次のとおりである。</p> <p>（総論）</p> <p>○ 『光の道』構想は、国において推進すべきものである（主要国においても、ブロードバンド整備とその利活用の促進は、国家レベルで推進）。</p> <p>○ また、広域におけるICT利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICTを通じた地域の課題解決の在り方とともに全国のICT利活用事例を把握している国が関与することが適当。</p> <p>（個別事務に関する補足）</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的ICTの導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に把握しておくことが必要となる。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「廃止・民営化」		地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがるICT利活用を推進するための、ICT導入の標準仕様策定に向けた支援事務</p> <p>本事務は、国が効果的・効率的なICT利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携によるICT導入に係る標準仕様（有効性・安全性を含めた最適なICT関連機器・システムの導入手法等）を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT関係事業者等幅広い主体からICT技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。</p> <p>事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の実地検査対応</p> <p>本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還（行政処分）や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。</p> <p>また、先進的ICTの導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。</p> <p>以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p>			
総	11 公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定（民間に対する委託実験）	—	<p>本事務はすべて本省で実行しており、現在総合通信局等でやっている事務はない。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」</p>	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	12 情報通信に関する広報啓発・相談 (セミナー開催等) (対民間)	※	<p>民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発については自治体を実施し、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関する広報啓発は国自らが実施する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>①一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的なICTを中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報(支援策、優良事例等)の更なる周知・啓発(セミナー・シンポジウム等)の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>②国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス、放送コンテンツ制作の取引適正化に関する周知 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、国のICT戦略、電波・放送、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。 例えば、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」については、放送事業者を所管する総務省として、下請法等の法令に照らした取引適正化を図り、より透明で公正な製作取引の実現に向けてガイドラインを作成しているところであり、また、各地の放送事業者や番組制作事業者に対する調査等の協力や依頼を行うことがあるため、専門的な知識を有した総務省が行う必要がある。よって、本業務を自治体に移管することは困難であり、国で周知を行うことが適切。仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	13	同上（対地方自治体）	※	<p>自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的ICTを中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。</p> <p>仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「廃止・民営化」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	14 放送局の許認可等	C-c	<p>放送局が使用する電波は行政区画とは無関係に伝搬・拡散するという特性があり、他地域に設置された放送局と同じ周波数の電波の使用は当該利用地区の潜在電界の状況や無線設備の技術的条件によって、当該放送局間で混信が発生するおそれがある。</p> <p>このような電波特有の物理的性質も踏まえ、放送局の運用に支障が発生しないよう、放送局に指定する電波の周波数管理は、全国的視点で国が行っている。また、放送局の技術的条件を含め放送局間でその運用に支障が生じない免許となるよう、免許等許認可事務は、専門的な訓練を受け実務を経験した者が担い、総合通信局において判断が困難な場合は本省に指示を伺う等、法令面・技術面での審査を行っている。</p> <p>当該業務に携わる実務担当者は、放送局免許に係る許認可事務のみならず、本省や総合通信局内における他の無線局許認可部門や電波監視部門の経験を積んで能力を高め、関連法令に基づく適正な許認可事務の持続的な事務執行に備えている。</p> <p>NHKや東京キー局に代表されるように、複数の地方公共団体をまたぐ放送事業者もあり、そのような放送の実施形態や前述した許認可事務の人的資源育成の観点も踏まえ、放送局の許認可は、一の地方公共団体による許認可によらず、放送行政として総合的、一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>仮に放送局許認可事務を地方公共団体に委譲し、地方公共団体間で相互に混信を発生させてしまうような免許とその運用が行われた場合、災害時等緊急時の放送に著しい支障を及ぼす懸念がある。</p> <p>以上の理由から、放送局の許認可等に係る事務については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	-	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>
総	15 民放テレビ難視聴解消事業	-	本事業は、平成20年度で終了	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」	-	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	16	日本放送協会の監督	C-c	<p>日本放送協会は、「公共の福祉のために、あまねく全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする」法人であるので、自治体が当該法人の監督をしたのでは、その法人の設立目的を達成できない。</p> <p>また、協会の放送局に係る許認可、各種届出に係る事務を出先機関が行うことはあるが、これは協会に限らず全ての放送局に通じることであり、協会のみを特別に取り扱うことはできない。これらの事務は放送法等の規律の下、他の放送局と同様に取り扱う必要がある。</p> <p>以上の理由から、日本放送協会の監督は引き続き国（総合通信局）で一元的に行うことが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	17	放送大学学園の監督	C-c	<p>放送大学学園の放送局に係る許認可、各種届出に係る事務を出先機関が行うことはあるが、これは放送大学学園に限らず全ての放送局に通じることであり、放送大学学園のみを特別に取り扱うことはできない。これらの事務は放送法等の規律の下、他の放送局と同様に取り扱う必要がある。</p> <p>放送局の許認可事務は、専門的な訓練を受け実務を経験したものが、法令面・技術面で審査を行っており 一の地方公共団体による許認可によらず、放送行政として総合的、一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>以上の理由から、仮に自治体間の広域的实施体制整備が行われても、当該体制に隣接する自治体との関係を鑑みた場合、上記と同様の支障が生じ、放送大学学園の監督に係る事務は引き続き国（総合通信局）で一元的に行うことが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
総	18	ケーブルテレビ等の許認可等	※	<p>ケーブルテレビ等に係る事務は、次の理由から国による一律の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不分明なところを今後確認・精査して対応したい。</p> <p>(1) 高い専門性の確保 ケーブルテレビは、現在、地上テレビと同様に重要な生活インフラとなっており、ブロードバンド通信サービスなども提供する総合メディアとなっており、その許認可に当たっては最新の通信・放送技術面での審査が必要となっているほか、他の放送事業者と同様、ケーブルテレビ事業者に課せられる施設・業務面の両方での規律の適正な運用を確保するため、高度かつ専門性の高い業務を担う人材を全国一律に確保する必要がある。</p> <p>(2) 放送政策としての整合性の確保 地上テレビ放送のデジタル化完全移行に向けた放送政策の一環として、ケーブルテレビが地上テレビ放送を補完、受信障害の解消を図るなど放送政策全体との整合性が不可欠となっている。</p> <p>また、ケーブルテレビ事業者は、他の放送事業者と同様、施設・業務面の両方で、規律の適正な運用を確保する必要があり、放送に関する規律の運用には、他の放送との整合性を確保しつつ、慎重に行う必要がある。</p> <p>加えて、近年、県域を越えて全国で事業展開をするケーブルテレビ事業者が多数おり、地域ごとに規律の運用が異なると、事業者に混乱が生じ、ひいては受信者の利益が損なわれる恐れがある。</p> <p>(3) 再送信同意問題を巡る紛争処理への対応 再送信同意を巡る地上放送事業者とケーブルテレビ事業者間の協議には、地元の関係者との連絡調整や、当事者間の協議を促す両事業者への適切な指導等が必要である。</p> <p>また、この問題解決には、東京キー局との調整や準司法の紛争処理手段なども必要となり、これらの対応には国による一元的な実施が不可欠である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
総	19 電波有効利用の促進（周波数の割当計画等の策定）	C-c	<p>電波は行政区域とは無関係に伝搬するだけでなく、地理的条件（山、海、平地、建物等）にも大きく影響を受け、小規模無線局の審査といえども、電波の特性上、意図しないエリアへの伝搬は無視できず、混信源としての伝搬エリアは実用エリアをはるかに越えることもあるため、地方総合通信局での無線局の免許審査には全国的視点と地域的視点のいずれもが要求され、かつ、日進月歩の勢いにある電波利用技術に関する極めて専門的かつ高度な知識が必要となっている。</p> <p>また、他の無線局との混信等を防ぐため、地方総合通信局では、無線局免許の判断基礎となる地域の周波数割当計画（割り当てることが可能である周波数の一覧）の策定や見直しを実施している。この計画は国際的な周波数分配の下、限られた周波数資源を最大限に活用できるよう地域的・全国的な周波数利用状況や将来的なニーズを踏まえて作成されるものであり「無線局の免許等」と一体不可分の事務である。また、法令に基づく適正な運用が求められ、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要であることから、電波有効利用の促進（周波数の割当計画等の策定）に係る事務は、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	-	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	20	無線局の免許等	C-c	<p>電波は行政区域とは無関係に伝搬するだけでなく、地理的条件（山、海、平地、建物等）にも大きく影響を受け、小規模無線局の審査といえども、電波の特性上、意図しないエリアへの伝搬は無視できず、混信源としての伝搬エリアは実用エリアをはるかに越えることもあるため、地方総合通信局における無線局の免許審査には全国的視点と地域的視点のいずれもが要求され、かつ、日進月歩の勢いにある電波利用技術に関する極めて専門的かつ高度な知識が必要となっている。</p> <p>また、電波の特性から、他の無線局との混信等を防ぐため、電波法等に基づいて無線局が適正に運用される必要があり、免許に当たっては長距離通信を行う無線局や全国的・広域的に移動する無線局等との免許の調整が必要となるため、自治体間の広域的实施体制の組合せは無限になる。更に、災害時や国の安全保障に係る緊急時には、重要通信や非常通信を確保するための無線局に対し緊急に免許を付与することも必要である。</p> <p>このように、無線局の免許等は、法令に基づく適正な運用が求められ、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要である。</p> <p>以上の理由から、無線局の免許等に係る事務については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	21	無線従事者の免許	C-c	<p>無線従事者は無線局の構成要素のひとつ（電波法第2条）とされ、無線従事者に係る事務は「無線局の免許等」と一体不可分の事務と位置付けられる。</p> <p>無線通信において、混信・妨害を発生させないよう留意しつつ必要な通信を確保するためには、無線通信の運用及び技術に関する専門的かつ高度な知識・技能が不可欠であり、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（RR）等に基づき、世界的にも政府の発給による無線従事者免許等によりこれを担保している。</p> <p>無線従事者の免許は、合格した国家試験の受験地、養成課程の実施場所及び講習を受講した場所の都道府県を管轄する総合通信局等に申請することとされており、総合通信局では、免許の付与に係る事務を実施している。本事務は、事務量的にも限られた人数で実施しており、地方移譲によりかえって行政効率は低下すると考えられる。</p> <p>以上のことから、無線従事者の免許に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	22 電波監理（電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等）	C-c	<p>電波は行政区域とは無関係に伝搬し、混信妨害・混信被害も行政区域に関係なく広範囲に発生する。この混信源の探査・特定は、電波の特性上、発射源を徐々に絞り込み、最終的には近傍において実測する以外に方法はなく、地方移譲した場合、一体的かつ効率的な探査に欠かさない自治体間の広域的实施体制の組合せは無限にあり、かつ、自治体間の対応の相違（対応の乱れ）は移動しながら発射される不法電波や間欠的に発射される不法電波の探査に著しい支障を生じさせる。加えて、重要無線通信妨害においては国民の生命・財産に重大な被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、各地方総合通信局（全11局）の電波監視に関する管轄区域は、行政区域とは無関係に伝搬する電波の特性を踏まえ、電波の監視活動の円滑な対応のために「全国一円」とされており。（総務省組織令第138条第2項、総務省組織規則第272条・第300条）、電波監視システムの監視施設を使用した探査活動の実施、不法・違法無線局の告発・指導のほか、重要無線通信等に対する混信・妨害の特定・排除等、電波の監視に係る事務を行っている。</p> <p>電波の監理は、法令に基づく適正な運用が求められ、専門かつ高度な知識が必要であり、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要である。</p> <p>以上のことから、電波の監理（電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等）に係る事務は、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	23 高周波利用設備の許可・監督	C-c	<p>高周波利用設備（ワイヤレスカードシステム、工業用加熱設備、医療用設備等）が副次的に発射する電波は、行政区画とは無関係に伝搬し、無線局に対する妨害源となるため、他の無線局に影響を及ぼさないよう、原則として設置許可を受けるよう電波法で定められている。</p> <p>許可申請の審査は、技術基準への適合や申請に係る周波数使用による他の通信への影響などから判断しているが、設備から漏洩する電波が他の無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、設備の設置場所については、その設置場所を管轄内とする地方総合通信局において現地調査等を実施し、把握・確認の上判断する必要がある。</p> <p>また、近年、当該設備の利用が拡大しており、設備許可申請の審査に係る事務量も増加しているが、電波の適正な管理の観点からは、国が定める電波法令及び技術基準に基づき許可に係る事務を行う必要があり、「無線局の免許等」を行う各総合通信局において一体的に実施することが必要かつ合理的である。</p> <p>なお、高周波設備の許可・監督に係る事務の実施にあたっては、技術面での適合を確認するなど一定の執行体制が不可欠となるが、現在でも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して行っているほか、当該設備がテレビや携帯電話、非常時の通信等、国民生活に密着し、生命、財産を守るために重要な役割を果たしている無線通信に与える影響の大きさを考慮すると、地方自治体の実施する業務としてはなじまないと考えられる。</p> <p>以上のことから、高周波設備の許可・監督に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	登録点検事業者の登録・監督	C-c	<p>登録点検事業者制度とは、無線局の落成検査、変更検査及び定期検査において、総務大臣の登録を受けた民間事業者（登録点検事業者）が行う無線局の点検の結果を活用するものである。</p> <p>登録点検事業者としての登録は、申請者側の利便を考慮する観点から、各総合通信局において実施されているが、登録点検事業者が行う点検結果が、無線局の免許等に直接反映されることから、登録時の審査事務だけでなく、点検事業者による電波法令違反に対する監督も併せて実施することが必要となっている。これらの審査や監督は、国が定める電波法令に基づき行われるものであり、かつ、全国各地に存在する各事業者に対して同等の管理・監督を行うためには、「無線局の免許等」を行う各総合通信局において一体的に実施することが必要かつ合理的である。</p> <p>また、この事務は無線局検査の一部をなすもので、「無線局の免許等」と一体的に行うことが合理的であって、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率低下すると考えられる。</p> <p>よって、登録点検事業者の登録・監督に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	電波利用環境保護に関する周知広報	C-c	<p>放送、携帯電話や警察・消防・防災行政無線等のように、国民生活に密着し、生命、財産を守るために重要な役割を果たしている電波については、その正しい利用方法や電波法令に対する正しい理解醸成の取組のほか、法令違反を未然に防ぐためにも日頃の広報活動が重要となっている。</p> <p>このため、総務省では、様々なメディアを通じた普及啓発を全国規模で実施しているほか、全国各地で、かつ多様な世代・層に対し、電波利用秩序の維持や不法無線局に対する注意を喚起するため、地方総合通信局において、地域メディアを通じた普及啓発活動を実施している。</p> <p>なお、電波利用環境保護に係る周知広報の活動は、「無線局の免許等」及び「電波監理（電波の監視等）」を補完する事務であり、国が行う電波監視活動や電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要であり、一定の執行体制が不可欠となる一方、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率率は低下すると考えられる。</p> <p>以上のことから、電波利用環境保護に関する周知広報に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	電波適正利用推進員活動の推進	C-c	<p>「電波適正利用推進員」は、総務省が行う電波監視活動とあいまって、地域社会の草の根から電波の適正利用を推進するため、各総合通信局長が委嘱する地域の民間ボランティアであり、電波の正しい利用の必要性について地域住民に理解を求める活動や、混信など利用者からの相談の受付、相談窓口の紹介などの活動を実施している。</p> <p>各総合通信局では、無線通信に関する一定の知識・経験、電波の適正な利用に係る活動への理解と関心、居住地区事情の精進度などの要件を勘案し、2年を超えない範囲で電波適正利用推進員を委嘱している。また、各総合通信局においては、推進員に対する研修等を通じた指導、活動への支援のほか、推進員としての規律の維持、活動の遂行に支障があった場合の対応なども必要となっている。</p> <p>電波適正利用推進員の活動は総務省の行う電波監視活動を補完するものであり、「電波監理（電波の監視等）」とは一体不可分で行われるべきものであることから、地域内の適切な人材への職務の委嘱や、研修等を通じた指導、活動への支援に係る事務は、推進員の活動範囲となる各総合通信局において実施することが適切である。</p> <p>なお、本事務は、国が行う電波監視活動との連携下で行われる必要があり、一定の執行体制が不可欠となる一方、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率低下と考えられる。</p> <p>以上のことから、電波適正利用推進員活動の推進に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	24	信書便事業の監督	※	<p>信書便事業に係る事務は、次の理由から国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応したい。</p> <p>(1) 信書便事業は、一の都道府県区域を越えて事業を展開する者による引受物数が多く、全国的・広域的な情報流通ネットワーク（引受・区分・輸送・配達）を形成している。</p> <p>(2) 他事業者との協定等を通じていつでも柔軟に全国的・広域的な繋がりを有することが可能であることから、個別の都道府県が他県における事業状況をチェック（検査・監督）することは容易ではなく、遅配・誤配等の重大事故につながるおそれがあることから、全国的・広域的な監督体制が必要である。</p> <p>(3) 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達の分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便ユニバーサルサービスと一体的に国が行うことが妥当である。</p> <p>(4) 各都道府県に事務権限を分散して移譲した場合、移譲される各県ごとの予想事務量は少なく、各県単位では行政効率が著しく非効率となってしまう。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

【法務省】 法務局・地方法務局

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
法	1-1 内部管理業務	C - c	・事業の実施主体が実施することが適当である。	【全国知事会】国に残す。	—	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。
法	1-2 同上（地方移譲に係るもの）			【全国知事会】地方移管。		
法	2 総合法律支援に関する事務 ・日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・日本司法支援センターに対する立入検査等	C - c	・本来国が行うべき司法に関する事務である。	【全国知事会】国に残す。	—	
法	3 国の利害に関係のある争訟に関する事務 ・民事に関する争訟に関する事務 ・行政に関する争訟に関する事務	C - c	・国の利害に関係のある争訟について国の立場から取り扱う事務であり、正に国が直接行う事務にほかならない。	—	—	
法	4 公証に関する事務 ・公証人の指導監督等	C - c	・公証人の事務は、裁判に匹敵する位置付けをされているものであり、公証人の監督は、法令に精通した法務省の職員以外の者が十全に行うことは極めて困難である。	【全国知事会】地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。	【日本公証人連合会】地方移管には反対。	
法	5 市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等	C - c	・市区町村長の職権による誤記等の修正件数が年間約17万件にも上る現実を考慮すると、法務局によるサポートを継続・充実する必要がある。	【全国市長会】組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。	—	
法	6 国籍に関する事務 ・帰化に関する事務 ・届出による国籍取得に関する事務 ・国籍離脱に関する事務 等	C - c	・国の構成員である資格は、国が決定するものである。 ・全国統一した運用が必要であるところ、国が判断の基準を整理しても、実務において機能する処理基準にはならない。	【全国町村会】「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。	—	
法	7 各種供託事務 ・弁済供託 ・執行供託 等	C - c	・全国統一した運用が必要であるところ、国が判断の基準を整理しても、実務において機能する処理基準にはならない。 ・拠点の分散により、人件費及びシステム経費が増加する。	—	【日本司法書士会連合会】地方移管には反対。	
法	8 各種登記事務 ・不動産登記 ・商業・法人登記 等	C - c (ただし、登記事項証明書等の交付事務については、C - a)	—	—	【日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会】地方移管には反対。	
法	9 司法書士に対する監督、司法書士会の会則の認可に関する事務等	C - c	・司法書士及び土地家屋調査士の業務の中心は登記に関するものであることから、登記事務の実施主体が、司法書士及び土地家屋調査士を監督することが適当である。	—	【日本司法書士会連合会】地方移管には反対。	
法	10 土地家屋調査士に対する監督、土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等	C - c	—	—	【日本土地家屋調査士会連合会】地方移管には反対。	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
法	11 司法書士試験の実施	C - a	・市場化テストの実施による民間委託を検討しているが、市場化テストを実施しても、市場化テストの趣旨である「経費の削減」にはつながらないなど、市場化テストの実施に当たっては、解決すべき課題がある。	【全国知事会】 廃止・民営化等	—	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされた。
法	12 土地家屋調査士試験の実施	C - a			—	
法	13 人権擁護に関する事務	C - c (ただし、人権啓発活動地方委託事業のうち地方自治体において、その地域の独自性を活かして実施される講演会開催、資料作成、放送(テレビ・インターネット)、新聞広報、地域総合情報誌掲載、地域指導者研修会開催の各委託事業については、A - a)	・国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、国が人権擁護を行うことは国際的要請でもある。地方自治体とは連携協力し、実施すべきものであって、相互に排斥し合うものではない。	【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。 【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村(広域連携を含む。)に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。 【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。	—	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。

【厚生労働省】 地方厚生局

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚 1 及 び 2	内部管理事務	① A-a ② C-c	① 地方へ移譲される事務・権限に係る内部管理事務 ② 引き続き地方厚生(支)局で実施する事務・権限に係る内部管理事務			
厚 3	国家試験の実施 ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師の国家試験	C-a	<p>・上記国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康的な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験業務においても公平・厳正に実施する必要があるため、地方厚生局において実施している。</p> <p>・平成23年度から診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び管理栄養士(以下「診療放射線技師等」という。)の国家試験の実施業務について、市場化テストを導入することとしており、当該業務の民営化の是非については、当該市場化テストの実施状況について検証のうえ、検討してまいりたい。</p> <p>・また、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師及び薬剤師の国家試験の実施業務については、平成23年度からの市場化テスト導入の対象外としたところであるが、平成23年度から民間競争入札の対象とすることとしている診療放射線技師等の出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験業務の実施状況を踏まえた上で、民間競争入札等の導入を検討することが適切であると考えている。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：廃止・民営化		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
厚	4	医療法人（広域）等の監督	A-a	<p>・医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。</p> <p>・このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		
厚	5	国開設病院等の監督	A-a	<p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。</p> <p>しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚 - ①	6 指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定	A-a	<p>被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。</p> <p>なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督（指定の取り消しを含む）までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考えられる。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>一方で、都道府県へ権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		
厚 - ②	6 指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告聴取等	A-a	<p>特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>一方で、都道府県へ権限を委譲することとした際には、上記で述べたとおり、特定感染症指定医療機関の指定を国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
厚	7	・指定医療機関等の指定等 「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定	A-a	<p>・現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、その他の病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ、指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなくば、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲	地方分権改革推進委員会第2次勧告：地方へ移譲	
厚	8	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定	A-a	<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」（同法第1条）行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>当該事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、指定医療機関等の指定についての考え方はすでに法令等で定めているため、都道府県がこの考え方に従って当該業務を実施することは可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなくば、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」（同法第1条）行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>したがって、当該事務は国の責任において統一的に実施する必要があり、引き続き、国の事務としつつ、本省よりも実情を把握しやすい地方厚生局において担当することが、効果的・効率的であると考えられる。</p>
厚	9	・指定医療機関等の指定等 医療観察法に基づく指定医療機関の指定等	C-c	<p>・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療については、司法制度と密接に関連したものとして、また、強制入院の1つとして、国のみが医療提供義務を負う形となっている。入院の際の手続きについても本人に対する適切な処遇を決定するため、司法機関たる裁判所と精神医療の専門家たる精神保健審判員の合議体による審判を経るものとなっており、入院決定となった場合の指定入院医療機関は、病室の個室化や手厚い人員配置など厳格な基準を満たした上で厚生労働大臣の指定を行っている。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方に移譲		<p>法は、厚生労働大臣に入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療提供義務を課し、医療の実施に当たっては、厚生労働大臣があらかじめ施設、人員配置等に関する基準に適合するか調査し、これに適合するもののみを法に基づき指定しているところ。</p> <p>法に基づく医療は、国が後見的な立場から、一元的に扱う医療であり、当該指定事務の実施に当たっては、</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>・したがって、国に代わり医療を提供する指定医療機関の指定等の権限についても国の業務として行う必要がある。</p> <p>【具体的な支障】</p> <p>・仮に、指定等の権限を地方公共団体に移譲した場合、心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療については、司法制度と密接に関連したものであるとして、また対象者の社会復帰の促進のため国の責任において実施するという法の趣旨に反することになる。</p> <p>・また、指定医療機関の監督等に当たっては、地方厚生局の所掌事務である法対象者の移送や地方裁判所及び保護観察所との連絡調整等の関連事務があることから、地域の実情を直接把握しづらい本省において指定事務を実施することは、極めて非効率である。</p>			<p>地方厚生局の所掌事務である法対象者の移送や地方裁判所との連絡調整等の関連事務が発生することから、地方厚生局がかかる事務を専門的かつ統合的に遂行することが適当である。</p>
厚 及 び 11	病原体等の管理対策（民間及び地方自治体）	C-c	<p>・病原体等の管理規制、病原体等によるテロを防止する観点や健康被害の広域的影響のおそれなどの観点から、危機管理として国が一元的に管理する必要があるものとして創設されたものであり、国が責任を持って、引き続き行う必要がある。</p> <p>（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）③に該当）</p> <p>・また、病原体管理に係る制度は、病原体の盗取等の防止に主眼を置いた施設での取扱管理であり、自治体が既に実施している感染症対策とは性質が異なっている。</p> <p>・さらに、三種病原体等所持施設は、各県あたり数カ所程度しか存在していないため、仮に自治体の事務とした場合には、病原体管理業務に伴う担当職員の配置、費用の面から非効率になる。さらに、病原体等の管理対策については、ノウハウが必要であり、国として、担当者の実務遂行能力を低下させないための業務が発生する。（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）④に該当）</p> <p>・なお、三種病原体等所持施設については、比較的、施設数が多いことから、ブロックごとに担当者を置いて対応することが、業務運営上効率的と考えられる。</p> <p>・テロ対策という国家の危機管理に係るような病原体管理業務について、民間の業務とすることについては、厳密な機密情報管理、費用負担のあり方等多数の問題があり困難と考える。</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>		<p>病原体等の管理規制、病原体等によるテロを防止する観点や健康被害の広域的影響のおそれなどの観点から、危機管理として国が一元的に管理する必要があるものとして創設されたものであり、国が責任を持って、引き続き行う必要がある。</p> <p>（参考）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年）（抄） 六 病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないように万全を期すこと。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚 及 び 13	12 ・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会	A-a	<p>・養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>・しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		
厚	14 生活衛生同業組合振興計画の認定	A-a	<p>・生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		
厚	15 複数の都道府県で活動する中小企業等共同組合（広域）の許可等	A-a	<p>・事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。（移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。）</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		

機関名	事務・権限		自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等	
			(記号)				(説明)
厚 及 び 17	16	補助金の執行等 ・学校法人への臨床研修費等補助金等 ・保育所運営費国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、結核医療費、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金等	C-c	<p>・補助金の執行等については、執行及び交付の早期化や国の政策として有効な実施、不祥事未然防止の強化等を図るため、地方厚生局で実施してきたところである。</p> <p>・補助金の在り方については現在地域主権戦略会議において「一括交付金化」の議論がなされており、当該事業の取り扱いについても、補助金制度そのものの在り方を検討する必要がある。</p> <p>・全国的にバランスのとれた基盤整備を進めていくことが重要であることから、国が責任をもって引き続き実施する必要がある。</p> <p>・国として考える施策や他の法令等による規制等に対応することが必要である。</p> <p>・地域の実情に応じた早期執行、都道府県・市町村等と密接に連携を図った補助事業の有効な実施を図る必要があり、ブロック単位で実施するのが効率的である。</p> <p>・交付先が市町村であるため、他の補助金と比べ交付決定や確定審査の件数が多く、本省で実施する場合、事務量が膨大で非効率であり、出先機関で実施した方が確定審査の充実及び早期化、不祥事未然防止の強化を図ることができる。</p> <p>・地方厚生局の職員が直接現地確認を行うことがあるが、これを本省で実施するとした場合、人員や予算的に極めて非効率である。</p> <p>・以上の理由により、引き続き出先機関の事務・権限とするものである。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：廃止・民営		
厚	18	社会福祉法人（広域）等の認可	A-a	<p>・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		

機関名		事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
厚	19	生活保護法に規定する保護施設等 (都道府県立)の監督	C-c <p>保護施設に対する監督については、市町村、社会福祉法人等が設置するものに対しては都道府県が行っているが、都道府県が設置するものに対して当事者である都道府県が行うことは適当ではないため、国が実施すべきである。</p> <p>また、当該事務は、本省よりも各地の保護施設の実情を把握しやすい地方厚生局が行う方が効率的かつ効果的である。</p> <p>このため、当該事務については、地方厚生局において引き続き実施すべきである。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：廃止・民営化	地方分権改革推進委員会第二次勧告：地方へ移譲	
厚	20	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認	A-a <p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
厚	21	民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名	C-b	<p>・近年、家族や地域のつながりが希薄化している中、児童虐待等家庭の抱える問題は深刻になっており、地域で抱える福祉課題も多様化してきている。そのような中、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の役割はますます重要になっている。</p> <p>・また、厚生労働大臣が委嘱することは、無報酬で活動している民生委員・児童委員にとって、その活動の遂行にあたっての使命感・責任感を高めており、委嘱権限は国に残すことが必要である。また、当事者団体（全国民生委員児童委員連合会）も委嘱権限を国に残すよう強く求めている。</p> <p>・なお、民生委員・児童委員の委嘱については、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を踏まえ、権限自体は引き続き厚生労働大臣としつつ、その手続きを簡略化するよう見直しを行っているところであり、その具体的な方策については、全国知事会、全国市長会、全国町村会や当事者団体（全国民生委員児童委員連合会）に対し説明を行い、了承いただいている。</p>	<p>・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p> <p>・民生委員・児童委員の委嘱については、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を踏まえ、権限自体は引き続き厚生労働大臣としつつ、その手続きを簡略化するよう見直しを行っているところであり、その具体的な方策については、全国知事会、全国市長会、全国町村会や当事者団体（全国民生委員児童委員連合会）に対し説明を行い、了承いただいている。</p>	<p>厚生労働大臣が委嘱することは、無報酬で活動している民生委員・児童委員にとって、その活動の遂行にあたっての使命感・責任感を高めており、民生委員・児童委員の委嘱の権限を地方へ移譲すると、民生委員・児童委員の使命感・責任感が低下することから、当事者団体（全国民生委員児童委員連合会）は委嘱権限を引き続き厚生労働大臣とするよう強く求めている。</p>	<p>・地方分権改革推進委員会 第一次勧告（平成20年5月28日） 「民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」</p> <p>・地方分権改革推進委員会 第一次勧告のフォローアップ（第78回地方分権改革推進委員会（平成21年3月25日）において発表） 「民生委員の委嘱手続きについて、新分権一括法の中で民生委員法を改正し、以下のように簡略化を図る予定である。」</p> <p>・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする。</p> <p>・市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することにより、地域の実情に応じた審査を可能とする。</p> <p>さらに、運用面についても、委嘱手続きに関する通知の見直しを行うことで、簡略化を図る予定である。」</p>
厚	22	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）	A-a	<p>・指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関わらない事務（上記①～④の事務を想定）については、指定医証の取り扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなくば、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方に移譲</p>		<p>精神保健指定医の指定に関する事務は、指定医の業務が精神障害者本人の意思にやらない入院や行動制限の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものであることから国の責任において実施する必要がある。</p> <p>指定に関する業務のうち、指定医証の交付等については、行政の効率化の観点から、各地方厚生局に当該事務に必要な人員を配置し、効率的な業務執行を実施している。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚	23 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行	A-a	<p>・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。今後、当該事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。</p> <p>なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		<p>「出先機関改革に係る公開討議」（平成22年5月12日厚生労働省）における方針本事業においては、以下の事項について対応可能であれば、地方へ業務移管することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事情の根拠規定を明確化した上で、裁定事務と同様、法定受託事務とする法令上の手当を行う。 ・ 特別買上償還の多い年度は、特別弔慰金等の裁定事務で都道府県が多忙な年度と重なるため、都道府県において、迅速な対応ができるよう体制を整える。
厚	24 医師等の臨床研修施設等の指導監督	A-a	<p>臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚	25 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等	A-a (一部C-b)	<p>・総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。</p> <p>① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。</p> <p>② 総合衛生管理製造過程における例外承認（※1） 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）④に該当）</p> <p>なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。</p> <p>・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法（※2）の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。</p> <p>※1：総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。 ※2：食品の原料の受入れから製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバルスタンダードである。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さまなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>全国知事会「出先機関原則廃止PT最終報告」：地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」 ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。</p>	<p>特区構想に伴う北海道からの総合衛生管理製造過程制度の知事への権限移譲の提案に対する意見（日本食品衛生協会、日本乳業協会、日本食肉加工協会）（平成17年8月3日） 北海道知事から道州制特区構想にともなう食品衛生法第13条の総合衛生管理製造過程承認制度に関する権限移譲の提案がなされています。この提案には、総合衛生管理製造過程承認制度の対象食品のほとんどが全国的に広域流通していることから、国が責任を持って対応すべきです。</p> <p>そのためには国の機関である厚生局が全国レベルの視点に立ち、全国一律の運用により承認に関する一連の事務を実施している現行の厚生労働大臣による承認制度を維持する方が、食の安全を確保するために重要かつ必須であり、この提案に同意することはできません。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
厚	26 登録検査機関の登録等 ・食品衛生法の登録検査機関	C-c <p>・登録検査機関は、食品の安全性を確保するため、厚生労働大臣や都道府県知事等の委託等を受け、食品衛生法上の各種検査を行う機関であり、厚生労働大臣等は、登録検査機関の検査結果を基に、輸入禁止や回収命令などの権限を行使することができる。</p> <p>・輸出・輸入食品については、その検査機関の精度管理について、諸外国においては国による監督等がなされているところであり、我が国においても、国の責任において監督することが求められている。輸入食品に違反があった場合、相手国政府からは検査精度の検証を求められ、国の責任において対応しているかどうかを確認される。実際に、輸入ミネラルウォーターの異物混入が問題となった際は、相手国（EU）から、分析を行った検査機関は日本当局により公に認定されたものかどうか確認された。その他、輸入食品の個別の違反事例に関する相手国政府からの照会があった場合には、国として対応している。検査機関に問題があった場合には、輸出の禁止・違反輸入食品に係る改善要求の困難化等、円滑な輸出入に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、国として責任を問われることから、引き続き国の責任において実施する。</p> <p>・また、当該事務を自治体に移管した場合、問題のある登録検査機関を直接是正する仕組みがなくなることから、事故発生時の迅速な検査に支障をきたすおそれがある。</p> <p>・なお、登録及び監視指導を行うにあたり、本省から全国各地の施設に赴くのは極めて非効率であり、業務の効率性の観点から引き続き厚生局において実施するのが適当である。 (地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)③に該当)</p>	<p>「全国知事会 出先機関原則廃止PT最終報告」：地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」 ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。</p>		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
厚	27	指定検査機関の指定等 (食鳥検査法の指定検査機関)	A-a	<p>・食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。</p> <p>・この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、さらに制度上の設計につき検討を要する。</p> <p>(例：指定検査機関は全国に16カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たる必要がある。）</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>「全国知事会 出先機関原則廃止PT最終報告」：地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」</p> <p>・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。</p> <p>・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。</p> <p>・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。</p>		
厚	28	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	A-a	<p>○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体への移譲することにより、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。</p> <p>○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要であると認められる場合にあつては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省（消費者庁長官）の権限・事務を存置する必要があると考える。</p> <p>○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。</p> <p>○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。</p>	<p>全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム</p> <p>平成22年3月23日「国の出先機関の原則廃止に向けて 中間報告」において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は「地方に移管」とされている。</p>		<p>地方分権改革推進委員会</p> <p>平成20年12月8日 第2次勧告において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」については、「一の都道府県内等のみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。</p>

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			<p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
厚	29 健康保険組合等の指導監督	C-c	<p>健康保険組合の指導監督権限を都道府県に移管することについては、以下の理由により、慎重な検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険制度においては、地方負担がない一方、国費が投入されており、国は事業の運営が適正に行われていることを自ら担保する責務を有していること等から、地方へ一元的に事務を移譲するのは不相当であり、引き続き国も事務を行う必要がある。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当) 都道府県に指導監督の権限を移管した場合、都道府県等をまたがって従たる事務所を有する健康保険組合への指導監督の手法・体制について検討する必要がある。 健康保険組合は、主たる事務所以外に従たる事務所を置くことができる。従たる事務所(127事務所)を有する46健保組合のうち、41組合が本部と別の府県に従たる事務所(110事務所)を置いている(平成21年5月現在)。 健康保険組合の事務所は都道府県に偏在しており、組合が多い都府県(5都府県で全国の7割以上を占める)では、相当の体制を新たに確保する必要がある。 一方、組合が1~3つしかないような県もあり、このような県においても指導監督の体制を確保せざるを得ず、地方移譲を行った場合、行政効率が著しく非効率となる。また、このような県においては業務のノウハウが蓄積されないため、指導監督の水準に濃淡が生じるおそれがある。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当) 当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが適当である。 	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険年金制度に関する議論など、今後国において抜本的な見直しを検討される事項については、その方向性に十分留意しながら、当面は現行制度を前提にして、指導監督に関する事務を地方に仕分ける。 (仕分けに当たっての留意事項) 健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。 <p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」より個別都道府県意見(平成22年7月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合の指導監督については、地方移管と仕分けされている事務のうち一部のものが国が担う真の役割とは何かとの観点から、地方移管の可能性について慎重に検討すべき。 		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
厚	30	国民健康保険の保険者等の指導	C-c	<p>・国民健康保険制度においては、地方負担に比して国庫負担の割合がかなり高く、国がその適正な運営に責任を持ち、国民健康保険財政の安定的運営のために不断の努力を行うことが不可欠である。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当)</p> <p>・一方、都道府県における保険者への指導については、各都道府県における財政状況等により、その実施方法、頻度等にばらつきが見られるところであり、このような中で都道府県のみが指導を行うこととした場合、保険者に対して統一的な指導を行うことが困難となる。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当)</p> <p>・さらに、現在、国保組合の指導監督を当該組合の主たる所在地の都道府県が行っているが、遠隔地の事務所の指導監督に苦慮していることから、全国統一的に適切かつ公平に行う観点から、都道府県のみでなく国も行う必要があると認められるところである。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)①に該当)</p> <p>・当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが適当である。</p>	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) (仕分けに当たっての留意事項)</p> <p>・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。</p>		
厚	31	後期高齢者医療制度に係る市町村及び広域連合の指導等	C-c	<p>・後期高齢者医療制度における市町村広域連合への指導等を都道府県が行うとなれば、各都道府県は1つの広域連合のみを対象として指導等を実施するということになるが、そのためだけに相当の指導監督の体制を確保せざるを得ず、地方移譲を行った場合、行政効率が著しく非効率となる。また、指導等のノウハウや専門的知見を蓄積することが困難であるため、全国的に各都道府県の指導等を行い、その実情を把握している国が行うことが適切であると考え。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②、④に該当)</p> <p>・また、後期高齢者医療制度においては、毎年かなり多額の国費が投入されており、国は事業の運営が適正に行われていることを自ら担保する責務を有していること等から、地方へ一元的に事務を移譲するのは不適當であり、引き続き国も事務を行う必要がある。(75歳以上の医療給付費に対する公費の負担割合は、国：都道府県：市町村＝4：1：1であり、このほか、国からは、低所得の方及び被用者保険の被扶養者であった方の現行の軽減措置を継続するための費用等を補助)(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当)</p>	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) (仕分けに当たっての留意事項)</p> <p>・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>・国からの市町村広域連合への指導は、本省の内部部局のスリム化を図りつつ、全国各地の市町村広域連合に対して迅速に対応する必要があること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが妥当であるとする。</p>			
厚	32 企業年金制度等（厚生年金基金及び確定拠出年金等）の運営に関する業務	C-c	<p>公的年金制度の上乗せの所得確保の仕組みである企業年金制度等は、国民の老後の所得確保に係る自主的努力に国として支援措置を講ずる制度であり、公的年金や税制と密着に関係することから、その制度設計には、国全体の所得保障政策の一環として、国が責任を持つ必要があり、今後、新年金制度の創設に伴う企業年金制度全般の見直しを行う予定である。</p> <p>また、現在、地方厚生局で行っている、企業年金制度等に係る規約の承認・認可や指導監督等の業務は、統一性・効率性の観点から、現状のようにブロック単位で行うことが望ましく、以下の点から、当面は国（地方厚生局）で実施する必要がある。</p> <p>① 企業活動の多様性から、複数の都道府県にまたがる事業所や加入者を有する企業年金も多く、全国を通じた適正かつ公平な運営の指導が求められる。このため、国と各都道府県との間で、迅速かつ的確な連絡調整、情報収集が可能な体制を整備する必要があること。</p> <p>② 各都道府県に存在する企業年金の数に大きな差異があるため、企業年金の数に応じて業務量にも大きな差異が生じることとなる。業務の適正な実施のため、企業年金の実施事業所が集中する都市部においては、業務量に応じて、より多くの人員配置が求められること。 （確定拠出年金 東京都：1,279件、大阪府：315件、島根県：4件、宮崎県：3件（平成22年3月31日時点） 確定給付企業年金 東京都：2,206件、大阪府：963件、鳥取県：20件、高知県：18件（平成22年3月31日時点））</p> <p>③ 確定給付企業年金の実施件数が急増していることから、規約の認可・承認業務を迅速かつ効率的に処理するため、一般職員に加えて、年金数理の専門家（「年金数理人」）を配置し、審査体制の強化を図る必要がある一方、年金数理人の数は限られていること。 （年金数理人：490人（平成22年7月1日時点））</p>	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） （仕分けに当たっての留意事項） ・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。</p>		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
厚 33 - ①	保険医療機関等の指導監督等	C-c	<p>保険医療機関等の指定、指導監督等に関する事務については、以下の理由から地方厚生局で行うことが妥当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険診療契約の締結、指導監督等に関する事務であり、保険者に代わって統一的去るべき事務である。我が国の医療保険には、地域保険のみならず全国的な被用者保険が存在するため、地域を越えて保険者の利益を代表する必要があることを踏まえると、全国横断的に当該事務を実施するためには国が担うことが適切である。 ・ 保険診療の基本的な診療担当方針や診療報酬は国が公平均一に決定しており、国がその基準に沿って全国的に適切な保険診療が行われていることを担保する責任がある（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）②に該当）。 ・ 医療保険制度は、地方負担に比べ国庫負担の割合がかなり高く、国がその適正な運営に責任を持ち、医療保険財政の収支の均衡確保のために不断の努力を行うことが不可欠である（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）②に該当）。 ・ 保険診療において不正・著しい不当行為が行われた場合は、監査を実施し、必要に応じ保険医療機関等の指定の取消や保険医等の登録の取消など行政上の措置を講ずることとなるが、全国統一的に公平公正に行う必要がある（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）②に該当）。 ・ 当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが妥当である。 	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） （仕分けに当たっての留意事項） ・ 健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。</p>		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
厚 33 - ②	社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督	C-c	<p>都道府県に事務を移管することについては、以下の点から、慎重な検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が取り扱っているのは健康保険のレセプトであるが、健康保険制度においては、地方負担がない一方、国費が投入されている。そのため、国は診療報酬が適切に支払われているか等、医療費適正化の観点から必要な事業の運営が適正に行われていることを自ら担保する責務を有している。このため、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督について、地方へ一元的に当該事務を移譲するのは不適當であり、引き続き国も事務を行う必要がある。（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）②に該当） ・特に支払基金による診療担当者に対する出頭要求や支払いの一時差止めは、診療報酬請求書の審査に際し、不備又は不当な請求があった時に実施されており、不当請求があった保険医療機関情報を入手し、地方厚生局に提供するなど、保険医療機関の指導監督の業務と密接に関わっている。このため、支払基金支部の指導監督の業務は、保険医療機関の指導監督と一体的に行うことが適切である。 ・当該事務の実施体制については、全国各地の保険者に対して迅速に対応する必要があること、本省の内部部局のスリム化を図ること等の観点から、本省で直接実施するのではなく、機動性の高い地方厚生局において実施することが適當である。 	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） （仕分けに当たっての留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。 			
厚 33 - ③	社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	C-c	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求は、国や国の委任を受けた機関が行った処分に関するものが大半であり、その事務の実施機関または上級行政庁のいずれにも当たらない都道府県が審査を行うことは、不服審査制度上不適當であると考えられる。（地域主権戦略大綱 第4の2の（3）の（注）①に該当） ・社会保険事業は、国や国から権限の委任を受けた機関等で全国一律実施とされている。これらの機関で行われた処分に対する不服申立ては、全国統一的に一律的判断の下に対応する必要があるが、そのためには社会保険事務に精通し、また広範な知識を持つ人材の確保が必要となるものの、地方ではそうした人材の確保が困難であり、仮に地方移管した場合には、公正、公平、迅速な国民の権利利益の救済が果たせなくなる恐れがある。（地域主権戦略大綱 第4の2の（3）の（注）②に該当） ・審査請求は、地方厚生局の審査官がその管轄区域毎に取り扱っているところであるが、仮に、本省のみで業務を行う場合には、事務処理体制の確保の問題等や審査請求人の利便性の低下が懸念されるため、引き続き地方厚生局の審査官で対応することが適當である。 	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） （仕分けに当たっての留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。 			

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
厚	34 医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）	<p>A-a</p> <p>特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、</p> <p>① 指導監督の実施基準は国が策定すること</p> <p>② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること</p> <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、</p> <p>① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること</p> <p>② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚	35 介護保険・サービスに関する指導	A-a	<p>地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲（全国一律・一斉に移譲するもの）とすることは可能である。</p> <p>なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。</p> <p>〈留意点〉</p> <p>○ 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に関する指導については、適正な制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。</p> <p>○ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。</p> <p>○ 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要があること。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移	介護事業運営の適正化に関する有識者会議（平成19年）、社会保障審議会介護給付費分科会（平成19年）、社会保障審議会介護保険部会（平成20年2月）等において、自治体の実地指導・監査にバラツキが見られるため、監査・指導業務の標準化を図るよう指摘されている。	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
厚	36 児童扶養手当支給に関する都道府県及び市町村の指導	<p>C-c</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給事務は法定受託事務として都道府県等において実施されており、支給事務は全国一律の基準で実施され、地域差が生じることがないように行う必要がある。 ・児童扶養手当の支給事務は、受付から相談、審査、認定、支給、調査等多岐にわたり、事実婚の有無、未婚の母に至った事情や扶養義務者との生計維持関係等の確認など、個人のプライバシーに関する事実関係を把握する必要があるほか、資格喪失についても十分な事実確認を要するなど、担当者の制度に対する正しい理解が重要であり、担当者の誤った理解をしている場合には、それをそのままとせず是正していく必要がある。 ・現行において、法令や通知を発出し、事務指導するほか、「児童扶養手当事務処理マニュアル」を作成し、事務担当者に活用いただいているところである。しかし、下記参考からも分かるように、担当者の解釈誤りや理解不足により、支給（審査）事務等に支障をきたしているケースもある。このことから、地方移譲に際し、事務処理等の基準を定めることで、全国一律の基準が担保されるとは考え難く、各地方自治体の対応の相違等により支障が生じると考える。 ・児童扶養手当支給に関する都道府県及び市町村の指導が廃止された場合には、是正機会を失うこととなり、適正な受給が行われず、受給者のみならず国民全体にとって不利益となる。 ・また、全国の都道府県・市町村で行われている児童扶養手当の支給事務は、平成21年3月末現在で、約97万件にのぼることから、これに関する指導を、本省が直接全国に赴いて行うことは、極めて非効率であるとともに、地域の特性を踏まえた指導やきめ細かな指導ができなくなる可能性がある。 ・このため、国が全国一律の基準で実施する指導監査は、廃止・民営化とせず、地方厚生局において引き続き実施するものとしたしたい。 (地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)②に該当) <p>(参考)平成21年度指導監査実績 指摘件数：446件、 うち支給（審査）事務に関するもの 273件 うち資格喪失に関するもの 95件</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：廃止・民営化		国は不正受給について、都道府県等への指導監督を厳正に行うべき（平成14年11月6日衆・厚生労働委員会）とされるほか、これまでの国会審議の中で不正受給や受給できる方を受け付けられないなどの市町村における誤った対応を国として指導すべきとの議論が行われたところである。

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚	37 生物学的製剤等に関する医薬品・医療機器の製造業等の許可等	C-c	<p>生物学的製剤等に関する医薬品・医療機器の製造業等の許可等は厚生労働大臣に、その他の医薬品・医療機器の製造業等の許可等は都道府県知事に権限があるところ、以下の理由により厚生労働大臣に権限を残しているものである。また、許可に当たっては、当該製造所が許可要件に合致しているか調査した上で出しているものである。</p> <p>・生物学的製剤等は、生体成分を扱う複雑な製造工程を有し、特にウイルス等の試験汚染防止等の最高レベルの管理施設で製造されることが求められる。</p> <p>よって、薬局等構造設備規則の規定では通常の医薬品等の製造業での要件に加えて、これらのリスクの高い医薬品等の製造業に対し、上乗せで特有の要件を課しているところである。また、製造管理及び品質管理の基準に関する省令（GMP省令）では、生物学的製剤等は、一般的な医薬品の調査よりも高度な専門性が求められることから、専門的知識を身につけている国（医薬品医療機器総合機構）が統一的に調査を実施しているところである。</p> <p>例えば、生物学的製剤はウイルス等ヒトからヒトへ伝播する危険性を内在していることから、現時点での科学では把握できない潜在的なリスクを持つ可能性があり、重大な健康被害を複数の地域において同時に引き起こす可能性がある。</p> <p>また、過去に、生物学的製剤では、HIV、CJD、C型肝炎等の広範かつ甚大な健康被害が発生した事例があったため、ウイルス等の汚染を防ぐための管理が可能な製造所を全国で担保することやウイルス管理等の高い専門性を保つことが、今後重大な健康被害を発生させないためには必要不可欠である。</p> <p>（地域主権戦略大綱に定める例外的取扱③に該当。）</p> <p>さらに、生物学的製剤等のリスクの高い医薬品等については、相当の専門的な知見を有する者が調査を行うべきものであるが、現在、全国に125箇所の製造業許可を受けた製造所しかなく、見込まれる事務量が微少であり、都道府県単位で専門的な知見を有する者を養成することは、困難かつ非効率である。（地域主権戦略大綱に定める例外的取扱④に該当）</p>	地方へ移譲＜国の出先機関原則廃止PT（H22.7.15）＞		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
	38 毒劇物営業者の登録等	C-c	<p>・地方厚生局が登録等の業務を行う毒劇物の原体については、既に加工され使用用途が限定される製剤と異なり、製剤その他多様な商品の原料等に使用されることが多い。そのため、流通量が多く、流通先も多岐にわたるので、譲渡先が都道府県をまたがっている現状がある。 (地域主権戦略大綱 第4の(3)の(注)①に該当)</p> <p>・また、それらの事業場に係る事故等の不慮の事態における対応や違反に対する措置命令も全国規模になる。(地域主権戦略大綱 第4の(3)の(注)③に該当)</p> <p>・このため、原体の製造業及び輸入業の登録等業務については、登録業者の存する都道府県のみならず、全国的な視野で行う必要があり、かつ、不測の事態に対しては統一的・迅速な対応を行う必要があることから、引き続き国(地方厚生局)において実施することが適当である。</p>	地方に移管<国の出先機関原則廃止PT(H22.7.15)>		
厚	39 医薬品等の輸入届の確認、医薬品等の輸入監視	C-c	<p>・医薬品等の輸入監視については、税関当局との密接な連携を取ることが必要なものであり、かつ、輸入相手国政府との関係からも、日本国として統一的な対応を行う必要のある業務である。(地域主権大綱 第4の(3)の(注)②に該当)</p> <p>・また、当該業務を地方に権限移譲した場合、事務・権限の執行体制の整備が不可欠である一方、見込まれる事務量等が微少であることから、行政効率が著しく非効率となる懸念がある。(地域主権大綱 第4の(3)の(注)④に該当)</p> <p>・なお、医薬品等の輸入監視を行うにあたっては、確認済医薬品等輸入届出及び薬監証明の交付を行っているが、届出を行う国民の利便性を鑑みて、引き続き地方厚生局において実施することが適当である。</p>	国に残す事務<国の出先機関原則廃止PT(H22.7.15)>		
厚	40 医療の安全に対する取組の普及及び啓発等	①C-a ②C-c	<p>①ワークショップの開催について</p> <p>・医療安全の確保は医療政策における優先度の高い課題であり、その解決に向けて、診療報酬上の加算の算定要件となっているワークショップを開催しているところ。</p> <p>・既に医療関係団体等に研修の実施を一部委託していることから、それらの団体に対する委託の拡大について検討を行うこととする。</p> <p>・併せて、国は、全国どこでも一定の水準の研修が受けられるよう、その質や内容の確保に向けた取組を行い、もって医療安全の体制を構築していくこととする。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：廃止・民営化		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>②診療関連死の死因究明等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年に、厚生労働省において、医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案（第三次試案）及び医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案を公表したところ。 また、民主党医療政策＜詳細版＞において、「医療事故が起こったときに、患者・家族の立場に立った真相の究明とともに、再発防止や患者側の納得が得られる仕組みをつく」こととされており、診療関連死の死因究明等を行う制度の創設に向け、引き続き検討を行う必要がある。 地域の医療機関における診療関連死の死因究明等に係る取組及び課題等の実態調査については、ブロックごとの組織において行うのが効率的であることから、引き続き地方厚生局において行うこととする。 			
厚	41 地域医療の確保・推進など	①C-b ②C-c	<p>① 国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるように努めることは国及び地方公共団体の責務である。</p> <p>このため、厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めているところ。</p> <p>今後とも、国と都道府県が一体となって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、国は都道府県に対し、地域医療を確保・推進するための技術的助言を行う必要がある。</p> <p>ただし、本事務・権限については、地方厚生（支）局ではなく、本省において行うこととする。</p> <p>②租税特別措置法並びに法人税法に係る証明業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を支える医療機関に対しては、租税特別措置法並びに法人税法の該当条項において税制上の優遇措置が手当てされているところ。 租税特別措置法並びに法人税法に係る証明業務とは、申請医療機関に対する税制上の優遇措置の適用可否を、定められた要件に則り審査するものであり、全国斉一的な基準で行う必要がある（当該証明については、かつて都道府県知事が証明を行っていたものの、全国斉一的な基準を保てなかったことから、平成12年に国へ事務を移管した経緯がある）。 租税特別措置法並びに法人税法に係る証明業務は、年間80件程度であり、地方自治体にて行うこととすると、一自治体が行う業務量は限定的となり、行政効率の悪化を招くことが想定される。 	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：廃止・民営化		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)					
厚	42	輸出水産食品関係施設・輸出食肉関係施設の監視指導	C-c	<p>・水産食品、食肉を輸出する際には、輸出施設又は輸出食品が相手国の求める要件を満たしていることについて国の関与が求められている。また、認定施設に問題があった場合には、輸出の禁止等の措置がとられ、水産食品及び食肉の輸出に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、相手国との対外的な交渉が必要であることから、輸出食品に係る事務については、引き続き国に事務・権限を残すべきである。</p> <p>・また、認定及び監視指導を行うにあたり、本省から全国各地の施設に赴くのは極めて非効率であり、業務の効率性の観点から引き続き厚生局において実施する。</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PT最終報告」：国に残す事務</p> <p>「公開討議の概要」 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。</p>		
厚	43	消費生活協同組合の検査指導	A-a	<p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>		
厚	44	社会福祉法人の指導監査	A-a	<p>・現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監督に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に委譲する。</p> <p>・ただし、社会福祉法人の指導監督は、社会福祉事業の利用者に悪影響が及ばないよう、確実・適切に実施されなければならない。権限委譲されるすべての都道府県等において、必要かつ十分な体制が整備され、実効ある法人監査及びそれを踏まえた適切な処分等が可能となることが担保される必要がある。</p> <p>・そのため、権限の委譲に当たっては、必要な人員の配置や十分な予算措置の確保、地方厚生局からの適切な引継等、権限の委譲が都道府県等の負担とならないための措置が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
厚	45	医療費適正化計画、医療計画、健康増進計画、地域ケア整備構想を国と都道府県が一体となって策定・推進するための助言指導など	C-b	<p>・上記4計画については、保健、医療、福祉サービスがそれぞれ整合性のとれた方針を整備することを目的として、各都道府県において計画を定める必要がある。</p> <p>・当該計画の策定・推進に当たっては、国の責任の下、都道府県、保険者、医療機関等の関係者の間の連絡調整を密に行う必要があることから、地方厚生（支）局において助言・指導等を行ってきたところ。</p> <p>・今後とも、国と都道府県が一体となって、これら4計画を推進するため、国は都道府県に対し、必要な技術的助言を行う必要がある。</p> <p>・しかしながら、当該計画がすべての都道府県で策定され、地方厚生（支）局ではその推進に関する助言を行っているところであるが、これらの業務は一定の役割を果たしたものと考えられ、今後は本省に引き上げ、各計画との整合性に十分に配慮しつつ、その適切な推進に向けて助言等を行うことが適当である。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：廃止・民営化		
厚	46	麻薬等犯罪捜査に関する事務	C-c	<p>・麻薬取締官は、医療用麻薬の許認可等と犯罪捜査の権限を持つ特別司法警察職員であり、薬物にかかる高い専門性を生かし、薬物犯罪の摘発のみならず、医療用麻薬の許認可事務及び立入検査を含む監督監視などの薬物乱用防止対策を一体的かつ総合的に実施している。このような仕組みにより、現場の麻薬取締官は多方面の情報を共有することができ、捜査面では医療用麻薬の横流し事犯の防止や迅速な対処に特に効果的であるが、これらの仕組みを崩壊させることは、薬物対策の推進に逆行するものである。</p> <p>・麻薬取締部は規制対象薬物の多様化や、イラン人の密売集団等の巧妙な手口等に対しても十分に対応できるよう、全国に及ぶ麻薬取締部への転勤を通じて、様々な事件捜査の経験を積み、不正薬物事犯取締等に特化した専門家集団（麻薬取締官。いわゆる「マトリ」又は「麻薬Gメン」）を育成し有効に機能しているが、都道府県職員とした場合は、この貴重な人材育成システムの崩壊により、捜査能力が著しく低下することが想定され、また、人事異動の範囲を都道府県内に狭めることは、地元の麻薬常習犯等に顔を覚えられた場合、薬物捜査を継続することが困難となり、効率的ではない。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		<p>・都道府県への移譲対象から除外＜地方分権改革推進委員会第二次勧告（H20.12.8）＞</p> <p>・麻薬取締事務所、警察、海上保安庁は各省に存置＜行政改革会議最終勧告（H9.12.3）＞</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>・ブロック単位で全国に設置されている麻薬取締部は、都道府県同士による連携や調整の時間・時間を要することなく、電話一本で直接、都道府県域を越えた迅速かつ統一的な対応が可能である。また、全国の麻薬取締官が顔見知りであることから、広域捜査の連携が極めて取りやすい。例え、地方に広域連合的な組織を設置したとしても、このような迅速な対応は不可能である。</p> <p>・薬物犯罪は、インターネットの普及などの環境の変化によりますます複雑かつ巧妙になっており、規制薬物の種類も250種類以上にのぼる。こうした中、警察による治安対策、税関や海上保安庁による水際対策、麻薬取締部による公衆衛生対策といった各取締機関の多面的な取り組みにより、初めて薬物犯罪の有効な摘発や防止が可能となっている。</p> <p>・以上の理由により、自治体間の連携や広域連合において実施してもなお著しい支障を生じ、また、各自治体間の対応の相違等により著しい支障が生じ、さらに緊急時の連携対応等に著しい支障が生じ国民の生命・財産に重大な被害が生じるものと考えられることから、当該事務は国として一体的に行う必要がある。 (地域主権大綱 第4の2(3)の(注)①、②及び③に該当)</p>			
厚	47 麻薬営業者等の許可等	C-c	<p>・1961年の麻薬に関する単一条約上、単一の政府機関が遂行しなければならない業務(けし栽培者の免許)がある。</p> <p>・単一条約では、医療上・学術上の麻薬消費量の報告義務が課せられており、その報告数量と輸出等の合計数量を製造や輸入が超えてはならないと規定されており、家庭麻薬製造業については、全国の製造・輸入等の数量と一緒に検討の上、許可されるものであり、個々の都道府県が調整の上行うことは困難。</p> <p>・向精神薬条約では、向精神薬の輸出入証明書を発給する当局の名称及び所在地を各国が通知することとしており、各都道府県の登録は事実上、不可能。</p> <p>・麻薬元卸売業者、向精神薬輸入(輸出)業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用者などについては、活動範囲が複数の都道府県にわたることから、現行の国の許認可体制により行うことの方が合理的・効率的であり、万が一の事故時においても統一的・迅速な対応が可能である。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		<p>・都道府県への移譲対象から除外く地方分権改革推進委員会第二次勧告(H20.12.8)＞</p> <p>・麻薬取締事務所、警察、海上保安庁は各省に存置く行政改革会議最終勧告(H9.12.3)＞</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
				<p>・以上の理由により、自治体間の連携や広域連合において実施してもなお著しい支障を生じ、また、各自治体間の対応の相違等により著しい支障が生じると考えられることから、当該事務は国として一体的に行う必要がある。 (地域主権大綱 第4の2(3)の(注)①及び②に該当)</p>			
厚	48	予防・啓発(麻薬防止等のための啓発活動、自生大麻・けしの除去活動)	C-c	<p>・公衆衛生の向上及び増進という厚生労働省の使命の下、医療機関と連携して麻薬中毒者の更生や、薬物相談電話による相談指導及び啓発活動を積極的に行っており、複雑、巧妙かつ潜行型の犯罪である薬物犯罪を摘発、防止するには、多面的な視点から取り組むことが必要。</p> <p>・麻薬取締部においては、これらを総合的な薬物乱用対策の一環として、薬物捜査の経験を生かした啓発活動を捜査や許認可事務とともにやっているが、一方で既に地方自治体でも実施している業務であり、この事務だけを移譲することに意義はない。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		・都道府県への移譲対象から除外<地方分権改革推進委員会第二次勧告(H20.12.8)>
厚	49	薬物乱用者やその家族からの相談への対応	C-c	<p>・公衆衛生の向上及び増進という厚生労働省の使命の下、医療機関と連携して麻薬中毒者の更生や、薬物相談電話による相談指導及び啓発活動を積極的に行っており、複雑、巧妙かつ潜行型の犯罪である薬物犯罪を摘発、防止するには、多面的な視点から取り組むことが必要。</p> <p>・麻薬取締部においては、これらを総合的な薬物乱用対策の一環として、薬物捜査の経験を生かした相談業務を捜査や許認可事務とともにやっているが、一方で既に地方自治体でも実施している業務であり、この事務だけを移譲することに意義はない。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲		・都道府県への移譲対象から除外<地方分権改革推進委員会第二次勧告(H20.12.8)>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
厚	50	日本年金機構の行う公的年金業務に係る監督等に関する業務	C-c	<p>日本年金機構の行う公的年金業務に係る監督等に関する業務については、以下の理由から国で行うことが妥当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的年金は国（厚生労働大臣）が自ら保険者となり、全国民の老後の所得保障を行う仕組みであることから、国がその財政及び管理運営責任を一元的に負っている中で、その業務の一部を地方自治体へ移譲することは、当該責任の所在が不明確なものとなること。 日本年金機構は、公的年金制度の運営業務を担っているが、公的年金制度については、地方負担がない一方、公費が投入されている。そのため、国は、年金の滞納処分の認可等が適正に行われているか等の日本年金機構の管理運営に関する監督責任を有していることから、全国統一的に公平公正に行う必要がある。（地域主権戦略大綱、第4の2（3）の（注）②に該当） また、学生納付特例事務法人の指定等・保険料納付確認団体の指定等や各種交付金の交付事務等に係る業務についても、国が適正な業務を自ら担保する責務を有していることから、当該業務を地方自治体へ移譲することは不適當である。（地域主権戦略大綱、第4の2（3）の（注）②に該当） なお、当該業務については、地方厚生局において実施されているところ、仮に、地方厚生局が廃止となる場合には、国（本省）で実施することとなるが、その場合には、本省における人員等の体制の整備及び財源の措置を必要があることから、当該整備及び措置が行われることが前提となる。 	<p>○全国知事会 国の出先機関の原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）（仕分けに当たっての留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。 		<p>社会保険庁の廃止に伴い、国は公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担い、公法人である日本年金機構に運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など）を委任・委託することとされ、その国が担う業務の一部について、地方厚生局長へ権限の委任を行っている。</p>
厚	51	生活保護法の施行に関する事務についての監査・指導	C-c	<ul style="list-style-type: none"> 当該事務は、生活保護法の施行事務について監査・指導することによって、生活保護行政の適正な運営を図るものであるため、公の責任において実施すべきであり、また、施行主体とは異なる行政庁が実施すべきである。よって、当該事務は廃止・民営化及び地方へ移譲すべきではない。 また、全国の都道府県等に対する監査・指導を、全て本省から赴いて実施することは極めて非効率である。 このため、当該事務については、地方厚生局において引き続き実施すべきである。 			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
厚	52 障害者自立支援法に関する指導	C-c	<p>・国が行う障害者自立支援法に関する自治体に対する指導等については、障害者自立支援法第2条第3項に規定する「市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他の法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う」という国の責務を遂行するために必要な事務・権限である。</p> <p>・障害者自立支援法に基づくサービスは一定の基準の下、全国一律に実施されるべきものであり、不適切な運営が行われている場合には是正できなければ、結果として一部の国民（障害者）が不公平な取り扱いを受けることとなることから、自治体に対する報告徴収、指導は国が引き続き行う必要がある。</p> <p>・なお、自治体には障害福祉サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を地方に移譲しなくても、既に障害福祉サービス事業者に対する指導・監督は自治体が行っているところである。</p> <p>・本事務について国で行うにあたり、地方厚生局の業務を本省で行う場合には、本省の体制の拡充が確実に行われなければ、現在の地方自治体、事業者に対する指導・監督の頻度を維持することは困難であり、結果として一部の利用者に不利益が生じるおそれがある。また、地方厚生局から地方自治体、事業者に対し実地において指導を行ったり、地方自治体、事業者が地方厚生局を訪れることもあり、全国各地の地方自治体、事業者及び利用者たる国民（障害者）のアクセスに関して、本省は地方厚生局と比べて、時間的・場所的に非効率であり、きめ細やかな情報収集、迅速かつ機動的な行政対応に支障が生じるおそれがある。これらのことから、引き続き地方厚生局で実施することが必要である。</p>	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方への移管		

【厚生労働省】 都道府県労働局

(総括表)

別紙1

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	1 内部管理事務	C-c	労働局における業務については、引き続き国が実施することが不可欠であるため、国が内部管理業務を行う必要がある。	<全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(22.7.15)> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国(本省)の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。	<労働政策審議会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(22.7.15)> 国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべき等の意見が出されている。 <連合「『地域主権戦略大綱(出先機関改革関係)』に関する要請」(22.6.14)> 出先機関改革の検討にあたっては、利用者であり当事者でもある労使の意見を十分に尊重・反映するべきとの考えが示されている。	<「衆議院厚生労働委員会附帯決議」(21.6.12)> 十五(略)都道府県労働局の組織の在り方については、国民サービスの維持、労働者保護の実効性の確保、事業所の実態把握や機動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図る観点から、現行の都道府県単位の組織体制の存続も含め、慎重に検討すること。
労	2 総合的な施策の企画	C-c	労働局における業務については、引き続き国が実施することが不可欠であるため、国が総合的な施策の企画を行う必要がある。	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	3 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談・助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	C-c	<p>個別労働紛争対策については、国は「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき労働局において相談・助言・指導及びあっせんを行う一方、都道府県等は自治事務として相談やあっせんなどを地域の実情に応じて行う「複線型」の仕組みとなっている。</p> <p>労働局の制度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督官という労働条件に関する専門職員集団を擁していること ・労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室という労働法令施行機関を運営する労働局が行うことで労働基準法等の法令違反と民事問題が混在するような事案(※)の迅速かつ円滑な処理が可能となっていること等が特色となっている。 <p>※解雇を例にとると、解雇理由が解雇権濫用に当たるかどうかは民事上の問題、解雇の予告手続が守られているかどうかは労働基準法上の問題であり、現実にはそうした混在事案が極めて多い。</p> <p>個別労働紛争対策を都道府県に一元化する(=民事問題について労働局が関わらないことにしてしまう)と、多くの利用者は労働基準監督署と都道府県の間を行ったり来たりしなければならぬことになり、利用者の利便性を低下させる。</p> <p>(「地域主権戦略大綱」第4の2(3)(注)②に該当、また「地域主権戦略大綱」第4の2(3)において「①国民・住民のニーズや利便性、(略)を総合的に勘案」して事務・権限仕分けを行うとされている。)</p> <p>一方、都道府県は、それぞれいろいろなやり方、規模があるが、公労使三者構成の地方労働委員会があっせんを行うことで、委員に地域の労働組合代表や経営者団体代表が入っていることを生かした丁寧な処理や高いあっせん参加率等が特色であると承知している。</p>	同上	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別労働紛争対策については、国は労働基準監督署をはじめ労働法令の施行機関を有し、都道府県は三者構成の労働委員会を有しており、国と都道府県のそれぞれに特長があるので、現在の複線型の仕組みを活かし、両者がそれぞれの特長を最大限に発揮しつつ連携協力することが重要である。 <p><連合「政策・制度要求と提言」(21.6.15)></p> <p>13. 労働紛争の解決の迅速、適正化に向けて紛争解決機関等の整備・改善を行う。</p> <p>(6) 都道府県労働局の紛争調整委員会の在り方について労働政策審議会において、個別労働紛争の実効性ある解決機関となるよう、その権限・体制の強化をはかる。</p>	<p><行政刷新会議「事業仕分け」(21.11.13)></p> <p>評価結果及びとりまとめコメントは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し ・廃止0名、自治体/民間0名、見直しは行わない4名、見直しを行う7名 <p>うち「紛争調整委員会の費用を特別会計に移管」7名、その他0名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループとしての結論は見直しを行う。具体的には、紛争調整委員会の費用を特別会計に移管する。なお、特に立場の弱い労働者(非正規雇用)への施策として広く一般財源を投入することが現段階では必要との意見があったことを申し添える。 <p><地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(20.12.8)></p> <p>「都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。」</p> <p>これを踏まえ、平成21年度から労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の参加機関、協議事項等の拡充を図った。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>このように両者にはそれぞれの長所があり、どちらかに一元化することは労働者保護の観点等から適当でないと考え。</p> <p>なお、現在、都道府県、弁護士会、社会保険労務士会等他の紛争解決機関とのネットワーク化を図り、紛争解決好事例などに関する情報共有を図るため、連絡協議会を各労働局単位で運営している。同協議会については、「国と都道府県等の労働相談・紛争解決機関の連携強化を図る」ことを求めた地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）を踏まえ、平成21年度から参加機関、協議事項等の拡充を図ったところであり、今後とも都道府県等との関係を密に保ち、さらなる連携強化に努めてまいりたい。</p>			<p><「衆議院厚生労働委員会附帯決議」（21.6.12）> 十五（略）都道府県労働局の組織の在り方については、国民サービスの維持、労働者保護の実効性の確保、事業所の実態把握や機動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図る観点から、現行の都道府県単位の組織体制の存続も含め、慎重に検討すること。</p>

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
労	4 労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理	C-c	<p>労働保険制度は、適用、徴収、給付の各段にわたり、適正効率的な業務運営を行う必要がある。また、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。仮に、保険者は国のままとしつつ、事務の一部を地方公共団体に移管する場合、事業の責任の所在が不明確になり、国と地方の役割分担を明確にするという地域主権改革の趣旨に反する。</p> <p>平成21年度の労働保険料の収納率は約97.0%であるが、仮に、保険者は国のままとしつつ適用徴収事務を都道府県に移管した場合、都道府県は保険財政について責任を負わないため、労働保険の適用を促進し、保険料を適正に徴収するインセンティブが働かず、収納率が低下するとともに、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されないおそれがある（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）（注）②に該当）。</p> <p>具体的には、労働保険料の徴収に当たっては、保険制度の適正な運営、労働者のセーフティネットの確保や費用負担の公平性の観点から、全国一律の基準に基づき、督促、納付督促を重ねつつ、悪質な事業所等に対して滞納処分を実施することで、保険者としてその履行を確実に確保する必要がある。都道府県によってそうした対応は非効率であるとして行われなくなった場合等は、収納率が低下して保険財政収支が悪化するおそれがあり、また、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されず、企業の公正な競争の観点からも問題となるおそれがある。</p> <p>厚生労働省省内事業仕分け（労働保険適用・徴収業務）においては、1件を除いて、国からの移管を求める意見は出されなかった。なお、その1件は、適用業務のみについて「事業所が存在する地方公共団体に委託した方が、現場に近くて良い。」という意見であり、今後も地方公共団体との連携によりさらなる未手続事業の把握を進めることで対応することとしている。</p>	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(22.7.15)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。 ・ 都道府県労働局が所管する職業安定、労働保険の適用・認定・給付等、労働相談の各事務については重点的に地方移管を進める。 	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たない。 ・ 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導、労災保険における認定業務は、現在国並びに労働局及び労働基準監督署において直接実施している。このような業務については、地域の状況等によらず全国統一的に労働者を保護する必要があること、全国的な問題事案に一齐に対応する必要があること、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。 <p><全国社会保険労務士会連合会「労働行政の充実・強化について（要請）」(22.8.2)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働保険料は、住所地や事業所の所在地によって異なることのないよう、全国一律の制度を維持すべきと考えますが、都道府県に労働保険事務が移管されれば、現状でも、都道府県間に負担と給付の両面で大きな格差が存在する中で、全国一律の制度を将来的にも維持できるのか、大いに不安です。また仮に、 	<p><「衆議院厚生労働委員会附帯決議」(21.6.12)></p> <p>十五（略）都道府県労働局の組織の在り方については、国民サービスの維持、労働者保護の実効性の確保、事業所の実態把握や機動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図る観点から、現行の都道府県単位の組織体制の存続も含め、慎重に検討すること。</p>

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>労働保険の財政責任は国が負い、徴収、認定・給付は都道府県が行う仕組みになった場合、財政責任を負わない都道府県に保険料徴収のインセンティブが働くのか、保険給付の濫給を招く恐れはないのかといったことが懸念されます。さらに、都道府県ごとに制度の運営にバラツキが生じた場合には、全国に事業所を持つ事業者にとっては、経営戦略や事務負担の面で悪影響を与えることが予想されます。</p> <p>また、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の事務執行を、国は全国統一的な基準を設定するだけで、都道府県知事が採用権限と指揮命令権限を持ち、かつ都道府県内の異動に留まる労働基準監督官が、全国一律の運用をすることが本当に可能なのか、複数の都道府県にわたって発生している事案に対して、全国的な視野に立って迅速・適切に対応できるのかなどについても大いに心配です。</p> <p>労働行政事務を地方移管するか否かは、国民の生活、事業の運営に大きな影響を及ぼします。地方移管に伴って、労働保険の制度をどう設計し直すか、業務に携わる職員の採用、育成、管理の在り方等をどう変更するのかなどについて、その詳細を明らかにしたうえで、これらの事務の地方移管が、本当に労働者、事業主を始めとする国民にとってメリットがあるのかという観点から、時間をかけてじっくりと、かつ慎重に、国民的な議論を行うべきであると考えます。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	5 労働保険事務組合の業務に係る監督	C-c	<p>労働保険制度は、適用、徴収、給付の各段にわたり、適正効率的な業務運営を行う必要がある。また、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。仮に、保険者は国のままとしつつ、事務の一部を地方公共団体に移管する場合、事業の責任の所在が不明確になり、国と地方の役割分担を明確にするという地域主権改革の趣旨に反する。</p> <p>したがって、保険制度の適正な運営、労働者のセーフティネットの確保や費用負担の公平性の観点から、労働保険に関する事務は国が直接行い、その履行を確実に確保する必要がある。その際、労働保険料は、事務処理を個別に行う事業主、労働保険事務組合に委託する事業主を問わず、公平、適正に徴収を行う必要がある。また委託事業主間についても同様である。したがって、労働保険事務組合に委託する事業主からの保険料の徴収に関しても、国が直接、労働保険事務組合に対する監督を適正に行うことを通じて、その履行を確実に確保する必要がある。</p> <p>平成21年度の労働保険料の収納率は約97.0%であるが、仮に、労働保険制度の保険者は国としつつ労働保険事務組合の監督業務のみを都道府県に移管した場合、都道府県は保険財政については責任を負わないため、労働保険料の適正徴収につながる労働保険事務組合の指導監督を十分に行うインセンティブが働かず、収納率が低下して保険財政収支が悪化するおそれがあり、また、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されず、企業の公正な競争の観点からも問題となるおそれがある（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）（注）②に該当）。</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分け（労働保険適用・徴収業務）においては、労働保険事務組合に関する業務について地方に移管すべきという意見はなかった。</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
労	6 労働基準監督署・公共職業安定所の指揮監督	C-c	労働基準監督署及び公共職業安定所における業務については、いずれも国が実施することが不可欠であるため、国が労働基準監督署及び公共職業安定所の指揮監督を行う必要がある。	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(22.7.15)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国(本省)の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。 ・ 労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。 ・ 都道府県労働局が所管する職業安定、労働保険の適用・認定・給付等、労働相談の各事務については重点的に地方移管を進める。そのため、全国知事会としては、ハローワーク(公共職業安定所)の地方移管を強く求める。 <p><全国知事会「出先機関改革に係る意見について」(22.7.23)></p> <p>2 ハローワークの事務移管を迅速に進めること</p> <p>本報告書のとりまとめを行った全国知事会議において、公共職業安定所(ハローワーク)の事務の地方移管について最優先で取り組むべきことを特に全会一致で確認したところであり、国の迅速かつ確実な対応を改めて求める。</p>	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)></p> <p>労働基準法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導等については、全国統一的に労働者を保護する必要があること、全国的な問題事案に一齐に対応する必要があること、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。</p> <p>ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある。これは先進諸国における国際標準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。 ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。 ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。 ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。 	同上

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。</p> <p>一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。</p> <p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」(21.2.5)></p> <p>1 ハローワークの縮小について</p> <p>ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。</p> <p>② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。</p> <p>③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。</p> <p>④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。</p> <p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>一方、地方自治体が独自に地域の实情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。</p> <p><連合南雲事務局長「『地域主権戦略大綱』に関する談話」(22.6.22)></p> <p>></p> <p>雇用のセーフティネットの中心であるハローワークは国による全国ネットワークを堅持すべきであり、見直し作業にあたっては、憲法や国際条約の整合性に配慮することはもちろん、利用者・当事者である労使の意見を尊重したものでなければならない。</p> <p><連合「『地域主権戦略大綱(出先機関改革関係)』に関する要請」(22.6.14)></p> <p>ハローワークは、職業紹介や雇用保険の認定・給付業務などを担う、働く者の雇用を守る生命線であり、社会の安定をはかる中枢機関である。したがって改革の検討にあたっては、利用者であり当事者でもある労使の意見を十分に尊重・反映する必要がある。</p> <p>具体的な内容は、労働政策審議会による本年4月1日付「出先機関改革に関する意見」に記載の通りである。</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p><連合「労働行政の充実・強化に関する要請」(20.12.25)></p> <p>3. 「国のハローワークの漸次縮小」等について</p> <p>(1) 「第2次勧告」では、「将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべき」とされ、地方分権改革推進委員会の決議では「ハローワークの全職員を削減することとされている。しかし、ハローワークは、国が責任を持つべき職業紹介・雇用保険・雇用対策を全国を通じて一体的に実施するものである。全面的に地方に移管すれば、雇用保険制度の全国的運営が損なわれ、例えば、都市部では低い保険料率で給付も充実する一方、雇用情勢の厳しい地域では、保険料率は数倍となり給付も低下せざるを得なくなる。また、全国的に機動的な雇用対策を行うことも困難になるおそれがある。したがって、ハローワークの全国ネットワークは維持すべきである。さらに、現在のような雇用・経済情勢を踏まえれば、その組織体制の拡充・強化をはかるべきである。</p> <p>(2) 労働基準監督署およびハローワークの再編整理に関する具体的な計画については、労働政策審議会の調査・審議事項とする。</p> <p><日本経団連「2008年度版 経営労働政策委員会報告」(19.12.8)></p> <p>ハローワークの機能は雇用のセーフティネットであり、今後とも、無料かつ全国的な職業紹介組織を維持していくべきである。</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>その上で、現在問題となっている就職氷河期に意に反して期間従業員・パートタイム従業員・派遣社員等の道を選択した人々を対象としたサービスの提供を充実する方向で、立地・サービス内容などを見直し、機能強化を目指すべきである。</p> <p><中小企業団体中央会「平成22年度通常総会決議」(22.6.30)> ハローワークは、中小企業が無料で人材確保に利用できる重要な機関であることから、国が責任をもって全国ネットワークのサービス推進体制を維持・強化すること。</p> <p><日本弁護士連合会「都道府県労働局のブロック化・国のハローワークの漸次縮小に反対する会長声明」(21.3.6)> ハローワークは、憲法27条に基づく勤労権の保障として、社会的弱者のための雇用対策等、必要な施策を総合的に講じており、これらは我が国も批准したILO88号条約上の国際的義務であり、国が最低保障として直接実施する責務がある。</p> <p><全国社会保険労務士会連合会「労働行政の充実・強化について」(22.8.2)> それぞれの業務内容を十分に精査することなく、これらを単純に「国の出先機関」の一つに位置付けて、「国の出先機関」は原則として都道府県に移管すべきとする議論は、就職の広域性や労働者保護政策の全国統一の実施の必要性など、</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>労働行政の特殊性を全く考慮しない議論であるといわざるを得ません。</p> <p>労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の事務執行を、国は全国統一的な基準を設定するだけで、都道府県知事が採用権限と指揮命令権限を持ち、かつ都道府県内の異動に留まる労働基準監督官が、全国一律の運用をすることが本当に可能なか、複数の都道府県にわたって発生している事案に対して、全国的な視野に立って迅速・適切に対応できるのかなどについても大いに心配です。</p> <p>労働行政事務を地方移管するか否かは、国民の生活、事業の運営に大きな影響を及ぼします。地方移管に伴って、労働保険の制度をどう設計し直すか、業務に携わる職員の採用、育成、管理の在り方等をどう変更するのかなどについて、その詳細を明らかにしたうえで、これらの事務の地方移管が、本当に労働者、事業主を始めとする国民にとってメリットがあるのかという観点から、時間をかけてじっくりと、かつ慎重に、国民的な議論を行うべきであると考えます。</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p><財団法人東京市政調査会「自治体の就労支援」報告書(22.6.30)> 自治体の無料職業紹介事業は地域的公共性を実現するための活動であるので、全国的公共性を実現するための機関であるハローワークと同列に扱うことにも問題がある。例えば、ハローワークの全国ネットワークは、広域的な職業紹介を行う義務を負っているが(ILO第88号条約第6条/職業安定法第17条)、産業振興や人口定住等を目標として行われることの多い自治体無料職業紹介事業にとって、このような義務づけは桎梏となりかねない。</p> <p><「G8労働大臣会合議長総括」(20.5.13)> 政府は、職業紹介、失業給付と積極的労働市場施策を十分に統合することを通じて、労働市場の需給調整機能を強化するとともに、これらの機能を果たす組織を全国ネットワークとして維持することが重要である。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	7 労働条件、労働者の保護などに関する監督等	C-c	<p>労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、国に事務・権限を残すべきである。</p> <p>① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）①に該当）。</p> <p>例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目の割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官はキャリア形成の全段階において他の公務員とは異なる状況に置かれている。</p> <p>現在労働基準監督官が持つのと同程度の専門性を、地方公務員に習得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要が生じる。</p> <p>② 仮に、実施事務を地方公共団体に移管した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要となき、全国一律・一斉の対応をすることができない（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）③に該当）。</p> <p>具体例は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合 <p>石綿作業従事者等に対する石綿障害予防対策が全国的に問題となり、迅速な監督指導及び法令違反の取締りを全国一律・一斉に求められることとなった場合があり、このような全国的に緊急かつ一斉的な対応を行うためには、国が実施する必要がある。また、石綿については、禁止されている石綿製品の流通が全国的に及んでいる事案が頻発しており、その調査、是正、回収等の指示等全国で統一的に、迅速に対応しなければならず、事前に事務処理基準を定めれば処理できるという性質のものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合 <p>全国に多店舗展開する企業の小規模な店舗の店長等について、十分な権限等が与えられていないにもかかわらず、労働基準法上の管理監督者であるとして長時間労働を行わせるなどの不適切な事案が発生し、全社的な監督指導及び</p>	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（22.7.15）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。 ・ 労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。 	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」（22.4.1）></p> <p>労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導、労災保険における認定業務は、現在国並びに労働局及び労働基準監督署において直接実施している。このような業務については、地域の状況等によらず全国統一的に労働者を保護する必要があること、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があること、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。</p> <p><全国社会保険労務士会連合会「労働行政の充実・強化について」（22.8.2）></p> <p>また、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の事務執行を、国は全国統一的な基準を設定するだけで、都道府県知事が採用権限と指揮命令権限を持ち、かつ都道府県内の異動に留まる労働基準監督官が、全国一律の運用をすることが本場に可能なのか、複数の都道府県にわたって発生している事案に対して、全国的な視野に立って迅速・適切に対応できるのかなどについても大いに心配です。</p>	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>法令違反の取締りが求められることとなった場合がある。管理監督者の態様等は企業によって千差万別であり、通達等で基準を示したとしても判断が難しい事案は生じるものであり、その都度本省に照会した上で統一的に対応しなければならず、事前に事務処理基準を定めれば処理できるという性質のものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合 <p>全国に多店舗展開する企業の小規模な店舗の店長等について、十分な権限等が与えられていないにもかかわらず、労働基準法上の管理監督者であるとして長時間労働を行わせるなどの不適切な事案が発生し、全社的な監督指導及び法令違反の取締りが求められることとなった場合がある。管理監督者の態様等は企業によって千差万別であり、通達等で基準を示したとしても判断が難しい事案は生じるものであり、その都度本省に照会した上で統一的に対応しなければならず、事前に事務処理基準を定めれば処理できるという性質のものではない。</p> <p>③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一的運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不相当である（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）②に該当）。</p> <p>具体例としては、行政権限の発動や司法処分 of 取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることとなれば、取扱いに緩厳の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。</p> <p>④ 前述のとおり、労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督署に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要である（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）②、③に該当）。</p> <p>また、監督・安全衛生業務と労災業務とは密接不可分な形で運営されており、これらの一部を分離し、地方移管することとなれば、行政効率の低下が生じるおそれが強い。例えば、監督・安全衛生部門では、労災給付に関して得た災害情報をもとに、災害原因の究明、労災かくしの把握、災害の再発防止、過重労働防止のための指導に活用している。このような監督・安全衛生業務と労災業務の互いの情報のやりとりができなくなった場合、行政効率の低下が生じるおそれがある（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）①に該当）。</p>		<p>労働行政事務を地方移管するか否かは、国民の生活、事業の運営に大きな影響を及ぼします。地方移管に伴って、労働保険の制度をどう設計し直すか、業務に携わる職員の採用、育成、管理の在り方等をどう変更するのかなどについて、その詳細を明らかにしたうえで、これらの事務の地方移管が、本当に労働者、事業主を始めとする国民にとってメリットがあるのかという観点から、時間をかけてじっくりと、かつ慎重に、国民的な議論を行うべきであると考えます。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>なお、厚生労働省省内事業仕分け（労働基準監督業務）においては、労働条件、労働者の保護などに関する監督等について、地方に移管すべきという意見はなかった。</p>			
労	8 労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等	C-c	<p>労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、国に事務・権限を残すべきである。</p> <p>① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）①に該当）。</p> <p>例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目の割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官はキャリア形成の全段階において他の公務員とは異なる状況に置かれている。</p> <p>現在労働基準監督官が持つのと同程度の専門性を、地方公務員に習得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要が生じる。</p> <p>② 仮に、実施事務を地方公共団体に移管した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要なときに、全国一律・一斉の対応をすることができない（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）③に該当）。</p> <p>具体例は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対応が求められる場合 <p>石綿作業従事者等に対する石綿障害予防対策が全国的に問題となり、迅速な監督指導及び法令違反の取締りを全国一律・一斉に求められることとなった場合があり、このような全国的に緊急かつ斉一的な対応を行うためには、国が実施する必要がある。また、石綿については、禁止されている石綿製品の流通が全国的に及んでいる事案が頻発しており、その調査、是正、回収等の指示等全国で統一的に、迅速に対応しなければならない。事前に事務処理基準を定めれば処理できるという性質のものではない。</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>・ 全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合 全国に多店舗展開する企業の小規模な店舗の店長等について、十分な権限等が与えられていないにもかかわらず、労働基準法上の管理監督者であるとして長時間労働を行わせるなどの不適切な事案が発生し、全社的な監督指導及び法令違反の取締りが求められることとなった場合がある。管理監督者の態様等は企業によって千差万別であり、通達等で基準を示したとしても判断が難しい事案は生じるものであり、その都度本省に照会した上で統一的に対応しなければならず、事前に事務処理基準を定めれば処理できるという性質のものではない。</p> <p>③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一的運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不相当である（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）②に該当）。</p> <p>具体例としては、行政権限の発動や司法処分 の取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることとなれば、取扱いに緩急の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。</p> <p>④ 前述のとおり、労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督署に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要である（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）②、③に該当）。</p> <p>また、監督・安全衛生業務と労災業務とは密接不可分な形で運営されており、これらの一部を分離し、地方移管することとなれば、行政効率の低下が生じるおそれが強い。例えば、監督・安全衛生部門では、労災給付に関して得た災害情報をもとに、災害原因の究明、労災かくしの把握、災害の再発防止、過重労働防止のための指導に活用している。このような監督・安全衛生業務と労災業務の互いの情報のやりとりができなくなった場合、行政効率の低下が生じるおそれがある（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の（注）①に該当）。</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分け（労働基準監督業務）においては、労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等について、地方に移管すべきという意見はなかった。</p>			

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
労	9 社会保険労務士に関する監督等	C-c	<p>労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払など経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要がある。</p> <p>また、労働保険制度は、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。仮に、保険者は国のままとしつつ、事務の一部を地方公共団体に移管する場合、事業の責任の所在が不明確になり、国と地方の役割分担を明確にするという地方分権の趣旨に反する。</p> <p>社会保険労務士は、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の代行を行っている。上記のとおり、これらの事務の適正な履行確保は国が実施すべきことから、社会保険労務士の監督等に関する事務についても、全国統一的に国が行うべきである。仮に、これらの事務を所管していない都道府県において社会保険労務士の監督等に係る事務のみを行うこととした場合、専門知識を有する職員による実施体制が確保できず、十分な基準の履行確保が行えないことに加え、社会保険労務士の指導監督を十分に行うインセンティブが働かないおそれがある（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）（注）②に該当）。</p>	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（22.7.15）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。 ・ 都道府県労働局が所管する職業安定、労働保険の適用・認定・給付等、労働相談の各事務については重点的に地方移管を進める。 	—	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	10 労働者災害補償保険法に基づく労働保険の認定・給付等	C-c	<p>労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきである。また、適用、徴収、認定・給付の各段にわたり、適正効率的な業務運営を行う必要がある。他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。</p> <p>① 保険者を国以外の主体に委ねることは制度の安定性を損ね、保険給付に支障が生じるおそれが高い。 労災保険の保険料率は、事業主の保険料負担の公平・公正性の観点や事業主の災害防止努力等をより一層促進する観点から、事業の種類（55種類）別に設定されている。 保険者を都道府県単位等に細分化することは、地域的な産業の偏り等から、保険者それぞれが抱えるリスクが大きく異なることとなり、また、追加的な事務費用も発生することから、制度運営の効率性、安定性を著しく損ない、被災労働者に対する公平・公正、迅速な給付に支障が生じるおそれがある。こうした保険者の細分化に伴い生じる保険者ごとの保険料収入と保険給付の収支バランスの悪化や追加的な事務費用の支出に伴う事業主の保険料の負担増、保険料の負担増に耐えられない事業場の保険料の滞納に基づく保険料収納率の低下による被災労働者等への給付への支障などは、広域の実施体制等の整備によっては是正し得ない弊害であり、保険集団が効率的に構成されるよう国を唯一の保険者とする現行の仕組みを維持すべき。</p> <p>② 仮に、労災保険と監督・安全衛生行政を切り離した場合、適切な保険給付が困難になるとともに、労災保険の保険事故たる労働災害が増加する等のおそれが高い。 労災保険については、適切な認定・給付を行うために、監督・安全衛生行政機関としての調査・指導活動により事業所等から収集した各種の情報を用いることが不可欠であり、また、労災給付に関して得た災害情報をもとに迅速な監督指導等を行うことにより、効果的な災害原因の究明、労災かくしの把握、再発防止、過重労働防止のための指導等が可能となる。このように労災業務と監督・安全衛生業務とは密接不可分な形で運営されており、これらを分離すれば、適正さや行政効率の著しい低下が生じるおそれが高い。</p> <p>③ 労災保険給付の申請に対する事務のうち、転々労働者については所轄の自治体が決まらないおそれがあり、迅速な保護に欠けるおそれがある。</p>	同上	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)> ・ 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導、労災保険における認定業務は、現在国並びに労働局及び労働基準監督署において直接実施している。このような業務については、地域の状況等によらず全国統一的に労働者を保護の必要があること、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があること、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。</p> <p><全国社会保険労務士会連合会「労働行政の充実・強化について(要請)」(22.8.2)> ・ 労働保険料は、住所地や事業所の所在地によって異なることのないよう、全国一律の制度を維持すべきと考えますが、都道府県に労働保険事務が移管されれば、現状でも、都道府県間に負担と給付の両面で大きな格差が存在する中で、全国一律の制度を将来的にも維持できるのか、大いに不安です。また仮に、労働保険の財政責任は国が負い、徴収、認定・給付は都道府県が行う仕組みになった場合、財政責任を負わない都道府県に保険料徴収のインセンティブが働くのか、保険給付の濫給を招く恐れはないのかといったことが</p>	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>石綿作業従事者等転々とする労働者の最終事業場について、管轄をめぐる争いが起きることも少なくないが、仮に地方自治体に権限を委譲した場合、裁定に時間がかかり、申請に対する決定が遅れ、被災労働者に対する迅速な保護に欠けるおそれがある。</p> <p>(①～③については、「地域主権戦略大綱」第4の2(3)の(注)①に該当。)</p> <p>④ 仮に、保険者を国としたままで、労災保険の認定・給付に関する事務についてのみ、地方自治体に権限委譲した場合、濫給のおそれが高まり、制度の信頼性を損ねるおそれがある。 保険制度の健全な運営を確保するためには、一般的に、財政と運営の責任の主体の分離は不適切。財政責任を負う保険者でなく財政負担もない主体が認定・給付の事務の運営主体となることは、給付の適正化に対するインセンティブが働かず、保険給付の増加及び保険料の上昇を招くおそれがある。 特に労災保険は、受診に当たり患者の自己負担がないことから、制度の信頼性を損ねないためには、保険者側の厳正なチェックにより、業務外の事由による請求や症状固定後の請求を支給対象からの確に排除する必要があるが、保険者として最終的財政責任を負わない主体が認定・給付を実施する場合には、厳正なチェックが行われないおそれがある。(なお、多くの地方自治体は、地方自治体が運営する病院等を有しており、かつ、有していない場合においても管轄内における病院等が健全に経営されることが要請される結果、地方自治体によっては、病院及び患者の利益が優先されるおそれがある。)</p> <p>⑤ 知見の集積が十分でないこと等から認定基準を設定しきれない疾病等も存在する。 地域主権戦略大綱は、事務処理の基準を定めることができることを前提としているが、職業性疾病には、知見の集積が十分でないこと等から、認定基準を定められないもの(新規化学物質など)が存在しており、当該疾病に係る公正な判断は、国による一元的な判断をもって確保せざるを得ない。</p> <p>⑥ 典型的な職業性疾病については、最新の医学的知見を踏まえた労災認定基準が定められているが、個別事例を基準に当てはめるプロセスには、高度な医学的判断も含まれ、必ずしも技術的に容易ではない。 例えば、認定基準を定めている職業性疾病についても認定要件に係る検査数値等がボーダーライン付近の場合には、本省に報告させ、</p>		<p>懸念されます。さらに、都道府県ごとに制度の営にバラツキが生じた場合には、全国に事業所を持つ事業者にとっては、経営戦略や事務負担の面で悪影響を与えることが予想されます。</p> <p>また、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の事務執行を、国は全国統一的な基準を設定するだけで、都道府県知事が採用権限と指揮命令権限を持ち、かつ都道府県内の異動に留まる労働基準監督官が、全国一律の運用をすることが本当に可能なのか、複数の都道府県にわたって発生している事案に対して、全国的な視野に立って迅速・適切に対応できるのかなどについても大いに心配です。</p> <p>労働行政事務を地方移管するか否かは、国民の生活、事業の運営に大きな影響を及ぼします。地方移管に伴って、労働保険の制度をどう設計し直すか、業務に携わる職員の採用、育成、管理の在り方等をどう変更するのかなどについて、その詳細を明らかにしたうえで、これらの事務の地方移管が、本当に労働者、事業主を始めとする国民にとってメリットがあるのかという観点から、時間をかけてじっくりと、かつ慎重に、国民的な議論を行うべきであると考えます。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>医学専門家による検討のプロセスを経て、本省が直接判断することが必要であり、認定基準が定められていることをもって、個別の判断権限をすべて地方支分部局に委ねられないのが現実である。</p> <p>(例) 精神障害に係る労災認定 判断指針では、職場、職場外における心理的負荷の強度を評価するため、具体的な出来事ごとにストレスの標準的な強度を指標化(43類型) 例：ひどい嫌がらせ、いじめを受けた・・・ストレスの強度：Ⅲ ノルマが達成できなかった・・・・・・・・・・ストレスの強度：Ⅱ 公式の場での発表を強いられた・・・ストレスの強度：Ⅰ しかし、実務では、実際の精神障害の事案は多種多様であり、心理的負荷評価表に示した「具体的な出来事」のいずれにも類推適用が困難な出来事の評価が必要となる事案もある(そういう事案はその都度本省に照会した上で統一的に対応)。</p> <p>これらの個別判断について、国が具体的判断を行わず、専ら都道府県の判断に委ねることとなれば、同様の事案の判断が都道府県によって異なり、給付の公平・公正性の低下、濫給が生じるおそれが高い。</p> <p>⑦ 不支給処分に対する説明や行政争訟への対応は、すべて保険者が個別事案ごとにその責任を負うべきものであり、当該業務を保険者以外の主体に委ねることは適当ではない。</p> <p>不支給決定後の対応を公平・公正に行うためには、個別的な事案について、個別具体的に主張・立証を行っていく必要があることから、一般的な事務処理基準を定めるにとどまらず、不支給決定事案に対する個別的な指揮命令権が必要不可欠である。</p> <p>(④～⑦については、地域主権戦略大綱、第4の2(3)の(注)②に該当。)</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分け(労災保険業務)においては、労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等について地方に移管すべきという意見はなかった。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
労	11 賃金その他の労働条件及び労働者 生計費に関する統計調査の実施 ・賃金構造基本統計調査	C-c <p>【国が実施すべき理由】 賃金構造基本統計調査の調査結果は、労災保険の休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額の年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の設定のための基礎資料として用いられるほか、最低賃金の決定をはじめとして広く労働政策に活用され、企業の賃金決定の基礎資料としても利用されており、廃止することは適当ではない。 労働政策の基礎資料として利用される本調査には高い精度と信頼性が必要であるところ、賃金等及びその相談等に関することを所掌する局・署が調査票の配布・回収等を行うことにより、高い精度等を維持できている。 市場化テストを実施した平成21年就労条件総合調査の結果を見ると、受託民間事業者単独では上回ることとされた有効回答率も達成できず、また、平成22年の同調査の結果を見ると、受託民間事業者に対する厚生労働省の指導により、上回ることとされた有効回答率には達成したものの、目標とされた有効回答率には達しなかった。 したがって、賃金等及びその相談等に関することを所掌する局・署ではなく、地方公共団体又は民間事業者に本調査の実施に係る事務を行わせることは適当ではない。</p> <p>【具体的な支障】 賃金等及びその相談等に関し、事業場との関わりを有しない地方公共団体、民間事業者又は本省が実施した場合、事業場側の協力が従来と同様には得られにくく、回収率が低下し、調査結果の精度と信頼性が損なわれるおそれがある。 本調査は全国調査であり、地方委譲した場合は各都道府県に的確な執行体制の整備が不可欠であるところ、本調査の業務を行う期間は概ね4月から8月の間であり、賃金及びその相談等に関して事業場との関わりを有しない都道府県に委譲すると、行政効率が著しく非効率となるおそれがある（「地域主権戦略大綱」第4の2の（3）の（注）④に該当）。 なお、地方分権改革推進委員会の「第2次勧告」（平成20年12月8日）及び当該勧告を踏まえ策定された「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）において、「民間委託の拡大等を進める。」とされていたことから、一部の業務について民間委託の拡大を検討している。</p>	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（22.7.15）> ・ 統計調査の企画等の事務は本省において行うこととし、その実施に関する事務については「民営化等」として整理する。</p>	—	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
労	12 労働基準監督署の指揮監督	C-c 整理番号7～11に掲げる事務については、いずれも国が実施することが必要であるため、労働基準監督署の指揮監督についても引き続き国が実施すべきである。	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(22.7.15)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国(本省)の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。 ・ 労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。 ・ 都道府県労働局が所管する職業安定、労働保険の適用・認定・給付等、労働相談の各事務については重点的に地方移管を進める。 	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導等については、全国統一的に労働者を保護する必要があること、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があり、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。 <p><全国社会保険労務士会連合会「労働行政の充実・強化について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の事務執行を、国は全国統一的な基準を設定するだけで、都道府県知事が採用権限と指揮命令権限を持ち、かつ都道府県内の異動に留まる労働基準監督官が、全国一律の運用をすることが本当に可能なのか、複数の都道府県にわたって発生している事案に対して、全国的な視野に立って迅速・適切に対応できるのかなどについても大いに心配です。 <p>労働行政事務を地方移管するか否かは、国民の生活、事業の運営に大きな影響を及ぼします。地方移管に伴って、労働保険の制度をどう設計し直すか、業務に携わる職員の採用、育成、管理の在り方等をどう変更するのかなどについて、その詳細を明らかにしたうえで、これらの事務の地方移管が、本当に労働者、事業主を始めとする国民にとってメリットがある</p>	同上

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					のかという観点から、時間をかけてじっくりと、かつ慎重に、国民的な議論を行うべきであると考えます。	
労	13 国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	C-c	<p>国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <p>国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を超えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を超えた監督業務や複雑な違法事案への対応を行うことが常態化している。</p> <p>仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一的かつ機動的に行うことが適切である。（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）（注）①、②に該当）</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分けにおいて、これら「派遣事業等指導業務」について仕分けが行われたが、「国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる」との評決結果を出した仕分け人はいなかった。</p>	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(22.7.15)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。 ・ 都道府県労働局が所管する職業安定、労働保険の適用・認定・給付等、労働相談の各事務については重点的に地方移管を進める。 <p>そのため、全国知事会としては、ハローワーク（公共職業安定所）の地方移管を強く求める。</p> <p><全国知事会「出先機関改革に係る意見について」(22.7.23)></p> <p>2 ハローワークの事務移管を迅速に進めること</p> <p>本報告書のとりまとめを行った全国知事会議において、公共職業安定所（ハローワーク）の事務の地方移管について最優先で取り組むべきことを特に全会一致で確認したところであり、国の迅速かつ確実な対応を改めて求める。</p>	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)></p> <p>ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。</p> <p>ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある。これは先進諸国における国際標準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。 ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。 ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。 ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。 	同上

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。</p> <p>一方、地方自治体が独自に地域の实情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。</p> <p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」(21.2.5)></p> <p>1 ハローワークの縮小について</p> <p>ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。</p> <p>① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。</p> <p>② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。</p> <p>③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。</p> <p>④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。</p> <p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。</p> <p>一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。</p> <p><連合南雲事務局長「『地域主権戦略大綱』に関する談話」(22.6.22)></p> <p>></p> <p>雇用のセーフティネットの中心であるハローワークは国による全国ネットワークを堅持すべきであり、見直し作業にあたっては、憲法や国際条約の整合性に配慮することはもちろん、利用者・当事者である労使の意見を尊重したものでなければならない。</p> <p><連合「『地域主権戦略大綱(出先機関改革関係)』に関する要請」(22.6.14)></p> <p>ハローワークは、職業紹介や雇用保険の認定・給付業務などを担う、働く者の雇用を守る生命線であり、社会の安定をはかる中枢機関である。したがって改革の検討にあたっては、利用者であり当事者でもある労使の意見を十分に尊重・反映する必要がある。</p> <p>具体的な内容は、労働政策審議会による本年4月1日付「出先機関改革に関する意見」に記載の通りである。</p> <p><連合「労働行政の充実・強化に関する要請」(20.12.25)></p> <p>3. 「国のハローワークの漸次縮小」等について (1) 「第2次勧告」では、「将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべき」とされ、</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>地方分権改革推進委員会の決議では「ハローワークの全職員を削減することとされている。しかし、ハローワークは、国が責任を持つべき職業紹介・雇用保険・雇用対策を全国を通じて一体的に実施するものである。全面的に地方に移管すれば、雇用保険制度の全国的運営が損なわれ、例えば、都市部では低い保険料率で給付も充実する一方、雇用情勢の厳しい地域では、保険料率は数倍となり給付も低下せざるを得なくなる。また、全国的に機動的な雇用対策を行うことも困難になるおそれがある。したがって、ハローワークの全国ネットワークは維持すべきである。さらに、現在のような雇用・経済情勢を踏まえれば、その組織体制の拡充・強化をはかるべきである。</p> <p>(2) 労働基準監督署およびハローワークの再編整理に関する具体的な計画については、労働政策審議会の調査・審議事項とする。</p> <p><日本経団連「2008年度版 経営労働政策委員会報告」(19.12.8)></p> <p>ハローワークの機能は雇用のセーフティネットであり、今後とも、無料かつ全国的な職業紹介組織を維持していくべきである。その上で、現在問題となっている就職氷河期に意に反して期間従業員・パートタイム従業員・派遣社員等の道を選択した人々を対象としたサービスの提供を充実する方向で、立地・サービス内容などを見直し、機能強化を目指すべきである。</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p><中小企業団体中央会「平成22年度通常総会決議」(22.6.30)> ハローワークは、中小企業が無料で人材確保に利用できる重要な機関であることから、国が責任をもって全国ネットワークのサービス推進体制を維持・強化すること。</p> <p><日本弁護士連合会「都道府県労働局のブロック化・国のハローワークの漸次縮小に反対する会長声明」(21.3.6)> ハローワークは、憲法27条に基づく勤労権の保障として、社会的弱者のための雇用対策等、必要な施策を総合的に講じており、これらは我が国も批准したILO88号条約上の国際的義務であり、国が最低保障として直接実施する責務がある。</p> <p><全国社会保険労務士会連合会「労働行政の充実・強化について」(22.8.2)> それぞれの業務内容を十分に精査することなく、これらを単純に「国の出先機関」の一つに位置付けて、「国の出先機関」は原則として都道府県に移管すべきとする議論は、就職の広域性や労働者保護政策の全国統一の実施の必要性など、労働行政の特殊性を全く考慮しない議論であるといわざるを得ません。</p> <p><財団法人東京市政調査会「自治体の就労支援」報告書(22.6.30)> 自治体の無料職業紹介事業は地域的公共性を実現するための活動であるので、全国的公共性を実現するための機関であるハローワークと同列に扱</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>うことにも問題がある。例えば、ハローワークの全国ネットワークは、広域的な職業紹介を行う義務を負っているが(ILO第88号条約第6条/職業安定法第17条)、産業振興や人口定住等を目標として行われることの多い自治体無料職業紹介事業にとって、このような義務づけは桎梏となりかねない。</p> <p><「G8労働大臣会合議長総括」(20.5.13)> 政府は、職業紹介、失業給付と積極的労働市場施策を十分に統合することを通じて、労働市場の需給調整機能を強化するとともに、これらの機能を果たす組織を全国ネットワークとして維持することが重要である。</p>	
労	14 地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督	C-c	<p>だが、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の位置づけについて検討する。</p> <p>地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。 理由は以下のとおり。</p> <p>地方公共団体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないよう、国において全国統一かつ機動的に行うことが適切である。</p> <p>また、民間の職業紹介事業者と地方の職業紹介事業者の監督業務を国と地方で分けて行えば、行政効率が非効率となる。(「地域主権戦略大綱」第4の2(3)(注)①②④に該当)</p> <p>その上で、現行の職業安定法では、職業紹介は国の職業紹介と地方公共団体を含む国以外の職業紹介事業者による職業紹介に整理されているが、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介事業は、民間の職業紹介事業者とは異なる性格を持つものであることから、許可、届出制のあり方等について、現在同格に位置付けている民間の職業紹介事業者とは異なる位置付けを持たせることについて検討する。</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	15 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	C-c、一部A-b①	<p>公共職業安定所による全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下の①～⑤のとおり。</p> <p>① 求職者の求職活動や求人者の求人募集は、都道府県域を超えて広域に行われており、このような安定所利用者の要望に適切に対応するためには、ナショナルミニマムとして国が全国ネットワークで職業紹介を行うことが適切であり、職業紹介を国が実施することが、英独仏など主要先進国の国際標準である。（「地域主権戦略大綱」第4の2(3)(注)①に該当）</p> <p>※ 東京の安定所受理求人は、結果として4割弱が他県の安定所での紹介によって充足（平成20年度）</p> <p>※ 職業紹介は、単に情報を全国ネットワークで提供するだけでなく、求職者が行ったら求人を開催するとともに、国民的アンケート調査を実施する。</p> <p>さらに、ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議を開催するとともに、国民的アンケート調査を実施する。</p> <p>仮に都道府県に移管した場合、自県民の利益に責任を持つ都道府県としては、県内求人には県内求職者を紹介するインセンティブが働くが、これは都道府県域によらず最適なマッチングを望む求職者・求人者の利害との関係が問題となる恐れがある。</p> <p>② 雇用保険給付は、失業者の労働の意思・能力の確認が前提であるため、職業紹介と組み合わせなければ、適正給付や再就職の促進が図られず、濫給が生じ、保険料の引き上げ等の国民負担の増加につながる。</p> <p>※ 英国では過去に職業紹介と失業給付を分離し、失業給付の濫給を招いた。両者を再統合した結果、失業給付受給者は1/3減少。</p> <p>※ 雇用保険は、時期、地域、業種等による保険事故の発生の予測が困難であるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図る必要があり、国が全国的に運営することがもっとも効率的である。また、保険財政の責任を負わない形での自治体の認定事務の移管は、失業給付の濫給の恐れがある。そのため、雇用保険は国で運営する必要がある。</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>また、職業紹介、雇用保険及び雇用対策が公共職業安定所で一体的に実施される方が、関係施策を効果的に組み合わせることや、各種手続きを同じ場所で実施できることから、求職者・求人者の利便性が高い。</p> <p>よって、職業紹介は、雇用保険及び雇用対策と一体的に実施することが必要である。（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）（注）②に該当、「地域主権戦略大綱」第4の2（3）において「①国民・住民のニーズや利便性、（略）を総合的に勘案」して事務・権限仕分けを行うとされている。）</p> <p>③ 雇用を取り巻く状況変化等に即応した適正な業務運営のためには、全国一斉に統一的な指揮命令の下で迅速かつ機動的に対応する必要があり、自治事務、法定受託事務では迅速かつ機動的に実施することが難しい。ある地域で求職者が大量に発生した場合、雇用調整助成金の要件緩和や雇用保険の支給などの対応が遅れ、失業の抑止や、失業者に対する十分な手当ができず、社会不安が拡大する恐れがある。（「地域主権戦略大綱」第4の2（3）（注）③に該当）</p> <p>※ 国は厳しい雇用失業情勢下、雇用調整助成金について全国統一の申請処理期間を設定し、支給を迅速化するなど、大臣指示により全国一斉の雇用対策を迅速に実施。</p> <p>④ 仮に、都道府県へ事務を移管する場合には、現在行っている国の指揮監督が出来なくなるため、「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とするILO第88号条約との整合性に疑義が生ずる。</p> <p>※ 「地域主権戦略大綱」第1の3において「地域主権戦略大綱は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（略）改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするもの」とされている。</p> <p>※ ILO第88号条約 第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。</p> <p>⑤ 公共職業安定所の利用者である労使双方から「国による全国的なネットワークの無料職業紹介組織は維持すべき」との提言等がなされており、こうした声を十分尊重する必要がある。</p> <p>※ 「地域主権戦略大綱」第4の2（1）において、「国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、（略）、地方自治体側を始め制度の利用者</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止・整理・合理化等の結論を得る。」とされている。</p> <p>※ ILO第88号条約 第4条 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。</p> <p>一方、上記①～⑤を踏まえつつ、可能な限り地域主権改革の趣旨に則った対応をするためには、地域の要望を踏まえた雇用対策を強化し、地域の実情に応じた地方公共団体の施策と国による全国ネットワークの雇用対策をこれまで以上に一体的に推進していくことが重要と考えている。</p> <p>その上で、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介事業において必要となる国の求人情報を地方の職員が利用できる条件や、地方公共団体が希望する場合、地方公共団体と国の協働の内容を定めた「雇用対策協定」（仮称）を締結し、地方公共団体から国に協定内容の実施の要請があった場合には国は誠実に対応することを義務づけることにより、両者が一体となって対策を推進できる体制の構築等を検討する。</p> <p>また、全国ネットワークの上乗せとなっている事業について、特区要望の対応として、自治体の具体的な要望を踏まえ、自治体への委託等を含めた支援を検討する。</p> <p>さらには、地方自治体や労使関係者、学識関係者等で構成した円卓会議を厚生労働大臣が設置し、地方移管した場合・地方移管しなかった場合の具体的なメリット・デメリットについて、利用者の視点に立って、一年程度かけて、具体的かつ詳細な議論を行う。また、その際には、ハローワークの地方移管に関して、複数回の大規模な国民的なアンケートを行う。</p> <p>それらを通じて、地方移管に関する具体的かつ詳細な論点整理を行い、ハローワークの地方移管に関する政策決定を行う。</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分けにおいて、「職業紹介事業」について仕分けが行われたが、「国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる」との評決結果を出した仕分け人はいなかった（1人は「国が実施する必要はなく、その他の実施主体（広域自治体）に任せる」であった。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	16 各種法令に基づく事業主への指導権限（報告徴収・助言・指導・命令・勧告） ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	C-○	<p>だが、国と地方公共団体との協働を推進する体制を検討する。</p> <p>また、ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議を開催するとともに、国民的アンケート調査を実施する。</p> <p>職業安定行政に関する各種法令に基づく事業主への指導に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下の①、②のとおり。</p> <p>① ある企業においてこれらの法的義務を達成するためには、本社への義務履行の指導を踏まえ、本社・支店企業全体での取組が必要であり、公共職業安定所では全国ネットワークを活用し、本社・支店の所在地を管轄するハローワークが連携しながら指導、職業紹介等を行っており、随時効果的な取組を行っていること。</p> <p>(※1)</p> <p>※1 具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率について、全国展開のA社本社に厚生労働省が指導 ・指導を受け、A社本社は全国の支店に対し障害者雇用を進めるよう指示 ・厚生労働省からの指示に基づき、各支店所在地を管轄するハローワークがA社各支店への障害者雇用の働きかけを実施 <p>仮に地方移管すると、複数の地方自治体に事業所を有する事業主に対して指導する場合、指導する地方自治体と、実際に雇い入れる事業所が存する地方自治体が異なることが生じ、連携がとれていない別々の指導では効果的な指導が行えないおそれがあること。(※1参照)</p> <p>(「地域主権戦略大綱」第4の2(3)(注)②に該当)</p> <p>② 障害者雇用率達成指導等の雇用対策は、障害者等の雇用の促進等を目的とするものであるため、ハローワークが実施する職業紹介や試行雇用奨励金等の給付業務と密接不可分であり、連携して一体的に実施しなければ、障害者等の雇用に多大な影響が出かねないこと。</p> <p>一方、可能な限り地域主権改革の趣旨に則った対応をするためには、地域の要望を踏まえた雇用対策を強化し、地域の実情に応じた地方公共団体の施策と国による全国ネットワークの雇用対策をこれまで以上に一体的に推進していくことが重要と考えている。</p> <p>そのため、地方公共団体が希望する場合、地方公共団体と国の協働の内容を定めた「雇用対策協定」(仮称)を締結し、地方公共団体から国に協定内容の実施の要請があった場合には国は誠実に対応することを義務づけることにより、両者が一体となって対策を推進できる体制の構築等を検討する。</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>また、地方自治体や労使関係者、学識関係者等で構成した円卓会議を厚生労働大臣が設置し、地方移管した場合・地方移管しなかった場合の具体的なメリット・デメリットについて、利用者の視点に立って、一年程度かけて、具体的かつ詳細な議論を行う。また、その際には、ハローワークの地方移管に関して、複数回の大規模な国民的なアンケートを行う。</p> <p>それらを通じて、地方移管に関する具体的かつ詳細な論点整理を行い、ハローワークの地方移管に関する政策決定を行う。</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分けにおいて、「雇用管理指導業務」(※2)について仕分けが行われたが、「国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる」との評決結果を出した仕分け人はいなかった。</p> <p>※2 採用から退職に至るまでの労働者の雇用管理に関して、国が事業主に対して行う指導</p>			
労	17 雇用対策に係る事業主に対する助成	<p>C-○だが、国と地方公共団体との協働を推進する体制を検討する。</p> <p>また、ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議を開催するとともに、国民的アンケート調査を実施する。</p> <p>雇用対策に係る事業主への助成に係る業務は、引き続き国で実施することが適切である。理由は以下の①～④のとおり。</p> <p>① 求職者の就職促進の観点からは、公共職業安定所が行う無料職業紹介事業や事業主への指導等と一体的に行われることにより効果的に実施できること。</p> <p>② 事業主の利便性の観点からは、ハローワークにおける職業紹介・求人受理、雇用保険の各種手続き等と同じ場所で申請手続きができることから、ハローワークで行うことが事業主の利便性が高いこと。</p> <p>※ 「地域主権戦略大綱」第4の2(3)において「①国民・住民のニーズや利便性、(略)を総合的に勘案」して事務・権限仕分けを行うとされている。</p> <p>③ 財源のほとんどは国が財政責任を負っている保険者である雇用保険二事業の保険料であり、助成金の企画運営責任、保険の財政責任を一貫して担うべきであるとともに、全国統一の要件の下で公平に支給する必要があること。(「地域主権戦略大綱」第4の2(3)(注)②に該当。)</p> <p>④ 例えば今般の厳しい雇用失業情勢における、雇用調整助成金の要件緩和や支給の迅速化などについて、全国一斉に統一的な指揮命令の下で迅速かつ機動的に対応する必要があり、国が実施する方が、全国一斉の迅速かつ機動的な対応が可能であること。(「地域主権戦略大綱」第4の2(3)(注)③に該当。)</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>※ 労使から「雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要がある」との提言等がなされており、こうした声を十分尊重する必要がある。</p> <p>一方、可能な限り地域主権改革の趣旨に則った対応をするためには、地域の要望を踏まえた雇用対策を強化し、地域の実情に応じた地方公共団体の施策と国による全国ネットワークの雇用対策をこれまで以上に一体的に推進していくことが重要と考えている。</p> <p>そのため、地方公共団体が希望する場合、地方公共団体と国の協働の内容を定めた「雇用対策協定」（仮称）を締結し、地方公共団体から国に協定内容の実施の要請があった場合には国は誠実に対応することを義務づけることにより、両者が一体となって対策を推進できる体制の構築等を検討する。</p> <p>また、地方自治体や労使関係者、学識関係者等で構成した円卓会議を厚生労働大臣が設置し、地方移管した場合・地方移管しなかった場合の具体的なメリット・デメリットについて、利用者の視点に立って、一年程度かけて、具体的かつ詳細な議論を行う。また、その際には、ハローワークの地方移管に関して、複数回の大規模な国民的なアンケートを行う。</p> <p>それらを通じて、地方移管に関する具体的かつ詳細な論点整理を行い、ハローワークの地方移管に関する政策決定を行う。</p>			
労	18 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	C-○だが、雇用保険受給資格決定に必要な書類の取次ぎを地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口において実施できるように検討する。また、ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議を開催するとともに、国民的アンケート調査を実施する。	<p>雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下の①～④のとおり。</p> <p>① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ（※）、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。</p> <p>このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。</p> <p>※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>※ 労使から「雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たない」との提言等がなされており、こうした声を十分尊重する必要がある。</p> <p>② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。(※) (「地域主権戦略大綱」第4の2 (3) (注) ②に該当)</p> <p>※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。</p> <p>③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことからも、失業認定は職業紹介と組み合わせることで実施することが先進国の国際標準である。</p> <p>④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。</p> <p>※ 「地域主権戦略大綱」第4の2 (3) において「①国民・住民のニーズや利便性、(略)を総合的に勘案」して事務・権限仕分けを行うとされている。</p> <p>しかしながら、地方分権改革推進委員会「第2次勧告」を踏まえ、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険受給資格決定に必要な書類の取次ぎについては、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにすることを検討する。</p> <p>また、地方自治体や労使関係者、学識関係者等で構成した円卓会議を厚生労働大臣が設置し、地方移管した場合・地方移管しなかった場合の具体的なメリット・デメリットについて、利用者の視点に立って、一年程度かけて、具体的かつ詳細な議論を行う。また、その際には、ハローワークの地方移管に関して、複数回の大規模な国民的なアンケートを行う。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>それらを通じて、地方移管に関する具体的かつ詳細な論点整理を行い、ハローワークの地方移管に関する政策決定を行う。</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分けにおいて、「雇用保険業務」について仕分けが行われたが、「国が直接実施する必要はなく、地方公共団体に委託する」との評決結果を出した仕分け人はいなかった。</p>			
労	19 公共職業安定所の指揮監督	C-c	<p>公共職業安定所における各種業務は、引き続き国が実施することが適切であるため、国が公共職業安定所の指揮監督を行う必要がある。</p>	同上	同上	同上
労	20 各種法令に基づく事業主への指導権限（報告徴収・助言・指導・勧告） ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	C-c	<p>男女雇用機会均等法等については、①憲法で定める「法の下での平等」から導き出される性別による差別の禁止や②育児休業等を安心して産み育てながら働くことのできる環境整備等に関する労働者の基本的な権利を定めるものである。</p> <p>労働者の基本的な権利が保障される程度は、公平性の観点から、地域ごとに異なってよい性格のものではなく、ナショナル・ミニマムとして維持・達成していく必要がある。このため、男女雇用機会均等法等の履行確保を求めるための事業主への指導においては、地域の状況等によらず、全国統一的行われる必要があること、公正競争の確保の観点からも厳密な全国統一性が求められること、全国的な問題事案に一律・一斉に対応する必要があることなどから、統一的な基準の策定のみならず、基準の履行確保についても国が責任を持って実施する必要がある。</p> <p>特に女性労働者数やパートタイム労働者数が増加し、雇用管理の実態の多様化・複雑化が進む中、必要な施策の企画立案を機動的に行うに当たっては、第一線機関における行政指導等により得られる情報・国民のニーズを的確に把握し、これを迅速に施策に反映させることが必要であり、本省と出先機関の一体的行政運営をもって初めて実効性及び効率性が確保されるものである（「地域主権戦略大綱」第4の2(3)の①に該当）。</p> <p>また、男女雇用機会均等法等の履行確保の事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めて処理できる性質のものではない（※）ことから、仮に、地方自治体に事務を移管することで、通達等による定期・随時の報告聴取や指示、全国規模の異動や統一的な研修の実施等による職員の質の維持・向上、さらに統一的な基準の履行確保のための業務監察ができないこ</p>	<p><全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(22.7.15)> ・ 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。</p>	<p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)> 2 労働基準行政、雇用均等行政、個別労働紛争対策等について 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導、労災保険における認定業務は、現在国並びに労働局及び労働基準監督署において直接実施している。このような業務については、地域の状況等によらず全国統一的に労働者を保護する必要があること、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があること、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。</p> <p><連合「『地域主権戦略大綱（出先機関）』に関する要請」(22.6.14)> 連合は政府同様、地域主権改革を推し進めるべきであるとの立場ですが、労働行政に関する国の出先機関を地方自治体</p>	<p><改正男女雇用機会均等法案に対する附帯決議（衆議院厚生労働委員会、18.6.14）> 8、改正後の均等法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の紛争調整委員会（機会均等調停委員会議）、雇用均等室等の体制を整備すること。</p> <p><改正男女雇用機会均等法案に対する附帯決議（参議院厚生労働委員会、18.4.27）> 5、改正後の均等法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の紛争調整委員会（機会均等調停委員会議）、雇用均等室等の体制を整備すること。</p> <p><改正パートタイム労働法案に対する附帯決議（参議院厚生労働委員会、19.5.24）> 3、法の実効性を高める観点から、都道府県労働局の</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>ととなれば、各地方自治体の対応の相違等により労働者の基本的権利及び公正な競争について、侵害・制約のおそれがある（「地域主権戦略大綱」第4の2(3)の②に該当）。</p> <p>※あらかじめ処理基準の設定が困難な例 【募集・採用、配置・昇進等各雇用ステージにおける性別を理由とする差別の禁止】 法、指針により禁止されている取扱いとして下記のとおり例を示しているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集・採用にあたって女性のみ未婚を条件とする。 ・女性は課長補佐までしか昇進させない。 ・女性のみ一定の年齢に達したことを理由として昇格させない。 <p>これらはあくまでも例示であり、これら以外の性別を理由とする差別も法違反となるが、企業の雇用管理は千差万別であるため網羅的例示には限界がある。</p> <p>さらに、性別による差別に該当するかどうか、例えば、ある女性が同期入社男性に比べ昇進が遅れているかどうかの判断については、男女別の役職者数、勤続年数、職務内容や昇格基準、企業全体の労働者の昇進状況等雇用管理の方針や実態を詳細にヒアリングした上で総合的に判断していくこととなる（そのような事案はその都度本省に照会した上で統一に対応）。</p> <p>このように、あらかじめ事務処理基準を定めることは困難であり、また、これらの取扱いについて都道府県の判断に委ねることとなれば、同様の事案の判断が都道府県によって変わる可能性が高い。</p>	地方側の意見	<p>へ移譲することは慎重に検討しなければならないと考えております。</p> <p><全国社会保険労務士会連合会「労働行政の充実・強化について」（22.8.2）> 職業安定行政、労働基準行政、雇用均等行政は、日本国憲法の理念からいって、国自らが責任を持って執行すべき行政分野であって、都道府県の財政格差が生じないようにしなければなりません。</p>	<p>雇用均等室においては、事業主に対する報告徴収をはじめとする行政指導の強化や調停の活用を図ること。また、本法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の雇用均等室等について、専門家の配置を含めた体制を整備すること。</p> <p><改正育児・介護休業法案案に対する附帯決議（衆議院厚生労働委員会、21.6.12）> 15、本法による改正後の法の円滑な施行を図るため、雇用均等室の体制を整備すること。また、雇用均等室をはじめとする都道府県労働局の組織の在り方については、国民サービスの維持、労働者保護の実効性の確保、事業所の実態把握や機動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図る観点から、現行の都道府県単位の組織体制の存続を含め、慎重に検討すること。</p> <p><男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」（22.7.23）> 雇用均等行政の実効性を高め、全国どの地域においても企業への指導</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						や労働者の救済が等しく円滑に行われる必要があるため、都道府県労働局雇用均等室がその機能を十分発揮できるよう、体制の強化を図る。
労	21 紛争の解決に関すること（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務）	C-c	<p>紛争解決援助制度は、男女雇用機会均等法等で定められている事業主が講ずべき措置に関する労働者と事業主との紛争の早期解決のために設けられた制度である。</p> <p>当該業務は関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すにとどまらず、紛争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣旨を踏まえた解決案を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。</p> <p>また、法を施行する機関において実施されることで、法制度に熟知し専門性を有する職員等が業務に当たることとなるため、利用者への質の高いサービスの効果的・効率的な提供が可能となっている。</p> <p>さらに、紛争解決業務を行う過程で法違反が確認された場合、法の履行確保の観点からは行政指導を迅速に行う必要があるが、紛争解決業務と行政指導を一体的に実施することで業務の効果的・効率的運営が可能となっている。</p> <p>仮に紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を是正するための行政指導等を求める利用者は、法施行機関に別途出向くこととなるため、利用者に不便をかけることとなる上、行政指導による迅速な違法状態の是正等の措置が取り難いこととなる。このため、ワンストップのサービスを提供するという利用者の利便性及び法の効果的・効率的な履行確保の観点からも一体的に業務を実施することが必要である。</p> <p>整理番号20のとおり、行政指導業務は、引き続き出先機関の事務・権限とすべきものであるが、本業務は行政指導と一体的に実施することが必要であるため、引き続き出先機関の事務・権限とすべき業務である（「地域主権戦略大綱」第4の2(3)の②に該当）。</p>	同上	同上	同上

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
労	22 両立支援に取り組む事業主への助成	C-c	<p>両立支援に取り組む事業主への助成については、以下の理由により、引き続き都道府県労働局雇用均等室で実施することが必要である。</p> <p>①当該助成は、労働協約又は就業規則に育児休業について規定していることや、次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届け出ていること等を支給要件としており、育児を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を図るといった目的を効果的に達成するためには、関係法の施行業務を行う機関において、両立支援制度に関する事業主への指導等と一体的に行われることが必要である。</p> <p>②その財源は国が財政責任を負っている保険者である雇用保険二事業の保険料であり、助成金の企画運営責任、保険の財政責任を一貫して担うべきであるとともに、全国統一の要件の下で公平に支給する必要があること（「地域主権戦略大綱」第4の2(3)の②に該当）。</p>	同上	同上	同上

【農林水産省】 地方農政局

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	1 農業協同組合等の 検査・指導監督	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 今日の農産物・資材等の流通は広域化かつ複雑・迅速化が進み、金融はさらに複雑・迅速化が進み、高度かつグローバルな経済システムの中で農協系統事業が展開されている。このような都道府県単位の連合会等の事業内容・事業エリアの実態から見れば、次のように、これらに対する検査・処分等の監督は、全国的な視点を持ち、多数の事例・情報を持つ国による監督が不可欠。</p> <p>ア 県信連(信用農業協同組合連合会)については、我が国の信用秩序の維持の観点から国が統一的に金融機関としての健全性の確保を図る必要があること、破綻のおそれが生じた場合には、緊急かつ迅速に対応する必要があることから、地方農政局が直接監督を実施する必要がある。</p> <p>・県信連の平均貯金残高は1兆4,137億円。金融庁が直接監督する信用組合(1,008億円)の10倍以上の規模。(20年度)</p> <p>イ 県経済連(経済農業協同組合連合会)は、全国に拠点を設けて農産物の販売・流通を展開するなど実質的に県域にとどまらない事業展開をしていることから、その監督は、全国的な視点を持つ地方農政局が実施する必要がある。</p> <p>・経済連の一つであるホクレンの取扱高は年間1兆4,946億円。東京など全国10ヶ所に拠点があり、農産物の出荷量は北海道外へ8割以上。(20年度)</p> <p>ウ 仮に都道府県単位の連合会等の業務上の法令違反が判明した場合、特に事案が県域を超える農産物流通に関わるケースでは、全国一斉かつ統一的に各県の連合会等の業務の緊急検査・処分等の監督を行う必要があるが、全国一斉の迅速かつ統一的な緊急検査・処分等の監督は、地方農政局を活用した国による実施が必要。</p> <p>3 また、都道府県中央会は、全国中央会と一体となって農協及びその連合会に対する監査・指導を統一的に行っていることから、その監督は全国的な視点を持つ国が、実施する必要がある。</p> <p>4 さらに、農業協同組合等の検査(信用事業関連)においては、金融庁(地方財務局)と農林水産省とが共同で検査を実施することが検査の実効性をあげるために必要であり、そのためには、金融庁(地方財務局)と同様の検査体制の構築が重要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)</p> <p>① 都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管。</p> <p>② ただし、金融検査事務は国の金融行政と密接な関連があるため引き続き国で実施。</p>	<p>国単位で市場が形成される金融市場の監視・制御機能は中央政府の役割である(分権革命ビジョン中間報告(2006年3月29日民主党分権調査会))</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>5 なお、都道府県区域を単位とする農業協同組合の連合会等に対する随時の検査、資料等の報告徴求の必要措置命令等の検査・処分の権限は、昭和24年には主務大臣から都道府県知事に委任された（主務大臣がこちらの検査・処分を行うことも妨げられていない）が、これまで、都道府県がこれらの権限を行使した事例は承知していない。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 検査と指導・処分等は一体で行って初めて適切な監督が可能であり、知事会の主張のように金融検査のみを切り分けて残りを都道府県が担当することになれば、迅速な対応や検査と指導・処分等の一貫した実施が果たせず、業務の遂行に著しい支障が生ずる。</p> <p>また、県連合会に対する常例検査の権限は、解散命令、定款変更等の認可等重要な処分権限を行使するために必要な監督権限の一つであり、国が引き続き担当すべきもの。仮にすべての検査が県の権限となれば、県連合会を指導・処分するに当たって必要な基本的な情報を国として把握することが困難になり、円滑な指導・処分に著しい支障が生じる。</p> <p>2 都道府県単位の連合会等に対する監督は、都道府県が相互に連絡を取り合うのではなく、多数の事例の情報を持つ国の機関が大臣の統一指示の下に全国的な視点で行わなければ、効率的かつ迅速な対応が不可能となる。特に、全国各地に拠点を設ける連合会に対し迅速かつ綿密な監督を行うためには、大臣の指示の下に、ブロックごとに配置され、地域の実情に精通した、専門の職員を機動的に派遣できる体制が不可欠である。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	2 農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には以下の通りである。</p> <p>食品表示偽装事案（例：うなぎ蒲焼きの産地偽装など）には、</p> <p>① 食品の流通経路は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど極めて広域的で複雑であること</p> <p>② 偽装事案の全体像は、商品の販売ルートを遡りながら、関係地域、関係業者等の特定を、証拠が隠滅される時に極めて迅速に遂行することによって初めて解明可能なものであること</p> <p>③ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生することから、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形或や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお調査に著しい支障が生じるため、国が統一的な指揮命令の下で一斉に迅速な調査を行わなければならない。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生ずる理由</p> <p>本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生している食品表示偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）において、「市場の監視・制御（消費者保護、規格）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	<p>消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○具体的施策の施策番号78（担当省庁等：農林水産省）</p> <p>「食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」 <p>○具体的施策の施策番号79（担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省）</p> <p>「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	3 日本農林規格による格付の適正化に係る立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には以下の通りである。</p> <p>JASマーク製品は全国的に流通するため、JASマーク関係の不適正表示事案（例：有機JASマークなく「有機」等と表示など）には、</p> <p>① 食品の製造・流通実態は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど極めて広域的で複雑であること</p> <p>② 偽装事案の全体像は、商品の製造委託先や販売ルートを遡りながら、関係地域、関係業者等の特定を、証拠が隠滅される時に極めて迅速に遂行することによって初めて解明可能なものであること</p> <p>③ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生することから、国が統一的な指揮命令の下で一斉に違反事業者に対して調査を行う必要がある。</p> <p>また、民間等の登録認定機関が認定事業者を指導監督することを原則とする仕組みであるため、最終的に適正化を担保する措置として、登録先である農林水産大臣が国内外の登録認定機関に対して調査を実施する必要がある。</p> <p>このため、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお調査に著しい支障が生じるため、本事務は地方移譲できない。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生ずる理由</p> <p>本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生しているJASマーク偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）において、「市場の監視・制御（消費者保護、規格）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	<p>消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○具体的施策の施策番号78（担当省庁等：農林水産省）</p> <p>「食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」 <p>○具体的施策の施策番号79（担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省）</p> <p>「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	4 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの(交付金等の交付に関する事務)	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国民の健康を保護するため、広域に流通する国産農畜水産物の安全性向上の取組を、全国的かつ一定レベルの水準を保ちながら着実に進める必要があるため、国において事務を行う必要がある。</p> <p>3 例えば農薬の適正使用等の総合的な推進に係る事業については、農薬が全国的に使用されていることから広域性が求められ、かつ一定レベルの取組が行われなければ農薬が適正に使用されず、農産物の安全性が確保できないおそれがある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 わが国の食品の安全性を向上させるためには、国の方針に沿った指導・助言を行いながら、都道府県の取組を一定レベルに保てるように交付を行う必要がある。</p> <p>2 この際、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業があり、仮にこの事務を本省のみで実施すると230名程度の人員を本省に移管する必要が生ずるが、現地指導等の地域と直接関わることや、230名もの人員を本省に移管することは非現実的であることから、これらの事務は地方農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15) 廃止・民営</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日民主党分権調査会)において、「生存に関わる最低水準の確保(生命に関わる安全水準のうち食品)」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	5 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの(農業・肥料の取締及び飼料等の適正管理・使用の安全性確保に関する立入検査等)	C-c (1) 農業等の取締業務 (2) BSE対策に係る調査等 (3) ペットフード安全法に基づく事務 (5) 生産資材の使用状況等調査 C-a (4) 肥料登録証・仮登録証の登録更新業務	<p>国と地方の役割</p> <p>1. この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、以下(1)～(5)の通りである。</p> <p>(1) 農業等の取締業務 農業登録を受けておらず、有効性、安全性が確認されていない無登録農業事案(例：NEW碧露など)は、</p> <p>① 農業の流通経路は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど広域的であること</p> <p>② その全体像は、当該農業の製造者又は販売元を特定し、販売先、関係業者等の確認を進めて初めて販売や使用の実態の解明が可能なものであること</p> <p>③ 無登録農業は、その使用により農産物や人等への影響が危惧されること等から、速やかに資材の回収、指導を行う必要があること</p> <p>④ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生すること</p> <p>といった特徴があることから、食の安全に係る広域的な被害が発生することを防ぐためには、大臣の統一指示のもとで、国の出先機関が迅速かつ機動的に立入検査や製品の回収等を行うことが必要。</p> <p>(2) BSE対策に係る調査等 肉骨粉、肥料原料となる畜産残さ、及び畜場汚泥については</p> <p>① 食肉工場等から広域的に収集されるとともに、都道府県域や地域ブロックを越えて広域に流通・使用されていること</p> <p>② これらにBSEの発生のおそれのある牛せき柱などが混入した場合、その影響を最小限にとどめるためには、食肉工場等や肉骨粉が供給された配合飼料工場などの広域に所在する多数の関連事業者を対象として、迅速かつ一斉に調査を行なって、これらを原料とする飼料、肥料の流通実態の全容を把握する必要があることから、大臣の統一指示の下で、国の各出先機関等が迅速かつ機動的に確認・調査等を行う必要。(例：肉骨粉の疑義事案)。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) 地方移管</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日民主党分権調査会)において、「生存に関わる最低水準の確保(生命に関わる安全水準のうち食品)」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>(3) ペットフード安全法に基づく事務 ペットフードの流通は都道府県域を超えた広域にわたり、その半数は輸入品が占めているため、有害なペットフードの流通を防止するためには、全国的規模で迅速に対応する必要。このため、ペットフード安全法で立入検査等は国（農林水産大臣及び環境大臣）の権限とされており、一部は地方農政局長に委任。</p> <p>(4) 肥料登録証・仮登録証の登録更新業務（必要人員6名程度） 肥料登録更新業務は、肥料取締法に基づき国が実施することとされているため、都道府県ではなく、新規登録に準じた原料、製造方法の確認など肥料に関する専門知識を有し立入検査業務を実施している独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）に移管することができるか検討。</p> <p>(5) 生産資材の使用状況等調査 農薬や飼料等は、多くの試験成績に基づき検査を行い、安全性を確認されたものについて、国が全国統一の使用基準等を定めている。本調査は、現場における使用実態等を把握し、使用基準等が妥当であるか確認を行い、それらを基準の見直し等に反映させることを目的としている。このため、基準の策定主体である国が実施することが適当。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 上記（1）～（3）及び（5）については、仮に、本事務を本省だけで行った場合には、それぞれの調査の必要が生じること、農場、業者の工場及び流通先へ多くの職員が東京から出張し調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>			
農	6 病害虫の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務（地方自治体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 植物の病害虫や家畜の伝染性疾病は、県域を超えて急激にまん延し、農業に被害が生じることから、食料の安定供給を図る上でも国の責務として必要な業務。 これらを円滑に行うため、消費・安全対策交付金及び植物防疫事業交付金交付しているところ。交付事務を行うに当たっては、各県ごとの病害虫や伝染性疾病の発生実態、防除の実施状況等から必要性・緊急性を勘案した調整が不可欠であり、園芸農産物等の生産・流通の増進に関する事務とも密接な連携のもとに実施する必要があることから、引き続き、国において事務を行う必要。</p>	<p>○共通 全国知事会提言（H20.2.8）：国 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）：廃止・民営</p> <p>○家畜衛生 全国都道府県議会議長会（H22.5.28）： 口蹄疫の発生に伴い、地方公共団体が行う 防疫措置に助成措置を講じるよう要請 全国市長会（H22.5.27）：口蹄疫の発生 に伴い、地方自治体を実施した初動防疫対 策、まん延防止対策等に要した経費につい て、十分な財政措置を講じるよう要請</p>	<p>「分権革命ビジョン中間 報告」（2006年3月 29日民主党分権調査 会）において、「生存に 関わる最低水準の確保 （生命に関わる安全水準 のうち食品）」は中央政 府の行うべき業務とされ ている。</p>	<p>○家畜衛生 菅総理は、国会等で、家 畜伝染病である口蹄疫問 題は、国家的危機と認識 しており、政府が総力を 挙げて取り組むことを表 明。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 植物防疫については、植物防疫事業交付金及び消費・安全対策交付金を交付する事務には、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業や、現地指導等の地域と直接関わる事務等があり、これらを本省のみで実施することは困難であることから、引き続き、地方農政局において実施することが必要。</p> <p>2 家畜衛生の向上の取組については、</p> <p>① 全国的に一定レベルの水準が保たれるよう推進・指導する必要がある一方、</p> <p>② 南北に長い我が国の気候風土など地域によって異なる生産条件の違いを踏まえて、</p> <p>国が都道府県の行う取組に対して支援を行う必要。</p> <p>このため、本事務は各都道府県の取組状況と国の方針（求められる一定の水準）を照らし合わせながら事務を行う必要がある他、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業や、現地指導等の地域と直接関わる事務等があり、これらを本省のみで実施することは困難であることから、引き続き、地方農政局において実施することが必要。</p> <p>また、消費・安全対策交付金は、本年の口蹄疫の発生時には、発生県である宮崎県に重点的に配分し、県が自主的に設置した消毒ポイントにおける人件費に活用されており、引き続き都道府県間で柔軟に予算配分できる地方農政局で交付業務を行う必要。</p>			
農	7 病害虫の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務（地方自治体による防除対策の調整）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 宮崎県における大規模な口蹄疫発生のような緊急時において、植物の病害虫・家畜の伝染性疾病を迅速かつ確実に封じ込めを行うことは、食料の安定供給を図る上で極めて重要。このため、国の責務として、県域を超えて急激にまん延するおそれがある病害虫・伝染性疾病に対しては、複数の都道府県と連携を図りつつ、情報収集や情報交換などを行い、地域の営農条件、気象条件などを踏まえた広域的な防除対策を構築・指導する必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 植物の病害虫や家畜の伝染性疾病の大規模な発生に緊急に対応し、現地と国や他県との調整を迅速かつ的確に行うためには、日頃から各都道府県の調整を行い、現場に精通した職員を確保しておくことが必要。</p> <p>2 植物防疫については、急激にまん延するおそれがある病害虫は地域により異なっており（いもち病（東北・北陸）、ミカントゲコナジラミ（東海・近畿）など）、病害虫の特性に応じて、営農条件、気象条件等も踏まえた対策を講じていく必要がある。また、近年の異常気象、物流の国際化・高度化等により、プラムボックスウィルスなどの我が国未発生の病害虫の発生にも対応が求められている。</p> <p>このような複数県にまたがる病害虫の防除を効率的・効果的に実施するためには、地域の病害虫発生の実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局が不可欠である。</p>	<p>○共通 全国知事会提言（H20.2.8）：全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）：廃止・民営</p> <p>○植物防疫 病害虫防除の推進にあつては、都道府県の横断的な情報共有が必要であり、農政局が中心となり情報収集・提供のネットワーク構築に貢献しているところであり、引き続き強力な牽引による地域の問題解決に当たってほしい。（都道府県担当者会議） 地方における課題解決には、国の施策との連携が必要となるが、地方農政局は中央組織よりも地域の気候、地域特異的な病害虫の発生及び地域の生産・経営の実情等に詳しく、迅速・機動的に活動してくれるので、地方としては満足している。</p> <p>○家畜衛生 全国市長会（H22.5.27）：家畜伝染病等の発生に対処するための危機管理体制を早急に再構築するよう要請</p>	<p>○共通 「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）において、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p> <p>○家畜衛生 国による防疫対策の強化の要望が求められている。（全国農業委員会会長大会、日本養豚経営者連絡協議会等）</p>	<p>○家畜衛生 菅総理は、国会等で家畜伝染病である口蹄疫問題は、国家的危機と認識しており、政府が総力を挙げて取り組むことを表明。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。また、地域の生産現場での病虫害発生状況等の詳細な状況把握が困難となり、都道府県担当者との連絡・調整も困難となり、迅速かつ的確な封じ込めが行えない可能性がある。さらに、病虫害の発生実態によっては、本省から発生地域に中長期的に滞在する必要がある場合もあるため、本省に配置することは非効率である。</p> <p>このため、引き続き、各地方農政局において事務を行うことが必要。</p> <p>3 家畜衛生については、県域を越えて急激にまん延する恐れがある家畜の伝染性疾病に対しては、複数の都道府県と連携を取りつつ、情報収集や情報交換などを行い、地域の実情を踏まえた広域的な防除対策を構築・指導する必要。このため、引き続き、各地方農政局において事務を行う必要。</p> <p>なお、本年の口蹄疫の発生時には、発生県である宮崎県に全国の農政局から延べ8,720名を派遣し、防疫措置について国や他県との調整を迅速かつ確に行うとともに、現場における各作業の実行を支援したところであり、引き続き、現場に知悉し、円滑に近隣各県と調整を行うことができる地方農政局が本事務を行う必要。</p>			
農	8 ○食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 ○食育の推進に関する事務（地方自治体に対する助成） ○同上（民間に対する広報啓発）	C-o	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を幅広く行う必要がある（食品安全基本法第13条）。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。</p> <p>3 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。</p> <p>4 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品により広域的な被害の発生が懸念される緊急事態が発生した場合に、食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行うものである。</p> <p>このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであることから、国の責任において対応する必要がある。</p> <p>5 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行う場合もあり、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>	<p>「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）において、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</p> <p>1 効果的な意見交換会や消費者相談を行うためには、地域の実情や実態を把握している地方農政局職員が行う必要がある。仮に全国各地で多数開催する意見交換会や懇談会等の対応を本省だけで行うとすれば、各地で開催する意見交換会等に東京から職員を派遣することとなり、迅速かつ丁寧な対応ができなくなる上に多額の旅費が必要になる。</p> <p>2 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、緊急事案が発生した場合、県域を問わず全国的規模で迅速かつ統一に対応しなければならない。このため、これまで、地方農政局・地方農政事務所の当該事務の担当だけでなく、他部署からの動員も含めて対応してきたところ（中国産冷凍食品による薬物中毒事案では、のべ10,426人を動員）。このように、本事業の実施には非常に多くの人員が必要であることから、本省のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずることとなる。</p> <p>3 消費・安全対策交付金の交付にあたっては、食育推進基本計画を始めとする国の方針に沿った指導・助言の他、申請書のチェック、計画の承認、事後評価等の膨大な事務作業等があり、これらを本省のみで実施することは困難である。</p> <p>4 食育を推進していくためには、食育活動を行う者に対し、積極的に情報収集、情報提供の場を設置して、関係者間の連携を促進し、地域の食育活動をコーディネートしていく必要がある。そのためには、地域の実情や実態を把握した地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や実態の把握が困難となり、効果的なコーディネートが困難となる。</p> <p>5 以上のことから、本事務は、国に残すとともに、引き続き、地方農政局が実施する必要がある。</p>			
農	9 食育の推進に関する事務（民間に対する助成）	C-b	<p>食育の推進は、食料自給率の向上等、全国的に進められている他の施策とも一体的に推進しており、22年度からは、事業の見直しを行い、支援対象を民間団体が行う広域的・先進的な取組に限定したことに伴い、本省が直接交付事務を行っている。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	10 牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 牛や牛肉は多数の都道府県域や地域ブロックを越えて流通するのが一般的である。また、BSEが発生した場合、同じ飼料を与えていたためBSEに感染している可能性のある牛について、BSEのまん延を防ぐ観点から、移動先における調査等を迅速に行う必要がある。牛肉において、個体識別番号等の偽装があった場合、その事案の解明には、消費地の都道府県のみならず、食肉販売業者等や、と畜場のある都道府県にも遡及して調査を行う必要がある。また、牛肉は加工・消費期間が短いため、違反の証拠を得るためには迅速性が求められる。</p> <p>3 こうしたBSEに感染している可能性のある牛の全国的な把握や、違反事案への迅速かつ効果的な対応を行うためには、統一的な指揮命令の下で効率的な調査を行う国による広域的な体制が必要である。(例：牛肉の不適正表示)</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 仮に本事務を本省だけで行った場合、違反事例等が生じた際に、広域におけるそれぞれの流通先に多くの職員が東京から出張し調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。	「分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日民主党分権調査会)において、「生存に関わる最低水準の確保(生命に関わる安全水準のうち食品)」は中央政府の行うべき業務とされている。	
農	11 農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する事務(国庫補助事業関連)について	-	農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する国庫補助事業関連の事務については、地方農政局では行っていない。	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15):廃止・民営		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	12 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	A-a	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲を検討することが可能と考えられる。</p> <p>2 具体的には、</p> <p>(1) 登録検査機関に対する登録・指導等の業務</p> <p>農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録・指導等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲を検討。</p> <p>一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対する登録・指導等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、</p> <p>①主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる。</p> <p>②主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来たすことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録・指導等の業務は、国が実施することが適当。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方に移管</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>(2) 都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等 農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対して立入検査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することを検討。 ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。</p> <p>(3) 検査規格の設定等 米麦等が農産物の国民の主食としての地位を占めており、流通が全国に広がることをかんがみると、全国統一規格である農産物検査規格の設定、公平かつ適正な農産物検査を行うに当たって不可欠な米の等級判定に用いる現物（産地・品種ごと）のサンプル（検査標準品）の作製等、農産物検査の実施の基礎となる業務については、国が責任を持って実施する必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 1 国が実施すべき業務を地方農政局で行う理由 登録検査機関における検査行為・現物の確認や関係帳簿の確認等は、現場に赴いて事実関係を迅速に調べる必要があることから、これをすべて本省で行うこととなると非効率であり、地方農政局に必要最低限の職員を配置する必要。 また、検査規格等の基準の設定についても、実際に現地に赴き、産地・品種ごとのサンプルの入手、選別・調整等を行う必要があり、これを本省が行うこととすると非効率。 2 業務の移管に当たっての留意点 都道府県においては、農産物検査業務に係る関係法規や米麦等農産物検査の専門知識を要する者がいないため、人材の育成・確保方を要検討</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	13・主要食糧の需給及び価格の安定に関する事務(生産調整方針の認定、出荷・販売業者等の立入検査等) ・同上(米穀の買入れ、売渡し等) ・食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の経理に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 米の需給調整に関する業務は、全国的な需給に関する情報等を踏まえて行う必要があり、これまで、国の出先機関と地域の関係者(協議会)が連携して取り組んできたところであるが、戸別所得補償制度の導入に伴い、今後は、同制度と一体的に実施。</p> <p>② 米麦の買入れ、売渡し(備蓄の運営等)業務は、平成5年の未曾有の大不作により国内産米による安定供給を確保することができなくなり、大量の外国産米を緊急輸入することを余儀なくされたことへの反省を踏まえて、食糧法において制度的に位置付けられたものであり、都道府県の枠を超えて発生し得る不測の事態に備えた備蓄は、国が責任をもって対応する必要。</p> <p>なお、米穀の備蓄のための売買・管理業務を国が行う際、これに伴う経理事務についても、国が自ら行うことが必要。</p> <p>(国際約束に基づく米麦の輸入については、国内の米麦の需給見通しを踏まえたものとするため、国が輸入・販売を行う「国家貿易」等の方式を採っており、これを都道府県に移譲することはできない。)</p> <p>③ 一方、米穀の適正流通に関しては、県内の事業者に対する立入検査について、既に都道府県知事が行うことができることとされているところ。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 米麦の輸入港や保管倉庫は全国に存在しているため、米の販売等業務の包括的な民間委託化等により極力スリム化を図りつつ、食の安全の確保等の観点から行う指導等を迅速かつ効率的に実施する観点から、必要最低限の職員を地方農政局に配置する必要。</p> <p>2 備蓄の機動的な運営に当たっては、迅速・適確に対応するため、国が自ら立入検査を実施できることが不可欠であり、備蓄運営に従事する職員が必要に応じて対応。(本事務は、緊急かつ迅速な対応が求められるものであり、本省が実施することとした場合には、その目的達成に著しい支障を生ずる。)</p> <p>3 米穀の適正流通に関しては、米の流通の広域性からして、大臣の統一指示の下で、各ブロック組織が機動的に動く体制が不可欠。仮に本事務を本省だけで行った場合には、本省の職員が、業務の遂行のため、逐一都道府県へ出向いて対応する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)</p> <p>【地方移管する事務】</p> <p>・生産調整方針の認定(生産調整方針の認定等の事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、制度設計や都道府県別の生産数量目標の割当ては国で実施)、出荷業者等の立入検査等</p> <p>【国に残す事務】</p> <p>・主要食糧の需給・価格安定に関する米穀の買入れ・売渡し等</p> <p>・食料安定供給特別会計に関する事務</p>	<p>「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」(2009年4月22日)</p> <p>民主党 分権調査会</p> <p>I 基本理念</p> <p>1. 基礎的自治体重視の新しい「国のかたち」</p> <p>中央政府の役割を、外交、防衛、危機管理、治安に加え、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通過、市場経済ルール確立の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定する。</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(抄)</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(4) 総合的な食料安全保障の確立</p> <p>(略) 不測のみならず、平素から食料の供給面、需要面、食料の物理的な入手可能性を考慮するアクセス面等を総合的に考慮し、関係府省との連携も検討しつつ、総合的な食料安全保障を確立していくことが必要である。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略) また、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米・麦の供給が不足する事態に備えるための措置として米・麦の備蓄が位置付けられていることを十分に踏まえ、消費者への安定的な供給を確保することを旨として、備蓄のあり方を検討するとともに、その適切かつ効率的な運営を行う。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	14 主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、米の消費拡大については、都道府県における取組が自県産米に関するものに限定される、都道府県ごとの事情により取組に濃淡があるなど、全国的な広がりをもった取組がなされにくいのが現状。</p> <p>加えて、例えば、米粉用米などの新規需要米について、生産県と需要県が異なる場合、全国的規模での生産と消費の結び付け（マッチング）を積極的に推進しないと、消費拡大が進まないといったネックがあることから、国産米全体の消費拡大を図る上では、全国的・広域的な観点から国が実施することが必要。</p> <p>また、本業務については事務量が僅少であるため、現在は、他の米関係業務と兼務しているところであり、これを一律に各都道府県ごとに実施させようとするれば、却って非効率。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>国産米全体の消費拡大の推進に当たっては、全国各地の現場の実態を的確に把握するため、地方の教育委員会等と直接意見交換を行うことが必要であることから、本省に業務をすべて引き上げることは却って非効率的。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方に移管</p>		<p>食料・農業・農村基本計画（抄）</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(2) 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p> <p>① 国民との結び付きの強化</p> <p>国産農産物の潜在的な需要の掘り起こしや栄養バランスの改善を通じて、農業と国民の結び付きを強化する。特に、朝ごはんの摂取促進や米飯学校給食の推進等を通じた米の消費拡大を図るとともに、パン食やめん食を前提とした国産小麦・米粉の利用拡大、輸入原料・飼料の利用割合が高い大豆加工食品や畜産物への国産大豆・飼料の利用増加、健康面からの野菜や果実の摂取増加等について、食品産業事業者、農業関係団体等の主体的な取組を促す。</p> <p>(以下略)</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	15) ○園芸農産物、穀類、工芸農産物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務（民間に対する調整） ○同上（地方自治体に対する助成） ○同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全国的な規模や視点で行っているものである。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1. 業務量について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接採択事業については、1局あたり3,584人日/年の業務を行っている。 ・ 強い農業づくり交付金等については、686人日/年の業務を行っている。 ・ 野菜価格安定・需給安定対策及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業については、789人日/年の業務を行っている。 ・ 水田農業対策（戸別所得補償モデル対策の推進）については、3,019人日/年の業務を行っている。 ・ 災害対策関係、鳥獣害対策等の業務については、2,588人日/年の業務を行っている。 <p>上記の1局あたりの業務を合算すると、10,666人日/年となり、1人あたりの年間業務日数を220日とすると、10,666人日/220日=48.5人が必要な計算になる。</p> <p>したがって、7農政局分の必要人員は、48.5人×7≒340人となり、地方農政局を廃止した場合、本省の人員を数倍に増員しなければ執行不能になる。</p>	本省が直接地方自治体とやり取りすれば執行できる。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>2. また、農畜産物の需給調整は、県域を超えて生産・流通される農畜産物を消費者に安定供給し、生産者の安定経営を可能にするため必要な業務。各地域の需要や生産の実態を踏まえて生産量を調整するほか、天候等の影響で過剰生産に陥った際にタイムリーに緊急需給調整等を行うためには、生産現場の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。</p> <p>3. 農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整についても、通常、県域を越えて行われる農畜産物等の処理・加工・流通が円滑に進むための体制を確保するために必要な業務。こうした県域を越えた各ブロック単位における農畜産物等の処理・加工・流通関係者間との調整を行うためには、地域の実情や実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や処理・加工・流通実態の把握が困難となり、求められる調整能力が発揮できないおそれ。</p> <p>4. 各品目別の経営安定対策の円滑な推進のための周知・指導は、国として経営安定対策を実施していく上で、必要な業務。特に、事業の要件確認事務等の事業推進体制や事業に対する意見・問い合わせ対応、地域指導機関等への指導業務や関係情報の収集等について、本省において一元的に実施することは困難。</p> <p>このため、地方農政局が各ブロック単位でこれら業務を積極的に実施し、円滑かつ適正な執行体制を整備する必要。</p> <p>5. 直接採択事業、農畜産物の需給調整、各品目別の経営安定対策等に関する業務は、都道府県、市町村、農業関係団体等、地域で実際に事業に携わっている者との連絡調整、現地調査等が必要不可欠であり、そうした業務は本省で行うより、地域との面談等が可能で各地域の自然条件や社会条件、農業の実状等を細かく把握している地方農政局で行った方が遙かに機動的かつ効果的な事業実施を可能にする。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	16 商品取引所の立入検査等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、商品先物市場のうち農林水産物に係るものについては、一般投資家に対して資金運用の場を提供するのみならず、価格変動リスクヘッジ機能を通じた食品原材料の安定供給確保等のために重要な社会インフラであり、国境を越えた資金移動が行われ、各国規制当局の国際協調が求められる中、市場システムの安定的な運用、信頼性の向上には、全国的・国際的なルールを踏まえ、端緒情報の把握から、立入検査、当該検査結果に基づく行政処分まで、国による一貫した対応が重要となる。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</p> <p>1. 仮に検査業務を都道府県で実施する場合、国がつかんだ端緒情報などを元に、各関係都道府県がそれぞれ立入検査を行い、その結果等を踏まえ、国が行政処分を行うこととなるが、この場合、国や都道府県間の連絡調整等行政コストがこれまで以上に発生し、連携ミスを誘発させ、最終的な不利益処分に対する責任の所在も不明確となる。このような監督レベルの低下は、市場の信頼性の低下や消費者トラブルの増加にもつながることとなる。</p> <p>2. 商品先物市場は一つの市場で海外も含めた広域な地域をカバーしているため、立入検査の対象となる商品先物取引の受託業者等は国の許可等を受ければ全国どこでも営業を行うことが可能である。このような中、各都道府県において厳格な立入検査を行うための体制を整備することとした場合、商品先物取引の受託業者の支店等がない都道府県においても、所管地域に支店等が設置される可能性に備え、専門知識を有し、経験を踏まえた検査担当職員を最低2名配置しなければならないため、行政効率が著しく非効率となる。なお、当該業務は専門性や経験が要求されるものであり、事務処理の基準等の存在のみでは十分に対応することができない。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>	<p>商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成21年7月2日 （木）（参）経済産業委員会（抜粋） 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <p>一（略）立入検査、行政処分等を含めた迅速かつ厳正な法執行を行うこと。</p> <p>四（略）国際的な市場監視体制の強化及び市場の管理・監督体制の充実に努めること。</p> <p>「民主党分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会） （抜粋） 中央政府の役割 （5）市場の監視・制御（金融・証券市場、消費者保護・・・）統一されたルールの運用 「資本・労働・商品のいずれにおいても日本国という単位で市場が形成されている。」</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等																
		(記号)	(説明)																			
			<p>3. また、国の市場監視によって、国民経済に影響を及ぼすような相場操縦等の端緒を発見した場合、取引参加者や商品取引所に緊急に立入検査等の対応を行う必要があり、都道府県との連絡・調整に時間を費やすことはできない。</p> <p>4. なお、商品先物取引の広域受託業者に、一斉に立入検査をする際、本店・支店が所在する全ての都道府県が、当該立入検査を行うためだけに、その都度広域の実施体制を構築することは非効率であり、都道府県にも大きな負担を強いることとなる。</p> <p>なお、現状において、検査官を3地方農政局（関東、東海、近畿）に11名配置しており、当該検査官数と検査対象となる受託業者数（22年5月現在）は以下のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>関東農政局</td> <td>検査官5名</td> <td>25</td> <td>本社25支店</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>検査官2名</td> <td>3</td> <td>本社8支店</td> </tr> <tr> <td>近畿農政局</td> <td>検査官4名</td> <td>7</td> <td>本社18支店</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td></td> <td>2</td> <td>本社30支店</td> </tr> </table> <p>大多数の事業者の本店、支店が3地方農政局管轄地域に所在しており、これらの地方農政局は、本省の検査官と連携して、立入検査前の端緒情報の収集や、立入検査後に検査結果報告の内容を事業者に直接出向き再確認するなど、迅速かつ機動的な検査業務を行うこととしている。</p> <p>※今後の検査官の地方農政局への配置について 商品先物取引法が平成23年1月より施行され、現行法の受託業者等に加え、新たな許可業者等（店頭デリバティブ業者、海外先物取引業者等）が検査対象とされるため、緊急時の機動性、業務の合理性等の観点から、関係業者の所在地、数、規模等を考慮して、地方農政局への検査官の適正な配置について検討したい。</p>	関東農政局	検査官5名	25	本社25支店	東海農政局	検査官2名	3	本社8支店	近畿農政局	検査官4名	7	本社18支店	その他の地域		2	本社30支店			
関東農政局	検査官5名	25	本社25支店																			
東海農政局	検査官2名	3	本社8支店																			
近畿農政局	検査官4名	7	本社18支店																			
その他の地域		2	本社30支店																			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	17 中央卸売市場の検査・指導等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、中央卸売市場は、我が国全体の生鮮食料品等の円滑な流通を図り、もって国民生活の安定に資することを目的として計画的に全国に配置されているものであり、品質劣化が著しく、保存期間が限定されるという生鮮食料品等の性質上、その供給体制に支障が生じた場合には国民の食生活に大きな混乱をもたらしかねないことから、食料安全保障上極めて大きな役割を担っており（青果物・水産物の卸売市場経由率は6割であり、国産青果物に至っては9割が卸売市場を経由）、当該業務は、国が責任をもって対応すべき業務である。</p> <p>3. また、中央卸売市場は、全国で指標性のある価格形成機能を有していることから、その業務の適正かつ健全な運営を全国一定水準で確保するために、国が全国統一的な判断基準により検査・指導業務を行うことは、市場経済の確立に不可欠なものであり、国がその責任において行うべきものである。</p> <p>4. さらに、このような監視・制御については、金融や証券においても行われているように、市場や業界に対する監督、検査及び処分という一連の手続が一体となって措置されることにより、市場の透明性、公平性及び信頼性が確保されるものであり、これらの事務を切り離すことは不適切である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</p> <p>1. 現状、全国で7人の検査官が中央卸売市場の検査・監督を行っており、卸売市場法施行令第9条の規定の対象となる市場は、22県・28市場ある。そのため、当該事務・権限を移譲した場合、それぞれの県に検査担当職員が最低1名必要となり、合計で最低22人必要となるため、著しく非効率な行政運営となってしまう。</p> <p>2. なお、全国に配置されている中央卸売市場及び卸売業者に対する取引内容や財務状況等の検査業務等については、問題事案発生後の検査着手に係る迅速性及び追加検査等の機動性を十分に確保する必要があることから、当該中央卸売市場及び卸売業者に近接した地方農政局において実施することが求められる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>		<p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）－抜粋－ 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 （3）食品産業の持続的な発展と新たな展開 ① フードチェーンにおける連携した取組の推進 卸売市場については、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を図る。併せて、卸売市場の機能強化を支えるため、経営的視点を持った市場運営の確保、市場の再編や卸・仲卸業者の経営体質の強化を推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	18 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 食品関連事業者の営業区域や農商工連携の取組は、実際に全国的・広域的なものが多いこと。特に、農商工連携については、現時点で都道府県域を超えるものが相当数あるほか、農商工連携の取組が成果を挙げるためには、今後、1対1の連携から、1対多数の連携などネットワーク化を進め、都道府県域を越える広域での連携や、輸出促進の視点からは海外の事業者との連携を更に推進していくことが必要なこと。</p> <p>② 食品の国民への供給において重要な役割を果たす食品産業や農山漁村の資源を活用した様々な産業の健全な発展を図るためには、全国的な視点で施策を実施することが必要なこと。例えば、補助事業について都道府県の判断に任せただけの場合、地域ごとの事業要望は年度によって大きく変動しており、事業に対する需要と自治体の財政措置にミスマッチが生じる、都道府県域を越える事業については補助の優先順位が低くなるおそれがあるといった課題がある。</p> <p>③ 上述のような食料安全保障や農業・農村の再生の観点からは、食品産業や農山漁村の資源を活用した様々な産業の発展に資する取組は積極的に全国的に波及させることが重要であることから、国が担うことが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>食品産業や農業、農山漁村の資源を活用した様々な産業は、全国各地に点在し、その客体には極めて多様な地域性がある中で、上記2のように全国的に行うことが効率的である。農林漁業・農山漁村の6次産業化のための業務、食品産業その他の所掌に係る事務について、地方農政局を介さずに、本省だけで47都道府県全ての事業者、農林漁業者等を対象に当該業務を処理することは、①業務量が膨大であり、物理的に不可能であること、②職員の出張旅費等が高くなるなど効率的でないこと、③事業者の利便性の低下につながることから、著しい支障が生じる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>	<p>事業者や農林漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。</p>	<p>○国が6次産業化に関する個々の計画を直接認定し、支援・指導措置を講ずることを内容とする「農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律案」を平成22年3月9日に閣議決定して国会に提出（継続審議）しているところであり、地方農政局はこの業務を執行する中心的な役割を果たす予定。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）—抜粋—</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開</p> <p>② 国内市場の活性化</p> <p>食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する6次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1)農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。</p> <p>○新成長戦略(基本方針) ～輝きのある日本へ～(平成21年12月30日閣議決定) ―抜粋―</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>(4)観光立国・地域活性化戦略 「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮) 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。</p> <p>また、いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○民主党の政権政策Manifesto2010(平成22年6月17日民主党代表発表)－抜粋</p> <p>7／農林水産</p> <p>○農林漁業について製造業・小売業などとの融合(農林漁業の6次産業化)により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	19 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）の業務の一部として実施しており、国及び農政局の職員が食品産業行政の一環として実施することが効率的かつ効果的である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 食品産業や農業、農山漁村の資源を活用した様々な産業は、全国各地に点在しており、地方農政局を介さずに、本省だけで47都道府県全ての事業者、農林漁業者等を対象に当該業務を処理することは、①業務量が膨大であり、物理的に不可能であること、②職員の出張旅費等が嵩むなど効率的でないこと、につながることから、これまでと同様に食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）の業務の一部として実施することが効率的かつ効果的である。</p>	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管	事業者や農村漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。	○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）—抜粋— 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する6次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。 また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。</p> <p>○ 新成長戦略(基本方針) ～輝きのある日本へ～(平成21年12月30日閣議決定) ―抜粋―</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(4) 観光立国・地域活性化戦略 (「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮)</p> <p>今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>また、いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010(平成22年6月17日民主党代表発表)―抜粋―</p> <p>7/農林水産業</p> <p>○農林漁業について製造業・小売業などとの融合(農林漁業の6次産業化)により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
農	20 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等	C-o	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、本業務は人の生命の維持に欠くことのできない「食品」の生産段階から消費段階に至る流通過程における合理化と高度化を図ることにより、国民に安全な食品を安定的に供給することを目的としており、国全体の食品流通の「構造改善」において極めて重要な役割を担っていることから、国が責任を持って対応する必要がある。</p> <p>3 また、本認定業務の対象となる構造改善事業の多くは、食品製造業者等及び農林漁業者等が連携して食品流通の構造改善を図るというものであるが、平成21年度に認定された事業のうち約5割が複数の都道府県にまたがっていることから分かるように、両者の連携は一都道府県で完結するものではなく、国が全国的な視点から適切に事務を行う必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 農政局における認定件数は年間54件(平成21年度実績。変更認定を含む。)となっている。当該事務・権限を移譲した場合、各都道府県において年間1件程度しか発生しない業務であるにも関わらず、本業務を遂行できる者が最低1名必要となり、著しく非効率な行政運営となってしまう。</p> <p>2 なお、認定事業者に対する指導及び助言にあたっては、先方の利便性に配慮しつつ、一定の機動性を確保する必要があることから、当該事業者に近接した地方農政局において実施することが求められる。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)地方に移管</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)―抜粋―</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開</p> <p>① フードチェーンにおける連携した取組の推進</p> <p>フードチェーンの適切な機能の発揮を図るため、食品産業による国内農業との連携強化や農業への参入促進、海外からの原料調達の実定化に加え、食品流通の効率化・高度化に係るフードチェーンの各段階で連携した取組を推進する。また、取引情報の標準化等、フードチェーンの関係者間で伝達が必要な事項の共通化の取組を推進する。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	21 事業協同組合等の設立認可等	A-b-②	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 単一都道府県のみを事業者を組合員とする組合については、その所在地の都道府県知事が設立認可等を行い、</p> <p>② 複数の都道府県と全国区域の事業者を組合員とする組合については、各地域における事業の全てを総合的に把握して、公平かつ中立的な観点から判断することが必要であることや、効率性の観点等から、国が設立認可等を行うこととなっている。</p> <p>3. 今後、複数の都道府県の事業者を組合員とする組合に関する事務については、広域連合などの地方自治体の広域実施体制等の整備が行われることになれば地方農政局の業務を地方へ移管することを検討。ただし、関係省庁も同様の対応が必要。</p> <p>4. なお、当該広域実施体制等の区域を越える組合については、引き続き各地域における事業の全てを総合的に把握して、公平かつ中立的な観点から判断することが必要であることや、効率性の観点等から、国が設立認可等を行う。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方に移管</p>		
農	22 水田・畑作経営所得安定対策に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 水田・畑作経営所得安定対策は、我が国の土地利用型農業の体質強化を加速し、WTO協定における国際規律に対応しうる政策体系を確立し、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的として創設された支援制度であり、国が責任をもって実施することが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>水田・畑作経営所得安定対策については、戸別所得補償制度の本格実施の際、廃止することも含めて見直す予定であり、自己仕分けの結果は、戸別所得補償制度に関する仕分け結果に同じ。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方移管する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	23 農業経営の改善及び安定に関する事務（地方自治体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この事務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から、国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 農業従事者の減少や高齢化により我が国農業の生産構造の脆弱化が進む中、国民の生存にとって不可欠である食料の安定供給を確保するためには、将来にわたり農業生産を担うべき競争力ある経営体を確保していくことは国の役割として重要である。</p> <p>3 仮に、農業経営の改善及び安定に関する事務として、国が地方公共団体に対して何ら関与しないこととした場合、各々の地方公共団体の政策の優先順位や財政状況によっては、国民の食料供給を担うべき優良な経営体の確保に係る支援措置が十分には講じられず、我が国全体として農業生産力の一層のせい弱を招き、ひいては食料の安定供給という国の担うべき責務を十全に果たすことができなくなる事態も想定される。</p> <p>4 このような事態を未然に防ぐため、農業経営の改善及び安定に関する事務の一環として、地方自治体が優良な経営体を確保するための施策を的確に実施し得るよう、国が財政的な下支え等を講じ、政策的なインセンティブを付与することにより、我が国として農業生産基盤となる優良な経営体の育成・確保を着実に図ることが必要であり、引き続き、国が農業経営の改善及び安定に関する事務のうち地方自治体への助成を行う必要がある。</p> <p>5 なお、この事務を実施するに当たっては、農業は、地域ごとの気象や土壌といった自然条件や大消費地との距離等の社会条件に大きく左右されることを踏まえ、国による画一的な事業の押しつけではなく、</p> <p>① 本省では、事業全体の企画・立案</p> <p>② 現場を熟知する地方農政局では、事業内容の承認、指導等の事業に係る国と地方自治体間との調整</p> <p>③ 地方自治体では、個別事業の計画策定及び執行をそれぞれ担当し、国と地方自治体間の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえた支援策を講じているものである。</p>	（全国知事会：国の出先機関の原則廃止に向けて（H22.7.15）） 廃止・民営化等する事務		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは事務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で28人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <p>① 本省では、個別案件ごとに地域の実情に即した判断ができず、地方自治体の意向を踏まえた調整が困難となることや</p> <p>② 47都道府県を一手に相手にすることから、交付申請や事業の評価等に係る膨大な量の事務が、特定の時期に過度に集中することにより、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>2 加えて、農業経営の改善及び安定に関する施策の基礎となる事例、実態等の現場情報の収集について、地方農政局での情報収集に代えて地方自治体から情報提供を受けるとした場合、</p> <p>① 地方自治体から提供された情報を本省ですべて精査しなければならず事務が過大となるほか、</p> <p>② 提供された情報を実地に精査するためには本省から全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大することとなり、結果として現場情報の収集が滞れば、施策の企画立案に支障が生じるおそれがある。</p> <p>3 このため、本事務については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	24 農業経営の改善及び安定に関する事務（災害対策に関する地方自治体との調整）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この事務は、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から、国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 また、当該事務は、国が地方公共団体と協力しながら、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害及び防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとした災害対策基本法に基づき実施されるものである。</p> <p>3 当該事務の実施に当たっては、大きな災害が発生した場合等には、国は、激甚災害法、天災融資法等に基づき、地方自治体等に対し特別の支援を行うこととなっている。</p> <p>4 また、県域を越えて被害が発生する場合には、国がリーダーシップを取って、地域ブロックの関係機関をまとめ、協力して対策を講じている。</p> <p>5 なお、この事務を実施するに当たっては、国による画一的な事業の押しつけではなく、</p> <p>① 本省では、全国的な視点から、個々の災害に対する対応方針の策定</p> <p>② 地方農政局では、国の対応方針策定の前提となる、災害に係る情報の収集及び管内の地方自治体間の連絡・調整</p> <p>③ 地方自治体では、地区内での復旧事業への対応及び災害情報の把握</p> <p>をそれぞれ担当し、国と地方自治体間の適切な役割分担の下、災害対策を講じている。</p> <p>本省と地方自治体のみでは事務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 現在地方農政局が行っている当該事務を本省と地方自治体のみで実施することとした場合、</p> <p>① 災害発生後直ちに、被災地に職員を派遣する等の機動的な対応ができず、</p> <p>② 被害の状況や応急対策等について、地方公共団体等との綿密な連絡・調整が困難となり、</p> <p>防災対策の迅速かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれがある。</p> <p>2 このため、本事務については、引き続き地方農政局が実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>国に残すべき事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	25 農業構造の改善に関する事務（民間に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、6次産業化による付加価値向上分を経営に取り入れる取組等を支援することを通じて、意欲ある多様な農業者の育成・確保を図ることは、ひいては国の責務である食料自給率を向上させ、食料の安定供給を将来にわたり確保していくことに資するものであることから、国が実施すべき業務である。</p> <p>このため、現状のとおり、国として統一的な政策の方向性を持ち、かつ、地域の個別事情に精通する地方農政局が、個別案件毎の実情に即し効率的かつ効果的に施策を講ずることが適当である。</p> <p>3 特に、本事務については、国がイニシアチブを発揮することが適当であり、県域を超えた広域的な連携・取組も想定されることから、国において実施することが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で120人を本省に移管する必要がある。さらに、距離的制約から、</p> <p>① 事業の適正な実施のため、事業実施主体等に対する説明会の開催、現地指導を行うとともに、これらの者からの問い合わせにも的確に対応することや、</p> <p>② 全国の事業実施主体に対する補助金の審査・交付事務</p> <p>③ 財産処分申請があった場合の現地確認等の手続を一括して行うことが困難になることから、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じるおそれがある。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方移管する事務</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】</p> <p>○ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	26 農業構造の改善に関する事務（地方公共団体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、食料自給率を向上させ、食料の安定供給を将来にわたり確保していくことは国の責務であり、意欲ある多様な農業者の育成・確保を図るとともに、農地制度を適切に運用することにより農業生産の基盤である農地の確保や有効利用を着実に進めることが必要である。</p> <p>このため、現状のとおり、国として統一的な政策の方向性を持ち、かつ、地域の個別事情に精通する地方農政局が、個別案件毎の実情に即し効率的かつ効果的に施策を講ずることが適当である。</p> <p>3 特に、農地制度については、平成21年に農地法等を改正したところであり、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に図るためにも、本事務は、国で実施する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で120人を本省に移管する必要がある。さらに、距離的制約から、</p> <p>①事業の適正な実施のための事業実施主体等に対する説明会の開催、現地指導、問い合わせへの対応事務、</p> <p>②全国の事業実施主体に対する補助金の審査・交付事務</p> <p>③施設整備事業の財産処分申請の際の現地確認等の手続を一括して行うことが困難となり、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障を生ずる。このため、本事務については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 廃止・民営化等する事務</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】</p> <p>○ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。</p> <p>○ 優良農地の確保と有効利用の促進 農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	27 農業を担うべき者の確保に関する事務（民間に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、将来にわたって国内の食料生産を継続するためには、それを担う農内外からの人材の育成・確保が不可欠であり、このための施策については、国が責任を持って取り組むことが必要である。</p> <p>3 特に本事業は、全国的な肥料や燃油高騰等による農業経営費の増加に伴い、元々経営が不安定になりがちな新規就農者の営農開始時の経営が一層厳しい状況にあることを踏まえ、こうした経営の早期安定を図るための措置として実施したものであり、全国的に迅速な事業の推進を図る観点から、国民に対する食料の安定供給という責務を担う国が直接実施することが必要である。また、国が直接実施した事業のフォローアップ等については、引き続き国として実施することが適当である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 本事業は、ブロック毎に異なる地域特性や経営類型を踏まえつつ、事業管理として生産現場の実施主体や新規就農者を育成指導する普及指導センター等指導機関、市町村等関係機関との調整や確認等を必要とすることから、的確かつ効率的に実施するため農政局において執行を担っている。</p> <p>2 このようなことから、現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で35人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <p>① 全国の各事業計画に照らして現場段階で経営の状況や成果目標等の達成状況等のフォローアップを実施する際、個別案件ごとの実情に即した判断ができません</p> <p>② 本省が個別にフォローアップを実施する場合、全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大することから、事務の効率的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じることとなる。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>地方移管する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	28 農業を担うべき者の確保に関する事務（地方自治体に対する助成）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、将来にわたって国内の食料生産を継続するためには、それを担う農内外から人材の育成・確保が不可欠であり、このための施策については、食料の安定供給の責務を担う国が責任を持って取り組むことが必要である。</p> <p>なお、地方自治体においても新規就農の促進に関する施策を講じているものの、地域毎の取組状況の格差は大きく、特に農外からの就農は、都市から農村地域へ就農を促す必要があり、県域の取組では賅えないことからブロック的に都市から農村地域をカバーしている農政局において取り組む必要がある。</p> <p>3 また、農業分野における女性の社会参画は未だ低い水準にあり、政府の進める男女共同参画目標の達成に向けて、国として加速化を図ることが必要である。その際、地域毎の参画促進の取組状況の格差が大きいことから、国の機関として全国的な視点を有し、かつ、地域の実情を知る地方農政局が取組の遅れている地域への重点的な働きかけを行うことが効果的である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 各事業についてはブロック毎に異なる地域特性を踏まえつつ、事業管理として生産現場の実施主体や市町村等関係機関との調整や確認等を要することから、的確かつ効率的に実施するため農政局において執行事務を担っている。</p> <p>2 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で35人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <p>① 資金貸付けの決定等については、47都道府県分の事務処理が特定時期に集中し、人的制約から事業の円滑かつ効果的な運営等に支障が生じること</p> <p>② 新規就農者の経営類型の違いや、女性参画状況の差など、地域の実情に応じた対応が難しいこと、</p> <p>③ 都市地域から農外就農希望者への就農支援が不十分となること</p> <p>④ 本省が現場に即した業務を実施する場合、全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大すること</p> <p>により、事業の効率的かつ円滑な運用・実施に著しい支障を生ずる。このため、各事業については、引き続き農政局で実施することが必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 廃止・民営化等する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	29 農家戸別所得補償制度に関する現金給付	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 戸別所得補償制度は、本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の下、食料自給率目標の達成に向けて国家戦略として取り組むものであり、国が主導権をもって制度を運営していくことが必要である。</p> <p>3 本制度の運営には、農家ごとの生産数量目標の設定、生産数量目標に即した生産や作付面積の確認のほか、実需者との契約や販売状況等の確認を行う必要がある。これらは、自給率向上に向けて設定した生産数量目標への全体的な生産誘導と実需者等への安定供給の観点からも国が行う必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 生産数量目標の設定や作付面積の確認等については、地域の実情に精通している都道府県や市町村に担ってもらうことが効率的であることから、事務の一部を委託することを検討している。</p> <p>しかしながら、戸別所得補償制度は、次のとおり、統計データの整備や新規需要米の横流れ防止を一体的に実施する必要のある独特の設計となっているため、そのような総合的な体制を備えられない都道府県や市町村に、交付金の支払い事務（制度の周知、加入促進を含む）まで委ねることは制度の実行に著しい支障を生ずる。</p> <p>① 戸別所得補償制度の各交付金については、毎年あるいは数年おきに単価を改定する必要がある。この場合、各交付金（全額国費）の財政支出の基礎となる対象作物ごとの正確な生産費、収穫量等の統計データを全国統一した考え方で整理する必要があるが、これらについては、本制度の交付対象者の作付面積等の申請内容を基に母集団を整備し調査するなど統計データの整備業務と一体的に行うことが必要。</p> <p>② 交付金の支払いのためには、実需者との契約や販売状況の確認を行うことになるが、市町村や都道府県をまたがる取引も多く、特に、新規需要米等については、横流れ防止の観点から米トレサ法に基づいて行う監視業務と一体的に行うことが必要。</p> <p>③ 全国統一した支払い基準の下、全国統一した電算システムで処理することになるが、都道府県や市町村に支払いを委ねるとすれば、資金管理や支払いのためのシステムが必要となるとともに、制度変更をするたびに47都道府県分のシステム改修が必要となり著しく非効率。</p>	戸別所得補償制度の現金給付は（国の設計に基づく機械的事務であり）自治体で対応できる。	民主党分権調査会「霞が関の解体・再編と地域主権の確立」（2009年4月）において、主な現金給付サービスは国の役割とされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別所得補償制度、食料の安全・安心に関する業務等を的確に実施するため、地方農政局傘下の出先機関を65の地域センターに再編すること等を内容とする農林水産省設置法改正案を22年2月9日に閣議決定して、第174回国会に提出。 ・ 販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする戸別所得補償制度を導入すること等を内容とする食料・農業・農村基本計画を22年3月30日に閣議決定。 ・ 「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を50%に向上させることを目指すこと等を内容とする新成長戦略を22年6月18日に閣議決定。

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	30 農業技術の改良及び発達に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）及び食の安全・安心の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び業務の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、食料・農業・農村基本計画や新成長戦略などにおいて、GAPの産地での取組の拡大・内容の高度化の推進、新技術の開発・実用化等が位置づけられており、国として重点的に取り組む必要。他方で、地域の実情に応じた施策の展開が必要であることから、地理的・気象的条件や、営農形態に共通項の多いブロック単位で、GAPや新技術に関する専門知識を有した職員を配置し、農政局を中心とした地域密着型の体制で、産地での取組の支援や、地方自治体及び試験研究機関・大学・民間等の間での情報・意見交換の促進を行ってきたところ。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 この業務は、少なくとも14人程度の人員が必要となるが、本省にこれだけの人員を移管して業務を実施することは非現実的である上、各地に出向いての指導・調査業務等が中心となることから、地方農政局において実施することが必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（22年7月15日） 地方移管する事務</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	31 農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「優田法」という。）等に基づく地方自治体から国への協議等 ① 農振法に基づく地方自治体から国への協議等について ② 優田法に基づく地方自治体から国への協議等について（優田法第4条第5項）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当。</p> <p>2 具体的には、①については、農地が国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を全国規模で行うことは国の責務。</p> <p>②については、市町村が優良田園住宅建設計画の認定に際して、当該計画区域に2haを超える農地が含まれる場合等に、当該住宅の立地調整を行うのは、農地転用許可権者（4ha以下であれば協議権者）である国の責務。また、仮に当該協議を廃止・民営化した場合には、優良田園住宅の立地に係る土地利用調整が行われなくなり、市町村による当該計画の認定の判断と国の農地転用許可の判断が齟齬を来たすおそれ。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう同意協議（農振法第4条第5項）を行うこととしている。その際には、都道府県が基本方針に定める農業生産基盤の整備及び開発等の農業振興施策（同条第2項第3号）を参照しつつ、都道府県の定める確保すべき農用地面積の目標の実現可能性を確認し、当該目標の調整を行なうこととしており、全国の各ブロックごとに配置され、常日ごろから、国として地域の農業や土地利用の情勢を把握している地方農政局が当該調整を行うことが適当。 地方農政局は毎年、都道府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況について資料提供を求め、各都道府県の当該目標の達成状況を公表する（農振法第5条の2）とともに、各都道府県の目標達成状況が著しく不十分であると認められる場合には是正の要求を行うこととなる（農振法第5条の3）。 	<p>「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会）」</p> <p>①について → 廃止・民営化</p> <p>②について → 廃止・民営化</p>	<p>○ 「農地制度改革に関する見解」（平成21年2月13日社団法人日本経済団体連合会農政問題調査委員会）において「地方分権の流れの中でも、国は本来果たすべき役割を重点的に担うべきとされており、国民への食料の安定供給のための優良農地を量的に確保することは国の重要な責務である。とりわけ、全国水準での農地の目標面積を確保するためには、国が地域の実情を踏まえつつも全国的な視野に立ち客観的かつ総合的な判断から一定の関与が可能な制度とする必要がある。従って、農用地区域から転用目的での除外の手続においては、担い手の経営基盤となっている農地については除外を認めないこととするとともに、協議等の国の関与を行うべきである」とされている。</p>	<p>①について</p> <p>食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする」とされたところ。農振法に基づく都道府県から国への協議については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）において、国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう、農振法第4条第2項第1号及び第2号に係る同意を要する協議については存置することが、政府として決定されたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>具体的には、</p> <p>ア 都府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況が著しく不十分である場合には、都府県が当該目標を達成できなかった要因や都府県における今後の農用地等の確保の見通しをヒアリング</p> <p>イ 都府県の当該目標が達成できなかった要因として、市町村が定める農振整備計画の農用地区域の変更に係る都府県の同意協議事務処理が適正を欠いていることが考えられる場合には、当該変更について実態調査</p> <p>等を行った上で、知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかな場合には是正の要求を行うことを見込んでいく。</p> <p>また、是正の要求を行うに当たっては、地方自治法第245条の3に定める関与の基本原則（関与の目的を達成するために必要最小限度のものとする等）を遵守する必要があり、都府県や市町村との頻繁な打ち合わせや綿密な現地調査による状況把握が必要不可欠であり、常日ごろから、地域の農業や土地利用の情勢を把握している地方農政局が当該調査等を行うことが適当。</p> <p>したがって、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張費及び移動時間等のコストがかかること、是正要求を行なうまでの状況把握に時間がかかること等により、業務の実施に著しい支障を来たすおそれ。</p>		<p>○ 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>また、昨年12月15日に国及び都道府県は農用地等の目標面積の設定を行なうこととする農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、（中略）農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優田法に基づく協議に当たっては、優良田園住宅建設計画に係る住宅の立地の実態調査を行いながら、立地調整を行うことも想定されるため、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張費及び移動時間等のコストがかかること等により、業務の実施に著しい支障を来すおそれ。 ・地方農政局の当該業務担当は複数の業務を兼任で行っており、当該業務以外の業務について引き続き地方農政局の事務・権限を存置することとした場合には、当該業務を引き続き現場に近い地方農政局に行かせたほうが、優良田園住宅建設計画を認定する市町村との間で効率的な業務が可能。 			<p>食料・農業・農村基本計画における平成32年度の農地面積 461万ha (平成21年461万ha) 農振法の基本指針における平成32年の農用地区域内農地の目標面積 415万ha (平成21年407万ha)</p> <p>②について 優田法に基づく市町村から国への協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重畳的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるものとして、同意を要しない協議を許容するとされており、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)においても当該協議については存置。</p>
農	32 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当。</p> <p>2 具体的には、地方自治体の自主的な取組に対して、幅広い政策手法を有する国が、より現場に近い地方農政局において農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等の業務を行うことが適当。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) → 廃止・民営化</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	33 (1) 土地改良事業等の実施(補助事業の計画審査、実施についての指導及び助成) (2) 農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等(災害復旧に係るもの)	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>○具体的には、農地・農業用水が偏在する生産県(地方圏)が消費県(都市圏)への食料供給を担っている構造を踏まえ、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保することは、全国的な規模や視点に立って行われるべきである。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 補助事業の実施については、平成23年度から特に食料供給力の確保に重要な役割を果たす大規模農業地域で行う直轄事業と一体的に実施する地区等に対象を限定し、交付金の実施については、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図る見直しを行った上で、引き続き地方農政局において事務を執行する必要がある。</p> <p>【理由】</p> <p>1 当該補助事業の適正な執行のためには、事業計画の基本的要件の審査及び補助金適法化に基づく遂行状況や実績報告の審査等の補助金執行事務が必要不可欠である。</p> <p>2 ブロック毎に異なる地域特性を踏まえつつ行われる補助事業の進捗管理は、地方自治体との緊密な連絡・調整により行われており、仮に農政局等の職員を本省に引き上げた場合、多数の課(補助事業のみの担当者でも約250名=5~10課に相当)が必要となる上に、補助事業の適正な実施を管理するため、本省から各府県へ職員を出張(あるいは、各道府県から本省へ職員を出張)しなければならない事務作業に著しい支障が生じる。更には、直轄事業との間の進捗の調整についても、本省と県・市町村・土地改良区等との間で、職員の出張を含む連絡・調整を行う必要が生じるため、非現実的である。</p> <p>3 農山漁村地域整備交付金については、平成22年度に農山漁村地域の総合的な整備を推進するために創設されたところであるが、平成23年度に向け、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図り、政策目標別の大区分に即した大括り化と、農業生産力等の強化に向けた重点化を図る見直しを行うこととしており、効率的な事務の遂行のためには、多数の農山漁村地域整備計画策定に関する内容相談に対応した的確な技術的助言、補助金適法化に基づく遂行状況や実績報告審査等の交付金執行事務が必要であるとともに、農政の重要な政策手段として各地域における政策目標の達成状況の把握、検討を行う必要があり、これを本省だけで実施することは非現実的である。</p>	<p>【全国知事会】国の優先機関の原則廃止に向けて(平成22年7月15日)</p> <p>(1)廃止する事務 (2)国に残す事務</p> <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること(H22.6決議提言事項・全国市長会議決定) <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること(H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項) <p>【広島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に復旧作業に着手するため、公共土木施設及び農地農林業施設、学校施設等に係る災害査定を早期に実施願いたい。(H22.7) 	<p>○民主党分権調査会 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」(平成21年4月)において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>【食料・農業・農村基本計画】(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>○地域の裁量を活かした制度の推進 従来の施設ごとに国が一部を補助する施策体系を改革し、地域の創意工夫を活かした新たな交付金を導入する。その際、地域の裁量で実施内容等を選択できる、地域のニーズに即した柔軟な対応を可能とする仕組みとし、地域特性を反映した整備を促進する。</p> <p>○食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進 食料自給率向上を図る上で必要となる、農作物の作付面積の拡大、単収・耕地利用率の向上には、農業生産基盤の整備により、生産性の高い優良農地を確保することが不可欠である。このため、水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策を重点的に推進するとともに、地下水制御システム等の新たな技術の導入を推進する。また、米粉用米・飼料用米の生産拡大等に応じて、地域で必要な農業用水を確保できるよう、ハード・ソフト施策の両面からきめ細かな対策を講じる。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	34・土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等) ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施(直轄事業の実施)	B-②	<p>移譲の可否の考え方</p> <p>農林水産省としては、農地・農業用水が偏在する生産県(地方圏)が消費県(都市圏)への食料供給を担っている構造を踏まえ、国の責務として、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保する必要があるとの考え。</p> <p>直轄土地改良事業は、国内食料生産の中核を担う、水系単位等の広域的な優良農業地域の形成のため、意欲ある多様な農業者の営農を支援する政策と一体的に行われており、国が財産権及び水利権を有する大規模な基幹施設等に限定し、整備更新を実施しているところ。</p> <p>今後、地域主権戦略大綱の趣旨並びに国営土地改良事業の特性を十分に踏まえた上で、以下に掲げる移譲に係る具体的な課題について地方自治体及び施設管理者等の関係者と議論を進めつつ、国営土地改良施設の中で、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」については、財産、水利権等を移譲し、地域の自主性、自立性を高めるべく、地方移管のための個別協議を試行的に行うことを検討。</p> <p>(国営土地改良事業を地方に移譲する場合に踏まえるべき事業特性) ○国営土地改良施設は、広大な一定の面的まとまりをもった地域を対象に、受益者である農家の申請に基づき実施される国営事業により造成され、造成後の施設は、地域の状況に即して、土地改良区等が主体的に管理。 ○国営事業を契機として、小規模な取水口を合口し、安定的かつ効率的な農業用水の供給を図ってきたが、この際、農業者は、農水大臣が統合後の水利権を管理することを前提として、農業者にとって比較的自由な取水が許容されていた慣行水利権を放棄することを納得。現在に至るまで、安定した農業用水に基づき、安心して営農を継続。</p>	<p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方移管する事務(「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15)) ・食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要(H20.10) <p>【個別府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の自立、活性化、県民の安心・安全を確保するため、地域ニーズにあった事業が推進できるよう、農業農村整備事業の充実強化を図ること(H22.6愛知県) ・紀の川中・下流域において頻発する溢水被害について、総合的防災対策を図るため国営事業により対応すること(H22.6和歌山県) ・農業基盤等各種公共施設の早期整備を図り災害の未然防止に資するため、これら公共事業の増額に格段の配慮を願いたい(H22.7広島県) ・佐賀平野のクレークの整備は今後とも必要な公共事業であり、国営事業での平成24年度着工に向けて着実に調査を実施すること(H22.6佐賀県) 	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の食料安定供給確保に資するため、国の責任による基幹的農業水利施設の早急な整備(H22.7佐賀土地改良区理事長、小城市長、佐賀市長、小城市議会議長、佐賀市議会議長) ・地域の持続的な発展と安全安心な食料を安定的に供給する農業生産基盤を強化し、先人の知恵と努力により築き守られてきた施設を確実に子孫に継承していくためには、国営土地改良事業による改修が急務(H22.7安積疏水土地改良区理事長、郡山市長、須賀川市長、本宮市長、大玉村長、猪苗代町長) ・農業水利施設は農業生産に不可欠な基盤であることはもとより、多面的機能を発揮する重要な施設であることから、政府の責任で、基幹的水利施設等を計画的に更新・整備 	<p>【食料・農業・農村基本計画】(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>(国営土地改良事業を地方に移譲する場合の課題)</p> <p>1. 国家的課題 我が国の食料供給を支える生産基盤を国家的観点から保全する仕組みの維持</p> <p>2. 地域の合意形成に係る課題 都道府県との二者協議ではなく、国営造成施設の日常的管理を行う土地改良区等の管理者との協議が不可欠</p> <p>3. 実施体制に係る課題 ①国から地方へ財産権を移譲することに伴う破損事故等の非常時の責任の明確化 ②付帯する水利権の移譲に伴う水系に関わる利水者及び河川管理者との利害調整 ③一の県の範囲内において大きく変動する事業量への対応（施設のライフサイクルの中に、限られた時間で多大な財源と人員を要する更新事業が含まれる＝国の人員・財源を都道府県単位で分散した際の非効率性） ④食料供給に大きな影響を与える広域的優良農地における災害時緊急体制のあり方（全国的な要員・資機材の運用等） ⑤人員の全国的配置による人件費の抑制、コスト縮減プログラムに基づく入札契約方式の改革など、事業執行上の効率性の確保 ⑥土地改良事業に係る計画基準、設計基準及び積算基準等の全国的な技術基準の作成と現場適用性を検証した上での基準改訂など、現場技術の積み重ねによる技術力の蓄積と体系化の体制の継承 ⑦技術者の継続的確保が困難となった場合に、技術力を継承する仕組み（営農計画や用水再編計画などの計画技術と一体的な大規模土木構造物の更新技術を要する大規模事業は一の県の範囲内では定期的が発生しない）の構築</p> <p>4. 移譲の際の受け皿に係る課題 上述の体制に係る課題の多くが、現在の都道府県という行政単位では解決することが困難であり、広域的な受け皿（利害調整や人員・財源のストックが可能な体制）についての議論を並行して行う必要。</p>	<p>・国営造成基幹水利施設については、今後、更新需要の増加が見込まれるが、これらは農業生産基盤の根幹を成すものであり、安定した営農の継続の観点から、国の責務として基幹水利施設の計画的な保全・更新を実施すること（H22.8福島県） 【全国市長会】 ・農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H22.6決議提言事項・全国市長会議決定） 【全国町村会】 ・農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること（H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</p>	<p>すること（H22.7中能登町長（協議会長）、石川県土地改良事業団体連合会長） ・国の責務として基幹的農業水利施設の計画的な更新・改修等事業を推進していただくよう提案するもの（H22.8安城市長他矢作川地域広域基盤確立推進協議会員市町長） ・公益性、重要性に鑑み、国営造成施設の更新、並びに基幹的な国営造成施設の管理については、国の責任において対応するよう措置（H22.8南紀用水土地改良区理事長） ○「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に実行新しい戦略的な保全管理を推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	35 農地の転用に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活用や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2 具体的には、農地の転用に関する事務については、農地が国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を行うことは国の責務。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年12月15日に農地転用規制の厳格化等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。 ・ 農地転用許可制度が適切に運用されるために、 <p>① 農地転用規制の厳格化に伴う都府県、農業委員会と住民との紛争等の解決に向けた相談体制を強化する</p> <p>② 都府県知事が行う農地転用許可事務について実態を適切に調査・分析し、問題点がある場合には必要な措置の内容を検討し、その内容を示して是正の要求を行う</p> <p>等の業務を行っていくことを踏まえると、地方農政局の事務・権限を存置することが必要。本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張のための準備、出張費及び移動時間等のコストがかかり、業務の実施に著しい支障を来すおそれ。</p> <p>また、農林水産大臣（地方農政局長）が行なう農地転用許可に係る違反転用行為は、地方農政局長が原状回復に必要な措置を行わなければならないこととされており（農地法第51条及び農地法施行令第39条）、本省で当該業務を行うこととなると、例えば、違反転用行為により放置された大量の残土が周辺農地を隆起させ耕作に悪影響を及ぼすような事態が発生した場合に、迅速な対応が出来ないことから、国民の財産に重大な被害をもたらす可能性がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）</p> <p>→ 地方への権限移譲</p>	<p>○ 日本自治体労働組合総連合の農林水産大臣に対する要請書（2009年6月18日）において「…農地転用権限の委譲などがかけられた「地方分権改革」には、慎重に対応すること。」とされている。</p> <p>○ 平成22年4月22日内閣府行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会農業ワーキンググループにおいて、佛田利弘委員から「転用権限についての国への権限移譲」が検討課題として提案されている。</p> <p>○ 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする。」とされたところ。</p> <p>○ 昨年12月15日に農地転用規制の厳格化（例えば、国や都道府県による公共施設（学校、病院等）のための農地転用については、今まで農地転用許可を不要としていたものを、農地転用を行なう事前に農林水産省や都道府県の農地担当部局と協議を行うこととした。）等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	36 都市計画法に基づく国土交通大臣との調整	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2 具体的には、農地が国土交通省と農林水産省との間の調整を経ずに市街化区域に編入されることとなると、農地転用が届出のみで可能となるため、農地の総量確保を図っていく上で支障を生ずるおそれがあることから、当該調整は国が行なう必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省との調整の際には、市街化区域に編入される区域の実態調査等を行っていることから、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなるため、出張費及び移動時間等のコストがかかること等により、業務の実施に著しい支障を来すおそれ。 ・当該調整は、国土交通省地方整備局が地方農政局に対して行うものであり、現場に近い両省の出先機関担当者が行うことで当該業務を効率的に行うことができることから、引き続き地方農政局の事務・権限を存置することが必要。 <p>なお、当該調整は、国土交通省が所管する都市計画法第23条第1項に基づき行っているものであることに留意する必要。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）</p> <p>→ 地方への権限移譲</p>		<p>都市計画法に基づく国土交通大臣との調整については、地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）において、都道府県の都市計画区域の整備方針等の策定に係る農林水産大臣の協議は、地域における主体的なまちづくりを行うため、区域マスタープランの決定等に係る関係大臣への協議、意見聴取に係る事務は都道府県及び市町村に移譲し、都道府県及び市町村において協議手続が完結するようにすべき（※ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分に関する都市計画について農業振興地域と市街化区域が重複する場合に限り、農林水産大臣への協議を許容）とされていたところ、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）において、当該調整は現行制度のまま存置することとされたところ。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	37 土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>○ 具体的には、</p> <p>① 2以上の都府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督</p> <p>② その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督</p> <p>③ 都道府県域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督</p> <p>④ 都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応等の業務を実施しているところである。</p> <p>○ 「①2以上の都府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督」については、単一の都府県では行うことができず、また、こうした土地改良区が農業用水に関する都府県間の利害調整を行っている場合もあることから、円滑な土地改良事業の実施を確保する上で、国が実施する必要がある。</p> <p>○ 「②その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督」については、国営土地改良事業実施地区など食料安定供給上重要な地区や重大な問題事案が生じた地区を主たる対象として、都道府県からの要請により検査を実施しているものである。なお、都道府県区域の土地改良区等に対する許認可・検査等の監督の事務は既に自治事務として都道府県知事に事務・権限を移譲し、基本的には都道府県が実施している。</p> <p>○ 「③都道府県域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督」については、都道府県土地改良事業団体連合会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営造成施設（国有財産）の管理主体たる土地改良区に対する施設の管理に関する技術的な指導や災害や事故の発生時における支援 ・ 国営土地改良事業の調査・設計や換地事務など国の施策への協力。 <p>等の業務を行っている。</p> <p>特に、現在、国として国営造成施設をはじめとする土地改良施設の長寿命化対策を推進することとしており、その中で都道府県土地改良事業団体連合会は、土地改良区等に対する支援を通じて、土地改良施設の適切な保全管理を図る上で重要な役割を果たすことが求められている。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>このため、都道府県土地改良事業団体連合会の業務の適切な実施に必要な財政基盤・組織体制の確保ができなければ、国営造成施設等の円滑な管理や災害等の発生時における的確な対応、国営土地改良事業の実施に支障が生じる等のおそれがあることから、都道府県土地改良事業団体連合会の指導・監督の事務については、国が実施する必要がある。</p> <p>さらに、都道府県土地改良事業団体連合会は、全国土地改良事業団体連合会と一体となって土地改良区に対する指導を統一的に行っていることから、その指導・監督は全国的な視点に基づき行われる必要があることから、国が実施する必要がある。</p> <p>(なお、都道府県土地改良事業団体連合会に対する検査については、都道府県知事も実施できるとされているが、これまで都道府県が実施した事例は承知していない。)</p> <p>○ 「④都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な土地改良区の運営指導方針や全国的に推進している土地改良区の統合整備など運営基盤強化に向けた都道府県への助言 ・ 関係権利者間の複雑な権利関係の調整を要する集団化事業の円滑な実施に向けた都道府県等への助言 <p>等を行っているものであり、国の政策的な実施に資するものであり、かつ、多数の事例の情報を活かすことが適当であるものであることから、国が実施する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 土地改良事業等に対する許認可や監督等の事務については、既に都道府県区域の土地改良区等に係るものは、自治事務として都道府県知事に事務・権限を移譲しており、国が実施することとしているものは、2以上の都府県にまたがるもの、国の政策の実現や国有財産の管理等国の責務と密接に関連しているものに限定されている。</p> <p>したがって、これらの業務を都道府県等地方自治体に移管することは、業務の的確な実施を確保する上で著しい支障が生じることとなる。</p> <p>○ これらの事務については、</p> <p>① 全ての都府県の担当部局、全ての都府県にある都道府県土地改良事業団体連合会等を対象に実施するものであり、本省よりも事務の対象に近接し、それぞれの管内地域の実情に精通した地方農政局を活用して実施することが効率的であること</p> <p>② 特に、都道府県土地改良事業団体連合会、約700程度ある国営事業関連の土地改良区に対する検査については、直接出向いて実施するものであることから、地方農政局を活用することが効率的であるとともに機動的な対応も可能となること</p> <p>から、地方農政局の事務として実施する必要があるが、本省のみで実施することは著しい非効率が生じることとなる。</p>			

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	38 都市農村交流に関する事務（①地方自治体に対する支援、②民間に対する支援）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>具体的には、都市農村交流に関する事務は、</p> <p>① 大都市圏と農村部をつなぐ全国的な交流を促進するものであり、全国規模での相互の体制整備、情報発信が求められること</p> <p>② 税制・政策金融等の支援措置、規制・法律等の特例措置などについて、多くの施策分野にわたり一体的な制度設計が求められることから、国が実施する必要。</p> <p>○ また、法律に基づき地方自治体が作成する計画等の事前調整・審査や補助事業の事業計画の審査・承認等については、受入側の農村部の活性化だけではなく、都市住民が農村で活動する機会の創出や都市住民に対する食や農村地域についての理解の促進等の大都市圏側に対する効用も勘案し、当該法律や補助事業に基づく支援措置等の効果が最大限に発揮されるよう、本省と各農政局それぞれの知見を有機的に連携させることで、全国的な視点からの施策の実行ができる国が実施する必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 都市農村交流に関する事務について、多くの政策分野にわたる制度設計に加えて、地方自治体が作成する計画の事前審査、補助事業の事業計画の審査・承認、各種相談受付等の膨大な事務作業や、現地指導、地域の優良事例の発掘・紹介等の地域と直接関わる事務等の全てを本省のみで実施することは、業務の適切な実施に著しい支障を来すおそれ。</p>	<p>「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会）」</p> <p>① 地方自治体に対する支援→廃止・民営化</p> <p>② 民間に対する支援→地方へ権限移譲</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>（2）都市と農村の交流等</p> <p>① 新たな交流需要の創造</p> <p>訪日外国人や、観光・行楽部門の消費が多い高齢者等、農村への旅行者として十分に開拓されていないターゲットに対して積極的にアプローチし、新たな交流需要を創出することが必要である。このため、「訪日外国人3000万人プログラム」との連携や、多様な主体の連携による都市と農村の共生・対流の推進に加え、体験コンテンツの開発など観光関係者と農村地域が連携して行う取組を促進する。</p> <p>② 人材の確保・育成、都市と農村の協働</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>農村が人材不足等の構造的な問題を抱える一方で、都市においては農村に関心を持つ者が多く存在することに着目し、都市と農村地域をつなぎ、都市部の人材等を活用する取組を推進する。</p> <p>また、都市部のNPO、企業、大学等多様な主体との協働により、それらの者が持つ新たな視点、手法で農村の地域資源の発掘・活用を推進する。</p> <p>③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用</p> <p>農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身機能の回復・向上や健康の維持・増進等、農林水産業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に注目し、都市と農山漁村、関係府省が連携して、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策を推進する。その際、これらの機能の効果を調査・検証し、具体的な施策の実施につなげる。</p> <p>また、子どもを農山漁村に宿泊・滞在させるとともに、農林水産業等の体験を行わせ、当該地域の人々との交流を深めるなどの取組も重要である。こうした取組については、農山漁村への経済効果のほか、子どもの生きる力を育むなど、教育的な効果を得られていることを踏まえ、関係府省で連携し、受入体制の整備等を促進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興</p> <p>新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果への都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取組を推進する。このため、これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討するとともに、市民農園や農産物直売所等の整備、都市住民のニーズを踏まえた市民農園・体験農園等における農業体験や交流活動の促進等、都市農業振興のための取組を推進する。</p>
農	39 地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する事務	C-b	<p>地すべり防止区域の指定は、土地改変等行為の制限を伴うため、地すべりメカニズムの的確な把握と公共性・緊急性の評価を行った上で厳格な区域設定を行う必要があること、国指定である砂防指定地や保安林との調整が必要なことから、引き続き国で実施する必要がある。</p> <p>一方、新たに防止区域に指定される区域数が減少し、年度により区域指定に地域的偏りが出てきたことから、これまで地方農政局が担っていた区域指定に係る業務を本省に引き上げて実施することを検討する。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）」</p> <p>地方移管</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日）】</p> <p>第3の3の(4)の⑤</p> <p>豪雨、地震、地すべり等自然災害が増大する状況等を踏まえ、快適で安全・安心な農村生活を実現するため、地域の創意工夫を活かしながら、集落基盤の計画的な整備や、ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくりを、関係府省が連携して推進する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	40 土地改良事業等の実施（地域協議会等に対する支援）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>○ 具体的には、食料供給力の維持・向上や多面的機能の発揮のために、国が制度の基本的枠組みと活動の指針を定め、全国で統一的な基準のもとに実施すべき。</p> <p>○ 本対策は、地域の資源保全管理の形態に応じて使途の自由度が高い制度設計をしているところであり、地域間において格差が生じないようにするためには、制度設計者たる国は、全国の実情を承知し、必要に応じて現場に赴き、運用に係る指導・助言や適正な交付金の活用を確保するための検査等を実施すべきである。</p> <p>○ 仮に、地域協議会、活動組織に全面的に委ねることとなると、使途の自由度が高い本制度では、制度の趣旨に沿わないような使い方がなされる可能性があり、単にバラマキになりかねず、国による事後チェックの仕組みが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 地方農政局では、本対策に係る126の地域協議会への交付金の交付事務や、評価のための管内データ・事例の収集等を行っており、これら事務を人員が限られている本省のみで行うことは、円滑・迅速な政策の執行に著しい支障をきたす。</p> <p>○ このため、現在地方農政局が行っている当該事務を本省で行うこととした場合、最大で28人を本省に移管する必要がある。</p> <p>○ また、上述の指導・助言、検査等の実施に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の交付対象となる活動組織は19,514組織と多数に上り、地域農業の実態を熟知した上での多様な地域性に応じた対応が求められること ・ 抽出検査及び現地確認等のために全国の活動組織へ職員が出向くこと <p>から、本事務を本省において限られた人員で取り組むことは、行政コストがかかり、業務の実施に著しい支障が生ずる。</p>	<p>【全国知事会】国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会）</p> <p>・ 地方移管（現金給付型事務であるため制度設計等は国が実施）</p> <p>【三重県】</p> <p>「集落機能の維持に向けて、新たな直接支払いの導入にあたっての現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度に取り組む地域の熱意が持続・向上される制度設計と、円滑な制度移行」（平成23年度 国の予算編成等に関する提言書）</p> <p>【全国町村会】</p> <p>農地・水・環境保全向上対策等については、それぞれ条件不利地域における耕作放棄の防止や水路・農道の管理、また、地域資源の適切な保全等を実施する集落維持活動において不可欠な制度として定着しているもので、戸別所得補償制度とは趣旨や支払い要件が全く異なることを整理した上で、恒久的な制度とすること。（H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日）】</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>③ 農地・水・環境保全向上対策</p> <p>農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管理等を促進することを目的として、「地域ぐるみでの効果の高い共同活動」と「農業者ぐるみでの先進的な営農活動」に対する支援策として実施されているものである。平成22年度には、本対策についての中間評価を実施し、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化する。</p> <p>その上で、中山間地域等直接支払制度や、環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法（例えば「環境支払」）のあり方も含め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の維持の観点から、今後の施策のあり方について検討する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
農	41 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当。</p> <p>○ 具体的には、中山間地域等の有する多面的機能が発揮されることにより、下流部等の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られているため、全国規模で統一的な基準の下に適正に条件不利地域への支援を行う必要がある。このため、国と地方自治体が適切に役割分担をすることが重要であり、国が交付金の1/2を確保し、国→都道府県(1/4)→市町村(1/4)のルートで交付金を給付することが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>○ 地方農政局では、 (ア)300件に及ぶ交付申請の審査をはじめ (イ)制度の適切な実施の指導や疑義回答 (ウ)地方公共団体が適切に制度を運用しているかについての現地検査等を行っており、これら事務を人員が限られた本省のみで行うことは、円滑・迅速な政策の執行に支障をきたす。</p> <p>○ このため、現在地方農政局が行っている当該事務を本省で行うこととした場合、最大で14人を本省に移管する必要がある。</p> <p>○ また、上述の指導・助言、検査等の実施に際しては、 ・ 交付金の交付対象となる協定数は28,765協定と多数に上り、地域農業の実態を熟知した上での多様な地域性に応じた対応が求められること ・ 抽出検査及び現地確認等のために全国の協定締結地域へ職員が出向くこと から、本事務を本省において限られた人員で取り組むことは、行政コストがかかり、業務の実施に著しい支障が生ずる。</p>	<p>国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日全国知事会） ・ 地方移管（現金給付型事務であるため制度設計等は国が実施） 第2期対策の最終年度であった平成21年度において、制度の継続・恒久化への要望が多数寄せられた。（全国知事会ほか都道府県、市町村、議会など147件）</p> <p>【全国知事会】 「中山間地域における農業生産の継続や多面的機能の確保のため、平成22年度以降も中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、事業要件の緩和を図ること。」 （平成21年7月14日 平成22年度国の施策並びに予算に関する提案・要望）</p>		<p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日）】 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ② 中山間地域等直接支払制度 中山間地域等は、流域の上流部に位置すること等から、水源かん養、雨水の一時的な貯留、土砂崩壊防止等の国土保全上の多面的機能を発揮し、これによって、下流部の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進行する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、農業者の減少、耕作放棄地の増加等により、災害の発生頻度が高まるなど、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済損失が生じることが懸念されている。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
						<p>こうした状況を踏まえ、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、耕作放棄地の発生防止と解消を図り多面的機能を確保する。その際、高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受け皿を作ることにより、農業生産活動の維持を図っていく。なお、本直接支払制度については、戸別所得補償制度の検討と併せて、現行の予算措置を法律上の措置とすることを含め、今後の施策のあり方を検討する。</p> <p>また、意欲ある多様な農業者の育成・確保や生産性の向上等を推進することにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進する。</p>
農	42 農林水産業に関する統計調査の実施	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 農林水産統計は、現在、総人件費改革に伴う国の農林統計職員の半減（約4,100人→約2,200人）に対応するとともに、戸別所得補償制度の円滑な推進を図るため、本制度を基軸とした再構築を行っている。再構築に当たっては、国の職員が直接実査を行う調査を戸別所得補償制度の実施に不可欠な農業経営統計調査（生産費等）及び作物統計調査（面積、単収等）に重点化するとともに、調査員調査化等の徹底したアウトソーシングを推進している。</p> <p>3 現在でも重点的に国の職員が実査を行っている農業経営統計調査及び作物統計調査については、</p> <p>① これらの調査の結果が、戸別所得補償制度等において、国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっていることから、国が、広域的な体制により、全国統一基準の下で、正確性・客観性をもって行うことが不可欠であるとともに、</p> <p>② その実施に当たって、農林水産統計に関する訓練を長年受け、農業簿記等の農業経営に関する専門知識や病虫害の影響等の農業生産に関する専門知識を有する国の職員でなければ正確な統計の作成ができないことから、国の職員が直接実査を行うことが必要である。</p>	<p>○ 全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）では、農林水産業に関する統計調査については「廃止・民営化等する事務」と整理されており、都道府県側で本業務を引き受けることは考えられていない。</p> <p>○ 全国市長会から、平成21年12月、国が公表している市町村別統計について、「農業産出額のデータ公表は、平成19年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。」との要望が提出された。（これを受けて、一部の品目について市町村別統計を復活させることができないか検討中。）</p>	<p>○ 内閣府統計委員会産業統計部会長報告（21年9月）（抜粋）</p> <p>この数年間に、農林水産統計組織は大幅な人員縮小を余儀なくされ、農林水産政策に必要と考えられる統計ですら十分に作成できない状況になっていて、ましてや公共財としての統計の維持は危機的な状況にあります。また、農林水産統計調査は、他の統計調査に比べ、高い専門性が要求される調査でもあり、アウトソーシングも容易ではありません。農林水産統計の品質と精度維持を確保するため、これ以上の調査内容の削減や人員等統計資源の縮小に歯止めがかけられるべきと考えます。</p>	<p>〔食料・農業・農村基本計画（22年3月30日閣議決定）（抜粋）〕</p> <p>・戸別所得補償制度の本格実施</p> <p>戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>一方、更なるアウトソーシングの推進については、現在行っている民間へのアウトソーシングにより、調査員調査におけるミスの多発、郵送調査における有効回答率の著しい低下といった問題が発生し、職員によるとりまとめの際の補完作業の増大を招いており、さらに、調査内容が簡易・定型的な調査に導入した市場化テスト（民間委託）においても、調査結果の報告が遅延したり、調査票データの審査が不十分であったりするなどの支障が生じており、更なるアウトソーシングの推進は困難である。</p> <p>さらに、農村部に基盤を置き、全国的ネットワークを有する民間調査会社等は存在しないことから、農林水産統計を全面的に民営化することは非現実的。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 農林水産統計については、本省が企画・設計、地方出先機関が実査等を担う体制で調査を実施しているが、これを地方公共団体が実査等を担う体制とした場合には、</p> <p>(1) 平成12年度のセーフガードの発動や昨年度の戸別所得補償制度への対応等、その時々々の農政の重要課題に必要な調査に対する現場段階での機動的な対応ができない</p> <p>(2) 農林水産統計調査は、生産費等を調べる農業経営統計調査、作付面積や単収等を調べる作物統計調査等、高い専門性を必要とするが、一般的に地方公共団体職員の人事は部門間の異動が普通であり、そのサイクルも短いことや国の政策の実施に必要なデータを提供するための専門家を育成して常時一定数確保しておくインセンティブに欠けることから、統計のスペシャリストが育たず、農林水産統計調査を適切に実施できない</p> <p>(3) 農林漁家の側から見ると、国の農林水産統計組織と違って、地方公共団体は税務等の部門を抱えており、職員がどの部門に異動になるか分からず、協力しにくいことから、必要な統計データを収集することが困難になる</p> <p>(4) 農林水産統計の調査結果は、戸別所得補償制度等において国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっているが、農林水産統計調査に携わる者がスペシャリストでない場合には、国がマニュアル等を定めても各地で調査方法にばらつきが生じることとなり、例えば、米戸別所得補償モデル事業で生産費に1%の誤差が生じれば、百数十億円規模で財政支出に影響することになる</p> <p>(5) 戸別所得補償制度の対象品目は、22年度にモデル的に実施している米から畑作物（麦、大豆、そば、なたね等）等にも拡充することとされており、これら品目の単価設定に必要な生産費や単収の調査は、品目ごとの栽培面積も勘案して、全国的な視点から、調査客体・調査箇所を選定し、それに応じた人員配置を行う必要があるが、都道府県ではこのような広域的な人員調整は困難といった、著しい支障が生ずる。</p> <p>2 さらに、戸別所得補償制度の周知・加入促進、農業者から提出される申請書の審査等の交付金交付業務については、統計調査業務を通じて現場を熟知している農林水産統計職員が統計調査業務と一体のものとして行うことが必要である。（なお、農林統計職員が農林漁家を訪問すれば、農林水産政策全般に関する質問を受けることになることから、農林水産統計調査は経験のある国の職員が実施することが効果的・効率的である。）</p> <p>3 以上のことから、農林水産業に関する統計調査の実施については、引き続き国の出先機関で実施する必要がある。</p>		<p>○ 「分権革命ビジョン中間報告」（2006年3月29日民主党分権調査会）</p> <p>「中央政府の権限及び事務」の中で「所得の確保と再配分のための現金給付サービス」等中央政府が実施すべき事務に必然的に付随する仕事として「国家的統計」があげられている。</p>	

【農林水産省】 森林管理局

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	1 国有林野の経営計画の作成	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	2 国有林野事業における技術の開発	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	3 国有林野の管理・処分及び活用	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	4 国有林野の境界確定及び境界の保護並びに測量等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	5 国有林野の産物及び製品の販売	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	6 国有林野の造林その他の森林の整備	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	7 国有林野の保安林の指定・解除に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	「全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	8 森林治水事業の実施（国有林）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>
森	9 民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野）） （地すべり防止に関する事業の実施（民有林野））	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 民有林直轄治山事業は、大規模な山地災害の復旧を図るため、国土保全上特に重要で、事業規模が著しく大きいなど都道府県による実施が困難な場合に、都道府県からの要請を踏まえ、国が民有林における大規模な山地災害の復旧対策を実施している。（全国15県で実施。最近5年間では、地元県からの要請を踏まえ、平成16年度の新潟県中越地震、平成16年の徳島県の台風10号による集中豪雨、平成20年の岩手・宮城内陸地震における大規模被災地区の3地区で新規着手。）</p> <p>3 国土並びに国民の生命・財産を災害から保護するのは国の使命でもあり、国が自ら緊急に復旧対策を講じることができる仕組みを持つことは、セーフティネットとして必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、森林治水事業の実施（民有林野）を地方移管と仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 大規模な山地災害が発生した場合には、都道府県においても緊急に復旧対策に人員・予算を投入することとなるが、大規模な山地災害の発生は予測不可能である一方、その頻度は稀であり、個々の都道府県ごとにその復旧のために技術力を有する職員を恒常的に確保する体制を維持することは、負担が大きく困難な場合もあると考えられ、その場合、都道府県によっては的確な復旧対策を実施することが不可能となる。</p> <p>2 例えば、平成20年の岩手・宮城内陸地震により発生した大規模な地すべり等の復旧については、事業規模が著しく大きく高度な技術を要することから、岩手県・宮城県からの要請を受け、常日頃、国有林野の管理経営（国有林野内の治山事業を含む。）を行っている森林管理局等の職員の中から、治山の技術力を有する職員を全国から召集し、被災状況の把握など国による緊急対策を実施（地震発生から約1ヶ月で延べ247人日応援派遣）するとともに、民有林及び国有林の本格復旧に向け治山技術者を事業実施する森林管理署に増員配置（7名から20名へ最大13名増員）し、直轄事業により復旧対策を実施しているところである。</p> <p>3 このようなことから、たとえ大規模な山地災害についての事務処理の基準を定めたり、法定受託事務としたとしても、大規模な山地災害が発生した場合に都道府県において復旧のために技術力を有する職員を緊急に確保する体制ができていなければ、必要な復旧対策を実施することが不可能となり、結果として国土並びに国民の生命、財産を災害から保護することが困難となる。したがって、国が自ら緊急に復旧対策を講じることができる仕組みを持つことは、セーフティネットとして必要である。（第4-2-(3)-(注)③)</p> <p>4 森林管理局においては、国有林野内の治山事業を実施している職員を多数有しており、大規模な山地災害の復旧対策の実施に当たっては、これらの職員を活用し、集中的・機動的に対応する方が効率的であることから、民有林直轄治山事業については、都道府県からの要請を踏まえつつ、森林管理局の事務として実施する必要がある。</p>		<p>また、「民主党分権革命ビジョン中間報告」（平成18年3月29日民主党分権調査会）において、「二 国と地方の役割分担」の「2 中央政府の役割」における「(7) 規模の点から国単位が不可欠な事務」として、「大規模災害対応」が挙げられている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	10 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	11 林道の開設及び改良	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

【農林水産省】 漁業調整事務所

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
漁	1 海洋生物資源の保存及び管理	C-c	<p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の確保（食糧自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきもの該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 広域的な資源回復計画の策定・推進に関する事務については、多くの水産資源が都道府県域を越えて分布・回遊し、大臣許可漁業に係る漁業者、複数県の知事許可漁業等に係る漁業者といった多種多様な漁業者が同一の資源を漁獲していることから、国が統一的に実施することが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 各計画の策定・見直しに当たっては、関係都道府県、関係漁業者等の合意が必要となるため、現地に向いてこれら関係者間できめ細かい協議を重ねる必要があり、本庁が対応することは困難である。</p> <p>2 1の理由に加え、各地域によって大きく異なる地域の漁業実態に精通していることから、漁業調整事務所が対応することによって、円滑な協議の進行が図られる。</p>	地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T）		
漁	2 漁業の許可等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2 大臣許可漁業等は、操業範囲が都道府県をまたがる沖合海域、さらには公海、外国水域に及んでいるものや、国際取り決めに従い操業しているものが対象となっていることから、国が統一的に実施することが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>許可申請書類の審査、許可証の制限及び条件事項が遵守されているかの検査、操業日誌の確認等の許可事務は、例えば、許可証の制限及び条件事項が順守されているかの検査の事務については、実際に漁船に立ち入って検査をする必要があり、年間数千件にも及ぶことから全て本庁で行うことは困難であり、漁業調整事務所に対応することが効率的である。</p>	地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T）		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
漁	3 沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の保護、水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、水産業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項において、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行われなければならない施策及び事業の実施」「その他の国が本来果たすべき役割」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、瀬戸内海や有明海など複数県の漁業者が輻輳して操業を行っている海域では、水産資源が成長の過程で県境を越えて移動したり、赤潮が県境をまたいで発生するなど、当該海域の漁場の利用や赤潮の対策について、複数県の間で利害関係が対立することが多い。そのため、関係県による広域の実施体制を構築したとしても、当該体制の中で漁場利用、赤潮対策、種苗放流について、当事者である各関係県のみで対応することは困難であることから、国が全国的かつ中立的な視点から関係県間の利害関係を調整する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>これらの事務は、瀬戸内海や有明海など、複数県の漁業者が輻輳して操業を行っている海域において、漁業の許可、漁業取締り、漁業調整等の事務と一体的に漁業者間の利害関係の調整を行うものであることから、現場に近い出先機関（瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所）が実施することが効果的である。</p>	地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T）		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
漁	4 漁業取締り	C-c	<p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の確保（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 大臣許可漁業等は、操業範囲が都道府県をまたがる沖合海域、さらには公海、外国水域に及んでいるものや、国際取り決めに従い操業しているものが対象となっていることから、国が統一的に許可事務を実施しているところ。</p> <p>3 大臣許可漁業等の取締りについては、例えば九州の漁船が北海道や東北沖で操業するなど非常に広範囲で操業する漁船がほとんどであることから、国が漁業取締りを行うことが必要。また、外国漁船への漁業取締については、韓国や中国との間の漁業協定など国際的な取り決めの下での違法操業を取り締まるものであることから、国が行うことが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>上記の漁業取締りについては、広大な海域において限られた取締能力で機動的かつ円滑に取締業務を実施するために、違法操業が多発する海域に近い場所に事務所を設置する必要がある。また、取締りのほか、司法機関、外国領事館との連絡調整等も行う必要があることから、漁業調整事務所において対応する必要がある。</p>	地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T）		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
漁	5 漁業調整	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する</p> <p>2 大臣許可漁業と沿岸漁業との間や複数県の沿岸漁業間の漁業調整問題については、国が大臣許可漁業の許可権者として、また、中立公平かつ広域的な見地から当事者同士の協議の場を設定する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>当事者間の話し合いでは紛争が解決しない場合には、国が公平中立の立場から協議の斡旋、立会いを行う余地を残しておかなければ、紛争が長期化し、問題を解決することが困難となる。本事務は紛争の当事者間の利害調整を内容とするものであり、特に長期的に取り組む必要がある困難な紛争事件の解決に向けた協議の場の設定を行うものであるため、本省ではなく現地事情に精通している漁業調整事務所において対応することが必要である。</p>	地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T）		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
漁	6 外国漁船の寄港許可	C-c	<p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の確保（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 外国漁船の寄港の許可に当たっては、国際的な操業ルールの遵守状況等を審査する必要があること、また、外国漁船は都道府県の管轄外の水域で操業していることから、政府間の取り決め等を踏まえて、国が、統一的に実施することが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 外国漁船の寄港許可の発給に当たっては、当該漁船が国際的な操業ルールを遵守しているかどうかや密漁や密輸出に関与していないかなど、国が政府間の取り決めや関係国政府からの情報等を踏まえて審査することが必要であり、各地方自治体の対応の相違が生じた場合、上記目的の達成が困難である。</p> <p>2 また、外国漁船の寄港許可の申請は、通常、寄港を希望する港の近隣の入港代理店を利用して行われるケースが多く、申請内容の確認等について、入港代理店と迅速に連絡をとる必要があるため、最寄りの漁業調整事務所が対応することが適切である。</p>	地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T）		
漁	7 漁船の検査	C-c	<p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、水産業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 漁船の検査は、事務量が少ないが、各地方自治体において当該事務の執行体制の整備を行った場合、新たに専門的知識を有する者を配置する必要があること、また、ほとんどの依頼検査が船舶所有者の所在地ではなく造船所や機器製作所等で実施されることから、地方移譲を行った場合は、行政コストが増大し、非効率である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>対象とする水産資源によって沖合漁業の実態や漁船の特性が異なることから、地域の実情に詳しく、漁業許可等の事務を行っている漁業調整事務所において事務を行うことが、的確かつ効率的な依頼検査を実施していく上で不可欠である。</p>	地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T）		

【經濟產業省】 經濟產業局

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	1 内部管理業務	C-c	① 国特有の事務であり、引き続き国で実施。	国に残す業務（全国知事会見解 H 22.7.15）		
経	2-1 景気動向等に関する統計調査の実施・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）	A-a C-c ※上記以外のもの	④ 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。 本調査業務では、毎月半ばまでに約17,400事業所から前月末々データの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表するIIPの算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ一体となって調査業務に当たっている。 現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務（現在の局の担当事業所数は約4,400、都道府県担当は約2,000。）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。 他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県に僅少数の業務（1県1業種当たり平均約2.6事業所）が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。 また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。	廃止・民営化（全国知事会見解 H 22.7.15）	都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。 現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなること懸念される。 実際、本件については、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり（東京都、大阪府等）。	出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）：民間委託の拡大等を進める。

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	2-2 景気動向等に関する統計調査の実施・経済産業省特定業種石油等消費統計調査	C-c	④ 当該統計調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられている。調査対象が約760であり、仮に都道府県に移譲すると業務量が微少となるため、行政効率の著しい低下などの支障を生じる。加えて、当該統計調査業務については、各業種におけるエネルギー利用プロセス等習得しなければならない専門知識も多いことから、厳しい人員削減が進められ必要な専門的知見が養われない中、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなることも懸念される。 また、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となっている「総合エネルギー統計」に使用されており、その報告基準年(1990年度)の計算方法については国連の気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)に報告している。京都議定書の第一約束期間(2008年度から2012年度)中の排出量計算方法については、基準年と原則同じ方法が求められており、少なくとも2012年実績の報告までは、現行と同様の調査実施体制の継続が望まれるため、引き続き局が実施するものとする。 なお、2013年度以降は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)における指摘事項を踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制のあり方を検討する。	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)		○出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定):民間委託の拡大等を進める。 ○「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)においてエネルギー消費統計調査との関係整理が求められていることを踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制の在り方を検討していく)
経	2-3 景気動向等に関する統計調査の実施・埋蔵鉱量統計調査	D 廃止・民営化	閣議決定に従い、基幹統計から除外(すなわち廃止)する。	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)		・民間委託の拡大等を進める。(出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24地方分権改革推進本部決定)) ・基幹統計から除外する(「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定))
経	2-4 景気動向等に関する統計調査の実施・ガス事業生産動態統計調査	C-a 民間委託(検討)	① 当該調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられており、ガス事業者の実態を適切に把握することは、ガス事業法の着実な執行や、制度改正の適切な実施のために不可欠であり、国として引き続き全国統一的に実施する必要がある。対象事業者が2,000(対象事業所8,000)あることから、業務の効率性の観点から現場に近い地方経済産業局が実施している。 対象となるガス事業者のうち都道府県域を超えて活動するものが相当数いることから、全国統一的な調査の実施のためには、全国隈無く広域の実施体制が整備される必要があり、自治体間連携の自発的形や広域連合などの広域の実施体制等ではその実施に著しい支障が生じる。 ④ 都道府県によっては調査対象が少なくなることから、都道府県に移譲すると行政効率の著しい低下や必要な知識等専門的知見が養われないといった支障が生じる。 今後、当該調査については、民間委託の拡大について検討を行うとともに、引き続き国が担う業務については、本省への引上げも検討する。	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)		民間委託の拡大等を進める(出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定))

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	2-5 景気動向等に関する統計調査の実施・地域経済動向の把握及び分析等	C-c	① 企業活動は、都道府県域を超えて行われており、広域なブロックごとに実態を把握しなければ、経済動向を的確に把握することができず、また、現行の地方自治法における「広域的实施体制」では組織の持続性が担保されず、広域的实施体制と各経済産業局の所轄が必ずしも一致するとは限らないため、このような地域経済動向等も参考に実施している経済産業行政に著しい支障が生じる。なお、当該調査は、リーマンショック、円高等による影響や各種施策の効果などその時々の経済産業政策のトピックスについて、統計上のデータでは得られない現場の生の声をヒアリングを通じて収集し、各種統計や財務局の調査との整合性も図りつつ、分析することにより、深度のある地域経済動向を的確に把握するものであり、地に足の付いた経済産業行政を実施するためには不可欠である。また、調査の実施に当たっては、非常に短期間で多くの企業に対してヒアリング等を行う必要があることから、機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が実施することが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	3-1 新規産業の環境整備に関する事務・エンジェル税制の認定	C-c	④ エンジェル税制は、ベンチャー企業等に対して出資を行う投資家に対する金融所得課税に係る特例措置であるが、その適用案件は大都市部に偏在している。(適用案件0件：23県、1件：8県)。 仮に都道府県に移譲すると、今後の申請に対応するため、各都道府県で的確な執行体制を整備する必要が生じる一方、都道府県によっては見込まれる事務量等が最少であることにより、審査能力等のノウハウの蓄積・維持が困難となり、また、行政効率が著しく非効率なものとならざるを得ない。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が実施することが適当。			
経	3-2 新規産業の環境整備に関する事務 産業クラスターの支援	B②	広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。 国は、地方で実施することのできない、全国的な視点から地域ブロックを越えた産業クラスター間の連携や我が国の国際競争力強化につながる先導的な取り組みについて地域競争力強化事業等を活用し引き続き取り組んでいく。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。 産業クラスターの「自律的發展期」(2011年～2020年)における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	3-3 新規産業の環境整備に関する事務・ソーシャルビジネスの振興に関する事務	C-c	<p>①②</p> <p>SBを振興する必要性は、上記の「新しい公共宣言」や「新成長戦略」などにより明かであるものの、SBについては、その事業モデル・経営ノウハウ、また、振興のための政策手法などが十分確立されていないことから、国が先導的にその振興に向けた役割を担っていくべき状況にある。</p> <p>上述のとおり、SBはまだまだ新しい社会の動きであることから、国として、最低限どの地域においてもSBの存在を認識してもらい、地域の独自の取組に応じて新たな社会の運動が起こり得る下地を全国においてつくることを確保する観点からも取組を行う必要がある。</p> <p>こうした状況の下、国は、先進的に活動している事業者を全国的な視点から選定し、その事業モデルやノウハウを全国に移転させるための事業を行っている。これを、広域実施体制や都道府県に委譲した場合、(1) その地域性から国と同様に全国に広く募集を行い、優れた事業者全国的な視点から適切に選定することはできない、(2) 本事業は、選定した全国の優れた少数の事業者のノウハウ等をその地域以外の全国各地に移転させるためのものであり、事業者を採択した地域以外が最終的裨益する場合が大半であるため、事業の継続が困難となる、ことが考えられる。</p> <p>従って、広域の実施体制が整備された場合、又は事務処理等の基準を定めて国の指示等を認める場合であってもなお著しい支障が生じるものであるため、引き続き国が実施することが必要。</p> <p>④</p> <p>全国的な視点から先進的に活動する上位数社を選定しているため、支援対象となる件数が少なく、移譲すると知見の蓄積や行政効率が著しく非効率となるため、引き続き国が実施することが必要。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等から現場に近い経済産業局が支援を行うことが適当。</p>		<p>①(社)経済同友会が平成22年7月に公表した「市場を活用するソーシャルビジネス(社会性、事業性、革新性)の育成-日本の市民社会の構築に向けて-」において、以下の提言がなされている。</p> <p>○日本は、英国を参考とし、「民」主体でありながら、政府がバックアップする新日本流で、ソーシャルビジネスを育成していくべきである。</p> <p>○官民一体となってソーシャルビジネス推進イニシアティブ等の活動を進めていくべきである。</p> <p>②その他、地域からの意見(ヒアリング結果)</p> <p>○SBの必要性はますます高まっており、国が広域的な視点で継続して活動を支援していくことが必要である(事業者)</p> <p>○ノウハウや人材不足に悩むSBにとって、企業のノウハウ・人材を活用するためにも企業との協働が望まれるところ。協働のきっかけとなる制度を国が創設するのは重要。(自治体)</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己処分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	4 商工会議所に係る 許認可・監督に関 する事務	A-a ※商工会議所 の定款変更等 に係る国の権 限について、 規制緩和を含 めて見直しを 行い、都道府 県への移譲を 検討。 C-c ※上記以外の 事務	① 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の 斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給され た証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するため には、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を 保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握 することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮する と経済産業局にて実施するのが適切。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	・我が国の商工会議所制度が国際的な信用を 失墜することがないようにするためには、商 工会議所の同質性を堅持することが不可欠で あり、同制度の根幹に関わる事項について は、商工会議所法を所管する国において、同 法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用 する必要がある。(日本商工会議所) ・現在はわが国および地域経済の経済構造等 を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直 面する課題が大きく変化する中で、商工会議 所法がこれらの変化に的確に対応し、商工会議 所法の目的を達成する観点から自らの機能を 最大限に発揮するためには、副会頭や議員定 数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可 能な限り緩和すべきであると、各地商工会議 所の声を受け、主張してきたところである。 (日本商工会議所) ・その上で、設立・解散・合併の認可など商 工会議所制度の根幹に関わる事項について は、同権限を国に残すべきである。また、定 款変更の認可については、地域の実情に応じ て自由かつ主体的な活動を展開できるように するために、「届出制」とすべきである。 (日本商工会議所)	【地方分権改革推進委員会第1次勧 告(H20.5.28)、第2次勧告 (H20.12.8)】 商工会議所の定款変更等に係る国 の権限について、規制緩和を含め て見直しを行い、都道府県に移譲 する。

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	5-1 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務(地域イノベーション)	C-c	<p>① 本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。</p> <p>また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域連合等に属する自治体内の企業等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 本事業では、平成22年度においては45件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行政効率为非効率となるため、引き続き国が実施。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>○産業構造審議会産業競争力部会(第1回) (平成22年2月) 地域において、主体的に技術のある中小企業、環境産業を連携によってまとめ上げ、展開を積極的にすすめていくことが重要。(委員発言)</p> <p>○本事業の実施以前は、自社単独で10年以上研究開発に取り組んでいたが、有効な解決策が見いだせなかった。産学官連携の下、研究開発を行うことができたため、実用化までたどり着くことができた。(中小企業経営者)</p> <p>○地域の中小企業にとって、ラボレベルの研究はまだしも、実用化技術開発、プラント創設等の大規模開発は本事業がなければできず、おそらく有望な技術シーズだけで終わっていた。(中小企業研究者)</p> <p>○科学技術による地域活性化戦略(平成20年5月、総合科学技術会議決定) 第3章 科学技術による地域活性化戦略 科学技術による地域活性化の源泉は、地域の大学等の研究機関における多様な研究活動である。現在、国は、さまざまな競争的研究資金を提供しているが、国全体としての多様性を確保するためには、特徴ある地方大学の研究活動や、産学官連携の取組を、一層強化する必要がある。</p> <p>○産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会報告書(平成22年5月) 第三章：我が国研究開発を巡る課題 地域が有する特色のある産業や技術の蓄積を活用していくことが重要であり、そのため、地域の産学官が結集し、競争力ある製品やシステムを生み出していく必要がある。</p>	
経	5-2 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務	D 廃止・民営化	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成22年度をもって廃止。今後は、国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働による、地域イノベーションの創出も含め、世界に通用する産業人材の育成を推進。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	5-3 情報処理の促進に関する業務	C-c ① 情報化社会の要請に応え、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を推進していくためには、「新たな情報通信技術戦略」や「情報経済革新戦略」等を踏まえた国家IT戦略を全国的に推進していく必要がある。 こうした国家IT戦略の一環として、地域の中小企業等によるITを活用して経営革新、生産性向上を図るための取り組みに対する支援や、先進的な取り組みを行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援といった振興業務に加え、昨今の複雑化・巧妙化するコンピュータウィルス等の情報セキュリティに関する脅威に対応するために、国民、企業等の情報セキュリティの確保等を促進することは政策的に非常に重要であるが、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点からも現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	自治体では、住民に対する基礎的なIT講座等を実施することはあっても、地域の情報処理・ソフトウェア関連企業が取り組む先進的な事業の振興等の関する業務を行うことは規模の観点からも効率的とは考えられず、ブロック単位程度での事業を実施することが適当。(自治体担当者)	「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月) 「新成長戦略」(平成22年6月)
経	5-4 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人材資金構想に関する事務	D 廃止・民営化 本事業は、優秀な外国人留学生の獲得、育成から就職支援まで取り組むものである。今後も国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働によって取り組むべき先進的事業であるが、事業仕分けにより廃止が決定。 なお、現在参加している留学生が卒業する平成24年度までは経過措置として事業を実施。		国家的な戦略のもとに留学生誘致政策を展開しなければ、世界の潮流から遅れを取ることは明らか。国レベルのムーブメントとしてやらないとアジア各国に認識されることはない。日本国のメッセージをアジア近隣諸国に国レベルで伝えることが優秀な留学生を獲得する戦略として肝要である(事業実施関係者)	平成21年11月の事業仕分け(第一弾)において、廃止と判定。

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	6 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務	C-c	<p>①、② 本制度はワシントン条約決議等に対応して導入されている規制であり、仮に地方自治体や広域の実施体制に事務・権限を移譲した場合、規制対象製品は全国的に流通していることから、それぞれの実施体制では</p> <p>(1) 我が国が、象牙取引の希望を表明する度に実施される条約事務局による流通管理体制の検証等に対応できるだけの、適切な管理を担保する全国統一の水準・執行体制の維持が困難となること、</p> <p>(2) 密輸品の排除等のための国が行う貿易管理や税関と協調するための一元管理体制の維持や、地域を越えた一斉かつ迅速な立入検査などへの対応が困難となること、</p> <p>などから制度の安定確保に著しい支障を来すため、国による事務・権限の実施が不可欠。</p> <p>④ 地方移譲とした場合、対象事業者が少ない各都道府県においても、情報共有システム等の統一化、立入検査等の人員体勢整備、政府の税関・貿易管理部門との連携体制の確立が必要となるため、行政効率が著しく非効率なものとなり、規制執行の安定性の低下が懸念される。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>《地方自治体・事業者等の声》</p> <p>○ 象牙を取り扱う事業者においては、本規制を守ることにより特別に象牙の輸入が認められていることを理解しており、届出等は象牙取扱事業を行う上での当然の行為として事業の一部になっている。</p> <p>○ 事業者にとっては、地方自治体が事務を担当することにより、届出等の提出先が近くなるというメリットが想定されるものの、現在でも郵便による届出や電話での対応で特段の不便を感じておらず、加えて既に事業の一部として対応していることから、制度変更による具体的なメリットは予測できない。</p> <p>○ 一方で、各自自治体において本規制事務に不慣れな担当者が増えることや各自自治体間での対応差が発生するといった規制事務執行への懸念がある。特に、これまで象牙輸入を行うにあたり、ワシントン条約において規制の状況が審査され適切であると認められているので、新たに規制実施体制を変更することによりワシントン条約の審査にて象牙輸入が認められなくなることは避けるべきである。</p>	
経	7 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務	A-a	<p>① ※一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>④ ・各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用となるとともに、技術承継や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>【登録認証機関】</p> <p>認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応 ・認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応 ・その他の相談・報告等 <p>これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。</p> <p>① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業を展開している場合、連絡調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。</p> <p>② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。</p>	
		C-c	※上記以外の事務			

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	8 知的財産権に関する相談受付、説明会	C-c	①、④ 経済産業局特許室では、都道府県が実施している弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っている。相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障がある。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは行政効率が悪く非効率とならざるを得ない。 地方自治体における産業財産権に係る相談事務の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	9 産業財産権に関する確認事務・中小企業及び公設試験研究機関等に対する特許料軽減申請の受付と確認書交付	C-b (検討)	①、② 地方自治体は当該事務の申請者でもあり、利益相反の観点から地方自治体に当該事務を委譲することは困難。 さらに、当該確認事務は、未公開情報を用いて実施しているため、産業財産権の出願を行う都道府県が行うことは不適切。 なお、当該事務は、郵送等により対応が可能であり、本省への引上げを検討する。(本省引上げを検討するに当たっては、経済産業局で対面による確認事務を行う選択肢が無くなるため、行政サービスの質とユーザーの利便性が低下すること、いずれにしても確認の前段階としての相談事務が生じることについて留意が必要。)	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
1 経	10-1 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務・ものづくり高度化支援に関する事務	C-c	① 国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。 このため、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	経済衰退に伴い経営基盤が脅かされている中小企業の保有する強みの技術を強化していく国のプロジェクトとして非常に重要である。 (総合科学技術会議有識者議員の戦略的基盤技術高度化支援事業へのコメント)	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地方分権改革推進本部決定 (H21.3.24))

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	10-2 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 新連携支援に関する事務	C-c	<p>① 新連携については、国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>④ 新連携については、認定件数が年間15件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>経営革新については、計画の承認は、基本的に都道府県知事が実施しているが、異なった都道府県の中小企業が共同で申請する場合、国の出先機関が承認事務を行うこととしている。仮に国で行っている承認事務を現在想定される広域実施体制で行ったとしても、その広域的实施体制は組織の持続性が担保されておらず、責任関係が不明確であるとともに、広域的实施体制の地区が案件ごとに変更するようなケースも考えられ、制度の安定的実施に著しい支障を来す。このため、法律等に位置づけられた永続的な広域実施体制が構築されるまでは、引き続き経済産業局で実施することが適当。</p> <p>また、法律の認定・承認に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (知事会見 解22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)
経	10-3 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務	D (※地域資源活用販路開拓支援事業については、国として事業を実施することを廃止) C-c (上記以外のもの)	<p>※対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業については、国として事業を実施することを廃止する。</p> <p>① 国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>④ 認定件数が年間18件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も複数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>法律の認定に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	10-4 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務	C - c	<p>① 国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要がある、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。 広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>④ 認定件数が年間14件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も複数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>法律の認定に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)
経	10-5 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等	C - c	<p>① 国は全国レベルで事業再生支援の専門家人材を確保して、事業再生支援を行っている。また、中小企業が借入する金融機関は地域を越えて多様であり、金融機関の店舗も地域を越えている。さらに、中小企業の倒産による経済的な影響は、取引先となる全国の中小企業等へも広く影響が及ぶ。こうしたことから、事業再生の支援は、国の責任で、全国的な視点(全国どの地域においても同水準の内容を受けられるようにする)の下で行っており、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点により施策を実施することができなくなり、著しい支障を生じる。</p> <p>② 中小企業の事業再生においては、債権放棄等に応じる金融機関の協力、貸出条件緩和債権としない金融検査上の取扱いや債務免除益課税の緩和、無税償却等の課税上の取扱いが不可欠であり、同様の措置を講じていくためには、国が全国的に統一された支援の基準(実施基本要領)を示すのみでなく、個別案件についても、均一な取り扱いが必要であるため、国が認定支援機関の日常的な監督を通じてその確実な実施を担保することが必要であることから、現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 事業再生支援は、知見の集約が必要であり、一方で、現在でも、少人数で効率的に事務を実施している。 したがって、これを数多くの地方自治体等でそれぞれ行う場合には、知見やノウハウが分散し、また必要な人員が増加する等により、行政効率が著しく非効率となる。</p>		地域ごとに異なる手続きでは債権放棄等の要請に応じがたいこと等から、全国統一的に、国が再生支援業務を行うことが好ましい。 【金融機関】	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	10-6 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務	C-c	④ 当該業務は、税制措置等の前提となるものであり、全国に存在する中小企業者に対し、国の機関が責任をもって、統一的に遂行する必要がある。 当該業務の遂行に当たっては、(1)関係法等の高度な知見の集積が必要であること、(2)数百ページに及ぶ当該業務に係るマニュアル、租税特別措置法令解釈通達、コンメンタール等の内容を熟知する必要があること、(3)繁閑に係わらず相続税・贈与税の申告期限までに要件判定する必要があるため審査に迅速性・緊急性が求められること等から、事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である。一方、地方自治体に移譲した場合、一の地方自治体において見込まれる事務量が少ないことにより、行政効率が著しく非効率とならざるを得ないことから、たとえ業務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、地域格差が生じる可能性が高い。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。			
経	10-7 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業応援センター事業の事務	C-c	① 当事業は、都道府県に所在する地域支援機関での対応が困難である中小企業の高度かつ複雑な経営課題(新事業展開・販路開拓、創業、事業承継等)の解消のため、当該課題に対応できる最適な高度専門人材を全国から選定し、派遣しているものであり、仮に広域的実施体制が整備されたとしても当該課題解決に最適な高度専門人材を全国から選定することができず、著しい支障が生じる。 ただし、事業者の所在や抱える経営課題は地域によって異なるため、地域の実情を踏まえた適切かつ迅速な対応が不可欠であることから、各地方経済産業局が実施することが適切。 仮に国が当該事業を行わない場合、中小企業の課題に適切に対応することが出来ず、我が国の産業基盤を支える中小企業の健全な発展に著しい支障を生じる。		○全国商工会連合会「平成23年度予算等に関する重点要望について」抜粋 (平成22年7月) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づいて補助されている小規模事業対策予算は、かつて500億円強(平成4年)が計上されていたが、三位一体改革により大幅に減額され、現在は40億円強にとどまっており、地方の支援現場からは、十分な支援活動が行えないといった声が強く上がっている。 ○日本商工会議所「平成22年度中小企業等関係施策に関する要望」抜粋 (平成21年6月) 国は、三位一体改革後もさまざまな中小・小規模企業支援対策(事業費に対する補助金交付等)を打ち出してきたが、各事業の実施主体の多くは商工会議所等であり、その実務は、現場の状況に精通した経営指導員が担ってきたと言っても過言ではない。税源移譲で補助金がすべて都道府県の裁量で決められることになったが、中小企業支援法等に基づく中小・小規模企業対策の重要性はいささかも変わらない。 そうした観点を踏まえ、各地において同事業の予算が十分かつ安定的に確保されるよう国は都道府県に対し強い指導力を発揮されたい。	

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	10-8 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等	C-c	① 国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。 地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ④ 自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点（モデル性、社会課題対応等）から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約1700市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。 なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右されずに国策を現場で遂行することができる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。		全国商店街振興組合による地方分権についての調査結果（平成22年6月実施） ・アーケードの全面改修やカラー舗装など10億円を超える事業への支援を自治体はできるのか。 ・局は全国的視点と地域実態の双方を理解しているため今後も支援業務を続けて欲しい。 ・地方自治体の担当者が必ずしも商店街への理解が深いとは言えない場合がある。 ・自治体が商店街活動に如何ほどの理解があるか分からない。 ・本省のみで支援業務を担当することは、円滑なコミュニケーションと非効率的事務処理の観点から疑問がある。 ・地方の実情等も理解しており、地方の実情を国の施策に反映させる意味でも局は必要である。	
経	10-9 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務	C-c	④ 本法が施行された平成17年から経産省の認定件数は5件（3省で135件）であり、その内訳も関東局4件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」等を活用し、港湾、高速道路等の交通インフラ周辺に高度のロジスティクス機能を有する物流施設の設置を促進し、既存の交通インフラとの有機的連携を図りながら、効率的で環境負荷の小さい物流システムの構築を目指す必要がある。（中略）これらの施策は、効率的で環境にやさしい物流の実現に役立つだけでなく、前述の国際・国内一体となった物流の実現のためにも重要な施策として、強力で推進する必要がある。（総合物流施策大綱（2009-2013）（2009年7月14日閣議決定））

機関名	事務・権限	(記号)	自己区分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	10-10 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ JAPANブランド育成支援事業の事務	C - c	<p>① 本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPANブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要。 本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域的実施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。</p> <p>④ 平成22年度の本事業の実施件数は、全国で66件であり、47都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は5件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。</p> <p>事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>			

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	11-1 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務・下請代金法に基づく検査、勧告等	A-a	<p>① 下請代金法の運用に当たっては、全国約4万社の親事業者に対して下請取引に関する調査を行い、親事業者が提出する下請事業者リストを元に、全国約23万社の下請事業者に対する書面調査を実施している。その後、当該調査結果に基づき、立入検査対象となる親事業者を中小企業庁が選定しているところ。</p> <p>親事業者の事業範囲は広範囲に亘ることも多く、全国規模で事業展開している例が少なくない。こうした広範囲に事業展開している親事業者の下請取引について、仮に広域的実施体制等の整備が行われる場合であっても、その区域を越えて親事業者が事業展開している場合は、当該企業の複数の事業所において下請代金法に違反しているか否かを調査するとともに、事業所ごとではなく事業者に対して改善指導を行う必要があることや、また、広域的実施体制であっても、全国規模での取引実態を把握し取り締まることは難しく、その結果立入検査の必要な親事業者に対して立入検査が実施されず、下請事業者の利益の保護といった法益の確保が図られなくなるため、著しい支障が生じる。</p> <p>また、仮に国が事務処理等の基準を定め、国による指示等を認めた上で、都道府県が立入検査を実施することとした場合であっても、業種ごとの商慣行を踏まえた立入検査を行う必要があり、必要な予算や人員の確保、立入検査ノウハウが十分に蓄積されないおそれもある。</p> <p>また、事業執行における機動性の観点から、現場に近い経済産業局が行う方が効率的。</p> <p>なお、近接性の観点から、事業者に対する報告・検査の権限を都道府県にも移譲することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。但し、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	11-2 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務・官公需対策に関する事務等	C-c	<p>① 国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業の受注機会の増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ。</p> <p>そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由がなく、引き続き国で実施することが適切。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	12 中小企業に対する円滑な資金の供給に関する事務 ・信用保証協会法に基づく報告検査等に関する事務等	C-c	② 信用保証協会に対する報告徴収・立入検査については、信用保証協会法第51条及び同法施行令第6条の規定により既に都道府県知事が処理する事務とされているところ。一方、中小企業信用保険法に基づき、信用保証協会が行った信用保証の再保険を行う日本政策金融公庫に対し、毎年数百億円から2兆円近い予算を措置している国としても、中小企業信用補完制度の健全な運営を図る観点から信用保証協会に対する報告徴収・立入検査が行えることとしている。 仮に、国が同事務を行わないとした場合、中小企業者に対する適正な保証が行われているか確認するすべがなく、信用補完制度の適切な執行に著しい支障となるため引き続き実施することが必要。 なお、一昨年のリーマンショックによる金融危機や大型倒産等に対応するため、日々、信用保証協会や地域の金融機関と緊密な連絡・調整を行っていく必要があり、さらに、信用保証協会への立入検査については、財務局と合同で実施している観点からも、より現場に近い経済産業局で実施することが効率的。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	13 中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等	A-a ※一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限の移譲を検討 C-c ※上記以外のもの	① 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域の実施体制」では組織の永続性が担保されず、広域の実施体制の地区が変更することにより、許認可の主体が変わることから制度の安定的実施に著しい支障を来たすため、引き続き経済産業局で実施することが適当。 当該業務は、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行っているところ。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	14 中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等	C-c	① 国の補助事業における事業採択は、地方が行う事のできない全国レベルの先進的なモデル性のあるものに限定して行う必要があり、本件も中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。 地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。 なお、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の適切な執行等の観点からも、現場に近い経済産業局が行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業は、地域経済活性化のために必要なものばかりであり、地域経済が疲弊している今こそ無くてはならないものであります。【全国中小企業団体中央会】 ・国においては、中心市街地活性化に取り組む市町村が計画通り事業を推進できるよう、中心市街地活性化を支える支援制度について、十分に予算を確保するよう要望する。 【岐阜県市長会】 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金額を維持すること。 当該補助金は、中心市街地において民間事業者が行う施設整備事業及び活性化事業への支援として、多くの民間事業者が活用している。【新潟県上越市】	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は、行政刷新会議「事業仕分け」（平成21年11月）にて予算の2割縮減との評決を受けた。

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	15 企業立地促進に関する事務・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務等	C-c	① 国は都道府県が策定した基本計画の中から、全国的視点で我が国の産業競争力強化に資する地域の取組を支援していく必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るために、地域に均一に配分するのではなく、全国的視点のもので採択を行っている。 広域の実施体制や都道府県に委譲した場合、全国的視点による国の重点政策に合致した事業を採択することができず、産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	16-1 特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務		消費者庁から回答			
経	16-2 割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務	A-a 一の都道府県内のみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与(併行権限)を検討。 ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。 C-c ※上記以外のもの	①②③及び④ 広域の実施体制が構築されても広域自治体間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な消費者保護が図られないだけでなく、ひいては、取引システムの信頼性を落とすこととなるため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。 また、事業者の破綻・営業停止などは、金融機関と同様、全国規模で取引システム全体への信用不安を引き起こすリスクを有する。このようなリスクを低減させ、信用不安を防止するには、全国規模での開業規制(許可・登録)・検査・処分の一体的な監督が必要。こうした対応は事務処理基準を定めたとしても都道府県・広域自治体間で実施することは難しく、適切な対応ができない場合は、取引システムの信用不安を生じさせるだけでなく、本来回避できた事業者の倒産により、国民の財産に重大な被害を与えるおそれがある。 開業規制・検査・処分に当たっては、割賦法や消費者保護法等に通暁する専門職員を一定数配置する必要があり、また、行政処分前の法的な検討や、前払積立金の還付作業にはこれらの人員を迅速かつ大量に動員する必要がある。一方、事業者数は都道府県毎のばらつきが大きく、各都道府県がそれぞれに対応する体制を構築することは著しく非効率であるため、引き続き、経済産業局で実施。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査については、事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与(併行権限)することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。(平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経 17	消費生活等の相談に関する事務	C-c	①②及び④ 行政として、消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、必要不可欠な事務である。経済産業局は、都道府県における消費者相談とは別に、経済産業省の所掌事務についての消費者からの相談窓口として機能しており、経済産業局の所掌事務に変更がない限り行政として相談に対応しなければ、消費者の利便性に著しい支障を来す。また、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせが相談数の約3割を占め、また、特商法等の執行における悪質事業者の行為の端緒情報の収集が行われていることから、地方自治体の相談窓口とは別途、経済産業局が特商法、割販法等の法執行業務の一環としても相談業務を行うことは必要。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)において、地方の消費生活センター等を一元的な消費相談窓口と位置づけ、緊急時の対応や広域的な問題への対処のために全国ネットワークを構築するとされていることを踏まえつつ、地方公共団体との連携を強化する。 (平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)
経 18-1	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違対応(技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等)を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与(併行権限)することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか)	

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	18-2 電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 なお、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか)	
経	18-3 ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか)	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	18-4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内にのみ事務所、事業所等が存在する製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか）	
経	18-5 家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内にのみ事務所、事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか）	家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造事業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経 19	商品取引員等への立入検査等に関する事務等	C-c	<p>①、②及び③ 商品取引員や商品投資顧問業者等の営業は商品取引所法等に基づく国の許可制であり、違法行為を行った場合には国の業務停止命令により全国で営業できない制度。 仮に広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る違反に適切に対応できない、といった事態が生じ、悪質な商品取引員による被害が拡大するおそれがある。事業者の適切な監督だけでなく消費者保護の観点からすると、商品取引所法等の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>④ 立入検査は本店及び支店に対して一斉に実施するため、商品先物取引の実態等に精通した検査官を一定数確保することが必要であるところ、本支店が存在しない都道府県もあるため、各県ごとに体制を整備し、立入検査を実施するのは効率的でなく、商品取引員の活動実態に応じてその都度に検査態勢を柔軟に構築する方が合理的。 立入検査に際しては、商品取引員の活動実態を把握するために事前調査を実施したうえで検査態勢を決定しており、また、立入検査後も必要に応じて追加ヒアリング等を実施しているため、利便性や迅速な対応の観点から、引き続き、経済産業局において実施することが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		<p>○商品取引所法の一部を改正する法律案に対する衆議院に対する附帯決議(平成16年)抄 政府は、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が必要とされることにかんがみ、本法施行に当たって、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <p>五 監督体制については、農林水産省及び経済産業省が十分緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会(CFTC)なども参考として、今後の監督体制の強化について検討すること。</p> <p>○証券取引法等の一部を改正する法律案等に対する衆議院・参議院における附帯決議(平成18年)抄 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。</p> <p>一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。</p>

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	20 コンテンツ産業等の振興に関する事務	C-c	<p>① コンテンツ産業は比較的新しい産業分野であることから、その振興には世界標準を視野に入れた国際競争力強化のための環境整備が必要不可欠。そのため国は全国的な視点から先端的なモデル事業を選定し支援及び調査を行い、その成果の横展開を図っているところ。 例えば、日本のコンテンツ産業を、広く海外にアピールしている「JAPAN国際コンテンツフェスティバル(Cofesta)」では、各経済産業局が連携し、全国から募集し選定した中小企業・個人等の地域コンテンツが出展する総合見本市・海外ミッション派遣及びセミナー等を開催。全国からモデル事業を吸い上げ、海外市場にアピールするとともに、事後に成功事例の全国展開を目指しているところ。</p> <p>仮に、コンテンツ産業振興を広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による事業の採択・支援が困難となり、全国に提示されるべきモデル事業の質にバラつきが出るおそれがある。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>・出口として東京コンテンツマーケット(TCM)※1を前面に打ち出しているのを、継続していただきたい(高知県)</p> <p>・県単独では、参加者も少なく事業費も限られている。広域に取り組む経済産業局と連携から、TCMの優秀な事業者が石川コンテンツマーケットに参加するなど、ネットワークも拡がりインキュベータに進出するなど雇用にもつながる可能性をみせてきている(石川県)</p> <p>・CrIS関西※2の取り組みは重要で、引き続き継続すべき(関経連会長)</p> <p>・他の自治体とうまく連携を図ることは難しく、局が音頭をとって事業を実施することは有り難い(大阪府)</p> <p>※1 多様なオリジナルコンテンツが集結するクリエイターの総合見本市</p> <p>※2 関西のコンテンツの新たな利活用とグローバルなコンテンツ人材の発掘・育成・交流、マーケットの形成のためのイベント</p>	
経	21 競輪・オートレースの指導・監督に関する事務 ・自転車競技法に基づく届出の經由 ・小型自動車競争法に基づく届出の經由 等	C-c	<p>① 競輪・オートレース事業は、地方自治体が実施主体となるため、地方自治体へ移譲することは中立性が担保出来ない可能性があり、同事業の公正かつ安全な監督に著しい支障が生じる。 また、同事業の実施は統一性をもって行う必要があるが、その実施には全国に多くの関係者が関わっており、本省において全ての運営・施設状況を把握し適切な指導を行う事は困難である。 さらに、場外車券売場の設置許可審査に当たっては、設置申請者が地域住民等と十分な調整を図っているか等を確認することが重要であり、それを判断するためには地域の関係機関との密接な連携が必要であることから、経済産業局で実施することが必要。 当該事業は刑法賭博罪の特例として地方自治体が特別法の下で実施している公営競技であり、民間による地方自治体に対する指導・監督では、公正かつ安全な事業実施を担保できない可能性がある。</p>	廃止・民営化(全国知事会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	22 航空機・武器の関連法令の施行に関する事務	C-c	<p>② 武器及び航空機については、公共安全の観点から厳格な管理・規制が求められるところ、その態様が一律でなく、また高い技術が用いられている。 これらに関する管理・規制については、最新の技術動向を踏まえた上で、統一的に運用する必要があるところ、事務処理基準や国による指示を認めても、各自治体の対応の相違等によって著しい支障を生じるおそれがある。</p> <p>③ 有事の際などにおいて、展開地を含む各地の自衛隊の武器の軽微な修理などは防衛省との緊密な連携の下、迅速にその許可判断を行う必要があること、また、権限の対象には、自衛隊が運用する航空機も多く含まれることから、最新技術の動向を踏まえつつも迅速な対応が求められるところ、都道府県が実施することになれば、こうした迅速な対応が困難となり、その運用に著しい支障を来すこととなる。</p> <p>④ 各都道府県に法令の内容に精通した担当者を1名以上配置する必要があるため、行政効率の点で問題あり（関東局は担当者3名が一都十県の担当業務に従事）。</p>	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）		
経	23 化学兵器の関連法令の施行に関する事務 ・化学兵器禁止法に基づく国際査察の立ち会いに関する事務 等	C-c	<p>① 化学兵器の関連法令の施行に関する事務は、化学兵器禁止条約に基づき、国際機関（OPCW）との間で各締約国に対応が求められる国際査察に対応するための業務であるが、国際機関からの査察通告時に国の指揮・命令に従い、即時に実行することが担保されない都道府県や広域的实施体制では化学兵器禁止条約の履行に著しい支障がある。</p> <p>④ また、国際機関の査察に対しては直前の対応が求められるため、いかなる時期、場所であっても迅速に対応できるよう体制整備する必要がある。一方で、査察は毎年約20回の実施であるため、条約に関する知見や化学に関する専門性を有する担当者を各都道府県にそれぞれ配置することは非効率。</p>	国に残す事務 （全国知事 会見解H 22.7.15）		

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	24 伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務等	C-c	① 伝産法に基づく支援補助金の交付においては、国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされない。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>《事業者等の声》</p> <p>伝統的工芸品の製造業者からは、伝産振興に係る業務・権限は地方に移譲することなく、引き続き国の事業として経済局を通じて実施してほしいとの声が大い。具体的には次のとおり。</p> <p>①伝統的工芸品の支援を積極的に行っているかどうかは、自治体により温度差がある。また、自治体から、他産地との連携事業に支援をしてもらうのは極めて困難。仮に自治体に業務・権限移譲された場合、自治体にやる気がなければ、我々に補助が向けられない可能性がある。</p> <p>②一方、国指定の伝統的工芸品だけでなく、県指定の伝統工芸品に対しても支援を行っている積極的な自治体もあるが、その場合、かえって支援が「広く薄く」になっている。</p> <p>③昔は卸業者が営業を行い、在庫品の買い取りなどのリスクを負担していたが、現在では、営業、販売のリスク負担、新商品の企画開発等、全て自分たちで対応しなければならない。事業者として当然ではあるが、これまでに十分な知見もなく、高齢化が進んでいる個人事業者、零細企業には容易ではない課題。他の産地や他の業種との連携による新商品開発のための情報提供や、流通に係る情報提供など、経産局が果たしているコーディネート機能は大きい。</p>	

機関名	事務・権限	自己任分結果 (記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	25 工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止 等	C-c	① 工業用水道事業者は、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成22年3月31日現在、都道府県41、市町村103、企業団8、民間事業者2、計154）。 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、事業の規制を実施する者と規制を受ける者が同一になるため利益相反の観点から、また同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットINGの観点から著しい支障が生じる。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	工業用水道事業者の声 ＜施設の設置及び維持・管理における弊害＞ 多くの工業用水道施設が耐用年数を超過し、更新時期を迎えている今だからこそ、工業用水道の施設基準は、全国的な状況を把握できる国において、施設の維持・管理に関する知見やノウハウを活用して、全国統一的に定められていることが合理的であり、それぞれの県単独で定めることができるものではない。 ＜施設基準の条例策定に係る作業面における弊害＞ 条例で策定する場合、現行の施設基準のままとするにしても、変更をするにしても、議会に通すためにはそれぞれの理由が必要であり、その説明は大変難しい。 ＜自家用工水の届出事務の移譲＞ 自家用工水に関する情報は必要としていない。	自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】
経	26 適切な計量の実施の確保に関する事務 ・計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等	C-c	④ 電気計器事業者（指定製造事業者）に対応する検査は、見込まれる事業量が多くないため、都道府県に移譲した場合に、業務が分散され行政効率と専門性の低下となることから引き続き国の事業とすることが適当。 なお、事業者は全国に点在することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	27 計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保等	C-a 本事務については、「出先機関改革に係る工程表」で指摘されたとおり、23年度から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札により、市場化テストを実施する。	廃止・民営 (全国知事 会見解H 22.7.15)		<p>1. 出先機関改革に係る工程表 (平成21年3月24日地域分権改革推進本部決定)(抄) 計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保等 市場化テストの実施について、官民競争入札等管理委員会の議を経て今後策定される公共サービス改革基本方針に従い措置する。</p> <p>2. 公共サービス改革基本方針 (平成21年7月10日閣議決定)(抄) (7) 計量士国家試験事業 ○ 経済産業局等で実施する計量士国家試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業局等の実施する案内書(願書)の配布、出願受付、試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務(試験問題作成業務等を除く。) 【入札等の実施予定時期】 平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成23年度実施分から3年間</p>

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	28 アルコール事業に関する事務 ・アルコール事業法に基づくアルコールの製造、輸入、販売、使用に関する許可、業務改善命令等	C-o	<p>① 現行のアルコールの管理制度は、酒類にのみ酒税が課されることから、酒類への不正な使用の防止をしつつ工業用に確実に供給させることを確保するため、国には製造、輸入、販売、使用まで一貫した管理を行う必要があり、仮に現行の管理制度が維持できなくなった結果、制度の見直しが行われると事業者には過大な負担をかけることとなり、著しい支障が生じる。また、アルコールの大幅な供給不足等の緊急時には、製造・輸入の増産勧告を行う必要があるため、国が全国的な観点から調整を行う必要があり、仮に広域実施体制であっても著しい支障が生じる。</p> <p>また、アルコール事業者は、全国各地に偏在していることから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 仮に都道府県に権限を移譲すると、当該業務の的確な執行体制の整備が不可欠である一方で、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあるため、業務効率が著しく非効率とならざるを得ない。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	《関係事業者の声》 制度変更に伴う事業者への新たな負担や無用の混乱を生じさせないようにしてほしい。	
経	29 電気事業の許認可、監査に関する事務 ・電気事業の許認可、監査に関する事務 ・相談業務	C-o	<p>①、②、③ 電気事業者の供給区域は複数都道府県にまたがり、また電力ネットワークは国全体で繋がっていることなどから、自発的な広域連合制度では、全国的な視点から統一的に事務を処理できないと考えられる。国が、電気工作物等について、届け出等を通じ正確な情報を一元的に把握した上で、統一的な判断に基づく監督、許認可等を駆使して、最適な供給体制ネットワークを監視できなければ、電力の安定供給の維持に著しい支障が生じる。</p> <p>また、地方自治体が事業主体である場合もあり、規制権者と被規制者が同一主体となる利益相反の関係となり、適切な事務の執行が担保されず、最終的に電力の安定供給に支障が生じるおそれがある。さらに、広域での電力需給の逼迫等、有事における供給体制構築のための調整に当たっては、全国大での状況を踏まえた迅速かつ最適な措置が必要であるため、自治体によるバラバラの対応では支障を生じうる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	30 ガス事業の許認可・監督、監査に関する事務 ・ガス事業法に基づくガス事業の業務の監査 ・相談業務 等	C-0	①、③ ガス供給導管ネットワークは、各都道府県をまたがる広域ネットワークとして形成が進んでおり、例えば、ガスの生産基地等でのトラブルが遠く離れた消費地等まで影響する性質がある。したがって、自然災害や事故等、ガスの安定供給に支障を及ぼすような事態が発生した場合に、安定的な供給を維持するためには、事業者への指示や復旧作業などを、広域的観点から最適の組み合わせ、迅速な措置を行う必要があるが、ブロック単位で、あるブロックでは広域の実施体制があり、他のブロックではないといった事態が想定される自発的な広域の実施体制の構築では当該措置に著しい支障が生ずるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生ずる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	(記号)	自己処分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	31 エネルギーに関する広報に関する事務	C-c	① 地方自治体によるエネルギー広報の実施を否定するものではないが、エネルギー広報は、国がエネルギー政策を推進するための手段であり、政策本体の実行と一体のものとしてエネルギー政策を実施している国が責任を持って実施しなければ、原子力広報等に著しい支障が生じる。これは、エネルギー供給網は各地方自治体では完結せず、オールジャパンで考えなければならない要素を含んでいることによる。仮に、原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、原子力については国と地方とで意見が分かれがちになってしまうことから、原子力政策の推進等に著しい支障を生じるおそれがあり、エネルギーのベストミックスの追求を阻害しかねない。なお、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電関係団体協議会（原子力発電所の立地道県知事がメンバー） 原子力発電等に関する提案書 「原子力政策の推進に当たっては、国が前面に出て、国民理解の促進に努めること」とされている。（平成21年11月） 全国知事会 国の出先機関原則廃止PTにおける見解 「電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務については国が実施すること」とされている。（平成22年5月） その他各地域における関係者からも国、特に地域に密着した経済局のサポートを期待する声が多いところ。 	<p>エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）</p> <p>○ 「原子力政策の安定的な遂行のためには、広聴・広報活動等を通じた、立地地域のみならず国民全体との相互理解の向上が必要不可欠である。」</p> <p>○ 「国は、情報の受け手に応じたきめ細かい広聴・広報活動による国民全体との相互理解の向上のため、国がより前面に出て双方向性を強化するとともに、事業の波及効果の向上を図っていくとの観点から、国の原子力広聴・広報事業のあり方を検討する。また、小・中学生などの次世代層について、将来、原子力を含むエネルギーについて自ら考え、判断するための基礎をはぐくむため、原子力教育支援事業やその他広聴・広報事業を推進する。」</p> <p>○ 「国は、国民各層との間で様々なレベルできめ細かい対話やコミュニケーション等の広聴活動を強化する。また、エネルギー政策に関する広報活動についても、国民の目線に立って、エネルギー問題に対し国民一人一人が参画の意識を持ち実際の意識や行動の変化につなげていけるような効果的な取組を強化する。」</p> <p>○ 「我が国の明日を担う子供たちが、将来においてエネルギーに関する適切な判断と行動を行うための基礎をはぐくむ観点から、学校教育の現場において、エネルギー問題に対する理解を一層促進することが重要である。」</p>

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	32-1 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・容器包装リサイクル法	A-a	<p>① 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	32-2 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	A-a	<p>① 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復(支払ったリサイクル料金の返還等)や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	出先機関改革にかかる工程表(H 21.3.24 地方分権改革推進本部決定)：一の都道府県内等 にのみ事務所等がある小売業者に 対する家電リサイクル法上の報告 徴収、立入検査の権限を、都道府 県等に付与する。	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	32-3 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）			
経	32-4 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査	A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	① 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。			

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	33 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	C-c	① 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車課修正製造事業者及び自動車輸入事業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域の実施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。 また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）		
経	34-1 環境ビジネス支援等に関する事務 ・環境配慮活動活性化ビジネス促進事業	D	環境配慮活動活性化ビジネス促進事業は、平成21年度をもって廃止。 今後は、国（経済産業局）、自治体、企業の協働による、地域の環境ビジネスの創出を推進。	廃止・民営化（全国知事会見解H 22.7.15）		
経	34-2 環境ビジネス支援等に関する事務 ・国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業	C-c	② 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づく国の制度であり、試行排出量取引スキーム等とともに、排出量取引の国内統合市場の一翼を担うもの。国内クレジット制度の活用にあたっては、国が設置する国内クレジット認証委員会で、排出削減方法論を確立した上で、当該方法論に沿う形で事業計画の作成等と同委員会による認証が必要。 このため、地域における排出削減事業の案件発掘にあたっては、排出削減方法論に係る専門的知見とともに、制度を運営する国との密接な連携が必要であり、的確な執行体制の整備が不可欠。 また、排出量取引という新しい分野の制度であるため、自治体の関心や理解度はまちまちであり、仮に自治体を実施した場合、その取り組みにはばらつきが出ることによって、結果的にCO ₂ 削減量の総量が減少する可能性が高い。 ④ 本事業は、1県あたり平均4件/年、件数の少ない県（長崎、富山など）では、案件発掘が出来なかった年もあり、自治体に移管した場合、各都道府県に担当を配置する必要があり、かつ一から知見やノウハウを身に付けなければならず、非効率である。 また、本事業は当面、京都議定書の目標達成のため、約束期間である2012年まで行っていく事業であり、自治体に移管するのは非効率である。		・国内クレジット制度は、新しい分野の施策であるため、自治体には十分なノウハウがなく、ソフト支援事業者も首都圏に集中している。国が直接事業を行う方が効果的である（四国地域の事業者、大阪市等）。 ・本県のように、そもそも案件が少ない地域の自治体が、各々独自にソフト支援事業を行った場合、費用対効果が低下し、非効率となるおそれが高い（大分県）。	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	35 エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等	A-a (平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。) C-c ※上記以外のもの	① 本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域の実施体制ではかかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域の実施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域の実施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。 また、改正法では規制対象を従来の「事業所単位」から「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域の実施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。 他方事業者にとっては、都道府県、広域の実施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。 以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域の実施体制のみでは対応できず、国による執行が必要である。 なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当であるが、改正法の執行状況を踏まえつつ、近接性の観点から一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することとし、その詳細について検討する。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		第2次勧告(地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日) 平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。
経	36-1 新エネルギー等の普及促進に関する事務 ・事業者における新エネ等の普及促進(RPS法に関する事務を含む)	C-c	①、②、④ 新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失ふこととなり、著しい支障が生じる。なお、地方自治体における新エネルギーに関する支援や広報等の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。 他方、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。 また、RPS法に係る事務については、都道府県が認定対象となる設備を設置している場合があり、都道府県に認定権限を移譲すると利益相反が発生する可能性があることから国で執行する必要がある一方、事業者の利便性の観点から引き続き経済産業局で行う必要がある。 新エネルギー等の普及促進に関する事務は、都道府県単位で見れば、見込まれる事業量が少ないため、都道府県に移譲した場合に、今後、再生可能エネルギーの全量買取制度など多様な知識を要する一方、業務が分散され行政効率と専門性が低下する。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己区分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	36-2 バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業	D	当該事業は、平成21年度で廃止。	廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）		
経	37 電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務	C-c	② 電源立地交付金は、交付対象となる事業主体は都道府県等であり、都道府県への権限移譲を行うと利益相反が生じる恐れがあり、引き続き国が業務を行うことが必要である。 また、経済産業局と交付対象となる事業主体たる都道府県等とのやりとりは合計1万件超の業務量となっているため、電源立地地域に近い経済産業局で事務を行わなければ、申請手続き等を行う側の都道府県等にとって過大な負担となり、国に対する不満の増大が想定され、新規の原子力発電施設等の立地及び既設の発電施設等の運転の円滑化に支障を来す事態が懸念されるため、引き続き経済産業局にて業務を行うことが不可欠。	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）	○立地自治体からの意見 ・本省では、都道府県や地方自治体の個々の実情把握が困難であり、個々の電源地域のニーズに対応することが困難である。 ・交付金業務は勿論として、その他にも実施したい省エネ事業、ものづくり支援事業等々について経産局から様々なアドバイスを得ている。自治体において、このような事前相談や相場観を得ることは極めて大切で、意味がある。これらを相談するため霞が関までは足を運ぶことができない。地方出先機関が無ければ、トップダウンの情報提供や指示が中心となると思われ、交付金の活用方法など地方自治体から気軽に足を運んで、地方の実情を加味した相談がしづらくなる。 ・経済局は国の視点に加えて地域の実情もよく把握しており、大変助かっている。 ・交付金業務に関して、地方局にお願いすれば本省等に通じるが、都道府県にお願いしても本省には通らなくなるため、電源地域の市町村にとっては都道府県では役不足と言える。 ○国におかれては、原子力発電施設等に対する安全対策に万全を期しながら、電源立地地域の振興を図っていくという、原子力に対する国の姿勢を明確に示すため、電源立地地域対策交付金等に係る現行制度を堅持の上、引き続き、電源立地地域への財政的支援措置が、十分に確保されるよう強く要望します。 (原子力発電関係団体協議会 平成21年8月) ○交付金で地域振興がはかれるから、地元は国の原子力政策に協力してきた。原子力政策と交付金は表裏一体。交付金がなくなると、地元は原発を動かす意義が全くなくなる。 (全国原子力発電所所在市町村協議会 平成21年8月)	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	38-1 品確法の施行に関する事務等 ・揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告、立入検査等	A-a (給油所等事業所が一都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（併行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。) C-c ※上記以外のもの	②、③ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければならない。迅速な対応に著しい支障が生じる。 ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、併行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		
経	38-2 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油販売業の届出窓口	C-c	①、③ 供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合において民間備蓄又は国家備蓄が取り崩された際に、その石油が的確に最終消費者まで行き渡るよう、石油精製業者、石油輸入業者及び石油販売業者に対して、生産予定量及び販売量等の必要な情報を報告させ、国が必要な措置を勧告できる旨を石油の備蓄の確保等に関する法律に規定することにより、備蓄放出及び安定供給の実効性を確保している。このため、供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合に石油の安定的な供給を確保する観点から、国が統一的に当該事務を実施する必要があり、各都道府県ごとに届出を行うことは国による統一的な事務執行に著しい支障が生じるため、適切でない。加えて、緊急時に迅速かつ実効性のある対応を行うためには、平時より国が事業者と緊密な関係を構築しておくことが必要不可欠である。 なお、多くの届出事業者の利便性を確保する観点から、石油販売業に係る届出の受付は引き続き経済産業局で行う必要がある。			

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	39 鉱業権の出願・登録等に関する事務・鉱業法に基づく出願の受付、審査、権利の設定、鉱害賠償補償業務等	C-c	<p>①、②</p> <p>資源に乏しい我が国において、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上極めて重要な国家的資産であり、これに係る鉱業権の設定（採掘・試掘権の賦与）は、国自身がその本来的権能として国家的視点から行うことが必要であり、これを通じ、国全体として鉱物資源の合理的な開発を行うことが必要である。仮に、そうでない場合、鉱物資源の合理的な開発を通じ公共の福祉の増進に寄与するという鉱業法の法目的が達成されないこととなり、国民経済上、著しい支障が生じる。</p> <p>即ち、排他的経済水域等を含め、我が国に賦存する鉱物資源は、国家的資産として国全体の視点から開発の妥当性等を判断する必要がある。特に、排他的経済水域等の海域における鉱業権の設定については、外交や国の安全保障上の問題とも深く連関するため、国が直接管理する必要がある。</p> <p>また、鉱物資源が賦存し、掘採すべき地域は都道府県をまたがるものが多く、これを最も合理的な形で開発するためには、国（経済産業局長）と都道府県（知事）との間で必要な協議を行うものの、個々の地方公共団体にその調整を全て委ねるのではなく、国自身が広域的観点からこれを調整することが必要である。</p> <p>なお、鉱業権の設定等に関する出願者・鉱業権者等の各種手続や調整等における事業者の利便性や、鉱山・炭鉱等の鉱区において災害が発生した場合の迅速な対応の必要性等にかんがみ、経済産業局が行うことが適切である。</p> <p>地方委譲の際に国の指示等を認めたとしても、国家的見地から鉱物資源の合理的開発を行うという政策的判断を統一的に実施することは困難である。</p>	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）		
経	40 採石業・砂利採取業の権利の調整等・採石権の強制設定等、鉱業権者との協議に関する決定に関する事務等	C-c	<p>②</p> <p>採石権の強制設定等は採石業者の権利を保護するものであり、国本来の権限として実施しなければ、国家的見地からの岩石採取事業の健全な発展という法目的が達成されない可能性があり、そのような場合には著しい支障が生じる。</p> <p>また、採石業者・砂利採取業者と鉱業権者との調整が必要となった場合、国家的見地から岩石採取業・砂利採取業の健全な発展という法目的が達成されない可能性があり、著しい支障が生じる。なお、「岩石」、「砂利」、「鉱物」の三者はいずれも土地に密着した資源であり、かつ、生成過程から極めて深い相互関係を有していることから、権利を一元管理することが適切である。このような観点から、引き続き経済産業局が鉱業法に関する事務・権限を実施している中で、本調整業務を国（経済産業局）が行う必要があり、国（経済産業局）が一体的に運用しなければ、事務の運用に著しい支障が生じる。</p>	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	41 輸出入貿易管理に関する事務 ・外為法に基づく貨物の輸出許可等	C-c	①、④ 当該業務は、安全保障上機微な貨物の輸出管理やワシントン条約に規定されている希少性の高い野生動植物の輸出入管理など、国際約束の履行等のために、国本来の業務として行うこととされているものであり、本省と局が役割分担をして一体となって実施しなければ、当該国際約束の履行に著しい支障が生じるものである。 これらの国際約束については、毎年各国の合意により、規制対象品目の改訂等が行われており、過去の経験を含めた専門的知見が必要であるため事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である。 また、仮に都道府県に移譲した場合、貨物によって許可等の申請窓口が変わり利便性が低下するとともに、都道府県によっては、業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。	国に残す事務（全国知事会見解H 22.7.15）		
経	42 関税割当に関する事務 ・関税暫定措置法に基づく関税割当の申請窓口業務等	C-c	④ 関税割当に関する業務については、国際的な約束に基づく貿易政策の執行であるとともに国税である関税の徴収手続きの一環であることから、関税局、税関と連携することが不可欠。仮に都道府県に移譲した場合、各都道府県に担当者を1名以上配置する必要があるが、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。	国に残す事務（全国知事会見解H 22.7.15）		

機関名	事務・権限	自己任分結果 (記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	43-1 国際ビジネス交流	C-c	① 経済産業局は、国の通商政策の一環として当該業務を実施している。実施に当たっては、所管地域内の産業特性等を踏まえ、外国政府、在日外国公館等との調整を行っているところ。 仮に広域的实施体制が整備されても、制度的安定性に欠ける広域実施体制や都道府県レベルでは相手方政府との調整は困難であることから、当該業務の執行に支障が生じる。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p><九州局事務について></p> <p>○会議の開催を通じ、環黄海地域における地域連携の強化し、九州、中国、韓国と一体となって努力していきたい(九州経済連合会)。</p> <p>○自治体レベルでは、海外の政府機関や経済団体との交流を開始することが困難な場合も多く、九州という広域圏で国家レベルの交渉ができる交流パイプ(会議)を活用した交流を期待。(福岡市、北九州市、宮崎県)</p> <p><北海道局事務について></p> <p>○引き続き、経済団体レベル単独では困難な経済交流のきっかけ作りとなる活動と支援を経済産業局に期待(札幌商工会議所)。</p> <p>○地域レベルでは、外国の政府機関や経済団体との経済交流を開始するのは困難であるが、北海道局主催のロシア極東ミッションに参加することにより、外国政府機関等と経済交流が可能となった。(北海道銀行)。</p> <p>○北海道局主催のロシア極東ミッションへの参加が経緯となり、地域として寒冷地住宅技術の海外展開に向けた研究会を立ち上げにつなげた。また、今後の事業展開のため、JAPANブランド育成支援事業等の施策活用を期待(寒冷地水環境システム研究会)。</p> <p>○地域としては、海外にももの売っていくことが今後とも重要であり、北海道局には市の取り組みを引き続き支援していただくことを期待(小樽市)。</p>	
経	43-2 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ・対日投資	B②	広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。 国は、引き続き全国的な視点から地域を越えた自治体間の連携等に取り組み、対日投資の振興を図る。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	16-1 特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務	-	<p>○ 特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有している。</p> <p>○ 都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っており、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。</p> <p>○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国(消費者庁・経済産業局)は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。</p>	<p>○ 全国知事会より、訪問販売に関する事業者の立入検査等を地方が行うべき、域外権限を付与するなどにより複数の都道府県をまたぐものであっても地方で実施が可能、との意見。</p>	<p>○ 日本弁護士連合会やその他の関係者からは、特定商取引法の一層の執行強化を望む意見。</p>	<p>○ 地方分権改革推進委員会が公開討議を経て取りまとめた第2次勧告(平成20年12月)において、国に残る事務・権限とされている。</p>

【国土交通省】 地方整備局

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	1-1 内部管理事務	C-c 地方整備局が担う事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は国において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	1-2 内部管理事務(地方移譲に係るもの)	A-a 地方に移管される事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は地方において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	2-1 地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務	C-c 地方整備局が担う事務に対応する入札及び契約等に関する事務は国において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	2-2 地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務(地方移譲に係るもの)	A-a 地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	3 公共事業間の調整(直轄事業に係るもの)	C-c 公共事業を効果的・効率的に実施するため、国及び地方自治体を実施する公共事業間の調整・連携が不可欠であり、直轄事業の事業主体である地方整備局において公共事業間の調整事務は必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	4 公共事業間の調整(直轄事業と関係する地方自治体事業に係るもの)	C-c 公共事業を効果的・効率的に実施するため、直轄事業に関係する地方自治体事業に関する調整は、当然、直轄事業の事業主体である地方整備局と地方自治体事業の事業主体である地方自治体の両者の間において調整をする事務であるため。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	5-1 国土計画等に係る調査・調整(全国計画に係るもの)	C-c 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとされており、同計画には国土の形成に関する目標やその目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項を定めるものであることから、国土計画等に関する調査及び地方公共団体との連絡調整に関することについては国の事務とされている。国が、国土計画等の策定や効率的、効果的な推進等のためには、地域の実情を踏まえることが不可欠であり、地方整備局による調査・調整が必要である。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①(複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの)に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	5-2 国土計画等に係る調査・調整（広域地方計画に係るもの）	C-c	<p>国土形成計画は、国土の形成を推進するための総合的かつ基本的な計画であり、中でも、広域地方計画は、全国的視点から広域ブロック全体の自立成長に向けた長期的な展望を示し、縦割り、横割りの部局、分野を超えた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であることから、国が責任を持って策定・推進していく必要があり、これに伴う調査、連絡調整も国が実施する必要がある。</p> <p>この調査、連絡調整については、それぞれの広域ブロックに対応した地方整備局が実施していくことが適当。地方整備局は、計画の中で基幹的な役割を占める広域ブロック内の直轄事業を始めとした国の施策を実施しており、こうした事務を所管し、広域ブロックの実情を把握している地方整備局が、広域地方計画に関して必要な調査を行い、国の機関、都府県、民間事業者等との広域的・総合的な調整を図りながら計画の策定・推進を実施していくことが適切。</p> <p>以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①～③に該当するものである。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	各ブロックの経済連合会会長等による計画策定時のコメントにおいて、国土交通省のさらなる支援を強く依頼されている。（東北、北陸、近畿、九州等）	
整	6 事業評価及び費用の縮減に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c	<p>行政評価法に基づいて実施している事業評価は、直轄事業の事業主体である地方整備局が学識経験者等の意見聴取なども行いながら実施してきたところであり、今後も事業主体である地方整備局が実施することが適当。</p> <p>費用の縮減については、安全及び品質を確保しながらの実施となるため、事業主体である地方整備局による実施が適切。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	7 事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）	A-a	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体の実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	8-1 技術的審査、検査及び調査（直轄事業に係るもの）	C-c	技術的審査、検査及び調査は、直轄事業の品質の確保や建設業者との適正な契約のため、事業主体である地方整備局が実施することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	8-2 技術的審査、検査及び調査（地方移譲に係るもの）	A-a	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体の実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	9-1 入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c	良質の工事目的物を効率的に調達するためには、事業主体である地方整備局において事業執行と入札契約制度を一体的に運用することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	9-2 入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	10-1 積算基準に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c 地方整備局が発注する工事に係る積算基準等については、発注者が予定価格の算定を適正に行い、受注者の適正な競争を確保するため、施工に必要な期間、人員、機械器具等について事業主体である地方整備局を通して全国的に調査した結果に基づき、統一的に定めている。この調査は、各地域の状況に精通した各地方整備局で分担して実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	10-2 積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	11-1 建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c 直轄の河川・道路の適切な管理や災害発生時の迅速な対応に必要な、建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等については、事業主体である地方整備局において引き続き実施することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	11-2 建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	12 地方自治体による建設機械類の整備に係る助成	C-c 地方自治体による建設機械類の整備に対する助成については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」こととされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	13-1 防災業務計画等の策定	C-o 災害対策基本法に基づき「防災基本計画」を中央防災会議が策定し、その下に防災関係各機関がそれぞれの所掌事務に関する防災計画を作成。 地方整備局は、指定地方行政機関に位置づけられており、防災業務計画の策定、見直しを行うこととされている。 地方整備局防災業務計画は、地方整備局の所掌事務について、防災に関し執るべき措置を定めたもの。これは、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とするもので、地方整備局の事務として必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	13-2 防災業務計画等の策定（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	14 「土地収用法に基づく事業認定（対地方自治体）」 15 「同上（対民間）」	C-o 土地収用法の事業認定は、事業が土地を収用するに値する公益性を有するかどうかを公正・中立の立場で審査する手続きである。 事業認定の公正・中立性を確保するためには、起業者と事業認定庁とを可能な限り峻別することが望ましい。 このため、国や都道府県の事業は国土交通大臣が、市町村の事業は都道府県知事が、それぞれ事業認定庁とされている。 民間事業であっても、発電所等は、大都市の需要に応ずるために建設され、地元には利益が少ないので、地元の都道府県では公正な判断が期待し難い。 このため、事業の利害が一の都道府県の区域を超えるものについては、国土交通大臣が事業認定庁とされている。 広域連合制度を活用する等、都道府県間で連携をとる形で対応した場合は、事業の利害が及ぶ範囲を管轄区域とする広域的な実施体制及び利害が異なる場合の公正中立な意思決定の仕組みの確保が必要となる。 しかし、申請事業の利害が及ぶ範囲をその申請前に明確にしておくことは困難であり、また、事業の利害が及ぶ範囲は申請事業ごとに異なるため、このような対応は行政効率上極めて非効率であることから、広域連合制度の活用は現実には困難である。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8②及び④に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	16 建設業の許可	<p>C-○ 建設業は受注産業のため、施工現場が常に移動するという特性がある。このため、それを前提とした指導監督体制を整える必要があり、複数の都道府県に営業所を設け、全国的に事業を展開する建設業者については、国土交通大臣が統一的に許可・監督等を行うことにより、事業活動の公平性と都道府県の区域を越えた円滑な事業活動を保障する必要がある。</p> <p>仮に、全国的に事業を展開する建設業者の許可・監督等を都道府県が行うこととした場合、域外権限の付与など広域的实施体制を整えるとしても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分や立入検査の実施主体が競合する、国民から分かりにくくなる（複数の都道府県の現場で不正が行われた場合、複数の事業者が同一の不正に関係する場合等） ・建設業者にとっては複数の都道府県に指導監督を行われることとなり都道府県からの問合せや報告の徴取等の負担が増加する可能性 ・47都道府県全てが参画する実施体制を整備する必要があり、指導監督権限の行使の度に、情報共有や処分内容の調整を要す ・立入検査等が迅速に行えない場合がある（不正現場となった北海道知事が東京の本店まで職員の派遣を行う場合など） <p>など、①国民から見た責任行政主体の明確さ、②事業者の負担、③行政庁間での情報共有の円滑性、④指導監督の迅速性・効率性の点において現行制度に劣り、ひいては、適切な指導監督が行えず、消費者である住民・国民や立場の弱い下請事業者等の保護に欠ける恐れがある。</p> <p>以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に関する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	17 宅地建物取引業の免許	C-o <p>複数の都道府県に事務所を設け、全国的に事業を展開する宅地建物取引業者については、国土交通大臣が統一的に免許・監督等を行うことができる指導監督体制を整え、事業活動の公平性と都道府県の区域を越えた円滑な事業活動を保障する必要がある。</p> <p>仮に、全国的に事業を展開する宅地建物取引業者の免許・監督等を都道府県が行うこととした場合、域外権限の付与など広域の実施体制を整えるとしても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分や立入検査の実施主体が競合する、国民から分かりにくくなる（複数の都道府県の現場で不正が行われた場合、複数の業者が同一の不正に関係する場合等） ・宅地建物取引業者にとっては複数の都道府県に指導監督を行われることとなり都道府県からの問合せや報告の徴取等の負担が増加する可能性 ・47都道府県全てが参画する実施体制を整備する必要があり、指導監督権限の行使の度に、情報共有や処分内容の調整を要す ・立入検査等が迅速に行えない場合がある（不正現場となった北海道知事が東京の本店まで職員の派遣を行う場合など） <p>など、①国民から見た責任行政主体の明確さ、②事業者の負担、③行政庁間での情報共有の円滑性、④指導監督の迅速性・効率性の点において現行制度に劣り、ひいては、適切な指導監督が行えず、消費者である住民・国民等の保護に欠ける恐れがある。</p> <p>以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域の実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	18 建築基準法の施行に関する事務（確認検査機関の指定等）	C-o <p>全国的に建築確認等を行う指定確認検査機関が不適正な業務を行った場合、広域に多数の違反建築物が建築されるなど社会的影響が非常に大きいことから、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、国により、迅速、公平、一体的かつ効果的に処分等を行い、被害者の救済及び被害の拡大防止を図る必要がある。こうした場合、広域で事業活動を行う機関に対して個々の地方公共団体が処分等を行うとすれば、地方公共団体間の情報共有・意見調整等に困難が予想され、現実的ではない。</p> <p>実際、姉齒元一級建築士による耐震偽装事件の際には、偽装物件が18の都道府県にわたるなど広域的な対応が必要な中、財政的手当を含めた被害者支援に加えて、機関の処分等を国が行った。</p> <p>また、国が統一的に指定・監督を行うことにより、事業活動の公平性と広域にわたる円滑な事業活動が保障され、また、効率的な行政運営が行われる。（大綱のp8、（注）の①～③に該当）</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	19 建築士法の施行に関する事務（一級建築士の登録等）	C-○ 従来、一級建築士の登録等の事務は国土交通大臣が実施することとされていたが、平成20年11月28日に施行された改正建築士法により、行政事務の効率化等を図るため、国土交通大臣は、その指定する者（中央指定登録機関）に、登録等の事務を代行させることが可能となり、既に、指定された民間機関が当該事務を行っている。従って、そもそも現在では地方整備局は登録の事務を行っていない。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
整	20 都市計画及び都市計画事業等に関する事務（地方自治体の都市計画事業に対する助成等）	C-○ 地方自治体の都市計画事業に対する助成等については、平成22年度から社会資本整備総合交付金に原則一括化されたところであるが、助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」こととされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。また、当該事務は、事業主体である地方公共団体等と地理的に近接しており、かつ、地域の実情に精通した地方整備局において処理することが効率的かつ必要である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）：「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。」
整	21-1 21-2 都市計画及び都市計画事業等に関する事務（地方自治体の都市計画の同意等）（知事会報告では、「都市計画事業及び都市計画事業等（地方自治体の都市計画の同意）」「同上（地方移譲に係るもの）」とされている。）	C-○ 都道府県等が決定する都市計画への国土交通大臣の同意は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画以外については廃止する。（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」として国会に提出済み。） なお、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画については、例えば、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分については、都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みを確保する必要性があること等から、地方分権改革推進計画により、存置することとされたところ。 また、当該事務については、計画策定主体である地方自治体等と地理的に接近し、かつ、地域の実情に精通した地方整備局が行うことで、適正かつ効率的な事務の執行を実現している。	・地域における主体的なまちづくりを行うため、協議、同意を必要とする「国の利害に重大な関係がある都市計画」を具体的に明記し、協議、同意を必要としない範囲を拡大すべき。（全国知事会） ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		・地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定） 「都道府県の大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画の決定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（18条3項）は、廃止する。」 ・上記についての法制上の措置を講ずる「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を既に国会に提出。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	22-1 国営公園の整備及び管理に関する事務（直轄公共事業）	C-○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、 ・イ号公園については、利用圏域が一の都府県を超える広域的な見地から、良好な自然的条件、歴史的意義を有する土地が有効に利用されるよう設置され、また、大規模な災害において広域的な災害救援活動の拠点となるために設置される大規模な公園であり、その計画、整備及び概成までの管理については、相互に密接に関連していることから、着実かつ効率的・効果的な事業の推進を図るためには、国において一体的に行うことが必要不可欠であり、緊急時の対応等、国民の生命・財産を守る観点からも地方委譲にはなじまない。①及び③に該当。 ・ロ号公園については、閣議決定に基づき、昭和天皇御在位五十年記念事業など国家的な記念事業の一環として、又は特別史跡である高松塚古墳、平城宮跡、吉野ヶ里遺跡など、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため設置されるものであるため、国家的事業として国自らが整備・管理を実施すべきであり、複数の地方公共団体による広域の実施体制であっても地方委譲にはなじまない。①に該当。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見がある。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。
整	22-2 国営公園の整備及び管理に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-b① 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見がある。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	23-1 国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等）	C-○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、 ・イ号公園については、利用圏域が一の都道府県を超える広域的な見地から、良好な自然的条件、歴史的意義を有する土地が有効に利用されるよう設置され、また、大規模な災害において広域的な災害救援活動の拠点となるために設置される大規模な公園であり、その計画、整備及び概成までの管理については、相互に密接に関連していることから、着実かつ効率的・効果的な事業の推進を図るためには、国において一体的に行うことが必要不可欠であり、緊急時の対応等、国民の生命・財産を守る観点からも地方委譲にはなじまない。①及び③に該当。 ・ロ号公園については、閣議決定に基づき、昭和天皇御在位五十年記念事業など国家的な記念事業の一環として、又は特別史跡である高松塚古墳、平城宮跡、吉野ヶ里遺跡など、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため設置されるものであるため、国家的事業として国自らが整備・管理を実施すべきであり、複数の地方公共団体による広域の実施体制であっても地方委譲にはなじまない。①に該当。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。
整	23-2 国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等）：地方移譲に係るもの	A-b① 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	・全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		・「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ・「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。

機関名	事務・権限		自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号) (説明)			
整	24 25	住宅整備事業（地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成等） 同上（地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等）	C-○ 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」とされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		
整	26-1	国土計画等に係る調査・調整（全国計画に係るもの）	C-○ 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとされており、同計画には国土の形成に関する目標やその目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項を定めるものであることから、国土計画等に関する調査及び地方公共団体との連絡調整に関することについては国の事務とされている。国が、国土計画等の策定や効率的、効果的な推進等のためには、地域の実情を踏まえることが不可欠であり、地方整備局による調査・調整が必要である。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に係る事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	26-2	国土計画等に係る調査・調整（広域地方計画に係るもの）	C-○ 国土形成計画は、国土の形成を推進するための総合的かつ基本的な計画であり、その中でも、広域地方計画は、全国的視点から広域ブロック全体の自立成長に向けた長期的な展望を示し、縦割り、横割りの部局、分野を超えた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であることから、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。これに伴う調査、連絡調整も国が実施する必要がある。 この調査、連絡調整については、それぞれの広域ブロックに対応した地方整備局が実施していくことが適当。地方整備局は、計画の中で基幹的な役割を占める広域ブロック内の直轄事業を始めとした国の施策を実施しており、こうした事務を所管し、広域ブロックの実情を把握している地方整備局が、広域地方計画に関して必要な調査を行い、国の機関、都府県、民間事業者等との広域的・総合的な調整を図りながら計画の策定・推進を実施していくことが適切。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①～③に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	各ブロックの経済連合会会長等による計画策定時のコメントにおいて、国土交通省のさらなる支援を強く依頼されている。（東北、北陸、近畿、九州等）	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	27 河川等に係る整備 28 等に関する計画、 工事及び管理の実 施 河川等の利用、保 全に関する許認可 等	A-b-① 「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する C-c 取りまとめについて」(H20.12.2 国土交通省公表)に 基づき、 ① 「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」 について、各県と個別協議を進めつつ、関係市町村のご 意見も伺いながら、移管をできる限り早期に実現。A- b-① ② 「移管の可能性について引き続き協議するもの」に ついて、個別協議により水系毎の課題を整理し、その解 決が図られたものについて、関係市町村のご意見も伺い ながら、移管する方向で更に調整。 (事務・権限の取扱は、今後の調整により決定) ③ ①及び②以外の河川についても、都道府県等が移管 を望むものがあれば個別協議の対象とし、対応を検討。 上記により課題が解決し関係地方公共団体等と調整が 整った河川以外の一級河川については、以下の理由から、 引き続き国が管理を行う必要があると考えている。 C-c なお、道州制や基礎自治体との関係、職員の処遇のあり 方、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全 体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広 域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定 の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確 化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要であると 考えている。 国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係 る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下 流、左右岸のバランスを図りつつ、整備・管理を行って いる。特にこのような重要な河川については、その整 備・管理に万全を期す必要があることから、全国レベル で集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する 現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応を とっていくことが不可欠である。	・国の出先機関の原則廃止に向けて (平成22年7月15日 全国知事会)より 抜粋 (2) 最重点分野 ③直轄河川(一の都道府県で完結す るもの等) 一の都道府県内で完結する一級河 川の直轄区間については、重点的に 地方移管を進める。また、河川流路 が複数都道府県にまたがる一級河川に ついては、関係都道府県の調整が整え ば地方移管を進める。 ・地方分権改革推進委員会の勧告で は「一の都道府県内で完結する一級 水系内の一級河川の直轄区間につ いては、従前と同様の管理水準を維持 するため財源等に関して必要な措置 を講じたうえで、一級河川の位置付 けを変えずに、原則として都道府県 に移管する」としている。 この勧告を実現するとともに、環 境、防災、まちづくりなど河川空間 を多面的に捉え、総合的な流域治水 を確立する観点からも、一の都道府 県で完結する一級河川は重点的に地 方への移管を進めるべきである。 (付記) 各都道府県からの主な意見 等 ・地方移管と仕分けられている事務 のうち一部のものについては、国が 真に担う役割とは何かとの観点か ら、地方移管の可能性について慎重 に検討すべき。	「今後とも国直轄による河 川管理の継続を図ること」 (吉野川上流改修促進期成 同盟会、吉野川改修促進協 力会 H22.8.2) など平成21年10月以降に58 団体から同様の趣旨の要望	第1次勧告 (平成20年5月28日 地方分権改 革推進委員会)より抜粋 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級 河川の直轄区間については、従前と同様の管理 水準を維持するため財源等に関して必要な 措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを 変えずに、原則として都道府県に移管する。 その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害 が想定される水系、②広域的な水利用や電力 供給のある、または全国的に価値の高い環境 を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理 に高度な技術力が必要となる水系であって も、国が管理する場合は極力限定する。個別 の対象河川については地方自治体と調整を 行った上で、第2次勧告までに具体案を得 る。 なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内 で完結するものとして移管を要望する一級水 系についても、同様の見直しを行うこととす る。 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月 20日地方分権改革推進本部決定) 第2 地方分権のための制度・運営の改革の 推進 1 重点行政分野の抜本的見直し (2) 地域づくり分野関係 【河川】 一級河川の直轄区間については、第1次勧 告の方向に沿って、引き続き国が管理する必 要がある場合を除き、原則として一の都道府 県内で完結する水系内の河川を都道府県に移 管する。個別の対象の河川については、関係 地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧 告までに具体案を得る。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。</p> <p>また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術、経験を集積し、整備・管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。</p> <p>大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要があり、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備によって対応することは困難であると認識している。</p> <p>(大綱P8①、②、③、④関連)</p>	<p>《意見のあった主な事務》 直轄河川の整備・管理直轄砂防事業(特に国家的規模の治水対策等) ・複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組みづくりなどの検討が必要。 ・大規模災害が発生した場合の国の役割を明確化すべき。複数県にまたがる河川の受け皿については知事会で十分議論し、国に提案していくことが必要。</p> <p>出先機関改革に係る全国市長会の意見 直轄河川、直轄国道の地方への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保できる仕組みを構築すること。また、権限移譲する個々の直轄河川、直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準も含め、関係市と十分に協議を行うこと。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	29 都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務(補助事業による助成) 30 都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務(指導・監督等)	C-○ 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論も踏まえることが必要であるが、時・場所を選ばず各地で発生する大規模災害等に対して、機動的・集中的に河川事業等を実施することが不可欠であり、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える仕組みが必要である。 例えば、平成16年の福井豪雨災害により、福井県の平成17年度の補助河川事業費は対前年比で約1.8倍となっているが、このような機動的・集中的な対応が必要である。 また、災害復旧などの災害発生後の後追いだけでなく、近年の全国の災害発生状況や整備水準等を踏まえた災害予防も不可欠であり、改修未着手あるいは改修の遅滞による河川管理の瑕疵が生じないよう全国的な視野での対応が必要である。 指導・監督等については、これを廃止した場合、直轄管理区間と都道府県管理区間等との間で河川の整備・管理に対応の相違が生じ上下流、左右岸の治水安全度の整合性を損なう場合や、水利使用について地域や各利水者間で利害が対立する場合等において、当事者間の協議、調整に委ねることとなり、その解消を図る法的手段がなくなるほか、都道府県等の建設するダム等の治水上影響の大きい構造物の安全性等を確認する法的手段もなくなることから、水系一貫した河川の整備・管理等に大きな支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるおそれがある。 本事務は、平成13年に行われた中央省庁等改革の一環として、地方のニーズをより一層的確に反映した社会資本整備を促進するため、「地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地方支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結する」(中央省庁等改革基本法第45条第6号)ことを目的として、本省から地方整備局等に委任したものであり、引き続き、現場の状況を熟知している地方整備局等において実施することが適当である。(大綱P8②・③関連)	国の出先機関の原則廃止に向けて(平成22年7月15日 全国知事会)より抜粋 【事務・権限の仕分け結果(66事務)】 B 廃止・民営化等する事務(15事務) ・国庫補助金支給事務(国道、河川、公営住宅等) ・地方に対する指導・助言、調整(国道、河川、公営住宅等)など		地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	31 砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	<p>C-○ 土砂災害が発生した場合、生命・財産等の被害が広範囲又は多数・多額に及び、災害時に県域等を越えた迅速かつ一体的な防災・危機管理体制を確保する必要がある大規模荒廃地や火山地域などにおける砂防事業、一の都道府県では対応できない大規模な砂防事業や特に高度な技術を要する砂防事業等については、国が実施する必要がある。</p> <p>地方移譲した場合は、上流県が責任を持って下流県のための対策を講じる等県域等を越えた広域的な対策を講じることや、一の都道府県では対応できない大規模な対策を講じることが困難となり、また、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、迅速かつ的確な対応をとることが困難となる場合がある。</p> <p>また、緊急時を想定し、事前に応急対応や整備等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が整備等を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。</p> <p>さらに、日々の整備等や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、整備等を行っていく仕組みを保持することが必要であるが、国が唯一その役割を担っており、都道府県に対しても技術的支援を行っている。</p> <p>大規模な土砂災害に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な土砂災害は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>なお、道州制や基礎自治体との関係、職員の処遇のあり方、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、整備瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要であると考えている。(大綱P8②、③、④関連)</p>	<p>国の出先機関の原則廃止に向けて(平成22年7月15日 全国知事会)より抜粋</p> <p>【事務・権限の仕分け結果(66事務)】</p> <p>B 廃止・民営化等する事務(15事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金支給事務(国道、河川、公営住宅等) ・地方に対する指導・助言、調整(国道、河川、公営住宅等)など <p>なお、仕分けに当たっての留意事項として、火山砂防など特殊な対応を要する事業については一定の考慮が必要である旨明記されている。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	32 都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務（補助事業による助成） 33 都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務（指導、監督）	C-○ 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論を踏まえることが必要であるが、時・場所を選ばず各地で発生する大規模な土砂災害に対して、機動的・集中的に砂防事業等を実施することが不可欠であり、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える仕組みが必要である。 例えば、平成21年に山口県防府市で発生した土石流災害により山口県の平成22年の補助砂防事業費は、対前年度比で2.1倍の事業となっているが、このような対応が迅速に実施できない恐れがある。 また、災害復旧などの災害発生後の後追いだけでなく、近年の全国の災害発生状況や整備水準等を踏まえた災害予防も不可欠であり、整備未着手あるいは整備の遅滞による土砂災害の発生が生じないよう全国的な視野での対応が必要である。 指導、監督については、これを廃止した場合、2次災害のおそれがある場合など緊急時の指示を行うために必要な情報を得ることができず、的確な指示を行うことが困難になるといった支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害が生じることになる。 本事務は、平成13年に行われた中央省庁等改革の一環として、地方のニーズをより一層的に反映した社会資本整備を促進するため、「地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結する」（中央省庁等改革基本法第45条第6号）ことを目的として、本省から地方整備局に委任したものであり、引き続き、現場の状況を熟知している地方整備局において実施することが適当である。（大綱P8②・③関連）	国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋 【事務・権限の仕分け結果（66事務）】 B 廃止・民営化等する事務（15事務） ・国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など		地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定） 国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	34 35 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等	A-b① C-c 直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。 こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた24時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。 このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施するとともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。 このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、道州制や基礎自治体との関係を含め、地方公共団体の受け皿のあり方そのものを見直していく必要がある。 あわせて、職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要である。 こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施しているところである。 個別協議における ①「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」については、現行の行政区画を前提としつつ、個別協議により路線毎に移管時期を確定し、移管を早期に実現していく（A-b①に該当）。 ②「移管の可能性について引き続き協議するもの」については、個別協議により路線毎の課題を整理し、その解決が図られたものについては、移管する方向で更に調整する（事務・権限の取扱いは、今後の調整により決定）。 ③①②以外の道路についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、上記に準じて対応する。 上記により、個別協議において都道府県に移管することとされた道路以外のものについては、引き続き、国（地方整備局、北海道開発局）が管理を行う（C-cに該当）（大綱P8①、②、③、④関連）	国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋 (2) 最重要分野 ②直轄国道（高規格幹線道路を除く） 直轄国道については、全国的な道路ネットワークを形成する高規格幹線道路を除き、重点的に地方移管を進める。 特に、同一都府県内に起終点がある国道等、地方分権改革推進委員会が勧告で示した4要件に該当する直轄国道は速やかに地方移管を進める。 (付記) 各都道府県からの主な意見等 ・直轄国道はまずは移管協議中の路線を対象に財源確保や整備完了のほか権利関係の整理などを前提条件として移管を進めるべき。第2次勧告を踏まえ、全国的な交通ネットワークを形成する幹線道路は国が責任を持って整備・管理を行うべき。 ・道路の事業計画はないものの、整備が必要な箇所（連続立体交差等）が残っている場合の取扱いを含めた議論が必要。 ・複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組み作りなどの検討が必要。 出先機関改革に係る全国市長会の意見 ・直轄河川、直轄国道の地方への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保できる仕組みを構築すること。また、権限移譲する個々の直轄河川、直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準も含め、関係市と十分に協議を行うこと。	<行政刷新会議の事業仕分け評価結果（平成21年11月）> ・道路整備事業（直轄、補助） 事業評価の厳格化やコスト縮減、道路構造令の規定の柔軟化等により予算の見直しを行う。 「継続事業の再評価を行うとともに、費用対効果（B/C）の「効果」（B部分）について、多角的な観点から検証し直すべき。また、スペックだけでなく建設コストについても見直し、更なる縮減に努めるべき。このようなことにより、対前年比2割削減の予算要求について、より一層の削減を図るべき。」 ・直轄国道の維持管理 予算要求の縮減（10～20%） 「本事業については、発注・入札方法の見直し、公益法人の問題、管理水準・基準の見直しをしっかりと行うべき。これにより、少なくとも10～20%程度の予算要求の縮減を行うことを結論とする。」	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	36 37 地方自治体を実施する指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保安に関する事務（補助事業による助成） 地方自治体を実施する指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保安に関する事務（指導・監督等）	C-c 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」とされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		<p><行政刷新会議の事業仕分け評価結果（平成21年11月）> ・道路整備事業（直轄、補助） 事業評価の厳格化やコスト縮減、道路構造令の規定の柔軟化等により、予算の見直しを行う。 「継続事業の再評価を行うとともに、費用対効果（B/C）の「効果」（B部分）について多角的な観点から検証し直すべき。また、スペックだけでなく建設コストについても見直し、さらなる縮減に努めるべき。このようなことにより、対前年比2割削減の予算要求について、より一層の削減を図るべき。」</p> <p><地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）> 国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。</p>
整	38 港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務	C-c ・改正SOLAS条約において、締約政府及び港湾施設の管理者が履行すべき事務がそれぞれ明確に規定されていることから、現行の国の事務を地方に移管した場合、我が国は当該条約に違反することとなる。 また、本事務の対象となる国際埠頭施設は、全国130港2,080施設（平成22年7月1日現在）あり、本事務は現地における各国際埠頭施設の利用状況等を詳細に確認し、当該施設の管理者と密接な連携を図りつつ適確に実施する必要があるため、事務の効率性の観点から地方整備局がこれを担務する必要がある。 ・以上のことから、本事務は引き続き出先機関の事務、権限とする必要があるため、地域主権戦略大綱の第4-2-(6)-③のC-cに該当する。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	① 交通政策審議会：「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方（答申）」（平成20年4月11日） Ⅲ. 今後推進すべき産業の国際競争力強化等のための政策の基本的方向 5. 港湾における保安対策の向上 平成13年9月に発生した米国同時多発テロを契機とした保安対策の強化に対応しつつ、より効率的な物流体系の構築が重要である。 このため、国際的な貨物セキュリティ強化の動きに対応した取り組みや、海上人命安全条約（SOLAS条約）等で義務づけられた保安対策の確実な実施を推進するとともに、ICTの活用等により保安のレベルを下げることなく物流の迅速性・効率性を向上させる取り組みを進める。また、港湾保安対策の先進国として、国際機関等を通じ、諸外国に対し、積極的な貢献を行う。	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	39 港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務 * 知事会の報告では、39-1港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務(港湾計画の審査)、39-2同上(地方委譲に係るもの)、39-3同上(広域的な災害応急対策に係る施設に関する事務等)、39-4同上(安定的な国際海上輸送の確保等、国際的・全国的見地から必要とされる計画の審査等)とされている。	C-c ・エネルギーの9割以上、食料の約6割を輸入に頼り、重量ベースで輸出入物資の99.7%が港湾を経由せざるを得ない資源小国・貿易立国たる我が国においては、諸外国とのゲートウェイとなる港湾は、将来の我が国のありようを左右する「国際インフラ」であり、同時に全国的な国内輸送ネットワークを形成するインフラであることから、その整備をどのように進めるかは、我が国産業の国際競争力の確保や国民生活の維持・向上の観点から重要な国家的課題である。また、港湾が取り扱う貨物の背後圏は、港湾所在の都府県の範囲を超え広域に及び、海上貨物は、他地域の港湾を利用した全国的な国内輸送ネットワークを通じ輸送されている実態がある。こうしたことから、我が国産業の国際競争力の確保のために必要な基幹航路(欧米等と結ばれるダイレクト便)の確保や基幹的な国内輸送ネットワークの形成のため、国際的・全国的な見地から、国が自らその拠点となる港湾の整備を行っていく責務がある。 国による港湾行政は、国際的・全国的な見地からこれを進める必要があり、その「広域性」とは、単に複数の都道府県、市町村を管轄区域とすることに留まらず、「国際的・全国的な見地」がその要諦であり、国の立場からでしかその業務は担務し得ないという特徴を持っている。例えば、ある港湾の将来像や施設整備を検討する際には、当該港湾が所在する市町村や都道府県に留まらず、海外・国内の港湾との航路就航の可能性を念頭に置く必要があり、さらに各港での検討内容の整合性を、国際的・全国的な見地から精査する必要がある。仮に、地方公共団体が広域連合や一部事務組合を組織するなどの対応をとった場合でも、	① 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)においては、地方移管する事務又は廃止・民営化等する事務とされている。ただし、以下の備考も付されている。 ・全国的な方針は国が策定 ・国際的、全国的な見地が必要とされる港湾の整備のあり方については今後検討が必要 ② 全国市長会・決議提言事項(平成22年6月9日、第80回全国市長会議決定)P101 8. 新規の直轄港湾整備事業の着手対象となる重要港湾の選定に当たっては、社会情勢の変化等に対し柔軟かつ迅速に対応できる仕組みにすること。 ③ 全国市長会港湾都市協議会「港湾関係事業の促進に関する提言・要望」(平成22年7月12日) 2. 重要港湾整備については、重点港湾(仮称)約40港を選定し、新規の直轄港湾整備事業の着手対象を原則これに限るとの方針が示されたが、地域経済に与える影響が甚大であることが予想されることから、選	① 日本経済団体連合会：「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 P55 L16～ 港湾については、現在、地方自治体ごとに港湾行政が行われているが、港湾間の広域連携を強化し、一体的な運営を図っていく体制を構築する必要がある。 (中略)また、主要港湾ごとの個別の事情にも配慮しつつ、必要に応じて国による一体的な管理が行えるようなスキームを検討していくことが求められる。 ② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日) Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を 4. アジアの成長を日本の	① 地方分権推進委員会第5次勧告(平成10年11月19日) 第1章 公共事業のあり方の見直し II 直轄事業等の見直し 2. 個別の直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し等 (5) 港湾 1) 直轄事業の実施基準 港湾法52条の国と港湾管理者との協議が調い実施される直轄事業は、下記a又はbの事業に限定することを基本とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。 a 国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設(港湾の骨格を形成する防波堤、主航路、大型外貨ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貨ターミナル、幹線臨港道路等)の整備 b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及び港湾公害防止施設・廃棄物埋立護岸等の整備並びに技術的観点等から港湾管理者が自ら実施することが困難な事業 *なお、本勧告に対しては、平成11年及び平成12年に、港湾法を一部改正し、以下の措置を講じ済み。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>① 大規模な国際海上コンテナ施設のような、国際的見地から国家の戦略として進めるべき施設の整備への対応は困難</p> <p>② 広域連合や一部事務組合、既存の港湾管理者の間の利害相反や、複数の都道府県から構成される広域ブロックをも越えて国全体として効果を発現するような施設整備に全国的な見地から対応することは困難であり、国益が担保されないと懸念される。このため、港湾に係る施策の推進、施設の整備においては、国際的・全国的な見地から国が関与することが不可欠である。</p> <p>・具体的には、我が国の国際競争力強化のため、国際的・全国的観点から必要な国際・国内の海上輸送網の拠点整備は、以下のように選択と集中を図りつつ、国で行っている。</p> <p>① 釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化するなか、コンテナ港湾について、更なる「選択」と「集中」により国際競争力を強化していくため、国際コンテナ戦略港湾を選定。</p> <p>② 我が国の産業及び国民生活に欠かせない物質である資源、エネルギー、食糧等の国際バルク貨物の世界的な獲得競争が進展している中、大型船舶による一括大量輸送を可能とする港湾の「選択」と「集中」により、これら物資の安定的かつ安価な輸送を実現するため、国際バルク戦略港湾を選定中。</p> <p>③ 直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾（103港）のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾（原則43港）を選定。</p> <p>・以上のことから本事務は、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。また、当事務の実施に当たっては、国際動向や港湾利用者・事業者等の要請を踏まえるとともに、地方公共団体等との多くの調整が不可欠であり、事務の効率化の観点から地方整備局で担務することが必要である。</p>	<p>定に当たっては、地域の実情を勘案し、港湾管理者と十分意見交換を行うとともに、慎重を期すこと。</p> <p>4. 老朽施設の維持管理の推進について</p> <p>(2) 他分野では維持管理に係る負担金制度が廃止されたことを踏まえ、広域的な社会インフラとなる大規模国有港湾施設の維持管理については、国の責任と負担で行う制度を創設すること。</p>	<p>成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備)グローバル化の進展に伴い物流やヒトの流れが増大する中、アジア各国では、国策として大規模な拠点空港や港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対して、わが国を見るとその遅れが目立っている。新成長戦略（基本方針）に盛り込まれた「羽田の24時間国際拠点空港化」や「国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備」などは、「大都市圏の真の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す」ものであり、早期に実現していくべきである。 (以下略)</p>	<p>・直轄工事の対象範囲の限定化：国が行う直轄事業の範囲を限定化するとともに、直轄事業の実施基準を明確にし、直轄事業の実施箇所数を削減。</p> <p>・港湾の分類の定義の明確化：重要港湾の定義を「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」と明確化し、これに伴い港格の見直しを全ての重要港湾について実施。</p> <p>② 地方分権改革推進委員会「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日） 別紙 国土交通省 地方整備局 港湾空港部 事務・権限：港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務 見直しの内容：直轄事業の不断の見直しを進めるため、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点から、その全国的な配置の在り方をより明確化することとし、早急に詳細を検討の上、遅くとも平成22年度中に結論を得る。 *なお、本勧告に対しては、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾103港のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾は、原則43港とすることを平成22年8月3日に公表したところ。</p> <p>③ 行政刷新会議「事業仕分け」評決結果（平成21年11月16日） 番号：1-29 項目名：港湾整備事業（直轄事業） WG結論：予算要求の縮減（10%程度） *本評価結果については、平成22年度予算において反映済み。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>なお、基幹的広域防災拠点は、被害が複数の地方公共団体に及ぶ大規模災害発生時には非常災害現地対策本部の指示を受け、緊急物資の中継拠点及び自衛隊等広域支援部隊のベースキャンプとしての機能を果たすこととなる。このため、その整備及び運用には、平時から職員が常駐し、全国各地の民間事業者・団体や地方公共団体、さらに内閣府、消防庁、自衛隊等の国の行政機関との密接な連絡調整や所要の訓練を行うことが不可欠である。このため、国が自ら当該業務を推進する必要がある、地域主権大綱 p 8、③（地方委譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの）に該当するものであり、事務の効率化の観点から地方整備局がこれを担務する必要がある。また、地方整備局においては港湾計画の審査は行っていない。</p>			<p>④ 新成長戦略（平成22年6月18日、閣議決定） 第2章 新たな成長戦略の基本方針－経済・財政・社会保障の一体的建て直し－ 政策の優先順位の判断基準 （i）需要・雇用創出基準 P13 L24…グローバル化に対応し得る規制・制度の改革やハブ空港、ハブ港湾等への重点化した投資を進める。 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 （3）アジア経済戦略 P22 L15…羽田の24 時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。 （4）観光立国・地域活性化戦略 P25 L23…投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。 《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》 フロンティアの開拓による成長 IV. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト P45 L15…アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24 時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	40 港湾等の整備及び保安に関する助成に関する事務	<p>C-c</p> <p>・助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論を踏まえることが必要である。</p> <p>・重要港湾103港のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象を原則43港に限ることとするなど、更なる投資の重点化を図っているなかで、直轄施設と一体となり海上輸送ネットワークを形成する補助事業対象施設の整備などについても国による一定の関与は引き続き必要である。</p> <p>例えば、直轄が整備する大規模コンテナターミナルと港湾管理者が整備する施設とが一体となって、国際的・全国的観点から効率的・効果的な海上輸送ネットワークが形成されることがある。このような施設については直轄事業と港湾管理者の事業とで進捗に整合をとっていく必要がある。</p> <p>一方、港湾改修は、短期間に集中的な投資が必要であり、事業進捗状況等に応じて所要額が大きく変動するため、港湾管理者（地方公共団体等）の自主財源及び外形基準による機械的な財源配分だけに委ねた場合、機動的・重点的な施設整備が担保されないおそれがある。このため、国際的・全国的観点からの適切な事業進捗の確保及び事業効果の発現を図るため、補助事業による実施が必要である。</p> <p>・以上のことから本事務は、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形或や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。また、本事務の実施に当たって、中央省庁等改革基本法第45条第6号に基づき、各種事務手続きを、事業主体である地域のより近くで処理することが可能となるよう、地方整備局がこれを担務する必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、本事務・権限について、廃止・民営化等する事務とされている。</p>	<p>① 日本経済団体連合会： 「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連 成長戦略 2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 (基本的な考え方) 国際物流の基幹ネットワークの中で、貿易制度や空港・港湾・道路等のインフラが、将来にわたって、競争力を維持していくことは、わが国の国民生活の維持・向上、産業の国際競争力の強化を進める上での重要な前提条件である。</p> <p>② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日) Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を 4. アジアの成長を日本の成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備) (略) 次の戦略的政策は、アジアの活力の取り込みと国際競争力の向上のうえで不可欠であると考え。 (中略) ○コンテナの大型化への対応を含め、製造拠点、知的集積拠点とスーパー中枢港湾、地方港湾との有機的な道路・鉄道・内航などの交通ネットワークの構築</p>	<p>① 地方分権推進委員会第5次勧告（平成10年11月19日） 第2章 公共事業のあり方の見直し III 補助事業の見直し 2. 統合補助金の創設 ○港湾の既存施設の有効活用（港湾利用高度化促進事業（大規模なものを除く。）、局部改良事業及び補修事業を統合） 4. 補助金の廃止 ○…、港湾、…に係る小規模な補修・修繕・局部改良 ○港湾における小規模な緑地整備に係る補助金（防災上等重要なものを除く）</p> <p>* なお、本勧告については、平成12年度に措置済み。統合補助金については、平成22年度に社会資本整備総合交付金に移行。</p> <p>② 行政刷新会議「事業仕分け」評決結果（平成21年11月11日） 番号：1-3 項目名：港湾環境整備事業、海岸環境整備事業 WG結論：予算要求の縮減</p> <p>* 本評価結果については、平成22年度予算において反映済み。（従来の補助金については、過年度国庫債務負担行為分等を除き原則廃止とし、新たに創設された社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つとして実施。）</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	41 港湾の管理等に 関する許認可・監督 に関する事務	C-c ・港湾管理者に管理委託した国有港湾施設や国が補助した港湾施設の財産処分に係る事務については、当然に、港湾施設に関する財産管理業務として引き続き国が行う必要がある。地域主権戦略大綱P8①(複数の都道府県に 関係する事務・権限の地方委譲に際し、域外権限の付 与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的 実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい 支障を生じるもの)に該当するため、国が引き続き行う 必要がある。なお、仮にこれらの事務に係る事務処理基 準を定めたとしても、すべての事案についての処理基準 を網羅的に定めることは不可能であり、国有財産等の扱 いについて地域ごとに不平等が生じる可能性があること から、これらの事務は、地域主権戦略大綱P8②(地方委 譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の 指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等 により著しい支障を生じるもの)に該当する。 ・国際・国内海上輸送を担う船舶の航行の安全性・安定 性を支える機能を果たす開発保全航路については、我が 国産業の国際競争力確保のために必要な基幹航路(欧米 等と結ばれるダイレクト便)の確保や基幹的な国内輸送 ネットワークの形成のため、国際的・全国的な見地か ら、国が自ら開発及び保全を行っていく責務がある。そ のため、開発保全航路の開発及び保全は、地域主権大綱 P8①に該当する。開発保全航路内における水域占有等へ の許可事務については、国が行う開発保全航路の開発及 び保全と密接不可分であり、同様に地域主権戦略大綱P8 ①に該当するため、国が引き続き行う必要がある。 ・国の所有に属する国民共有の財産である公有水面の埋 立に関する認可については、すでに国家的、広域的な観 点から重要性の高い案件に限定して関与しているところ であるため、地域主権戦略大綱P8①に該当する。 国会においても埋立事業者と免許権者が同一であり問題 であると指摘があり、この観点からも国が引き続き関与 する必要がある。 ・各事務の実施にあたっては、港湾管理者との調整が不 可欠であり、事務の効率化の観点から地方整備局で担務 することが必要である。	平成22年7月15日に全国知事会によっ てとりまとめられた「国の出先機関 の原則廃止に向けて」によると、地 方移管する事務と整理されている。		① 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成 20年6月20日) 第2 地方分権のための制度・運営の改革 の推進 1 重点行政分野の抜本見直し (2) 地域づくり分野関係 【交通・観光】 ○ 重要港湾の港湾管理者が定める港湾計画 に係る国の審査、公有水面埋立に係る認可・ 協議等の国の関与を縮小する方向で検討し、 平成20年度中に結論を得る。 ② 出先機関改革に係る工程表(平成21年3 月24日) 別紙 国土交通省 地方整備局 港湾空港 部 事務・権限 港湾の管理等に 関する許認可・監督に関する事務 見直しの内容: 重要港湾の港湾管理者が定 める港湾計画に係る国の審査、公有水面埋立 に係る認可・協議等の国の関与を縮小するた め、国の認可対象範囲の縮小等を行う。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	42 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関する事務	C-c ・空港の適正な配置による主要航空ネットワークの形成は、我が国全体に便益を及ぼすものであり、全国的なネットワークの形成・充実、国際的・全国的な見地から取り組むべき国家としての基本的責務である。このため、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理は国が行っている。 ・空港の整備では、我が国の地形や国民の生活環境との関係から必要となる、海上や山岳地での空港用地造成、滑走路の舗装等の大規模な工事を地方整備局が担務している。これは、大規模な社会資本整備を実施し、土木工事に関する技術と経験を有する地方整備局が実施することで、効率的な事業執行が可能となるためであり、引き続き、地方整備局において実施することが適当である。 ・本事務については、知事会の報告においても、「国に残る事務」と整理されているところでもあり、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当し、引き続き国が担う必要がある。	① 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、国に残す事務とされている。また、備考として、「国管理空港の整備・管理は原則として「国に残る事務」として整理」と記載されている。	① 日本経済団体連合会：「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略 2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 P55 L3～ 空港については、わが国の拠点空港のハブ機能の強化やアクセスの改善が求められている。(中略)あわせて、各地域の空港については、開設時の趣旨と現状を比較衡量しつつ、日本全体として利用者利便と国際競争力の観点からネットワーク化を進めていくことが求められている。 ② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日) Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を 4. アジアの成長を日本の成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備) グローバル化の進展に伴い物流やヒトの流れが増大する中、アジア各国では、国策として大規模な拠点空港や港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対して、わが国を見るとその遅	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
					<p>れが目立っている。新成長戦略（基本方針）に盛り込まれた「羽田の24時間国際拠点空港化」や「国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備」などは、「大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す」ものであり、早期に実現していくべきである。こうした観点から、次の戦略的政策は、アジアの活力の取り込みと国際競争力の向上のうえで不可欠であると考ええる。</p> <p>(略)</p> <p>○空港処理能力の向上、空港基本施設の拡充、飛行制限の見直しなどによる羽田空港の容量拡大</p> <p>(中略)</p> <p>○国際拠点空港および主要中枢空港の機能強化</p>	
整	43 営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調査等	C- c	<p>自らの業務を実施するために必要な施設は、自らが責任を持って整備していくべきものであり、国の事務を実施するための施設については、国の責任において施設を整備していくことが適当。</p> <p>なお、全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」においても国に残す事務とされている。</p> <p>・地方整備局が営繕を行う施設は、約7,800施設、延べ14百万㎡と膨大な施設面積を有し、また税務署、検察庁、海上保安署など各省各庁が実施している多様なサービスに対応した施設形態を有していることから、それぞれ特性を熟知し、地域における行政ニーズ、気候風土、さらには既存建築物の現状等を把握した上で、官庁施設の営繕を適切に実施していく必要がある。</p> <p>・官庁施設の営繕を行うに当たっては、全国に配置された各省各庁の地方支分部局と随時連絡・調整を行う必要があり、これらの事務については、地方支分部局の所在地等を考慮し、適切な場所に設置された出先機関において実施するのが適当。</p> <p>・官庁施設の営繕を行うに当たっては、計画策定のための立地等条件の整理、地方公共団体、住民等地域との連絡・調整、工事の品質確認のための監督・検査、工事完成後の瑕疵担保期間内の点検・調整など、頻繁に現地に赴く必要があることから、本省で一括して実施するのは非効率であり、現実的ではない。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		平成21年度事業仕分け評価結果「予算の縮減（10%～20%を縮減）」（官庁営繕費）

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
整	44 官公庁施設に関する指導及び監督	C-c 自らの業務を実施するために必要な施設は、自らが責任を持って必要な水準を確保していくべきものであり、国の事務を実施するための施設については、国の責任において、必要な水準を確保できるよう関係国家機関への指導及び監督を実施していくことが適当。 なお、全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」においても国に残す事務とされている。 ・地方整備局管内の国家機関の建築物は、約14,000施設、延べ41百万㎡と膨大な施設面積を有し、また税務署、検察庁をはじめ、刑務所などの行刑施設、自衛隊の部隊・機関が使用する施設、国会関係施設、裁判所など各省各庁が実施している多様なサービスに対応した施設形態を有している。 これらの建築物について、それぞれの特性を熟知し、地域における行政ニーズや気候風土、さらには既存建築物の現状等を把握した上で、指導のための計画を企画・立案し、保全の実地指導等を適切に実施していく必要がある。 ・国家機関の建築物について、施設の安全性、施設環境を確保し、建物の機能を長期的に維持していくためには、一定の周期で現地に赴き、技術的な観点から、建物の各部位の劣化状況、設備機器の故障・不具合の状況に係る調査の実施、危険回避のための措置、修繕の必要性等に係る指導等を行う必要があり、これらの事務については、地方支分部局の所在地等を考慮し、適切な場所に設置された出先機関において実施するのが適当。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	45-1 直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償の事務	C-c 用地取得は事業実施の一段階であり、直轄事業に係るものについては事業主体である地方整備局が実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	45-2 直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償の事務（地方移譲に係るもの）	A-a 用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。		
整	46-1 土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務	C-c 公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、直轄事業に係るものについては事業主体である地方整備局が実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
整	46-2 土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）	A-a 公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。		

【国土交通省】北海道開発局

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	1-1 内部管理事務	C-o 北海道開発局が担う事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は国において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
北	1-2 同上（地方移譲に係るもの）	A-a 地方に移管される事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は地方において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
北	2 北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（物品及び役務に係るもの）	C-o A-a 北海道開発局が担う事務に対応する入札及び契約等に関する事務は国において行い、地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
北	3-1 直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務	C-o 用地取得は事業実施の一段階であり、直轄事業に係るものについては事業主体である北海道開発局が実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
北	3-2 同上（地方移譲に係るもの）	A-a 用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。		
北	4-1 土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務	C-o 公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、直轄事業に係るものについては事業主体である北海道開発局が実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
北	4-2 同上（地方移譲に係るもの）	A-a 公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方に移譲する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	5 土地収用法に基づく事業認定（対地方自治体）	C-○ 土地収用法の事業認定は、事業が土地を収用するに値する公益性を有するかどうかを公正・中立の立場で審査する手続きである。 事業認定の公正・中立性を確保するためには、起業者と事業認定庁とを可能な限り峻別することが望ましい。このため、国や都道府県の事業は国土交通大臣が、市町村の事業は都道府県知事が、それぞれ事業認定庁とされている。 民間事業であっても、発電所等は、大都市の需要に因ずるために建設され、地元には利益が少ないので、地元都道府県では公正な判断が期待し難い。 このため、事業の利害が一の都道府県の区域を超えるものについては、国土交通大臣が事業認定庁とされている。 広域連合制度を活用する等、都道府県間で連携をとる形に対応した場合は、事業の利害が及ぶ範囲を管轄区域とする広域的な実施体制及び利害が異なる場合の公正中立な意思決定の仕組みの確保が必要となる。 しかし、申請事業の利害が及ぶ範囲をその申請前に明確にしておくことは困難であり、また、事業の利害が及ぶ範囲は申請事業ごとに異なるため、このような対応は行政効率上極めて非効率であることから、広域連合制度の活用は現実には困難である。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8②及び④に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
北	6 同上（対民間）	C-○			
北	8 北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画の調査及び調整、その他当該計画の推進	C-○ 北海道の資源・特性を活かして我が国が抱える課題の解決に貢献するために国が策定する計画に係る事務・権限であり、引き続き北海道開発局において実施することが適当。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務と整理されている。	「北海道総合開発推進調査費の事業仕訳結果について（見解表明）」（平成21年11月27日 北海道経済連合会）において以下の通り示されているところ。 『北海道の優れたポテンシャルを活用し、北海道経済の自立的発展を図るとともに、北海道が国の問題解決に貢献・寄与していくためには、引き続き国において法に基づく計画の推進に必要な調査を実施していただきたい。』	行政刷新会議「事業仕分け」平成21年11月24日（火）（第6日目） 項目名：北海道総合開発推進調査費（北海道開発計画調査等経費） 第1WG結論：「自治体/民間の判断に任せる」

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	9 事業評価に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-o 行政評価法に基づいて実施している事業評価は、直轄事業の事業主体である北海道開発局が学識経験者等の意見聴取なども行いながら実施してきたところであり、今後も事業主体である北海道開発局が実施することが適当。 費用の縮減については、安全及び品質を確保しながらの実施となるため、事業主体である北海道開発局による実施が適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると国に残す事務とされている。		
北	23 公共工事の費用の縮減に関する事務（直轄事業に係るもの）				
北	10 事業評価に関する事務（地方自治体事業に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。		
北	24 公共工事の費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）				
北	11-1 北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（工事及び業務に係るもの）	C-o 北海道開発局が担う事務に対応する入札及び契約等に関する事務は国において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
北	11-2 同上（工事及び業務に係るもの）：地方移譲に係るもの	A-a 地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
北	12 都市計画及び都市計画事業等に関する事務（地方自治体の都市計画事業に対する助成等） ・土地区画整理事業、市街地再開発事業 ・都市公園事業 ・下水道事業 等	C-o 地方自治体の都市計画事業に対する助成等については、平成22年度から社会資本整備総合交付金に原則一括化されたところであるが、助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定することとされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。また、当該事務は、事業主体である地方公共団体等と地理的に近接しており、かつ、地域の実情に精通した北海道開発局において処理することが効率的かつ必要である。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化する事務とされている。		地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）：「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。」

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	13-1 同上（地方自治体の都市計画の同意等） ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等	C-○ 都道府県等が決定する都市計画への国土交通大臣の同意は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画以外については廃止する。（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」として国会に提出済み。） なお、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画については、例えば、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分については、都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みを確保する必要があること等から、地方分権改革推進計画により、存置することとされたところ。 また、当該事務については、計画策定主体である地方自治体等と地理的に接近し、かつ、地域の実情に精通した北海道開発局が行うことで、適正かつ効率的な事務の執行を実現している。	○地域における主体的なまちづくりを行うため、協議、同意を必要とする「国の利害に重大な関係がある都市計画」を具体的に明記し、協議、同意を必要としない範囲を拡大すべき。（全国知事会） ○平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		○地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定） 「都道府県の大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画の決定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（18条3項）は、廃止する。」 ○上記についての法制上の措置を講ずる「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を既に国会に提出。
北	13-2 同上（地方自治体の都市計画の同意等）：地方移譲に係るもの ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等				
北	14-1 国営公園の整備及び管理に関する事務（直轄公共事業）	C-○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、 ・イ号公園については、利用圏域が一の都道府県を超える広域的な見地から、良好な自然的条件、歴史的意義を有する土地が有効に利用されるよう設置され、また、大規模な災害において広域的な災害救援活動の拠点となるために設置される大規模な公園であり、その計画、整備及び概成までの管理については、相互に密接に関連していることから、着実かつ効率的・効果的な事業の推進を図るためには、国において一体的に行うことが必要不可欠であり、緊急時の対応等、国民の生命・財産を守る観点からも地方委譲にはなじまない。①及び③に該当。 ・ロ号公園については、閣議決定に基づき、昭和天皇御在位五十年記念事業など国家的な記念事業の一環として、又は特別史跡である高松塚古墳、平城宮跡、吉野ヶ里遺跡など、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため設置されるものであるため、国家的事業として国自らが整備・管理を実施すべきであり、複数の地方公共団体による広域の実施体制であっても地方委譲にはなじまない。①に該当。	○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ○平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		○「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ○「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。
北	14-2 同上（地方移譲に係るもの）	A-b① 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。			

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	15-1 同上（占用・行為許可等）	C-○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、 ・イ号公園については、利用圏域が一の都道府県を超える広域的な見地から、良好な自然的条件、歴史的意義を有する土地が有効に利用されるよう設置され、また、大規模な災害において広域的な災害救援活動の拠点となるために設置される大規模な公園であり、その計画、整備及び概成までの管理については、相互に密接に関連していることから、着実かつ効率的・効果的な事業の推進を図るためには、国において一体的に行うことが必要不可欠であり、緊急時の対応等、国民の生命・財産を守る観点からも地方委譲にはなじまない。①及び③に該当。 ・ロ号公園については、閣議決定に基づき、昭和天皇御在位五十年記念事業など国家的な記念事業の一環として、又は特別史跡である高松塚古墳、平城宮跡、吉野ヶ里遺跡など、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため設置されるものであるため、国家的事業として国自らが整備・管理を実施すべきであり、複数の地方公共団体による広域の実施体制であっても地方委譲にはなじまない。①に該当。	○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきものを除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。 ※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。 公園：国家的記念事業等として整備された公園等 ○平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		○「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」 ○「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。
北	15-2 同上（占用・行為許可等）：地方移譲に係るもの	A-b① 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。			
北	16 住宅整備事業（地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成等）	C-○ ・助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」こととされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		
北	17 同上（地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等）				

機関名	事務・権限	(記号) ……	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	18	建築基準法の施行に関する事務(確認検査機関の指定等)		現在北海道開発局では、確認検査機関の指定に関する事務を所掌していない。		
北	19	建築士法の施行に関する事務(一級建築士の登録等)	C-c	・従来、一級建築士の登録等の事務は国土交通大臣が実施することとされていたが、平成20年11月28日に施行された改正建築士法により、行政事務の効率化等を図るため、国土交通大臣は、その指定する者(中央指定登録機関)に、登録等の事務を代行させることが可能となり、既に、指定された民間機関が当該事務を行っている。従って、そもそも現在では北海道開発局は登録の事務を行っていない。	・平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	
北	20-1	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務(直轄事業に係るもの)	C-c	良質の工事目的物等を効率的に調達するためには、事業主体である北海道開発局において事業執行と入札契約制度を一体的に運用することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。	
北	20-2	同上(地方移譲に係るもの)	A-a	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	
北	21-1	技術的審査、検査及び調査(直轄事業に係るもの)	C-c	技術的審査、検査及び調査は、直轄事業の品質の確保や建設業者との適正な契約のため、事業主体である北海道開発局が実施することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。	
北	21-2	同上(地方移譲に係るもの)	A-a	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	
北	22-1	積算基準に関する事務(直轄事業に係るもの)	C-c	北海道開発局で発注する工事に係る積算基準等については、発注者が予定価格の算定を適正に行い、受注者の適正な競争を確保するため、施工に必要な期間、人員、機械器具等について事業主体である北海道開発局等を通して全国的に調査した結果に基づき、統一的に定めている。この調査は、各地域の状況に精通した北海道開発局等で分担して実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。	
北	22-2	同上(地方移譲に係るもの)	A-a	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	25-1 防災業務計画等の策定	C-c 災害対策基本法に基づき「防災基本計画」を中央防災会議が策定し、その下に防災関係各機関がそれぞれの所掌事務に関する防災計画を作成。 北海道開発局は、指定地方行政機関に位置づけられており、防災業務計画の策定、見直しを行うこととされている。 北海道開発局防災業務計画は、北海道開発局の所掌事務について、防災に関し執るべき措置を定めたもの。これは、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とするもので、北海道開発局の事務として必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
北	25-2 防災業務計画等の策定（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
北	26-1 建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（直轄事業に係るもの）	C-c 直轄の河川・道路の適切な管理や災害発生時の迅速な対応に必要な、建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等については、事業主体である北海道開発局において引き続き実施することが必要。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		
北	26-2 同上（地方移譲に係るもの）	A-a 地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	27 地方自治体による建設機械類の整備に係る助成	C-○ 地方自治体による建設機械類の整備に対する助成については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定することとされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		
北	28 建設業の許可	C-○ 建設業は受注産業のため、施工現場が常に移動するという特性がある。このため、それを前提とした指導監督体制を整える必要があり、複数の都道府県に営業所を設け、全国的に事業を展開する建設業者については、国土交通大臣が統一的に許可・監督等を行うことにより、事業活動の公平性と都道府県の区域を越えた円滑な事業活動を保障する必要がある。 仮に、全国的に事業を展開する建設業者の許可・監督等を都道府県が行うこととした場合、域外権限の付与など広域的实施体制を整えるとしても、 ・処分や立入検査の実施主体が競合する、国民から分かりにくくなる（複数の都道府県の現場で不正が行われた場合、複数の事業者が同一の不正に関係する場合等） ・建設業者にとっては複数の都道府県に指導監督が行われることとなり都道府県からの問合せや報告の徴取等の負担が増加する可能性 ・47都道府県全てが参画する実施体制を整備する必要があり、指導監督権限の行使の度に、情報共有や処分内容の調整を要す ・立入検査等が迅速に行えない場合がある（不正現場となった北海道知事が東京の本店まで職員の派遣を行う場合など） など、①国民から見た責任行政主体の明確さ、②事業者の負担、③行政庁間での情報共有の円滑性、④指導監督の迅速性・効率性の点において現行制度に劣り、ひいては、適切な指導監督が行えず、消費者である住民・国民や立場の弱い下請事業者等の保護に欠ける恐れがある。 以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に係る事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	29 宅地建物取引業の免許	<p>C-○ 複数の都道府県に事務所を設け、全国的に事業を展開する宅地建物取引業者については、国土交通大臣が統一的に免許・監督等を行うことができる指導監督体制を整え、事業活動の公平性と都道府県の区域を越えた円滑な事業活動を保障する必要がある。</p> <p>仮に、全国的に事業を展開する宅地建物取引業者の免許・監督等を都道府県が行うこととした場合、域外権限の付与など広域の実施体制を整えるとしても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分や立入検査の実施主体が競合する、国民から分かりにくくなる（複数の都道府県の現場で不正が行われた場合、複数の業者が同一の不正に関係する場合等） ・宅地建物取引業者にとっては複数の都道府県に指導監督を行われることとなり都道府県からの問合せや報告の徴取等の負担が増加する可能性 ・47都道府県全てが参画する実施体制を整備する必要があり、指導監督権限の行使の度に、情報共有や処分内容の調整を要す ・立入検査等が迅速に行えない場合がある（不正現場となった北海道知事が東京の本店まで職員の派遣を行う場合など） <p>など、①国民から見た責任行政主体の明確さ、②事業者の負担、③行政庁間での情報共有の円滑性、④指導監督の迅速性・効率性の点において現行制度に劣り、ひいては、適切な指導監督が行えず、消費者である住民・国民等の保護に欠ける恐れがある。</p> <p>以上のことから本事務は、地域主権戦略大綱のp8①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域の実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務と整理されている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北 30	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	A-b-① C-c 「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめについて」(H20.12.2 国土交通省公表)に基づき、 ①「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」(6水系)について、各県と個別協議を進めつつ、関係市町村のご意見も伺いながら、移管をできる限り早期に実現。A-b-① ②「移管の可能性について引き続き協議するもの」(20水系)について、個別協議により水系毎の課題を整理し、その解決が図られたものについて、関係市町村のご意見も伺いながら、移管する方向で更に調整。(事務・権限の取扱は、今後の調整により決定) ③①及び②以外の河川についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、対応を検討。 上記により課題が解決し関係地方公共団体等と調整が整った河川以外の一級河川については、以下の理由から、引き続き国が管理を行う必要があると考えている。C-c なお、道州制や基礎自治体との関係、職員の処遇のあり方、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要であると 考えている。 国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下流、左右岸のバランスを図りつつ、整備・管理を行っている。特にこのような重要な河川については、その整備・管理に万全を期す必要があることから、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応をとっていくことが不可欠である。 地方移譲した場合は、各自自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。	国の出先機関の原則廃止に向けて(平成22年7月15日 全国知事会)より抜粋 (2) 最重要分野 ③直轄河川(一の都道府県で完結するもの等) 一の都道府県内で完結する一級河川の直轄区間については、重点的に地方移管を進める。また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば地方移管を進める。 地方分権改革推進委員会の勧告では「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する」としている。 この勧告を実現するとともに、環境、防災、まちづくりなど河川空間を多面的に捉え、総合的な流域治水を確立する観点からも、一の都道府県で完結する一級河川は重点的に地方への移管を進めるべきである。 (付記) 各都道府県からの主な意見等 ○ 地方移管と仕分けられている事務のうち一部のものについては、国が真に担う役割とは何かとの観点から、地方移管の可能性について慎重に検討すべき。 《意見のあった主な事務》 ・直轄河川の整備・管理、直轄砂防事業(特に国家的規模の治水対策等) ○ 複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組みづくりなどの検討が必要。 ○ 大規模災害が発生した場合の国の役割を明確化すべき。複数県にまたがる河川の受け皿については知事会で十分議論し、国に提案していくことが必要。	「今後とも国直轄による河川管理の継続を図ること」(吉野川上流改修促進期成同盟会、吉野川改修促進協力会 H22.8.2) など平成21年10月以降に58団体から同様の趣旨の要望	第1次勧告(平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会)より抜粋 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合は極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。 なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定) 第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進 1 重点行政分野の抜本的見直し (2) 地域づくり分野関係 【河川】 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象の河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。
北 32	河川等の利用、保全に関する許認可等				

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		<p>また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術、経験を集積し、整備・管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。</p> <p>大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要があり、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備によって対応することは困難であると認識している。</p> <p>(大綱P8①、②、③、④関連)</p>	<p>出先機関改革に係る全国市長会の意見</p> <p>○ 直轄河川、直轄国道の地方への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保できる仕組みを構築すること。また、権限移譲する個々の直轄河川、直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準も含め、関係市と十分に協議を行うこと。</p>		
北	31 指定河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	A-b-① 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成22年度から指定河川に係る事務・事業を北海道に委譲したところ。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務と整理されている。		第二次勧告（平成20年12月8日地方分権改革推進委員会）より抜粋 ・道州制特区制度による取組みを着実に推進し、道の役割を拡大する。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	33 都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務（補助事業による助成）	C-c 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論も踏まえることが必要であるが、時・場所を選ばず各地で発生する大規模災害等に対して、機動的・集中的に河川事業等を実施することが不可欠であり、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える仕組みが必要である。 例えば、平成16年の福井豪雨災害により、福井県の平成17年度の補助河川事業費は対前年比で約1.8倍となっているが、このような機動的・集中的な対応が必要である。 また、災害復旧などの災害発生後の後追いだけでなく、近年の全国の災害発生状況や整備水準等を踏まえた災害予防も不可欠であり、改修未着手あるいは改修の遅滞による河川管理の瑕疵が生じないように全国的な視野での対応が必要である。 指導・監督等については、これを廃止した場合、直轄管理区間と都道府県管理区間等との間で河川の整備・管理に対応の相違が生じ上下流、左右岸の治水安全度の整合性を損なう場合や、水利使用について地域や各利水者間で利害が対立する場合等において、当事者間の協議、調整に委ねることとなり、その解消を図る法的手段がなくなるほか、都道府県等の建設するダム等の治水上影響の大きい構造物の安全性等を確認する法的手段もなくなることから、水系一貫した河川の整備・管理等に大きな支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるおそれがある。 本事務は、平成13年に行われた中央省庁等改革の一環として、地方のニーズをより一層的確に反映した社会資本整備を促進するため、「地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地方支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結する」（中央省庁等改革基本法第45条第6号）ことを目的として、本省から地方整備局等に委任したものであり、引き続き、現場の状況を熟知している地方整備局等において実施することが適当である。（大綱P8②・③関連）	国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋 【事務・権限の仕分け結果（66事務）】 B 廃止・民営化等する事務（15事務） ・国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など		地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）より抜粋 国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
北	34 同上（指導・監督等）				

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	35 砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	<p>C-c</p> <p>土砂災害が発生した場合、生命・財産等の被害が広範囲又は多数・多額に及び、災害時に県域等を越えた迅速かつ一体的な防災・危機管理体制を確保する必要がある大規模荒廃地や火山地域などにおける砂防事業、一の都道府県では対応できない大規模な砂防事業や特に高度な技術を要する砂防事業等については、国が実施する必要がある。</p> <p>地方移譲した場合は、上流県が責任を持って下流県のための対策を講じる等県域等を越えた広域的な対策を講じることや、一の都道府県では対応できない大規模な対策を講じることが困難となり、また、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、迅速かつ的確な対応をとることが困難となる場合がある。</p> <p>また、緊急時を想定し、事前に応急対応や整備等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が整備等を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。</p> <p>さらに、日々の整備等や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、整備等を行っていく仕組みを保持することが必要であるが、国が唯一その役割を担っており、都道府県に対しても技術的支援を行っている。</p> <p>大規模な土砂災害に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な土砂災害は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>なお、道州制や基礎自治体との関係、職員の処遇のあり方、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、整備瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要であると考えている。</p> <p>(大綱P8②、③、④関連)</p>	<p>国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋</p> <p>【事務・権限の仕分け結果（66事務）】</p> <p>B 廃止・民営化等する事務（15事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・ 地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など <p>なお、仕分けに当たっての留意事項として、火山砂防など特殊な対応を要する事業については一定の考慮が必要である旨明記されている。</p>		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	36 都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務（補助事業による助成）	C-c 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論を踏まえることが必要であるが、時・場所を選ばず各地で発生する大規模な土砂災害に対して、機動的・集中的に砂防事業等を実施することが不可欠であり、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える仕組みが必要である。 例えば、平成21年に山口県防府市で発生した土石流災害により山口県の平成22年の補助砂防事業費は、対前年度比で2.1倍の事業となっているが、このような対応が迅速に実施できない恐れがある。 また、災害復旧などの災害発生後の後追いだけでなく、近年の全国の災害発生状況や整備水準等を踏まえた災害予防も不可欠であり、整備未着手あるいは整備の遅滞による土砂災害の発生が生じないよう全国的な視野での対応が必要である。 指導、監督については、これを廃止した場合、2次災害のおそれがある場合など緊急時の指示を行うために必要な情報を得ることができず、的確な指示を行うことが困難になるといった支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害が生じることになる。 本事務は、平成13年に行われた中央省庁等改革の一環として、地方のニーズをより一層的に反映した社会資本整備を促進するため、「地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結する」（中央省庁等改革基本法第45条第6号）ことを目的として、本省から地方整備局に委任したものであり、引き続き、現場の状況を熟知している地方整備局において実施することが適当である。 (大綱P8②・③関連)	国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋 【事務・権限の仕分け結果（66事務）】 B 廃止・民営化等する事務（15事務） ・国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など		地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）より抜粋 国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
北	37 同上（指導・監督等）				

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	38-1 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（高規格幹線道路）	A-b① C-o 直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。 こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた24時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。 このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施するとともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。	国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日 全国知事会）より抜粋 (2) 最重要分野 ②直轄国道（高規格幹線道路を除く） 直轄国道については、全国的な道路ネットワークを形成する高規格幹線道路を除き、重点的に地方移管を進める。 特に、同一都府県内に起終点がある国道等、地方分権改革推進委員会が勧告で示した4要件に該当する直轄国道は速やかに地方移管を進める。		<行政刷新会議の事業仕分け評価結果（平成21年11月）> ・道路整備事業（直轄、補助） 事業評価の厳格化やコスト縮減、道路構造令の規定の柔軟化等により予算の見直しを行う。 「継続事業の再評価を行うとともに、費用対効果（B/C）の「効果」（B部分）について、多角的な観点から検証し直すべき。また、スペックだけでなく建設コストについても見直し、更なる縮減に努めるべき。このようなことにより、対前年比2割削減の予算要求について、より一層の削減を図るべき。」 ・直轄国道の維持管理 予算要求の縮減（10～20%） 「本事業については、発注・入札方法の見直し、公益法人の問題、管理水準・基準の見直しをしっかりと行うべき。これにより、少なくとも10～20%程度の予算要求の縮減を行うことを結論とする。」
北	38-2 同上（その他の国道）	このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、道州制や基礎自治体との関係を含め、地方公共団体の受け皿のあり方そのものを見直していく必要がある。 あわせて、職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要であるとともに、広域の実施体制については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論頂くことが必要である。	（付記）各都道府県からの主な意見等 ○直轄国道はまずは移管協議中の路線を対象に財源確保や整備完了のほか権利関係の整理などを前提条件として移管を進めるべき。第2次勧告を踏まえ、全国的な交通ネットワークを形成する幹線道路は国が責任を持って整備・管理を行うべき。 ○道路の事業計画はないものの、整備が必要な箇所（連続立体交差等）が残っている場合の取扱いを含めた議論が必要。 ○複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組み作りなどの検討が必要。		
北	40-1 直轄国道の管理に関する許認可等（高規格幹線道路）	こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施しているところである。 個別協議における ①「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」については、現行の行政区画を前提としつつ、個別協議により路線毎に移管時期を確定し、移管を早期に実現していく（A-b①に該当）。 ②「移管の可能性について引き続き協議するもの」については、個別協議により路線毎の課題を整理し、その解決が図られたものについては、移管する方向で更に調整する（事務・権限の取扱いは、今後の調整により決定）。 ③ ①②以外の道路についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、上記に準じて対応する。	出先機関改革に係る全国市長会の意見 ○直轄河川、直轄国道の地方への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保できる仕組みを構築すること。また、権限移譲する個々の直轄河川、直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準も含め、関係市と十分に協議を行うこと。		
北	40-2 同上（その他の国道）				
北	40-3 同上（補助金の交付等）	上記により、個別協議において都道府県に移管することとされた道路以外のものについては、引き続き、国（地方整備局、北海道開発局）が管理を行う（C-oに該当）（大綱P8①、②、③、④関連）			

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	39 開発道路の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施	A-b① 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成22年度から開発道路に係る事務・権限を北海道に委譲したところ。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		第二次勧告（平成20年12月8日地方分権改革推進委員会）より抜粋 ・道州制特区制度による取組みを着実に推進し、道の役割を拡大する。
北	41 道道及び市町村道の整備及び保全に関する事務（補助事業による助成）	C-o 助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において「ひも付き補助金の一括交付金化」として「国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」とされており、その議論を踏まえることが必要であるが、地域の政策課題に対し、国も政策対応の必要を認めて支援する以上、効率的・効果的に使われるために国として必要最小限の関わりを持つことは不可欠。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、廃止・民営化等する事務とされている。		<行政刷新会議の事業仕分け評価結果（平成21年11月）> ・道路整備事業（直轄、補助） 事業評価の厳格化やコスト縮減、道路構造令の規定の柔軟化等により、予算の見直しを行う。 「継続事業の再評価を行うとともに、費用対効果（B/C）の「効果」（B部分）について多角的な観点から検証し直すべき。また、スペックだけでなく建設コストについても見直し、さらなる縮減に努めるべき。このようなことにより、対前年比2割削減の予算要求について、より一層の削減を図るべき。」 <地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）> 国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
北	42 同上（指導・監督等）				

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	43 港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務	C-c <ul style="list-style-type: none"> ・改正SOLAS条約において、締約政府及び港湾施設の管理者が履行すべき事務がそれぞれ明確に規定(参考資料)されていることから、現行の国の事務を地方に移管した場合、我が国は当該条約に違反することとなる。 また、本事務の対象となる国際埠頭施設は、北海道で12港130施設(平成22年7月1日現在)あり、本事務は現地における各国際埠頭施設の利用状況等を詳細に確認し、当該施設の管理者と密接な連携を図りつつ適確に実施する必要があるため、事務の効率性の観点から北海道開発局がこれを担務する必要がある。 ・以上のことから、本事務は引き続き出先機関の事務、権限とする必要があるため、地域主権戦略大綱の第4-2-(6)-③のC-cに該当する。 	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	① 交通政策審議会：「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方(答申)」(平成20年4月11日) Ⅲ. 今後推進すべき産業の国際競争力強化等のための政策の基本的方向 5. 港湾における保安対策の向上 平成13年9月に発生した米国同時多発テロを契機とした保安対策の強化に対応しつつ、より効率的な物流体系の構築が重要である。 このため、国際的な貨物セキュリティ強化の動きに対応した取り組みや、海上人命安全条約(SOLAS条約)等で義務づけられた保安対策の確実な実施を推進するとともに、ICTの活用等により保安のレベルを下げることなく物流の迅速性・効率性を向上させる取り組みを進める。また、港湾保安対策の先進国として、国際機関等を通じ、諸外国に対し、積極的な貢献を行う。	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	44-1 港湾等の整備及び 保全に関する計画 並びに工事等に関 する事務（港湾計 画の審査）	C-0	<p>・エネルギーの9割以上、食料の約6割を輸入に頼り、重量ベースで輸出入物資の99.7%が港湾を経由せざるを得ない資源小国・貿易立国たる我が国においては、諸外国とのゲートウェイとなる港湾は、将来の我が国のありようを左右する「国際インフラ」であり、同時に全国的な国内輸送ネットワークを形成するインフラであることから、その整備をどのように進めるかは、我が国産業の国際競争力の確保や国民生活の維持・向上の観点、さらには北海道の総合開発を推進する観点から重要な国家的課題である。</p> <p>また、港湾が取り扱う貨物の背後圏は広域に及び、海上貨物は、他地域の港湾を利用した全国的な国内輸送ネットワークを通じ輸送されている実態がある。</p> <p>こうしたことから、我が国産業の国際競争力の確保のために必要な基幹航路（欧米等と結ばれるダイレクト便）の確保や基幹的な国内輸送ネットワークの形成のため、国際的・全国的な見地から、国が自らその拠点となる港湾の整備を行っていく責務がある。</p> <p>・国による港湾行政は、国際的・全国的な見地からこれを進める必要があり、その「広域性」とは、単に複数の都道府県、市町村を管轄区域とすることに留まらず、「国際的・全国的な見地」がその要諦であり、国の立場からでしかその業務は担務し得ないという特徴を持っている。例えば、ある港湾の将来像や施設整備を検討する際には、当該港湾が所在する市町村や都道府県に留まらず、海外・国内の港湾との航路就航の可能性を念頭に置く必要があり、さらに各港での検討内容の整合性を、国際的・全国的な見地から精査する必要がある。仮に、地方公共団体が広域連合や一部事務組合を組織するなどの対応をとった場合でも、</p> <p>① 大規模な国際海上コンテナ施設や国際バルク対応施設のような、国際的見地から国家の戦略として進めるべき施設の整備への対応は困難</p> <p>② 広域連合や一部事務組合、既存の港湾管理者の間の利害相反や、複数の都道府県から構成される広域ブロックをも越えて国全体として効果を発現するような施設整備に全国的な見地から対応することは困難であり、国益が担保されないと懸念される。</p> <p>このため、港湾に係る施策の推進、施設の整備においては、国際的・全国的な見地から国が関与することが不可欠である。</p> <p>・具体的には、我が国の国際競争力強化のため、国際的・全国的観点から必要な国際・国内の海上輸送網の拠点整備は、以下のように選択と集中を図りつつ、国で行っている。</p>	<p>① 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、地方移管する事務又は廃止・民営化等する事務とされている。ただし、以下の備考も付されている。</p> <p>・全国的な方針は国が策定</p> <p>・国際的、全国的な見地が必要とされる港湾の整備のあり方については今後検討が必要</p> <p>② 全国市長会・決議提言事項（平成22年6月9日、第80回全国市長会議決定）P101</p> <p>8. 新規の直轄港湾整備事業の着手対象となる重要港湾の選定に当たっては、社会情勢の変化等に対し柔軟かつ迅速に対応できる仕組みにすること。</p> <p>③ 全国市長会港湾都市協議会「港湾関係事業の促進に関する提言・要望」（平成22年7月12日）</p> <p>2. 重要港湾整備については、重点港湾（仮称）約40港を選定し、新規の直轄港湾整備事業の着手対象を原則これに限るとの方針が示されたが、地域経済に与える影響が甚大であることが予想されることから、選定に当たっては、地域の実情を勘案し、港湾管理者と十分意見交換を行うとともに、慎重を期すこと。</p> <p>4. 老朽施設の維持管理の推進について</p> <p>(2) 他分野では維持管理に係る負担金制度が廃止されたことを踏まえ、広域的な社会インフラとなる大規模国有港湾施設の維持管理については、国の責任と負担で行う制度を創設すること。</p>	<p>① 日本経済団体連合会： 「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略 2010～」(平成22年4月13日)</p> <p>Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革</p> <p>3. アジア経済戦略</p> <p>(3) 物流の円滑化 P55 L16～</p> <p>港湾については、現在、地方自治体ごとに港湾行政が行われているが、港湾間の広域連携を強化し、一体的な運営を図っていく体制を構築する必要がある。</p> <p>(中略) また、主要港湾ごとの個別の事情にも配慮しつつ、必要に応じて国による一体的な管理が行えるようなスキームを検討していくことが求められる。</p> <p>② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日)</p> <p>Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を</p> <p>4. アジアの成長を日本の成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備)</p> <p>グローバル化の進展に伴い物流やヒトの流れが増大する中、アジア各国では、国策として大規模な拠点空港や港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対して、わが国を見るとその遅れが目立っている。新成長戦略（基本方針）に盛り込まれた「羽田の24時間国際拠点空港化」や「国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備」などは、「大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資</p>	<p>① 地方分権改革推進委員会「出先機関改革に係る工程表」(平成21年3月24日)別紙 国土交通省 北海道開発局 港湾空港部</p> <p>事務・権限：港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務</p> <p>見直しの内容：直轄事業の不断の見直しを進めるため、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点から、その全国的な配置の在り方をより明確化することとし、早急に詳細を検討の上、遅くとも平成22年度中に結論を得る。</p> <p>〔地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。〕</p> <p>*なお、本勧告に対しては、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾103港のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾は、原則43港とすることを平成22年8月3日に公表したところ。</p> <p>② 行政刷新会議「事業仕分け」評決結果（平成21年11月16日）番号：1-29</p> <p>項目名：港湾整備事業（直轄事業）</p> <p>WG結論：予算要求の縮減（10%程度）</p> <p>*本評価結果については、平成22年度予算において反映済み。</p> <p>③ 新成長戦略（平成22年6月18日、閣議決定）</p> <p>第2章 新たな成長戦略の基本方針－経済・財政・社会保障の一体的建て直し－</p> <p>政策の優先順位の判断基準（i）需要・雇用創出基準</p> <p>P13 L24…グローバル化に対応し得る規制・制度の改革やハブ空港、ハブ港湾等への重点化した投資を進める。</p> <p>第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(3) アジア経済戦略</p> <p>P22 L15…羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。</p> <p>(4) 観光立国・地域活性化戦略</p> <p>P25 L23…投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点</p>
北	44-2 同上（地方移譲に係るもの）					
北	44-3 同上（広域的な災害応急対策に係る施設に関する事務等）					

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	44-4 同上（安定的な国際海上輸送の確保等、国際的・全国的見地から必要とされる計画の審査等）	<p>① 釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化するなか、コンテナ港湾について、更なる「選択」と「集中」により国際競争力を強化していくため、国際コンテナ戦略港湾を選定。</p> <p>② 我が国の産業及び国民生活に欠かせない物質である資源、エネルギー、食糧等の国際バルク貨物の世界的な獲得競争が進展している中、大型船舶による一括大量輸送を可能とする港湾の「選択」と「集中」により、これら物資の安定的かつ安価な輸送を実現するため、国際バルク戦略港湾を選定中。</p> <p>③ 直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾（103港）のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾（原則43港）を選定。</p> <p>・以上のことから本事務は、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形或や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。また、当事務の実施に当たっては、国際動向や港湾利用者・事業者等の要請を踏まえるとともに、地方公共団体等との多くの調整が不可欠であり、事務の効率化の観点から北海道開発局で担務することが必要である。</p> <p>・また、北海道開発局においては港湾計画の審査は行っていない。</p>		と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を「目指す」ものであり、早期に実現していくべきである。 (以下略)	を「目指す」必要がある。 《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》 フロンティアの開拓による成長Ⅳ. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト P45 L15…アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れを増加を目指し、羽田の「24時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	45 同上（北海道における特例措置である地方港湾に係るもの）	<p>C-○ 安全な食料の安定的供給基地として食料供給力の強化等を目指す北海道開発を推進するためには、面積が広大で広域分散型地域構造であり、一つの港湾の背後圏が広い北海道で、海上物流ネットワークや地域産業を支える生産流通拠点の形成、さらには離島生活を支える上で、極めて重要な役割を担っている地方港湾の整備を着実に進めていく必要がある。</p> <p>北海道の港湾管理者のほとんどは地元の市町であり、現在国直轄で実施しているような港湾工事を遂行する技術者・体制を有していない。港湾事業は社会経済の動きに柔軟かつ迅速に対応することが必要であり、各港湾の整備事業量には年毎の増減が伴い、また、一般の陸上土木工事と異なり技術的に特殊性が高いため、各港湾管理者は補助事業等で実施する自治体独自の土木工事に関する通常の技術者の対応では困難であり、個々に港湾技術者を保有・配置するとすれば、行政の非効率を招くこととなり、港湾管理者にとって大きなデメリットになる。このことは、地域主権戦略大綱において国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合の④「地方委譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの」に該当するものである。</p> <p>なお、港湾の整備については、港湾管理者である地方自治体自らが港湾の計画を決め、それに基づいて、地方自治体より直轄事業として要請されたものうち国と港湾管理者の協議が調ったものについて直轄事業を実施している。北海道の港湾管理者により構成されている北海道港湾協会もこのような現状の体制の存続を強く要望している。</p> <p>よって、地方港湾も含め北海道開発の推進のためにする港湾工事については、引き続き国が担う必要がある。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、本事務・権限について、地方移管する事務とされている。ただし、以下の備考も付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な方針は国が策定 ・国際的、全国的な見地が必要とされる港湾の整備のあり方については今後検討が必要 	<p>① 北海道港湾協会「北海道の着実な港湾整備確保のための要望書」（平成20年10月）</p> <p>「北海道の港湾管理者であるほとんどの市町は、現在国直轄で実施しているような港湾工事を行う技術者・体制を持っておりません。地方港湾を含めてそれぞれの市や町が港湾技術者を保有・配置するとすれば、それぞれの港湾での事業量には経年変動があることから非常に非効率な体制を招き、（中略）地元自治体の運営に過度な負担を与えることとなります。」</p> <p>「2. 北海道の港湾整備にあたっては、港湾管理者である市町と北海道開発局は適切に役割分担をしてきており、行政効率の低下をもたらさないよう、現状体制での港湾整備を継続すること。」</p> <p>② 北海道港湾協会「北海道の港湾整備に関する要望書」（平成22年7月）</p> <p>「北海道の港湾においては北海道の港湾管理者の多くが市や町であるという北海道の特殊性があり、（中略）北海道の港湾整備に関する特例制度及び国と地方の役割が適切に分担された現状の組織体制の存続・堅持をお願い申し上げます。」</p>	<p>地方分権改革推進委員会「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日）別紙 国土交通省 北海道開発局 港湾空港部</p> <p>事務・権限：港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事に関する事務</p> <p>見直しの内容：直轄事業の不断の見直しを進めるため、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点から、その全国的な配置の在り方をより明確化することとし、早急に詳細を検討の上、遅くとも平成22年度中に結論を得る。</p> <p>[地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。]</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	46 港湾等の整備及び保安に関する助成に関する事務	<p>C-○</p> <p>・助成等に関する国の役割については、地域主権戦略大綱において検討課題とされている「ひも付き補助金の一括交付金化」の議論を踏まえることが必要である。</p> <p>・重要港湾103港のうち、新規の直轄港湾整備事業の着手対象を原則43港に限ることとするなど、更なる投資の重点化を図っているなかで、直轄施設と一体となり海上輸送ネットワークを形成する補助事業対象施設の整備などについても国による一定の関与は引き続き必要である。</p> <p>例えば、直轄が整備する大規模コンテナターミナルと港湾管理者が整備する施設とが一体となって、国際的・全国的観点から効率的・効果的な海上輸送ネットワークが形成されることがある。このような施設については直轄事業と港湾管理者の事業とで進捗に整合をとっていく必要がある。</p> <p>一方、港湾改修は、短期間に集中的な投資が必要であり、事業進捗状況等に応じて所要額が大きく変動するため、港湾管理者（地方公共団体等）の自主財源及び外形基準による機械的な財源配分だけに委ねた場合、機動的・重点的な施設整備が担保されないおそれがある。このため、国際的・全国的観点からの適切な事業進捗の確保及び事業効果の発現を図るため、補助事業による実施が必要である。</p> <p>・以上のことから本事務は、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当するものである。また、本事務の実施に当たって、中央省庁等改革基本法第45条第6号に基づき、各種事務手続きを、事業主体である地域のより近くで処理することが可能となるよう、北海道開発局がこれを担務する必要がある。</p>	<p>① 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、本事務・権限について、廃止・民営等する事務とされている。</p>	<p>① 日本経済団体連合会： 「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連 成長戦略 2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 (基本的な考え方) 国際物流の基幹ネットワークの中で、貿易制度や空港・港湾・道路等のインフラが、将来にわたって、競争力を維持していくことは、わが国の国民生活の維持・向上、産業の国際競争力の強化を進める上での重要な前提条件である。</p> <p>② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日) Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を 4. アジアの成長を日本の成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備) (略) 次の戦略的政策は、アジアの活力の取り込みと国際競争力の向上のうえで不可欠であると考える。 (中略) ○コンテナの大型化への対応を含め、製造拠点、知的集積拠点とスーパー中核港湾、地方港湾との有機的な道路・鉄道・内航などの交通ネットワークの構築</p>	<p>① 地方分権推進委員会第5次勧告（平成10年11月19日） 第1章 公共事業のあり方の見直し III 補助事業の見直し 2. 統合補助金の創設 ○港湾の既存施設の有効活用（港湾利用高度化促進事業（大規模なものを除く。）、局部改良事業及び補修事業を統合） 4. 補助金の廃止 ○…、港湾、…に係る小規模な補修・修繕・局部改良 ○港湾における小規模な緑地整備に係る補助金（防災上等重要なものを除く）</p> <p>* なお、本勧告については、平成12年度に措置済み。統合補助金については、平成22年度に社会資本整備総合交付金に移行。</p> <p>② 行政刷新会議「事業仕分け」評決結果（平成21年11月11日） 番号：1-3 項目名：港湾環境整備事業、海岸環境整備事業 WG結論：予算要求の縮減</p> <p>* 本評価結果については、平成22年度予算において反映済み。（従来の補助金については、過年度国庫債務負担行為分等を除き原則廃止とし、新たに創設された社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つとして実施。）</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	47 港湾の管理等に 関する許認可・監督 に関する事務	C-○ ・港湾管理者に管理委託した国有港湾施設や国が補助した港湾施設の財産処分に係る事務については、当然に、港湾施設に関する財産管理業務として引き続き国が行う必要があり、地域主権戦略大綱P8①（複数の都道府県に 関係する事務・権限の地方委譲に際し、域外権限の付 与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的 実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい 支障を生じるもの）に該当するため、国が引き続き行う 必要がある。なお、仮にこれらの事務に係る事務処理基 準を定めたとしても、すべての事案についての処理基準 を網羅的に定めることは不可能であり、国有財産等の扱 いについて地域ごとに不平等が生じる可能性があること から、これらの事務は、地域主権戦略大綱P8②（地方委 譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の 指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等 により著しい支障を生じるもの）に該当する。 ・国の所有に属する国民共有の財産である公有水面の埋 立に関する認可については、すでに国家的、広域的な観 点から重要性の高い案件に限定して関与しているところ であるため、地域主権戦略大綱P8①に該当する。 国会においても埋立事業者と免許権者が同一であり問題 であると指摘があり、この観点からも国が引き続き関与 する必要がある。 ・各事務の実施にあたっては、港湾管理者との調整が不 可欠であり、事務の効率化の観点から北海道開発局で担 務することが必要である。	平成22年7月15日に全国知事会によっ てとりまとめられた「国の出先機関 の原則廃止に向けて」によると、地 方移管する事務と整理されている。		① 地方分権改革推進要綱（第1次）（平 成20年6月20日） 第2 地方分権のための制度・運営の改革 の推進 1 重点行政分野の抜本見直し (2) 地域づくり分野関係 【交通・観光】 ○ 重要港湾の港湾管理者が定める港湾計画 に係る国の審査、公有水面埋立に係る認可・ 協議等の国の関与を縮小する方向で検討し、 平成20年度中に結論を得る。 ② 出先機関改革に係る工程表（平成21年3月 24日） 別紙 国土交通省 北海道開発局 港湾空 港部 事務・権限 港湾の管理等に 関する許認可・監督に関する事務 見直しの内容：重要港湾の港湾管理者が定 める港湾計画に係る国の審査、公有水面埋立 に係る認可・協議等の国の関与を縮小するた め、国の認可対象範囲の縮小等を行う。 [地方整備局における対応する事務・権 限の見直しと同じ。]

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	48 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関する事務	<p>C-○</p> <p>・空港の適正な配置による主要航空ネットワークの形成は、我が国全体に便益を及ぼすものであり、全国的なネットワークの形成・充実は、国際的・全国的な見地から取り組むべき国家としての基本的責務である。このため、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理は国が行っている。</p> <p>・空港の整備では、我が国の地形や国民の生活環境との関係から必要となる、山岳地での空港用地造成、滑走路の舗装等の大規模な工事を北海道開発局が担務している。これは、大規模な社会資本整備を実施し、土木工事に関する技術と経験を有する北海道開発局が実施することで、効率的な事業執行が可能となるためであり、引き続き、北海道開発局において実施することが適当である。</p> <p>・本事務については、知事会の報告においても、「国に残る事務」と整理されているところでもあり、地域主権大綱p8、①（複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの）に該当し、引き続き国が担う必要がある。</p>	<p>① 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）においては、国に残る事務とされている。また、備考として、「国管理空港の整備・管理は原則として「国に残る事務」として整理」と記載されている。</p>	<p>① 日本経済団体連合会： 「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略 2010～」(平成22年4月13日) Ⅲ. 成長の実現に向けた6つの戦略と規制改革 3. アジア経済戦略 (3) 物流の円滑化 P55 L3～ 空港については、わが国の拠点空港のハブ機能の強化やアクセスの改善が求められている。(中略)あわせて、各地域の空港については、開設時の趣旨と現状を比較衡量しつつ、日本全体として利用者利便と国際競争力の観点からネットワーク化を進めていくことが求められている。 ② 日本商工会議所：「「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言」(平成22年3月16日)</p>	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
				<p>Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を</p> <p>4. アジアの成長を日本の成長に (競争力強化のための空港・港湾インフラの整備) グローバル化の進展に伴い物流やヒトの流れが増大する中、アジア各国では、国策として大規模な拠点空港や港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対して、わが国を見るとその遅れが目立っている。新成長戦略(基本方針)に盛り込まれた「羽田の24時間国際拠点空港化」や「国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備」などは、「大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す」ものであり、早期に実現していくべきである。こうした観点から、次の戦略的政策は、アジアの活力の取り込みと国際競争力の向上のうえで不可欠であると考え。</p> <p>(略)</p> <p>○空港処理能力の向上、空港基本施設の拡充、飛行制限の見直しなどによる羽田空港の容量拡大 (中略)</p> <p>○国際拠点空港および主要中枢空港の機能強化</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	49 土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等）	B-②	<p>農林水産省としては、農地・農業用水が偏在する生産県（地方圏）が消費県（都市圏）への食料供給を担っている構造を踏まえ、国の責務として、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保する必要があるとの考え。</p> <p>直轄土地改良事業は、国内食料生産の中核を担う、水系単位等の広域的な優良農業地域の形成のため、意欲ある多様な農業者の営農を支援する政策と一体的に行われており、国が財産権及び水利権を有する大規模な基幹施設等に限定し、整備更新を実施しているところ。</p> <p>今後、地域主権戦略大綱の趣旨並びに国営土地改良事業の特性を十分に踏まえた上で、以下に掲げる移譲に係る具体的な課題について地方自治体及び施設管理者等の関係者と議論を進めつつ、国営土地改良施設の中で、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」については、財産、水利権等を移譲し、地域の自主性、自立性を高めるべく、地方移管のための個別協議を試行的に行うことを検討。</p> <p>（国営土地改良事業を地方に移譲する場合に踏まえるべき事業特性）</p> <p>○国営土地改良施設は、広大な一定の面的まとまりをもった地域を対象に、受益者である農家の申請に基づき実施される国営事業により造成され、造成後の施設は、地域の状況に即して、土地改良区等が主体的に管理。</p> <p>○国営事業を契機として、小規模な取水口を合口し、安定的かつ効率的な農業用水の供給を図ってきたが、この際、農業者は、農水大臣が統合後の水利権を管理することを前提として、農業者にとって比較的自由な取水が許容されていた慣行水利権を放棄することを納得。現在に至るまで、安定的な農業用水に基づき、安心して営農を継続。</p> <p>（国営土地改良事業を地方に移譲する場合の課題）</p> <p>1. 国家的課題 我が国の食料供給を支える生産基盤を国家的観点から保全する仕組みの維持</p> <p>2. 地域の合意形成に係る課題 北海道との二者協議ではなく、国営造成施設の日常的な管理を行う土地改良区等の管理者との協議が不可欠</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>・地方移管する事務（H22.7.15国の出先機関の原則廃止に向けて）</p> <p>・食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきと言う意見があり、今後さらに検討が必要（H20.10）</p> <p>【北海道】</p> <p>・農業農村整備事業は、農業生産力を支える重要な役割を担っており、本道の食料供給力の確保・向上を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を十分に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設、草地基盤等の整備を継続的かつ安定的に実施することが不可欠であることから、必要な予算枠の確保を図ること。（H22.5及びH22.7の提案活動）</p> <p>【全国市長会】</p> <p>・農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H22.6決議提言事項・全国市長会議決定）</p> <p>【全国町村会】</p> <p>・農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること（H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</p>	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <p>・日本人の食の安全・安心の確保のためには、国内生産の増大と食料自給率の向上が不可欠であり、そのことは国の重要な責務であることから、基幹的な農業水利施設の整備保全については、今後とも国が責任を持って対応すること。（H22.7国営道央地区土地改良事業期成会員である由仁土地改良区理事長、恵庭土地改良区理事長、ながめま土地改良区理事長、南幌町長ほか）</p> <p>・「水の確保」、「農地の整備」、「人の育成」、「技術の伝承」で「食」を守ることは国策として推進を（H22.4及び7北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会員である真狩村長、中富良野町長、土別市長、鹿追町長、長沼町長ほか）</p> <p>○「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>【食料・農業・農村基本計画】（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に新しい戦略的な保全管理を推進する。</p>
北	50 同上（直轄事業の実施）					

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	53 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整		<p>3. 実施体制に係る課題</p> <p>①国から地方へ財産権を移譲することに伴う破損事故等の非常時の責任の明確化</p> <p>②付帯する水利権の移譲に伴う水系に関わる利水者及び河川管理者との利害調整</p> <p>③食料供給に大きな影響を与える広域的優良農地における災害時緊急体制のあり方</p> <p>④コスト縮減プログラムに基づく入札契約方式の改革など、事業執行上の効率性の確保</p> <p>⑤土地改良事業に係る計画基準、設計基準及び積算基準等の全国的な技術基準の作成と現場適用性を検証した上での基準改訂など、現場技術の積み重ねによる技術力の蓄積と体系化の体制の継承</p> <p>⑥技術者の継続的確保が困難となった場合に、技術力を継承する仕組みの構築</p> <p>4. 移譲の際の受け皿に係る課題</p> <p>上述の体制に係る課題の多くが、現在の都道府県という行政単位では解決することが困難であり、受け皿（利害調整や人員・財源のストックが可能な体制）についての議論を並行して行う必要。</p>			
北	51 同上（補助事業の計画審査等）	C-o	<p>国と地方の役割分担</p> <p>○この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>○具体的には、農地・農業用水が偏在する生産県（地方圏）が消費県（都市圏）への食料供給を担っている構造を踏まえ、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保することは、全国的な規模や視点に立って行われるべきである。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>補助事業の実施については、平成23年度から特に食料供給力の確保に重要な役割を果たす大規模農業地域で行う直轄事業と一体的に実施する地区等に対象を限定し、交付金の実施については、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図る見直しを行った上で、引き続き北海道開発局において事務を執行する必要がある。</p> <p>【理由】</p> <p>1 当該補助事業の適正な執行のためには、事業計画の基本的要件の審査及び補助金適法に基づく遂行状況や実績報告の審査等の補助金執行事務が必要不可欠である。</p>	<p>【全国知事会】 国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）</p> <p>・廃止する事務</p> <p>【全国市長会】</p> <p>・農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H22.6決議提言事項・全国市長会議決定）</p> <p>【全国町村会】</p> <p>・農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること（H22.7平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</p>	<p>○「霞が関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党政次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>	<p>【食料・農業・農村基本計画】（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○地域の裁量を活かした制度の推進</p> <p>従来の施設ごとに国が一部を補助する施策体系を改革し、地域の創意工夫を活かした新たな交付金を導入する。その際、地域の裁量で実施内容等を選択できる、地域のニーズに即した柔軟な対応を可能とする仕組みとし、地域特性を反映した整備を促進する。</p> <p>○食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進</p> <p>食料自給率向上を図る上で必要となる、農作物の作付面積の拡大、単収・耕地利用率の向上には、農業生産基盤の整備により、生産性の高い優良農地を確保することが不可欠である。このため、水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策を重点的に推進するとともに、地下水位制御システム等の新たな技術の導入を推進する。また、米粉用米・飼料用米の生産拡大等に応じて、地域に必要な農業用水を確保できるよう、ハード・ソフト施策の両面からきめ細かな対策を講じる。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	52 同上（補助事業の実施についての指導及び助成）	<p>2 ブロック毎に異なる地域特性を踏まえつつ行われる補助事業の進捗管理は、地方自治体との緊密な連絡・調整により行われており、仮に北海道開発局の職員を本省に引き上げた場合、補助事業の適正な実施を管理するため、本省から北海道へ職員を出張（あるいは、北海道から本省へ職員を出張）しなければならず事務作業に著しい支障が生じる。更には、直轄事業との間の進捗の調整についても、本省と道・市町村・土地改良区等との間で、職員の出張を含む連絡・調整を行う必要が生じるため、非現実的である。</p> <p>3 農山漁村地域整備交付金については、平成22年度に農山漁村地域の総合的な整備を推進するために創設されたところであるが、平成23年度に向け、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図り、政策目標別の大区分に即した大括り化と、農業生産力等の強化に向けた重点化を図る見直しを行うこととしており、効率的な事務の遂行のためには、多数の農山漁村地域整備計画策定に関する内容相談に対応した的確な技術的助言、補助金適法に基づく遂行状況や実績報告審査等の交付金執行事務が必要であるとともに、農政の重要な政策手段として各地域における政策目標の達成状況の把握、検討を行う必要があり、これを本省だけで実施することは非現実的である。</p>			
北	54 漁港漁場整備事業等の実施（直轄事業の調査・計画及び実施）	<p>C-o</p> <p>○北海道における直轄特定漁港漁場整備は、全国の漁船が利用し水産物流通ネットワークの拠点である第3種・第4種漁港に限定して実施されている。また、水揚げされた水産物の大半が道外に流通しており、これら全国的な水産物流通ネットワークの拠点として重要な漁港の整備は、地方自治体の受益を超え全国に及ぶことから、国が直接計画を策定し、整備する必要がある。</p> <p>○北海道の第3種・第4種漁港の工事は大規模なため、工事に係る業務量が膨大であり、かつ、寒冷地特有の高度な施工技術を要することから、高頻度で現地に出向く必要がある。また、北海道は海岸線が長く、現場への移動に長時間を要する。</p> <p>したがって、本省で直轄事業を行う場合は、地元調整、工事監督等を円滑に行うことが困難となり、著しく非効率となる。</p> <p>以上のことから、当該事務は、本省ではなく北海道開発局において引き続き実施することが必要である。</p>	地方移管（全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（22.7.15））	<p>・直轄による水産基盤整備を着実に推進すること （H20.9.24福島町議会意見書）</p> <p>・北海道の第3種、第4種漁港の整備を引き続き直轄事業で実施すること （H20.11.27北海道マリンビジョン21促進期成会（羅臼町長ほか））</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	55 同上(補助事業の実施についての助成等)	C-○ ○補助事業の助成・監督業務は、事業数が多く厳しい自然条件下で行われる北海道による漁港漁場整備事業の円滑かつ着実な実施に寄与し、また、直轄事業との効果的な連携を可能とし、もって、全国的な水産物流通ネットワークの効果的・効率的な構築に寄与することから、国において引き続き実施する必要がある。 ○現地の北海道開発局において、補助金交付申請の受理、補助事業と直轄事業の連携促進、技術的助言等の事務を密に行うことにより、北海道による漁港漁場整備事業の円滑かつ効率的な手続きが可能となる。 ○なお、この事務に関する事務処理は年間約550件、また、そのための現地協議を約100件行っており、本省で行う場合、補助事業の適正な実施を管理するために双方の職員が現地と本省間を頻繁に出張しなければならず、事務作業が非効率となる。	廃止・民営化(全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)		
北	56 営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調査等	C-○ 【国に残す理由】 自らの業務を実施するために必要な施設は、自らが責任を持って整備していくべきものであり、国の事務を実施するための施設については、国の責任において施設を整備していくことが適当。 なお、全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」においても国に残す事務とされている。 【引き続き出先機関の事務・権限とする理由】 ・北海道開発局が営繕を行う施設は、約800施設、延べ120万㎡と膨大な施設面積を有し、また税務署、検察庁、海上保安署など各省各庁が実施している多様なサービスに対応した施設形態を有していることから、それぞれの特性を熟知し、地域における行政ニーズ、気候風土、さらには既存建築物の現状等を把握した上で、官庁施設の営繕を適切に実施していく必要がある。 ・官庁施設の営繕を行うに当たっては、全国に配置された各省各庁の地方支分部局と随時連絡・調整を行う必要があり、これらの事務については、地方支分部局の所在地等を考慮し、適切な場所に設置された出先機関において実施するのが適当。 ・官庁施設の営繕を行うに当たっては、計画策定のための立地等条件の整理、地方公共団体、住民等地域との連絡・調整、工事の品質確認のための監督・検査、工事完成後の瑕疵担保期間内の点検・調整など、頻繁に現地に赴く必要があることから、本省で一括して実施するのは非効率であり、現実的ではない。	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		平成21年度事業仕分け評価結果「予算の縮減(10%~20%を縮減)」(官庁営繕費)

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
北	57 官公庁施設に関する指導及び監督	<p>C-○ 【国に残す理由】 自らの業務を実施するために必要な施設は、自らが責任を持って必要な水準を確保していくべきものであり、国の事務を実施するための施設については、国の責任において、必要な水準を確保できるよう関係国家機関への指導及び監督を実施していくことが適当。 なお、全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」においても国に残す事務とされている。</p> <p>【引き続き出先機関の事務・権限とする理由】 ・北海道開発局管内の国家機関の建築物は、約2,100施設、延べ520万㎡と膨大な施設面積を有し、税務署、検察庁をはじめ、刑務所などの行刑施設、自衛隊の部隊・機関が使用する施設、裁判所など各省各庁が実施している多様なサービスに対応した施設形態を有している。これらの建築物について、それぞれの特性を熟知し、地域における行政ニーズ、気候風土、さらには既存建築物の現状等を把握した上で、指導のための計画を企画立案し、保全の実地指導等を適切に実施していく必要がある。</p> <p>・国家機関の建築物について、施設の安全性、施設環境を確保し、建物の機能を長期的に維持していくためには、一定の周期で現地に赴き、技術的な観点から、建物の各部位の劣化状況、設備機器の故障・不具合の状況に係る調査の実施、危険回避のための措置や修繕の必要性等に係る指導等を行う必要があり、これらの事務については、地方支分部局の所在地等を考慮し、適切な場所に設置された出先機関において実施するのが適当。</p>	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。		

【国土交通省】 地方運輸局

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	1-1 内部管理事務	C-c	地方運輸局が担う事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は国において行うべきである。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると国に残す事務とされている。	-	-
運	1-2 同上 (地方移譲に係るもの)	A-a	地方に移管される事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は地方において行うべきである。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	2 総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括	A-b-① (市町村の自主性・独立性が高められるよう、求められた場合を除き、指導・助言等の関与は行わない) C-c	交通基本法を実現していくためには、国民の移動手段が確保される社会の実現に向け、地域の公共交通に関する取組みへの支援を充実していく必要があるため、地域公共交通に係る国の支援策を抜本的に見直し、新たに「地域公共交通確保維持改善事業(仮称)」を創設することにより、地域の多様な関係者による議論を踏まえた取組みを一括して支援する仕組みを構築し、地域の使い勝手を向上させることとする。 また、市町村の自主性・独立性が高められるよう、求められた場合を除き、指導・助言等の関与は行わないこととする。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	-	事業仕分けにおいては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「各自治体の判断に任せる(長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき)。」、公共交通活性化総合プログラムについて、「廃止」ととりまとめられ、さらに、行政事業レビュー(公開プロセス)においては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「一旦廃止 ただし、政策目的はご理解頂いたので、政策目的を達成するため、交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し」ととりまとめられたところ。
運	3-1 観光振興等 ・民間に関する助成 ・国際観光振興 ・地域に対するコンサルティング等	A-b-① (専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みで一の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わない。)	国際観光業務に重点化するほか、地方の観光振興について、全国的な視点に立った先端的、モデル的な取組に特化し、専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みで一の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。(ただし、観光関係国庫補助事業に関する事務は廃止・民営化する事務とされている。)	-	-
運	3-2 同上(国際観光部門)					
運	3-3 同上(観光関係国庫補助事業に関する事務)					

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	4-1 交通バリアフリーの推進、環境対策、物流振興・効率化施策の推進に関する事務の総括	C-c	<p>【交通バリアフリーに関する事務】</p> <p>交通環境部において行う交通バリアフリーの推進に関する事務を総轄する事務は、交通のバリアフリー化においては各モード間の連続性が重要であるため横断的に推進を図る必要があることから、本省と個別の交通モードの所管部門との横断的な調整等を行うものであり、地方運輸局において行う必要がある。</p> <p>【環境対策に関する事務】</p> <p>運輸分野における環境対策に関する業務は、環境意識の高まりといった運輸を取り巻く社会経済情勢や事業環境の変化を踏まえ、国が一定の方針を示し率先して取り組むべき課題であり、このための施策を個別の交通モードに係る業務と一体的に地方運輸局において行う必要がある。</p> <p>【物流振興・効率化施策の推進に関する事務】</p> <p>物流政策については、国内外の発着地間全体にわたる広域的な視点が不可欠であり、また、各交通モードに係る行政等と一体不可分である性格を有しているため、国際競争力の強化や環境負荷の低減等を目的とした様々な施策を総合的・一体的に推進するには、地方運輸局の国策実行部隊としての機能が必要である。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	【交通バリアフリーに関する事務】地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進のため、整備対象施設の範囲の拡大や数値目標の設定等も含め、必要な具体的方策を検討し、平成22年度内を目途にその結論を得る。（「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定））
運	4-2 同上（バリアフリー関係国庫補助事業に関する事務）	事実誤認	事実誤認。交通環境部においてバリアフリー関係国庫補助事業に関する事務は行っていない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	5 倉庫業の登録・指導監督	C-c	倉庫業の登録・指導監督は、国が一元的に実施しており、二重行政は生じていない。全国各地を発着地として広域的に物流事業が展開されていることから、国による全国一律の登録・指導監督基準により倉庫業者の円滑な事業活動、ひいては効率的な物流を確保することが必要である。また、安全対策の観点からも国による全国一律の倉庫の整備基準により倉庫の安全性を確保することが必要である。さらに、国際競争力の強化の観点からも、国による一元的な指揮命令系統の下、トラック、港湾運送等の他の物流事業と一体的に地域差なく均質かつ迅速に指導監督を行うことが必要であることから、地方公共団体への移管は適切でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護並びに地方運輸局の所掌に関する情報化に関する基本的な企画及び立案	C-c	<p>【地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護関係】</p> <p>バリアフリー法において、バリアフリー施策のスパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進は国の責務とされているところ、各地域におけるバリアフリーに関する当事者の意見の集約や制度反映のための調整、全国的な心のバリアフリーの浸透のためのバリアフリー教室の開催等の事務は引き続き地方運輸局で行う必要がある。また、消費者基本法において、消費者施策の推進は国の責務とされているところ、各地域における交通に係る消費者の意見・苦情の集約や制度反映のための調整等の事務は、引き続き地方運輸局で行う必要がある。</p> <p>【地方運輸局の所掌に関する情報化関係】</p> <p>政府全体で取り組んでいる情報化推進業務について、地方運輸局における情報化施策を推進するとともに、個別施策の推進に当たり各交通モードを所管する地方運輸局関係部局や管轄区域における交通・観光事業者との調整を行う。また、地方運輸局関係部局や管轄区域における交通・観光事業者と連携しながら、交通・観光関係の情報を収集し、陸・海・空の各交通モードと観光に関して全国統計の基盤となる地域ブロック統計を作成している。このように、本省や地方運輸局関係部局、管轄区域における関係者と密接に連携しながら業務を行うため、これら業務は引き続き地方運輸局で行うことが必要である。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	<p>【地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護関係】</p> <p>○地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進のため、整備対象施設の範囲の拡大や数値目標の設定等も含め、必要な具体的方策を検討し、平成22年度内を目途にその結論を得る。(「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定))</p> <p>○各府省庁は、消費者が主役となる社会の実現を目指して、今後は、相互間の情報の共有を進め、的確な役割分担や共同の取組によって、それぞれの業務を確実に遂行します。(「消費者基本計画」(平成22年3月閣議決定))</p> <p>【地方運輸局の所掌に関する情報化関係】</p> <p>○IT戦略の実施に当たっては、これまでの関連施策が効果を上げていない原因を徹底的に追求し、IT戦略以外の各政策との連携、関係府省間の連携、政府と自治体との連携、政府と民間との連携等を具体的に進め、新たな民主権の社会が早期に確立されるよう、国を挙げて、強力に推進する。(「新たな情報通信技術戦略」平成22年5月IT戦略本部決定)</p> <p>○公的統計(国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計)は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であると位置付けられるとともに、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。(「公的統計の整備に関する基本的な計画」平成21年3月13日閣議決定)</p>
運	6-1 鉄道事業等の許認可・監査・行政処分等 ・鉄道事業 ・索道事業 ・専用鉄道	C-c	公共交通機関である鉄道は、広域に跨ってネットワークを形成しており、重大な事故等が発生した場合の社会的影響が大きく、事業者に対する許認可や監査、行政処分等は安全の確保に直接関わるものである。事故等が発生した場合には、国が重大な事故等に係る再発防止対策を全国一斉に迅速かつ適確に展開・指導する必要がある、地方移譲を行った場合には、このような緊急時の対応等に著しい支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じる恐れがある。さらに、鉄道は他の交通モードと異なり、ハード及びソフトが一体となって安全運行が確保される総合システムであることから、土木・電気・車両・運転等の多岐の分野に関する専門的知識・経験を有する者が事故調査や許認可や監査等を的確に運用する必要があり、かつ当該業務を全国200名に満たない職員により実施している中で、地方移譲を行った場合には行政効率率が著しく非効率にならざるを得ないこととなる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている(ただし、JRに対する許認可等は引き続き国で実施することとなっている。)	-	-
運	6-2 同上(鉄道事業(JR))					

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	7 軌道事業の許認可・監査・行政処分等	C-c	公共交通機関である軌道は、鉄道と同様、重大な事故等が発生した場合の社会的影響が大きく、事業者に対する許認可や監査、行政処分等は安全の確保に直接関わるものである。事故等が発生した場合には、国が重大な事故等に係る再発防止対策を全国一斉に迅速かつ適確に展開・指導する必要がある中で、地方移譲を行った場合には、このような緊急時の対応等に著しい支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じる恐れがある。さらに、軌道事業は、鉄道と同様、他の交通モードと異なり、ハード及びソフトが一体となって安全運行が確保される総合システムであることから、土木・電気・車両・運転等の多岐の分野に関する専門的知識・経験を有する者が事故調査や許認可や監査等を的確に運用する必要がある、かつ当該業務を全国200名に満たない職員により実施している中で、地方移譲を行った場合には行政効率が著しく非効率にならざるを得ないこととなる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	8-1 鉄道等に関する助成	C-c	鉄道事業等の安全確保等に関わる助成は、鉄道事業者に対する規制のあり方と一体的に政策判断をする必要がある。具体的には、国による制度・安全基準の策定、安全基準に合致しているかの審査等、制度・安全基準の改正等の一連のサイクルを通じて実施される許認可等と一体的に助成の緊急性が判断されること、全国のいずれかの鉄軌道で起こった事故等をもとに全国的な助成の緊急性が判断されること等が必要であり、許認可等と切り離して助成業務の地方移譲を行った場合には、効果的な鉄道行政の実現が害されることとなり、国民の生命・財産に重大な被害が生じる恐れがある。また、安全の確保に必要な施設・設備等に対する助成業務については、安全面での知識やノウハウが不可欠であり、かつ当該業務が少数の職員によって実施されている中で、地方移譲を行った場合には行政効率も著しく非効率にならざるを得ないこととなる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている（ただし、JRに対する助成は引き続き国で実施することとなっている。）	-	-
運	8-2 同上（JR）					
運	9 統計調査の実施・鉄道車両等生産動態統計調査	C-b	社会・経済の変化に対応した統計の整備を推進するとともに、統計調査の精度の維持と効率的な実施を図るため、鉄道車両等生産動態統計調査に関して見直しを行い、平成21年4月調査分より地方運輸局を経由せず本省直轄で実施している。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）、統計委員会答申
運	鉄道関係国庫補助事業に関する事務	C-c	鉄道関係国庫補助事業に関する事務は、輸送の安全性の確保等を目的とするもので、鉄道事業者の行う補助対象事業の内容を的確に審査・監査し、安全基準に合致しているかを確認する必要がある、具体的には、国による制度・安全基準の策定、安全基準に合致しているかの審査等、制度・安全基準の改正等の一連のサイクルを通じて実施される許認可等と一体的に実施する必要がある。また、安全の確保に必要な施設・設備等に対する補助業務については、安全面での知識やノウハウが不可欠である。このため、鉄道関係国庫補助事業に関する事務は引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、廃止又は民営化により、輸送の安全性の確保等の実現が害され、国民の生命・財産に重大な被害が生じる恐れがある。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	10 旅客自動車運送事業の許認可等 ・バス事業 ・タクシー事業	A-b-① (自家用有償旅客運送) C-c	自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する。一方、その他のバス・タクシー事業の許認可等については、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令系統の必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	出先機関改革に関する工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）
運	11 トラック事業の許認可等	C-c	トラック事業に関する許認可等は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令系統の必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	12 自動車運送事業に対する助成	C-c	自動車運送事業に対する助成は、車両の低公害化やバリアフリー化の促進など国民的な政策課題に対応するものであり、国が率先して取り組むべきものである。なお、当該事務は、国土交通本省において一元的に審査等を行っており、地方運輸局では申請書類の経由事務のみを行っていることから、これらの経由事務の実施については地方公共団体への移管による効率化の余地が乏しい。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、バス関係国庫補助事業に関する事務は廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	バス関係国庫補助事業に関する事務					
運	13 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業	C-c	自動車損害賠償保障事業に関する事務は、地方公共団体との二重行政は生じていない。加害者は資力や遵法精神に欠け回収が難航する場合もあり、確実な債権回収のためには、てん補を行った国自らが責任を持って回収事務を担うことが適当であり、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	14 自動車の登録・自動車抵当	C-c	自動車の登録に関する事務は、自動車の所有権を法的に公証し、その安定的流通を保証するとともに、登録は自動車を行行するための法的要件でもあり、その事務の実施は公権力の行使そのものであることから、国が実施することが適当である。また、自動車抵当は、登録により公証された所有権を前提として設定するものであり、登録事務と一体的に国が行うことが適当である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	出先機関改革に関する工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）
運	15 自動車の整備命令に関する業務、自動車検査に関する業務等	C-c	自動車検査に関する業務等は、全国一律の基準で対応することが必要であることから国が一元的に行うことが適当であり、地方公共団体への移管は適当でない。また、自動車を行行するための法的要件である自動車検査証の交付事務及び自動車の整備命令については、ともに公権力の行使そのものであることから、国が責任をもって行うことが適当である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	16 自動車整備事業の許認可・監査等	C-c	自動車整備事業の許認可・監査等は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、また、全国で販売・流通し、移動する自動車の検査制度において、継続検査の約7割を扱っている民間車検場（指定整備工場）等を適切に監督するために行っているものであり、自動車検査制度と一体不可分なものであることから、国が一元的に行うことが適当であり、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に関する事業の監査及びこれに基づく指導並びに家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関する事務等	C-c	道路運送事業等に関する監査・指導に関する事務は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令システムの必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	道路運送の安全に関する事務	C-c	道路運送の安全の確保に関する事務は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令システムの必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	17 海上運送事業等の許認可・監査・行政処分	C-c	当該事務は、国民の生命・身体に直接関わる安全確保に関するものであることから、業務遂行上の体制や他の海事行政分野と切り離すことによる他部署との連携等において、移管前の水準を維持できるか懸念されるところであり、またその運用に地域差はあるべきでなく、引き続き国が実施することが必要不可欠であり、地方公共団体への移管は適切でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関する事務	C-c	旅客定期航路事業等は、我が国の国際物流の基盤として必要不可欠な事業活動であるとともに国内物流ネットワークの一端を担っているところ。そのため、港湾運送事業等の許認可等については、港湾運送サービスの効率的かつ適正な実施による国際・国内の物流・産業活動の円滑化や、事業者の全国での事業展開への対応等の観点、また、労働組合が全国組織である産別組合を結成しており、一地方港の労働問題が直ちに全国の港に影響を及ぼすことがあること等から、全国的な見地での公平性の確保等が必要であり、地域主権大綱P8、（注）の①及び②に該当するため、国において実施することが必要。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	18 港湾運送事業等の許認可・監査・行政処分	C-c	港湾運送事業等は、我が国の国際物流の基盤として必要不可欠な事業活動であるとともに国内物流ネットワークの一端を担っているところ。そのため、港湾運送事業等の許認可等については、港湾運送サービスの効率的かつ適正な実施による国際・国内の物流・産業活動の円滑化や、事業者の全国での事業展開への対応等の観点、また、労働組合が全国組織である産別組合を結成しており、一地方港の労働問題が直ちに全国の港に影響を及ぼすことがあること等から、全国的な見地での公平性の確保等が必要であり、地域主権大綱P8、（注）の①及び②に該当するため、国において実施することが必要。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	19 造船業の許認可・監査等	C-c	造船業は世界単一市場であり、一国の政策が市場に与える影響が大きいため、国際的な競争政策等との兼ね合いから、我が国においても一定規模の造船施設の新設等を行う造船事業者に対し、国家的視点から許可等を求め、一元的な国の組織体系で全国一律に実施することにより健全な造船市場の確保を図っているところである。その一部として地方運輸局が行う小規模の造船施設の新設等に係る許可等の事務のみを国から切り離し、地方自治体等に移管することは、上記の本施策の目的に照らして適切ではなく、たとえ広域の実施体制等の整備を行ったとしても同様である。また、本施策の目的からして事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量が微小であることから、地方移譲に際し行政効率の著しい低下が見込まれる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	20 統計調査の実施 ・内航船舶輸送統計調査 ・造船機統計調査 ・船員労働統計調査	C-b (内航船舶輸送統計調査) C-c	<p>【内航船舶輸送統計調査】 社会・経済の変化に対応した統計の整備を推進するとともに、統計調査の精度の維持と効率的な実施を図るため、内航船舶輸送統計調査に関して見直しを行い、平成22年4月調査分より地方運輸局を経由せず本省直轄で実施している。</p> <p>【造船機統計調査・船員労働統計調査】 現在、国の地方出先機関において、造船業の許可・監督等に関する政策並びに船員の労働条件及び賃金等に関する政策（以下「2つの政策」）の業務とともに、造船機統計調査及び船員労働統計調査（以下「2つの統計調査」）を調査対象事業者に対して実施している。</p> <p>これら、2つの統計調査は、2つの政策の基礎資料としても使用されており、引き続き必要である。</p> <p>当該2つの統計調査は、現在は国の地方出先機関において少額の予算で実施しているが、仮に本省において外部委託にした場合は、業務委託費として多額の予算が必要となる。</p> <p>また、当該統計調査は、現在所管事業者との日常的な業務と連動して円滑かつ合理的に行っており、本省において外部委託した場合には、調査対象名簿の更新、回収等に支障をきたし、回収率や統計精度の低下が懸念される。よって、国の地方出先機関で2つの統計調査を実施した方が合理的である。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	21 海事代理士に関する登録等	C-c	<p>利用者の利便性及び権利・利益の確保の観点から、国家資格者たる海事代理士として海事関係法令に関する高度な専門的知識や的確な事務処理能力等、一定の資質等を確保するために、統一的な基準に基づき対応する必要があることから、事務量等の規模も勘案して、国において実施する必要がある。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、海事代理士試験の実施は廃止・民営化する事務とされている。）	-	-
運	22 海事代理士試験の実施					
運	23 船員の職業紹介	C-c	<p>求職者の住所、求人者の住所、就業場所が広域に跨ることから国が広域的・一元的に実施する必要があり、かつ、海上労働の特殊性から他の海事行政と一体的に実施する必要がある。さらにILO第88号条約には、「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とされている。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	24 船員の雇用保険関係	C-c	<p>雇用保険の認定業務は船員の求職活動を認定して行うものであり、船員の職業紹介と密接不可分であるため、国が実施する必要がある。また、雇用保険は雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なることから保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図る必要があるため、政府管掌保険として運営する必要がある。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	離島航路関係国庫補助事業に関する事務	C-c	当該事務は、日本全国いかなる地域に住んでいる国民に対しても全国共通に最低限の移動の確保及び離島の持つ国境や経済水域の維持管理の観点や自然環境保全等の面からの国益確保に関するものであることから、国が責任を持って対応すべき事業であり、都道府県の支援の度合いにより輸送サービスの廃止の発生等離島内の不公平が生じないよう、国として必要最低限のサービス水準を確保すべく、本省における補助金額の確定等の事務と一体的に当該事務を運輸局において実施する必要がある。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	25 船舶検査	C-c	船舶検査、外国監督船舶（PSC）及び登録・測度に関する事務は、国際条約に基づくものであり、国際的にも国の事務。また、国際基準への適合性確認、条約証書の交付、外国船舶の拘留、国籍の公証等といった業務の性質上、外国政府や国際機関との調整・連携が必須であるとともに、国際基準の統一的運用確保のため、一元的な指揮命令系統、全国異動を含む職員の一元管理が不可欠。さらに、PSC執行官の資格要件や外国政府による日本船舶に対するPSCへの対応等の観点から、これらの事務は国において一体的に実施すべきであり、一部の事務を切り離して移譲することは行政の効率性や利用者利便を損なう。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、外国船舶の監督等は引き続き国で実施することとなっている。）	-	-
運	27 外国船舶の監督等					
運	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務					
運	船舶のトン数の測度及び登録に関する事務					
運	26 運航労務監査	C-c	当該事務を都道府県に移管することは、業務遂行上の体制の整備、他の海事行政分野と切り離すことによる他部署との連携及び海難事故の再発防止策の実施等に関し広域的性質を有する海上運送に求められる全国的画一的な対応について、移管前の水準を維持できるか懸念されるところであり、今後も国において一元的に所掌することが適切である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	-	-
運	28 海技士等に関する登録等	C-c	当該事務は、船舶に乗り組む者の能力を証明及び確認する事務であるが、船舶の航行の安全の確保という国民の生命・財産の保護に関するものであり、船舶は広域性を有していることから、全国統一された基準・運用により実施する必要がある。 上記の観点から、深刻な海難を機に締結された国際条約において、外国船舶の監督とともに、条約の締約国自らが、船員の資格証明について責任を持って対応することが義務付けられており、自治体への当該事務の移譲は条約の趣旨に反することから、引き続き国が責任を持って実施することが適当である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、海技士試験等の実施は廃止・民営化する事務とされている。）	-	-
運	29 海技士試験等の実施					
運	タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する事務	C-c	タンカー油濁損害賠償保障契約に関する事務は、条約に基づく国の責務として実施されている。また、両契約に関する事務は行政の公平性・効率性、職員養成の困難性、海難等緊急時の対応の観点から、引き続き、国において実施することが必要不可欠であり、地方公共団体への移管は適切ではない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	30 統計調査の実施 ・自動車輸送統計調査	C-b	社会・経済の変化に対応した統計の整備を推進するとともに、統計調査の精度の維持及び効率的な実施のため、自動車輸送統計調査に関して見直しを行い、平成22年10月から地方運輸局を經由せず本省直轄で調査を実施することとしている。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）、統計委員会答申

【環境省】 地方環境事務所

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
環	1 家電リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a	全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号4)	廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。例えば、リサイクル法制においては地方自治体ごとにバラバラな運用がなされると資源の有効活用ができないし、事業者の負担も増える。資源の輸出入が進んでいることから、国がしっかり取り組む必要がある。 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	
環	2 容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a	また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号4)		
環	3 食品リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a	ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。	-		
環	4 自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a		地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号5)		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
環	5 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定業者に対する報告徴収・立入検査	C-b	<p>アスベスト、PCBについては、国民の忌避感情が都道府県の域を超えて全国的に特に高いことから、国が主導的にこれらの廃棄物を適正に処理することができる施設に係る認定及び指導監督を行い、迅速にその処理を推進することが必要。また、無害化処理は、施設の種類、炉内温度、投入物の混合割合等の異なる条件の組み合わせから成る新しくかつ高度な技術であるため、その安全性を確認するためには高度な専門性が不可欠であり、国が専門家の知見を得つつ個々の施設と処理方法ごとに安全性を確認することが必要。</p> <p>以上の理由から、無害化処理施設に対する報告徴収・立入検査についても、個々の処理施設特有の無害化処理の科学的メカニズム及び安全性を確認した国が行い、責任を持って指導監督することが適当である。</p> <p>仮に、当該事務・権限について地方に移譲すれば、各地方自治体の対応の相違等により、施設に対する指導監督を的確に行うことができなくなり、著しい支障を生じることから、引き続き国の事務とすることが適当。</p> <p>なお、当該事務・権限については、本省への引き上げを行うこととする。</p>	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解)	「廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。」 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	
環	6 オフロード法に基づく技術適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査	C-b (製造業者の規制のために必要な、使用者への立入等) A-a (その他)	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。ただし、本省で行っている製造業者等への規制(法第13条の改善命令等)については、国際的な商品である特定特殊自動車に対するものであるため、引き続き本省において実施することとなる。本省がこの事務を行うためには、使用者に対する報告徴収及び立入検査を通じた実態調査が必要不可欠であり、自治体の域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしても、本省による迅速かつ効率的な実態把握が困難となり、その実態把握の結果に基づく本省の事務である製造業者等への規制を実施することに著しい支障を生じる。このことから、本省の事務である製造業者等への規制のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。</p>	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号15)		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
環	7 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督	A-a (一の県内で調査事業を行う場合) C-b (複数の都道府県で調査事業を行う場合)	複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間での連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。 従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、本省において事務を行うこととする。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号16)		
環	8 石綿健康被害救済法による申請の経由	A-a		地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号10)		
環	9 循環型社会形成推進協議会への参加	A-a		廃止・民営化 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号8)		
環	10 廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等	C-b	当該事務・権限は、大規模な不法投棄が発生し、その迅速な解決のために国が関与した事例を踏まえ、創設されたもの。このような事案が発生し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるような場合に、国が都道府県と連携し迅速に実態把握を行い、都道府県知事に対して支障除去等の措置命令や当該措置命令に基づく代執行に関し必要な指示を行うことで、国民の安全・安心につながる。したがって、引き続き国による事務・権限とすることが適当。 なお、具体的な業務については、本省へ引き上げて行うこととする。	廃止・民営化 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号2)	「環境は地域の問題に限定されず、また、国の視点からは地方自治体における対応が適切でない事例もある。国と地方でいかに分担するかではなくいかに連携するかが重要であることから、並行権限として緊急時に立入検査等を行う権限は国に残すべき。」 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
環	11	公害規制法に基づく緊急時の立入検査等	C-b	上九一色村のオウム施設への立入検査を地方公共団体が躊躇し、順調にできなかったために国が立入検査を行った事例等を踏まえて創設された制度であり、国が緊急時の立入権限を有することは、結果的に国民の安全・安心につながるものであるため、本省において業務を行うこととする。なお、この方針は、大綱8ページの(注)の③に当てはまるものである。	廃止・民営化 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号14)		
環	12	全国的な製造量の総量確認等のための化学物質審査規制法に基づく報告徴収・立入検査	C-b	新規化学物質については、国全体での製造・輸入量の総計が1トン以下であること等を条件に、届出の免除をしており、化学物質それぞれについて、全国の製造・輸入量の総計を確認する必要があるが、下記の2つの点から、本省が直接執行すべきと考えられる。 ①： 現在、数千種に及ぶ新規の化学物質が毒性等の審査免除の対象として届出されており(毎年更新も含めると2万種程度)、扱う事業場の所在地も千差万別である。したがって、それら物質毎に国全体での製造・輸入量の総計が1トン以下であること等を確認するための広域的な実施体制を地方自治体が整備することは実態上困難である。 ③： 事後監視のための立入検査・報告徴収は、化学物質による汚染から国民の生命、健康を保護する上で不可欠であるが、その実施にあたっては、全国での当該化学物質製造量や環境・人体への影響等を勘案した、優先順位付けが必要である。その優先順位付けについては、毎年の届出状況に応じ、製造量の多さや健康リスクの大きさ等を勘案した選定作業が必要であり、あらかじめ事務処理等の基準を定めることは困難である。 大綱P.8の(注)①③に該当	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号17)		
環	13	カルタヘナ議定書の履行に係る、遺伝子組換え生物に関する立入検査等	C-b	我が国が締結した国際条約「カルタヘナ議定書」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。 また、遺伝子組換え生物の使用の承認は国が行っていることから、地方公共団体では、立入検査等を行うために必要な知見を有していない。 ただし、事務量としては僅少であるため、本省に事務を引き上げることとする。	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号29)		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
環	14	ラムサール条約の履行に係る、登録湿地の保全、管理	C-b	我が国が締結した国際条約「ラムサール条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。 また、国際的・全国的に渡りをする水鳥が対象の一つであるため、広域的な観点からの調整が必要。 ただし、専らラムサール条約に係る事務量としては僅少であるため、本省に事務を引き上げることとする。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号30) 廃止・民営化 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号31)		
環	15	地球温暖化防止に関する助成	C-b	25%の温室効果ガス削減を行うという目標の達成は国の義務であり、国として強力に温暖化対策の推進を図るという「国全体の利害」に関わるものであること、また、財源は温暖化対策に用途を限定した石油石炭税であり、国として確実にそのお金を実効性のある温暖化対策に使ってもらう必要があることから、国が行うことが必要。 仮に、事務処理等の基準を定め、例外的に国の指示等を認めた上で権限委譲を行ったとしても、広く一律に配布すれば、施設整備を行うには不十分な予算額であり、実効性のある温暖化対策が行われず目標達成が困難になる。 なお、地域協議会民生用機器導入促進事業については事業レビューの結果から平成23年度は予算要求は行わない	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号11) 廃止・民営化 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号12)		
環	16	地球温暖化に関する普及啓発(チャレンジ25の推進など)	C-b	環境省の所掌事務に関する情報の整理、提供、相談や知識の普及・啓発は当該所掌事務の実施と一体的に行われるべきものであり、例えば、国として責任を持って取り組んでいる地球温暖化対策のうち、チャレンジ25キャンペーンとして全国的に展開している運動のみを地方自治体へ移譲することには対策の実施上支障を生じるおそれがある。なお、本事務については、全国的な取組のモデルとして本省において実施する方向で検討する。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解)		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環	17 環境教育（最新の科学的知見の発信など）	C-b	<p>国等の調査研究を通じ得られる環境問題に関する最新の科学的知見の発信は、環境教育を的確に進めていく上で必要不可欠な国の役割であり、また、最新の国の環境施策に関する情報は、国が直接発信するのが適当かつ効率的であること等から、これらの事務については、今後も国が行うことが合理的かつ適切。</p>	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号9）		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく基本的な方針（平成16年9月24日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定
環	18 国立公園の規制	C-c	<p>国立公園は、我が国を代表する優れた自然であり、全国から多くの人々が訪れる国民全体の「宝」。地域の住民のためだけのものではなく、地域の住民のみに開発の是非の判断を委ねることは適当でない。</p> <p>また、地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、国立公園の保護が保障されない。</p> <p>州の権限が強い連邦制の国も含め諸外国でも国立公園は国の管理。</p> <p>国立公園とは別に、都道府県立自然公園の制度も存在。</p>	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号19）	国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園の規制については、国の直接執行事務と整理。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環 19	国立公園事業の実施	C-c 自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行うことが必要。 また、近年は外来生物の進入や気候変動による生態系の悪化も課題になっており、国立公園の保護を図るには、行為規制だけではなく、悪化した自然の再生のための事業の実施が必要。 諸外国においても、国立公園の保護と事業は国が一体的に実施。	多くの地方公共団体より、国立公園内で国直轄による登山道やビジターセンター等を整備するよう要望が寄せられている。 地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号18)	国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。 国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園の管理は、根幹的部分を国が直接執行する事務として整理。
環 20	世界自然遺産登録地域の保全	C-c 我が国が締結した国際条約「世界遺産条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。 世界遺産は、世界人類すべてにとっての「宝」。地域の住民のためだけのものではないことから、地方公共団体において保護管理することは適当でない。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号20) 地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号21)		世界自然遺産地域は、自然公園法及び自然環境保全法などにより法的な保護を図っているところ、平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園と自然環境保全地域の規制は国が直接執行する事務として整理。

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
環	21	国立公園等における適正な利用指導等	C-c	<p>国立公園の利用者の中には、ゴミの投棄や植物の損壊など不適切な行為をする者も多い。このため、違反行為に対する指導や、自然とふれあい、学習するための観察会等の実施についても、保護施策と併せて一体的に行うことが必要。</p> <p>利用者に対して利用指導をする法的根拠は、自然公園法に基づく行為許可権限や公園事業の管理権限にあるため、これらと切り離すことはできない。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 22)	<p>国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。</p> <p>(出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)</p>	<p>地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園における違反行為をした者に対する原状回復命令等は、国の直接執行事務として整理。</p>
環	22	原生自然環境保全地域等の規制	C-c	<p>原生自然環境保全地域や自然環境保全地域では、基本的に開発は凍結され、許可される行為は学術研究等に限られており、地域の生活や産業との関係はほとんどない。</p> <p>また、地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、保全地域の保護が保証されない。</p> <p>連邦制の国も含め諸外国においても、ナショナル・パーク（国立公園）と並んで、ウィルダネス・エリア（原生自然保全地域）等として国が直接保護・管理している。</p> <p>原生自然環境保全地域等とは別に、都道府県自然環境保全地域の制度も存在。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 23)		<p>地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、自然環境保全地域の規制は国が直接執行する事務として整理。</p>
環	24	種の保存法に基づく象牙等を扱う特定国際種事業の届出・指示等	C-c	<p>我が国が締結している国際条約「ワシントン条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。</p> <p>また、海外から持ち込まれる規制対象品目の国内での流通管理を適切に実施するためには、政府（税関や通商事務所等）が行う貿易管理と一体となった対応が不可欠。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 24)		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) : (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環 25	国指定鳥獣保護区内の捕獲許可等	C-c <p>国指定鳥獣保護区は、ラムサール条約登録湿地や希少鳥獣の生息地など、国際的・全国的見地から貴重な鳥獣の生息地を保護するために指定されたもの。国民すべてにとっての「宝」であり、地域の住民のためだけのものではない。</p> <p>また、県境を越えて広域に移動する鳥獣について、一方の県の判断のみで捕獲が許可されると当該鳥獣の保護が図れない場合がある。</p> <p>地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、国指定鳥獣保護区の保護が保証されない。</p> <p>連邦制の国を含め諸外国においても、国立公園 (National Park) と並んで、国指定野生生物保護区 (National Wildlife Refuge) 等として国が直接保護・管理している。</p> <p>なお、既に都道府県指定の鳥獣保護区の制度も存在。国の保護区指定については、国際的・全国的見地から特に重要なものに数を絞ってきている。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 26)		地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国設鳥獣保護区における鳥獣等の捕獲等の許可等の事務は国が直接執行する事務として整理。

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
環	26	国指定鳥獣保護区における保全事業	C-c	外来生物の進入や気候変動による生態系の悪化等が課題になっており、国指定鳥獣保護区の保護を図るには、捕獲許可等だけではなく、悪化した自然の保全・再生のための事業も一体的に行うことが必要。	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号25）		
環	27	環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲許可等	C-c	絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関しては、地域の利害を超えて国家的な課題として取り組むべき。このため、「希少鳥獣」については、国の責任で許可することが適当。また、希少鳥獣の生息数は極めて少ないため、地域の生活や産業との関係はほとんどない。 かすみ網については、無差別かつ大量に捕獲が可能な猟具であり、鳥獣の保護に重大な支障があることから、全国的に販売、所持を規制している。このように県境をまたいで流通管理する必要があるかすみ網については、地方公共団体ではなく国が一元的に取り締ることが効果的。 爆発物、劇薬、毒薬、麻酔薬等の危険猟法については、人の生命・身体に重大な支障を及ぼす可能性があり、全国で統一的な規制をすることが必要。	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号27-1）		
環	28	特定外来生物の飼養等の許可等	C-c	特定外来生物は海外から持ち込まれ、県境を越えて移動や分布拡大を起こすため、地方公共団体の枠組みにとらわれることなく、輸入時の水際対策と一体的に、引き続き国が自ら業務を行うことが必要。	国に残す事務（H22.7.15全国知事会見解 事務番号28）		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環	29 温室効果ガス排出量の報告関係 (受理)	C-c	温対法に基づく排出量の算定・報告・公表制度は今後法制化が見込まれる国内排出量取引制度において、国が企業の排出量を把握する仕組みの基盤となるものであり、国の責任において統一的にその事務を行うことが必要。このため、域外権限の付与など広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお国レベルでの排出量取引制度の統一的な実施に著しい支障を生じる。また、報告を行う企業は全国にあり、事業者からの相談、報告書の受理とその内容の確認等、きめ細やかに対応するためには、地方環境事務所においてその事務を行うことが合理的。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号7)	国に加え、都道府県が個別に排出量の報告を求めるのは事業者にとって負担。重要なのは特定の事業者の全国での取組であり、都道府県単位で事業者の排出量の増減を計測したり、対策を求めることは、全体最適とはならない。 出先機関改革の名の下で、地方環境事務所が行っている事務・権限にのみ焦点を絞るべきではない。例えば温室効果ガスの報告については、その内容は国として温暖化対策を進めるために不可欠の情報。都道府県がデータ提出を求める場合は、事業者の負担を減らすためにも国から共有すれば十分ではないか。 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	平成17年3月11日付けの中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」においては、「国においては、報告された排出量データを集計・分析して、一覧性をもって公表する」こと、「排出量の報告ルートについては、報告する者の負担を軽減させることに配慮し、省エネルギー法の報告ルート(省エネ法の報告ルートは経済産業省及び事業所間省庁の出先機関又は本省へ報告するもの。)を活用する等報告の仕組みに関して法制上の工夫が検討される必要がある」ことが述べられている。
環	30 温室効果ガス排出量の報告関係 (相談)	C-c		地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号13)		
環	31 廃棄物の輸出入に関する事務	C-c	国境を越えて移動する廃棄物に関する規制に係る手続きであるから、輸出入の相手国に対し、国による一元的な対応が必要である。 また、不法輸出入への対応として、国の出先機関である地方環境事務所が税関と連携しながら貨物検査等の現場対応を行っている。本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である為、引き続き、地方環境事務所が廃棄物の輸出入に関する事務を行うこととする。	国に残す事務 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号3)		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
環	32	特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務	C-c	<p>国境を越えて移動する廃棄物に関する規制に係る手続きであるから、輸出入の相手国に対し、国による一元的な対応が必要である。</p> <p>また、不法輸出入への対応として、国の出先機関である地方環境事務所が税関と連携しながら貨物検査等の現場対応を行っている。本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である為、引き続き、地方環境事務所が廃棄物の輸出入に関する事務を行うこととする。</p>	国に残す事務（H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号6）		
環	33	鳥獣の輸出入の規制	C-c	<p>特定輸入鳥獣の輸出入規制の事務は、国際的な取引に関する事務であることから、国において実施することが必要。</p>	国に残す事務（H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号27-2）		
環	34	環境影響評価に関する審査	C-c	<p>環境影響評価法に基づき環境大臣が許認可権者等に対して述べる意見は、国際的な目標や水準等を考慮しつつ、事例や知見を集積している環境大臣が全国的な視点から総合的に述べる必要がある。同時に、実際の事業現場での情報収集や事業者との連絡調整等が不可欠である。このため、本業務は国が行う必要があり、かつ地域の状況に精通している地方環境事務所による現地調査等業務が必要。</p>	—		
環	35	ペットフード安全法に基づく報告徴収・立入検査	C-c	<p>ペットフードは、国内流通量の半分以上が輸入品であり、輸入時の水際対策と一体的に行う必要がある。</p> <p>また、ペットフードの製造業者、輸入業者の届出は国が受理していることから、地方公共団体では、立入検査等を行うために必要な知見を有していない。</p>	—		